

令和5年矢巾町議会定例会6月会議目次

議案目次	1
第1号(6月7日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○請願・陳情	6
5 請願第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める 請願	
○報告第9号 令和4年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6
○報告第10号 令和4年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	8
○議案第38号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について	9
○議案第39号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	11
○議案第40号 財産の取得に関し議決を求めることについて	13
○議案第41号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算(第2号)について	15
○議案第42号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算(第1号)について	15
○議案第43号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第1号)について	16
○散会	17

第 2 号 (6月8日)

○議事日程	19
○本日の会議に付した事件	19
○出席議員	19
○欠席議員	19
○地方自治法第121条により出席した説明員	19
○職務のために出席した職員	20
○開 議	21
○議事日程の報告	21
○一般質問	21
1 昆 秀 一 議員	21
2 村 松 信 一 議員	63
3 赤 丸 秀 雄 議員	89
○散 会	112

第 3 号 (6月9日)

○議事日程	113
○本日の会議に付した事件	113
○出席議員	113
○欠席議員	113
○地方自治法第121条により出席した説明員	113
○職務のために出席した職員	114
○開 議	115
○議事日程の報告	115
○一般質問	115
1 高 橋 恵 議員	115
2 高 橋 安 子 議員	129
3 横 澤 駿 一 議員	145
4 谷 上 知 子 議員	163

○散 会	181
------	-----

第 4 号 (6月12日)

○議事日程	183
○本日の会議に付した事件	183
○出席議員	183
○欠席議員	183
○地方自治法第121条により出席した説明員	183
○職務のために出席した職員	184
○開 議	185
○議事日程の報告	185
○一般質問	185
1 木 村 豊 議員	185
2 小 川 文 子 議員	191
3 小笠原 佳 子 議員	210
4 高 橋 敬 太 議員	229
○散 会	247

第 5 号 (6月15日)

○議事日程	249
○本日の会議に付した事件	249
○出席議員	249
○欠席議員	250
○地方自治法第121条により出席した説明員	250
○職務のために出席した職員	250
○開 議	251
○議事日程の報告	251
○請願・陳情の審査報告	251
5 請願第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める 請願	

○議案第41号	令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について	253
○議案第42号	令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について	253
○議案第43号	令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について	253
○議案第44号	監査委員の選任に関し同意を求めることについて	255
○議案第45号	矢巾町住民総合ポータルアプリ構築及びホームページリニューアル業務委託契約の締結について	255
○議案第46号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	263
○議案第47号	令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について	264
○発議案第5号	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について	267
○町長挨拶		269
○散会		270
○署名		271

議 案 目 次

令和 5 年矢巾町議会定例会 6 月会議

1. 請願・陳情
 - 5 請願第 1 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願
2. 報告第 9 号 令和 4 年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
3. 報告第 10 号 令和 4 年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
4. 議案第 38 号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について
5. 議案第 39 号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
6. 議案第 40 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
7. 議案第 41 号 令和 5 年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）について
8. 議案第 42 号 令和 5 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
9. 議案第 43 号 令和 5 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
10. 議案第 44 号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
11. 議案第 45 号 矢巾町住民総合ポータルアプリ構築及びホームページリニューアル業務委託契約の締結について
12. 議案第 46 号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
13. 議案第 47 号 令和 5 年度矢巾町一般会計補正予算（第 3 号）について
14. 発議案第 5 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について

令和5年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第1号）

令和5年6月7日（水）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 請願・陳情
- 5 請願第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願
- 第 4 報告第 9号 令和4年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 報告第10号 令和4年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 6 議案第38号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第39号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第40号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 第 9 議案第41号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第42号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第43号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高橋 恵	議員	2番	高橋 敬太	議員
3番	横澤 駿一	議員	4番	佐々木 暢宏	議員
5番	吉田 喜博	議員	6番	藤原 信悦	議員
7番	齊藤 勝浩	議員	8番	小川 文子	議員
9番	木村 豊	議員	10番	小笠原 佳子	議員
11番	山本 好章	議員	12番	高橋 安子	議員

13番 水本淳一 議員
15番 昆 秀一 議員
17番 谷上知子 議員

14番 村松信一 議員
16番 赤丸秀雄 議員
18番 廣田清実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高橋昌造 君	副 町 長	岩 淵 和 弘 君
政 策 推 進 監 兼 未 来 戦 略 課 長	吉 岡 律 司 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企 画 財 政 課 長	花 立 孝 美 君	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	佐々木 智 雄 君
町 民 環 境 課 長	田 中 館 和 昭 君	福 祉 課 長	野 中 伸 悦 君
健 康 長 寿 課 長	浅 沼 圭 美 君	産 業 観 光 課 長	佐 藤 健 一 君
道 路 住 宅 課 長	水 沼 秀 之 君	文 化 ス ポ ー ツ 課 長	高 橋 保 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 口 征 寛 君	上 下 水 道 課 長	浅 沼 亨 君
教 育 長	菊 池 広 親 君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	南 幅 正 勝 君
子 ども 課 長	田 村 昭 弘 君		

職務のため出席した職員

議 会 事 務 局 長	吉 田 徹 君	議 会 事 務 局 長 補 佐	高 橋 俊 英 君
主 事	渋 田 稀 結 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和5年矢巾町議会定例会を再開します。

これより6月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（廣田清実議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

初めに、当職から議会関係報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（廣田清実議員） 次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。
高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田清実議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

1番 高橋 恵 議員

2番 高橋 敬太 議員

3番 横澤 駿一 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第2、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の6月会議の会議期間は5月30日開催の議会運営委員会で決定したとおり、本日から6月15日までの9日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) ご異議なしと認めます。

よって、6月会議の会議期間は本日から6月15日までの9日間と決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 請願・陳情

5 請願第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願

○議長(廣田清実議員) 日程第3、請願・陳情を議題といたします。

5月30日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。5請願第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願については、会議規則第92条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 異議なしと認めます。

よって、5請願第1号については教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第4 報告第9号 令和4年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長(廣田清実議員) 日程第4、報告第9号 令和4年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 報告第9号 令和4年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

について説明を申し上げます。

令和4年度において繰越しをいたしました事業は、2款総務費の徴収システム運営事業費及び戸籍総合システム運営事業、3款民生費の介護サービス施設等整備事業、赤ちゃん子育て応援給付金給付事業及び私立保育園等整備費補助事業、6款農林水産業費の特用林産施設等体制整備事業、8款土木費の道路維持管理事業、交通安全施設整備事業、防災安全対策事業及び生活道路整備事業となっており、適正な施行期間を確保するために繰越しとしたものであります。

繰越額については9,490万1,000円であり、その財源内訳といたしましては、令和5年度に収入する見込みの国庫支出金4,314万4,000円、県支出金1,562万4,000円、地方債2,060万円及び一般財源1,553万3,000円となっており、これらの事業の繰越しについては令和5年町議会定例会3月会議にてご承認をいただいております、5月会議において報告をさせていただいているところであり、早期の完了を目指しているところであります。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

昆議員。

○15番（昆 秀一議員） この中の民生費、社会福祉費、介護サービス施設等整備事業3,000万円ですけれども、これは特養の整備に当たると思うのですけれども、完成予定というのはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

特養の介護サービスの安定的な提供のために、施設開設の準備経費に対して補助するものでございまして、令和5年3月に着工しておりまして、12月下旬が竣工、来年の1月には事業開始の予定で今進めておるところでございます。

以上、ご報告いたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

その他ございませんか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 同じく民生費の児童福祉費の中の赤ちゃん子育て応援給付金事業は、国が同様の施策を取ることから町としては廃止すると伺ったような気がするのですけれども、

この扱いについてお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

ただいま小川議員が申しあげましたとおり、国の出産・子育て応援給付金事業が開始されましたので、この赤ちゃん子育て応援給付金事業は令和5年3月31日で廃止にしたところで、この繰越しにつきましては、3月の下旬に生まれたお子さんは、出生から2週間以内に届け出るということになっているわけで、そうした場合、4月1日を超えてしまうと。そういった方を救うために、この繰越しをしたものでございます。100万円ということで、10万円掛ける10人分を見越しておったのですけれども、実績としては5名の給付になりました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第9号を終わります。

日程第5 報告第10号 令和4年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の
報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第5、報告第10号 令和4年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第10号 令和4年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

令和4年度において繰越しをいたしました事業は、1款公共下水道資本的支出の第1項建設改良費、管渠等工事費となっており、適正な施行期間を確保するために繰越しとしたものであります。

繰越額については8,318万6,000円であり、その財源内訳は企業債3,000万円、国庫補助金3,000万円、損益勘定留保資金等2,318万6,000円となっております。

事業内容は、社会資本整備総合交付金による流通センター処理分区管渠更生その2工事及び広宮沢北処理分区管渠更生その3工事であり、早期の完了を目指しているところでありませぬ。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第10号を終わります。

日程第6 議案第38号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第6、議案第38号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第38号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、健康志向の高まりにより、町民総合体育館のトレーニング室が毎日多くの町民に利用されておりますが、定期的に利用される方々が多くなっておりますことから、使用料の支払いに利用可能な回数券を新たに設けるため、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります、現在の使用料は児童生徒は60円、学生一般は110円と設定されておりますが、今回の改正により、児童生徒は600円、学生一般用は1,100円のいずれも11枚つづりの回数券を設けることにより、施設利用の促進と利用者の利便性を図るものであります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質

疑ございませんか。

赤丸議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 単純な質問であります。回数券導入は大変喜ばしいことではありますが、この回数券の利用期間というのは定める予定はあるのでしょうか、その確認です。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

今回の回数券導入に当たっての期間の制限については、今のところは設けない設定でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

その他ございませんか。

15番、昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） この回数券を発行することによって減収が見込まれるのか、それともその分利用者増を見込めるのか、その辺のところをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

令和4年度ベースで、トレーニング室の利用料につきましては9,151名でございまして、単純で1日平均大体25名の方が利用されております。主に利用されている方につきましては、日中は60代から70代の方が多く、夜間につきましては30、40、50代の方が多く利用されてございます。今回この回数券を利用するに当たりまして、皆さんが利用しやすくというのが一番ありますし、さらにこの回数券の利用促進、拡大を図っていききたいということで、どんどん周知を図って、この回数券の利用を増やしていききたいというものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 減収は見込んでいないですか。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） 大変失礼しました。

減収につきましては、特に見込んでございません。その分回数券の導入をどんどんしてもらいたいというものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

その他ございませんか。

2番、高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 私も基本的な質問なのですが、この回数券、購入者本人しか使えないのか、買ってしまえば渡して誰でも使えてしまうのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

基本的にこの回数券購入者の方が利用するという考えで進めてまいりますが、場合によっては家族というところにつきましても利用可能かどうかというところにつきましては、ちょっと体協さんとも詰めていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） まだ詰まっていないということで。

よろしいですか。

その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第38号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決しました。

日程第7 議案第39号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第7、議案第39号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第39号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令及びこども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が本年4月1日付で施行されたことに伴い、関係条例についての所要の改正を行うものであります。

その主な改正内容であります。内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されたことから、市町村が条例で定める基準が厚生労働省令から内閣府令に、保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣にそれぞれ改められたほか、文言表記が改められたことに伴い、改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これ討論を終わります。

採決に入ります。議案第39号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第40号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（廣田清実議員） 日程第8、議案第40号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第40号 財産の取得に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

このたび購入しようとする消防ポンプ自動車は、矢巾町消防団第2分団第4部に配備する車両であり、現在使用しております消防ポンプ自動車は、平成10年10月に購入した車両であり、既に24年を経過し、能力低下が懸念されておることから、今回更新を行うものであります。

更新する消防ポンプ自動車の概要であります。矢巾町消防団をはじめ地元後援会と協議を行った結果、本町消防団にも多くの導入実績があります2トン車ベースのCD-I型で、冬期間の安全面に配慮した4輪駆動車を選定し、総務省令の規定に基づく附属品を備え、最新鋭の装備を備えた消防ポンプ自動車とするものであります。

納入業者につきましては、地方自治法施行令第167条の2の第1項第2号の規定に基き随意契約とし、互光商事株式会社、株式会社ダイトク、松栄商事株式会社、有限会社佐々木ボデーの4者を選定し、5月23日に見積り合わせを執行した結果、最低価格であります株式会社ダイトクに決定し、一金2,845万円に10%の消費税を加算した金額、一金3,129万5,000円で契約の締結を行い、納車は令和6年3月25日を予定しております。来年の3月25日。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

16番、赤丸議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今の説明で、ちょっと素人なので分からなかったのですが、冬に対応した4輪駆動とかという部分がありますが、この2,800万円を超える金額の車両ということ

で、従来の今までの消防自動車より高く感じます。これは、物価高騰によって高いものなのか、もう少し、大変申し訳ないのですが、素人でも今回の消防車は、例えば小型で路地にも入りやすいとか、こういうところにたけている消防自動車ですという部分のレクチャーをお願いしたいと。私地元でありまして、聞かれる可能性もあるので、一言で素人でも分かるような特徴をお知らせ願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、価格についての部分でご説明申し上げます。過去の実績という言い方でご説明申し上げます。令和元年度につきましては、ポンプ車、これは11部の購入を行いました。この際には2,310万円という金額でございます。それから、令和2年度につきましてはポンプ車、10部の購入をいたしました。この際も2,310万円ということで、令和3年度は一旦休みまして、50ミリホース、ホースバッグ、分水器等を購入しておりまして、実は令和4年度におきましても予算化はしてはしておりましたが、半導体、それから部品の購入が難しいということで、予算計上してはしておりましたが、不用額ということで落としたという経緯でございます。そして、今回4部の部分のポンプ車ということで予算計上させていただいて、あと13部、和味の部分、13部ではほぼ購入、更新が済むという状況でございます。

今回購入、仮契約させていただきましたポンプ車でございます。お手元の資料の中にCD—I型、4輪駆動という表記がなっております。まず、Cという表現ですが、これはキャブオーバーという意味でございまして、座席がエンジンの上にあるもの、分かりやすく言うと、一番分かりやすい車でいいますと軽トラのようなもの、エンジンが下にあるということで、座席が2列になります。これがD、CDのDという意味で、ダブルデッキということで5人から6人乗れる仕様になるということでございます。それから、このI型と4輪駆動と書いてございますが、これがホイールベースが2メートルから3メートルということで、前輪と後輪の車軸の距離が2メートルから3メートルということで、小回りはしやすい車両ということで、大型の消防署の中にあるものについては、これはCD—II型といたしまして、II型については3メートル以上ということで大型の車両になるということで、消防団に入れるのはI型というものになります。

今回この消防車につきましては、現在4部に入っている消防車につきましては、総重量が8トン近くになるということで、水槽を積んでいるわけです。水槽を積んでかなり大きいということで、水を積んだ状態になると普通免許では運転できなくなる大きいものになります

ので、空の状態であれば駄目だということで、今回についてはこの水槽はつけないで、5トン未満という形の消防車にしたいと。その代わり、水槽の代わりに可搬ポンプを積載いたしまして、例えばほとんど矢巾町の場合はないのですけれども、消防車が入れないような道については、可搬ポンプを持ち出しまして消防活動に入れるというような、可搬ポンプを積めるような状態にするということでございます。

それから、今まではマニュアル車でございましたけれども、これからはオートマの車にいたしまして、ほとんどの方が運転できるような、オートマ限定の方でも運転できるような車両にしたいということでございます。

それから、4輪駆動にするということで、様々な車の動力関係もですが、電気の食わないLED化、照明等についてもLED化、それから操作のしやすいような装備にするということで、最新鋭の消防車にしたいということで、このような金額になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第40号 財産の取得に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第41号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

日程第10 議案第42号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第 1 1 議案第 4 3 号 令和 5 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（廣田清実議員） お諮りします。

日程第 9、議案第 41 号 令和 5 年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）について、日程第 10、議案第 42 号 令和 5 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、日程第 11、議案第 43 号 令和 5 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、この 3 議案は関連がありますので、会議規則第 37 条の規定により、一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第 9、議案第 41 号から日程第 11、議案第 43 号までの 3 議案については、一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました各議案について提案理由のご説明をさせていただきます。

まず、議案第 41 号 令和 5 年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）については、主な歳入につきましては 14 款国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を新設補正し、社会資本整備総合交付金を減額補正し、18 款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正し、21 款町債の公共事業等債を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、3 款民生費の住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業及び 4 款衛生費の省エネ家電買換促進事業を新設補正し、7 款商工費の中小企業支援事業及び 8 款土木費の道路維持管理事業を増額補正し、防災安全対策事業を減額補正し、10 款教育費の共同調理場運営事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,061 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 114 億 9,232 万 1,000 円とするものであります。

次に、議案第 42 号 令和 5 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 1 号）についての補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、支出の第 1 款水道事業費用の営業費用を 3,333 万円増額補正して、総額を 7 億 6,485 万 8,000 円とするものであります。

次に、議案第43号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）の補正の内容ですが、資本的収入及び支出のうち、支出の第2款農業集落排水資本的支出の建設改良費を980万円増額補正して、総額を2億3,209万6,000円とするものであります。

各議案それぞれ詳細につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、この3議案ともよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。一括上程しました議案第41号から議案第43号までの予算3議案については、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第43号までの予算3議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した予算3議案については、6月15日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職の元に提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご異議なしと認めます。

よって、3議案については6月15日午前10時までに審査を終了し、当職の元に報告書を提出するようお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日8日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。大変ご苦勞さまでした。

午前11時00分 散会

令和5年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第2号）

令和5年6月8日（木）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高橋 恵	議員	2番	高橋 敬太	議員
3番	横澤 駿一	議員	4番	佐々木 暢宏	議員
5番	吉田 喜博	議員	6番	藤原 信悦	議員
7番	齊藤 勝浩	議員	8番	小川 文子	議員
9番	木村 豊	議員	10番	小笠原 佳子	議員
11番	山本 好章	議員	12番	高橋 安子	議員
13番	水本 淳一	議員	14番	村松 信一	議員
15番	昆 秀一	議員	16番	赤丸 秀雄	議員
17番	谷上 知子	議員	18番	廣田 清実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高橋 昌造 君	副 町 長	岩 淵 和 弘 君
政策推進戦略 兼 未 来 戦 略 課 長	吉 岡 律 司 君	総務課長 兼 選挙管理 委員 局長 兼 事務局書記	田 村 英 典 君
企画財政課長	花 立 孝 美 君	税務課長 兼 会計管理 兼 出納室長	佐々木 智 雄 君
町民環境課長	田中館 和 昭 君	福祉課長	野 中 伸 悦 君

健康長寿課長 浅 沼 圭 美 君

道路住宅課長 水 沼 秀 之 君

農業委員会
事務局長 田 口 征 寛 君

教 育 長 菊 池 広 親 君

子ども課長 田 村 昭 弘 君

産業観光課長 佐 藤 健 一 君

文化スポーツ
課 長 高 橋 保 君

上下水道課長 浅 沼 亨 君

教 育 次 長
兼 学 校 教 育 課 長
兼 学 校 給 食
共 同 調 理 場 所 長

選 挙 管 理
委 員 会 委 員 長 南 幅 正 勝 君
廣 田 政 夫 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉 田 徹 君

主 事 渋 田 稀 結 君

議会事務局長
補 佐 高 橋 俊 英 君

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

15番、昆秀一議員。

1 問目の質問を許します。

（15番 昆 秀一議員 登壇）

○15番（昆 秀一議員） 議席番号15番、新誠会の昆秀一でございます。改選後、一般質問のトップバッターということで、大変気を引き締めて質問しようと思っておりますので、答弁のほうも気を引き締めてよろしくお願いいたします。

まず初めに、投票率向上の取組についてお伺いいたします。先頃行われた町議会議員選挙の投票率は49.85%と50%を切り、前回の54.62%をさらに下回る最低の投票率でありました。これは、有権者の政治離れが顕著に表れた結果であります。このことは、以前から私が指摘していたことであり、選挙管理委員会としては新たな対策をしてこなかった結果でもあり、その責任の一端があります。選挙管理委員会としては、今回の低投票率をどう受け止め、今後の対策を行っていくのか、以下お伺いいたします。

1 点目、今回の町議会議員選挙の投票率をどのように受け止め、分析を行ったのでしょうか。

2 点目、今後行われる県知事、県議会議員選挙に対する新たな対策を考えているのでしょうか。

3 点目、今回の町議会議員選挙の年代別投票率についてどう考え、特に若年層の投票率

をどう上げていくつもりなのでしょうか。

4点目、最近の投票率はどこでも、特に都市部で低い傾向にあるように感じますが、都市部での投票率向上の取組を考える必要があるように思いますが、どうでしょうか。

5点目、政治に対する興味を失わせた結果が投票率の低下につながっているように感じますが、政治に興味を持ってもらうために、広聴広報の強化をさらに考えていく必要があるように思いますが、どうでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 廣田選挙管理委員会委員長。

（選挙管理委員会委員長 廣田政夫君 登壇）

○選挙管理委員会委員長（廣田政夫君） 15番、昆秀一議員の投票率向上の取組はについてのご質問についてお答えをいたします。

まず、第1点目についてですが、今回の町議会議員選挙の投票率は49.85%であり、前回の町議会議員選挙における投票率の54.62%を下回る結果となり、全体的に各年代で投票率が低下しております。全国的にも同様に、投票率の全国平均は約4.2%減となっており、この傾向は議員ご指摘のとおり、有権者の政治離れが顕著に表れた結果であると捉えております。また一方では、期日前投票者数が増加傾向にあり、期日前投票制度が着実に定着していると認識しているところであります。

次に、第2点目についてですが、県知事及び県議会議員選挙に向けた新たな取組についてですが、今回の町議会議員選挙から実施した取組となりますが、期日前投票者数が増加傾向にあることを踏まえて、これまで役場4階の大会議室に設置しておりました期日前投票所を1階の町民ホールに変更して設置したところ、大変好評であったことから、引き続き同箇所を設置することで投票者の利便性の向上を図ってまいります。ほかにも、臨時期日前投票所の設置に関しましても、これまで矢幅駅東口に設置してきたところですが、同箇所への設置ができないことから、やはば一くに変更して設置したところであり、引き続き投票しやすい環境づくりに努めてまいります。

また、広報につきましても広報やはば、町ホームページ、やはラヂ！、地上デジタル放送によるデータ放送のほか、今回の町議会議員選挙から投票日の当日に防災行政無線による投票の呼びかけを実施したところであり、今後も広報活動に取り組んでまいります。

3点目についてですが、年代が上がるにつれ投票率も高くなる傾向にありますが、一方で若年層の特にも20代の投票率は、過去の実績と同様に一番低い現状となっております。しか

しながら、今回の町議会議員選挙の投票率は若年層のみならず、全体的に各年代で低下しておりますことから、3月会議での一般質問に答弁いたしましたとおり、若年層の投票率向上のため選挙啓発授業等を行い、選挙の意義を伝える主権者教育に努めるほか、矢巾町明るい選挙推進協議会と連携を図り、全体の投票率向上につながる取組を検討してまいります。

次、4点目ですが、全国的には都市部における投票率が低い傾向にあると認識しておりますが、本町の傾向といたしましては7つの投票所のうち、町全体の投票率と比較した場合、高田コミュニティセンター及び矢巾町勤労者共同福祉センターの投票所が町全体の投票率の平均値を大きく下回っておりますが、県立不来方高校及び矢巾町役場の投票所は、平均値とほぼ同じ状況となっておりますことから、本町では都市部の投票率が必ずしも低いという傾向にはないものと捉えております。

5点目についてですが、議員ご指摘のとおり、政治に関心を持っていただくための広聴広報は大変重要であると認識しております。当委員会といたしましても、公職選挙法に規定のとおり、選挙が公明かつ適正に執行されるように、選挙の意義及び選挙制度等の周知に継続して取り組むこととし、町民と町議会との懇談会、やはば議会だよりの発行及び議会中継など、町議会の取組との相乗効果により、町議会への関心がさらに高まるよう努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 私、以前からずっと引き続き投票率の低下を危惧して訴えておりましたけれども、その対策についても提言してきたつもりです。ですが、予想どおり投票率は低下の一途をたどっています。町としては、以前の質問には下げ止まりとなっていると考えているとの答弁であったと思いますが、まだまだ危機感が足りないように感じます。もっと徹底した対策、新しい対策を行っていかないと、さらに投票率の低下は避けられないように感じます。このことを町選管だけでなく、町全体として考えていく必要もあると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

まさに昆議員ご指摘のとおり、投票率、要するに投票していただく方の増加、これは喫緊の課題だというふうに捉えております。まずは、我々といたしましては、投票しやすい環境

の整備、それから先ほど委員長からもございましたとおり、選挙に係る広報周知等についてしっかりしていかなければならないのかなというふうに考えてございます。具体的には、最近の選挙の傾向でいいますと、期日前投票の投票件数、投票率が非常に高くなってきているというところにつきましてはそれぞれの町民の皆様の生活の多様化があるということで、日曜日に限定された投票日だけでは、やはりそういったものについては町民のニーズに応えられないという部分もありますので、期日前投票の期間、それからやり方、そういったものについても、あと場所、しやすい環境ということで整備すること、それから選挙に係る広報についてやはラヂ！、町の広報紙、それから様々な媒体を使って周知をして、足を運んでいただけるような環境をしっかりと整備していきたいというふうに考えていますので、これからもしっかりそこら辺は取り入れながら努力してまいりたいというふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 投票率向上の取組については、まず投票の利便性の向上が挙げられますけれども、投票日数の延長、それから投票所への足の確保、さらにオンライン投票などの導入が考えられるのですけれども、そこですぐやれることとしては投票所への足の確保ということ、投票所へのタクシーの無償化もそんなに難しいことではないと思うのですけれども、どのように感じておられますでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

選管といたしましては、町といたしましては、そこら辺ちょっと検討はさせていただいております。県内でいいますと、岩手県宮古市などが合併の後、取り組んでいるということで情報収集させていただきました。参考までに状況をお話しさせていただきますけれども、宮古市、4市町合併いたしまして、川井村、新里、宮古市、田老町、非常に広いエリアということで、総面積が1,259.2キロ平方メートルということで、矢巾町が67.32キロ平方メートルですので、約18.7倍ということで、合併によりまして様々な選挙、投票所の合併もあったということで、非常に選挙に行く足が遠のいてしまったという状況があったということです。それに伴いまして、投票所までの距離が徒歩で1時間以上かかる方などについては送迎バスを出しますよということで、宮古、田老、新里、川井などで9路線のバスを出したというこ

とでございました。そういった中で、予約制ということで投票所までの運行などもやったというような実績もお話を伺ってございます。ただ、実際には利用された方、35人というような状況もございました。ただ、これがそのまま矢巾町の場合に適合になるかどうかということではございませんけれども、その期日前に来られる方、どういった形がいいのかと。場所の問題があると、それから送迎を出せばそのまま投票率、投票件数につながるかと。ただ、一人でも利用していただければ、それは効果があるというふうにみなすのは当然のことでございますけれども、そういった部分の検証もしながら、一人でも来ていただければいいのだと、それはそのとおりでございますが、そういった部分の効果もしっかり検証しながら、その必要性についても把握しなければならないというふうな状況でございますので、ちょっとまだそこまで、やりますというふうなところまで結論が出ていないというのが状況ですが、そういった効果もしっかりと検証しながら、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 検証なさるとのことなので、やっぱりそこはニーズ調査などをしながら進められてきたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、これも以前言ってきたことなのですけれども、投票した方に対するインセンティブを考えたらというの、いろいろ理由をお付けなさって、重い腰を上げようとしないうのですけれども、ならほかにどのような対策があるのか、具体形的に考えているものがほかにあるのかというと、ないような感じを受けるのですけれども、そこら辺はいかがでしょう。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） 昆議員さんがご指摘になったのは、恐らく投票済証とか、それから何かそういった有益な、投票したことによって何か有益性があるのかというようなことでございますが、なかなか投票済証を必要だとおっしゃられる方、確かにないというわけではございませんが、そもそも選挙をしていただいた方に対して投票済証を出すべきものなのかというところからの議論が必要なのかなというふうには考えてございます。確かに権利の行使ではございますので、投票は。それについて投票しましたよという証明書が本来本当に必要なのかなというところについても、これもまたちょっと結論が出しづらいところでございます。それから、確かに他の自治体でいいますと、投票し

た方に対して物品とか、何か商店街で使えるというようなものを出しているというようなお話もございますが、そういった部分についても、やはり選挙とそういった物品の供与、あるいはインセンティブというところになると、誤解を招く部分も出てくるというふうに感じられておりますので、なかなかそこについてはすぐやります、こうしますというのは出しづらいなというふうに考えてございます。そこについては、課題が多いのかなというふうに考えてございますので、これについてもちょっと今後の課題というふうに捉えさせていただいている状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） いろいろ課題はあるのですけれども、いろんな形で考えてみて、試してみるというのも一つの手ですので、お願いしたいと思えますし、そもそも実際狭い意味の合理性を前提にしますと、投票率が低いことというのは自然であるとも言われております。有権者にとって自分一人の投票行為が全体の投票結果に与える影響は、多くの投票者がいることを考えると、ほとんどゼロなのだそうです。選挙結果が政策に影響を与えて、それが有権者に大きな影響を与えるものであったとしても、一人の投票が与える影響がゼロであれば、選挙から得られる便益も損失もほとんどゼロになるということです。それに対して、投票に行くための時間、候補者の政策について考える時間にかかる費用は無視できません。それぞれの有権者に対し、選挙の損得勘定をすれば、投票することは損失のほうが大きいのです。もし有権者がこのような損得計算だけで行動するならば、棄権するのは当たり前です。

このような有権者の行動は、合理的無知と呼ばれており、この合理的無知が蔓延してしまうと、政治家らは自分の都合のいい政策や自分たちの利益が大きくなるような政策を取りがちになります。有権者の合理的無知というのは、政治家の行動が、政策について選挙で抑制が利かなくなるということになります。そうならないために投票率を上げる必要があるのです。そのために、新しい社会規範というものをつくる必要があります。まず、この社会規範をどのように生み出す考えなのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

選挙についての重要性というのをまず若い世代からしっかり把握していただきたいというふうに考えてございます。若い方々がどのような考え方でいるのかなということで、実は前

回の国政選挙があった後に全国的に調査がされました。マスコミで流された内容でございますが、紹介させていただきます。投票に行くことは、国民の大事な権利です。このことについて若い世代、要するに二十歳未満の方々に調査した結果がございます。その中で、いろいろな若者からの意見がございました。その中には、私が投票に行っても何も変わらないでしょうという意見が多かったと。ただ、これは、一人一人の意見を反映する場なのですよというふうな情報発信をしなければならないのかなというふうに考えています。それから、投票日は日曜日だけでしょう、週末は休みたいし、遊びたいということで行きたくないという意見もあったということで、こういったことについては期日前投票、それから不在者投票などもありますよということの周知をする必要があるのかなと。それから、選挙のことはよく分からない、特に投票したい政党、候補者もないと、候補者全員同じに見えると、どこで投票したらいいか分からないなどというふうな意見もあったということで、これについてはやはり選挙管理委員会とか明推協、選挙を明るく推進する運動の委員と協力しながら、しっかり周知をしなければならないというふうに考えています。それから、住民票を移していない、実家に帰る時間がない、これは例えば町外にいる方、そういった方については不在者投票の在り方もご紹介する必要があると。それから、政治とか選挙とか正直知らないから、私なんか投票しないほうがいいというような、こういうような考え方を持たれないような周知をしなければならないということがございました。それから、日々の仕事や学業、家事などで忙しい、行くのが面倒だといった意見もあったということで、もう一つ、若い世代の人口が少ないし、投票率が上がったところで若者の声は聞かれないのではないかというような意見もあったと。これらの様々な若い方々の、若い世代の意見がございます。こういったのをしっかり我々が説明をしなければならないのかなと。

こういったものを誤解を与えないようにやっていく必要があるということで、まずは若い世代、それから全世代に対して選挙の重要性、必要性、それから皆様の意見が私たちの生活を変えていくのですよというふうな周知をしっかりとさせていただくことが必要だというふうに考えていますので、広報啓発活動、それから様々な、先ほども申し上げましたけれども、媒体を使ってお話しすることもそうですし、例えば今も継続しておりますけれども、県立高等学校、それからとなん支援学校にもお邪魔させていただいて、選挙の在り方、やり方、そういった部分についてもしっかりと説明をさせていただきながら、意識高揚をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 今言ったように、特にも若い世代の投票率が低いということで、4人に1人しか投票していないということなのですからけれども、なら若者の投票率を上げるにはどうすればいいかということで、主権者教育というものがあるわけですからけれども、これは3月にもお聞きしたのでありますが、一つには民主主義の知識を広めること、そしてもう一つに民主主義を通して民主主義を学ぶための経験を提供することがあります。民主主義を通して民主主義を学ぶためには、例えば小さな話ではリンゴかバナナかということについて、みんなで話し合って意思決定をするということ。学校の中での授業としては、単に知識的な投票の方法について教えるだけではあまり意味がありません。どうしたら自分たちの影響力を高められるのか。その権利や方法についても考えられるようにしたらいいのではないか。いずれにしても、主権者教育にて知識的に民主主義を教えることと、経験を通して実感として民主主義を学ぶことが必要ではないかと思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

まさにそのとおりだというふうに認識してございます。様々集まりや機会を通して、そういった話題提供もしながら、政治という言葉を使うと、なかなか参加しづらい方も出てくると思いますけれども、これから私たちの生活をどうしていきましょうというような投げかけでもよろしいかと思えます。そういったところで、様々な世代の方、特に若い世代の方など、ディスカッション等々を開きながら、町政のほうに反映できるような場も設けながら、参加しやすい、話題提供しやすいような場も工夫しながらやっていきたいというふうに考えてございます。そういった工夫をしながら、しっかりと取り組ませていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質問はありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そこで、東京都の狛江市が全国初の80ページにも及ぶ主権者教育の手引を作っております。大変参考になりますので、まずこれを参考にさせていただきたいと思えますけれども、これは選挙を分かりやすく、身近にして誰もが投票できるように、全国のスタンダードになるようにつくったつもりというので、これを基に自治体のカラーを加えて

ブラッシュアップしながら使ってもらえたらうれしいということでしたので、ぜひ参考にさせていただきたいのですが、ご存じでしたでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

ちょっと私は承知してございません。早速見させていただいて、勉強させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質問ありますか。

（「以上です」の声あり）

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

次に、2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 次に、多様性を尊重するまちづくりをについてお伺いいたします。

現代社会において個々の多様性を尊重するまちづくりは、非常に重要な課題であります。多様な文化や人それぞれの特性や考えの背景を尊重し、包括的なまちづくりをするためには、教育を通じた多様性の理解と尊重の促進が不可欠であります。また、まちづくりのプロセスにおいても、住民参加やコミュニティの声を重視していくことが必要であります。さらには、雇用や福利厚生の中でも多様性を尊重する取組が必要であります。そして、公共の場や施設的设计においても、バリアフリーやアクセシビリティを重視することも大切でありますことから、以下お伺いいたします。

1点目、本町における多様性を尊重するまちづくりをしていく上での課題をどう捉えているのでしょうか。

2点目、教育を通じた多様性の理解についてはどのように扱われ、多様性の尊重の促進がなされているのでしょうか。

3点目、多様性を尊重するまちづくりのプロセスにおいて、住民参加やコミュニティの声をどのように生かしているのでしょうか。

4点目、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自にLGBTQカップルに対して結婚に相当する関係とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくするパートナーシップ制度について、本町では検討が進んでいるようですが、今後の推進状況はどうなっているのでしょうか。

5点目、本町の心のバリアフリーの状況はどうなっているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 多様性を尊重するまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町において多様性を尊重するまちづくりを推進する上での課題についてですが、異なる国籍、人権、文化などで差別を受けることなく、それぞれの能力を發揮し、引き出す環境を整え、地域社会の一員として暮らすことができる社会の実現は、まさにSDGsにもつながる重要な課題と認識しているところであります。この点を踏まえ、個人の尊厳を重視する立場から、自由と平等を認め合い、そして実践するため、広報に力を入れてまいりたいと考えております。

3点目についてですが、まちづくりのプロセスにおける町民参加の場として、本町では様々なワークショップを開催しております。その一つとして、未来のまちづくりワークショップと題し、これまでも多くの町民の皆さんにご参加をいただき、住民目線による矢巾町の未来像をフューチャーデザインを用いて創造することにより、町民の意見をまちづくりに取り入れられるよう努めているところであります。

また、本町では本年度、次世代、次の世代に向けたまちづくりの指針となります第8次矢巾町総合計画を策定するに当たり、地域コミュニティが抱える課題や要望等の声を直接聞き取りさせていただく機会を設けることとしております。今後の未来に向けたまちづくりを町民参加型、いわゆる町民の皆さん方が総参加により推進するべく、コミュニティからの貴重な声を生かしてまいりたいと考えております。これからも町民の皆様との連携と協働により、まちづくりを進めてまいります。

4点目についてですが、パートナーシップ制度の推進状況についてですが、町ではパートナーシップ制度に加え、ファミリーシップ制度も含めた宣誓制度の導入を目指し、昨年度から男女共同参画推進懇話会を開催し、ご意見をいただきながら、取扱い要綱及び利用の手引の案を作成しておるところであります。また現在、庁舎内において関係課協議及び男女共同参画推進本部の幹事会を開催しているところであり、今後パブリックコメントを実施し、導入に向けて進めてまいります。

5点目についてですが、昨年12月の障害者週間ではやはば一く内に医療的ケア児に関する展示ブースを設け、障がいをお持ちの方への理解を深める啓発事業を通じて地域住民への働

きかけを行い、共生社会、共に生きる社会の実現を図っておるところであります。

また、本年4月の世界自閉症啓発デーの取組として、癒やし、希望、平穏を意味するブルーが自閉症のシンボルカラーとされていることから、田園ホールのシンボルマークをブルーにライトアップしたところでもあります。このイベントを通して、自閉症をはじめとする発達障がいについて知っていただくこと、理解していただくことは、発達障がいに関することだけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながるものと考えておりますことから、町ホームページにおいて紹介をしているところでもあります。

このほか、矢巾町パラスポーツイベントとして、競技の体験とともに、障がいのある方との交流の場を設けるなど、紫波地域障がい者基幹相談支援センターと連携して、理解促進、啓発事業を進めておるところであります。今後も引き続き、心のバリアフリーに取り組み、誰もが安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう努めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、多様性を尊重するまちづくりをについてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、グローバル化や価値観の多様化により、教育現場においても多様性の理解は重要であり、国においても共生社会の実現に向けた教育の推進が議論されているところでもあります。学校教育における多様性の理解は、道徳科を要とした道徳教育や人権教育等、様々な教育活動の中で実施しております。例えば道徳科においては、他者への思いやりや差別を許さない心を育むこと、人権教育においては外国人や障がい者理解を題材とした授業が行われております。このような学習活動を積み重ねることにより、多様性の尊重の促進が図られていくものと捉えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） L G B Tについてなのですけれども、性的差別というのは最近話題になることが多くなってきております。障がいのある方もそうなのですけれども、人は自分と違うということに恐れ、その対象を攻撃してしまう傾向があるそうです。ですから、本来の自分を出せないで苦しんでいる人がどれだけいるか分かりません。どうしたら人を攻撃せ

ずに平和に穏やかに暮らすことができるのでしょうか。攻撃する人は、相手の気持ちをおもんばかりでできない人が多いのでしょうか。いずれ何でもそうなのですが、これは教育に原点があるのではないかと。教育といっても学校だけではありません。家庭はもちろん、地域、昔は地域でいろいろと周りの大人たちが叱ったり、いろんなことを教えてくれました。地域には、障がいがある方もいましたし、今でいうLGBTQの方もいて、いろんなことを自然に学び、吸収していったように思います。今は、ほとんど学校というところで、限られたところでしか子どもが学ぶ環境がなくなっているようですので、今後はコミュニティ・スクールもそうですし、地域にどんどんいろんな人が出てきて、地域での多様性を学ぶチャンスを持てるようにしていくべきだと思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

地域においても教育を進めるべき、おっしゃるとおりだと思います。例えば自分の話ですが、親戚に障がい者がいたときに、小さい子どもが障がい者と小さい頃から触れ合うことで、そういった方の気持ちが分かるようになったというふうな例もございますし、こういったことはいずれ小さい頃からいろんなお話を聞いたり、実際そういった方と触れ合うというふうなことで、少しずつ、少しずつではありますけれども、理解が進むというふうに考えます。実際なかなかそうはいいまして、ちょっとコミュニティにおきましては、代表の方々とお話する機会というのは多分にあるわけなのですけれども、小さなお子さんであるとか、あとはそれ以外の方々、我々世代の方というふうな方はなかなかお話しする機会というのはいずれも、実際これから地域のほうにお邪魔して、いろんなことをお話しする機会というのがございますので、こういった機会を少しでも捉えながら、知識、周知等を進めていきたいと思っております。場合によっては、実際こういったことをお話しできるような方も招聘して、研修等をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 多様性の中には、LGBTQもそうですし、障がいをお持ちの方も含めて、支援の充実が求められるわけですけれども、まだまだ障がいに対する差別や偏見はなくならないですし、だからこそ私は何度も障がいを持っている方の支援について取り上げてきています。つい先日も名古屋城の話、再建の話で、障がいのある方に心ない言葉を言っている方がいらっしゃいました。私は、そういう障がいを持っている方に対する支援をする

仕事をしておりますので、そういう方々の声を聞くことも多いです。それらの声を私なりに解釈して、この場で発言しているわけですし、それでも差別や偏見はなくなりません。

それで、先日もあるお店に行ったら、障がい者駐車スペースに障がい者とはとても見えない方が立派な車で堂々と駐車して、障がい者用スペースに止めて、すたすたと歩いていくのを見かけたのですけれども、もしそこに当の障がいのある方が止められなかったらどうなるのか。そういう想像力をその人はお持ちではないのでしょうか。いずれ注意しても逆切れされてしまうこともありますし、そういう方たちばかりではないと思いますが、そこをどうしたらいいのか、私にはさっぱり分からなくなったのですけれども、この差別や偏見についてどのように解消していく考えなのかをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

今議員おっしゃるとおり、当事者が偏見を持ちながら、家族とか周りには隠して生活している方が多いと思います。LGBTの方に限ってのお話になるのですが、家族にも誰にも相談できず、抱え込んでいる方が多くいらっしゃると思いますので、その方の相談窓口は文化スポーツ課に備えておりますし、場合によっては福祉サイドあるいは健康長寿課サイドと連携を取りながら進めてまいりたいと思いますし、中には特別な例とか特殊な例があると思いますので、そういった事案につきましては岩手県の男女共同参画センターのほうにおつなぎをいたしまして、相談を受けるという体制を取っていきたいと思います。

以上、私からのお答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） 私のほうからは、障がい者のほうの関係でお答えさせていただきたいと思います。

いろんな障がいの方の偏見ということでございますけれども、心のバリアフリーのところでも取り上げておりますが、こういったイベント等でやはり障がいをお持ちの方のご理解、そして昨年スポーツを通じて交流とかして、障がい者のことをご理解していただくような取組等、小さいことではございますけれども、そういったところの取組で町民の方々にいろいろ参加していただきながら、障がいへの考え方というか、そういった偏見を持たない社会になるように取り組んでいきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） やはり小さなことを積み重ねていくことが大事なのだと思いますので、地道に続けていっていただきたいと思います。

それで、次に障がい児に対してなのですけれども、これも多様性を尊重する上から決して無視できないわけですし、昨年9月に国連の障害者権利委員会が、障がい児を分離する仕組みだとして特別支援教育自体の中止と通知の撤回を勧告していましたが、文部科学省ではその勧告を無視して、特別支援学級の障がい児が通級で学ぶ時間を週の半分以下にするように求める通知を出しております。このことについては、町としてはどうお考えをお持ちなのでしょう、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） お答えさせていただきます。

今、その国連関係の部分と、そして国のほうの判断が異なっているというご指摘でございました。特別支援学級の設立の目的というのは、いわゆる障がい者に応じた個別の支援をすることというのが主たる目的となっておりまして、その考え方において、現在ノーマライゼーションも含め、インクルーシブ教育というふうな概念が進んできております。ただ、学校の設置に関わっては、基本的には国、県というところが、公立学校についてはその辺りの部分の権限を握っておりますので、その動向にも注意しながら、その考え方も踏まえながら、今後対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） これ文科省からの勧告は、そういうふうに週の半分以下にするよいうということだったのですけれども、岩手県教委では市町村教委に対して時間制限は要請しておりませんので、そこら辺は当たり前のことなのではないかなと思うのですけれども、いづれ障がいのある方の多方面での活躍において、教育行政の役割というのは非常に大きいと感じられます。学校現場の人手不足というのも続く中、いかに体制を整備して、専門知識やノウハウを備えた人材を育成するかが問われてきております。障がいは、多様な個性の一つであります。成長段階の子どもたちが正しく理解することで、心のバリアはなくなって、思いやりや支え合いの精神も育んでいかれると思います。そのための教育が今必要だと思うのですけれども、そこら辺の町としての見解をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） お答えいたします。

基本的な考え方は、全くそのとおりでございます。一人一人をいかに尊重して、その個性をいかに発揮し、健全に育成していくかというのは、我々大人の責務であり、また教育委員会としての責務でもあるというふうに認識してございます。そのための教育環境を整えていくということがまず直近で大切なことかというふうに捉えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問はございますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 多様性を尊重するという事は、まさに言うはやすく行うは難しでございます。ですが、私たちがどう思おうとも、広い世界はやはり自分とは異なる人々が存在しております。その人たちを尊重するためには、まず自分自身の個の多様性を認め、尊重することから始めてみる。物事を好き嫌いで判断するのではなく、嫌いであっても、苦手だと感じたとしても、それぞれに社会の中での役割があり、存在する意味があるという前提に立って対話を試みてはどうでしょうか。そこからお互いの多様性を尊重し合った上で、多様なことを関わり合えば、私たちの多様性はさらに価値が上がるものとして、町の繁栄を後押ししてくれるものだと思うのですが、最後に町長、いかがでしょう。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただく前に、実はこの間全国植樹祭がありまして、私も天皇皇后両陛下のご臨席を仰いで、そのときにここにおります横澤駿一議員のお父さん、横澤高德先生もおいでになって、それで食事をしたのです。そのときに、横澤高德先生は自分で、いわゆる車椅子でもやるわけです。食事した後に外国のいわゆる大使の方もおいでになって、スムーズに先生の車椅子を押してくれたわけです。そうしたら、みんな感動したのです。この外国の大使の方が一緒に食事をして、その光景を目の当たりに。

だから、昆秀一議員にお話しするわけですが、多様性のまちづくりというのは足りるところもあれば足りないところもある。それをお互いに助け合い、補い合って、そして何よりも大事にしなければならないのは認め合い、支え合い、そしてその中で本町でも、やはりこれからの町政推進のソフトの一番の大事なものは町民の皆さんの命と健康と尊厳を守るまちづくり、これが私は多様性のまちづくりにつながると思うのです。だから、そのことを考えたときに、私をはじめ、一人一人が行動、アクションを起こすことが大事だと思うのです。だ

から、私は常日頃そういうことを、例えば今医療的ケア児、先ほど答弁の中にも入れさせていただいたのですが、それこそいろんな方々がおるわけです。そういうことをお互いしっかり支えていく姿勢、これを私は大事にしていきたいと。

だから、本町の多様性のまちづくりは、一番大事なのは行動することだと私は思うのです。行動するところから足りないところ、足りるところを見いだして、一人一人が自覚と責任を持って対応することがこれからのまちづくりに本当に大切なことではないのかなと。だから、昆秀一議員の今のご質問をいただいて、私も今日はまた原点に立ち返って、そういう思いで、しっかり認め合い、支え合い、そして尊厳できる、そのことがパートナーシップ、そういったことにつながっていくのではないのかなと。だから、駄目だということは絶対ないわけですので、駄目だということをみんなで理解し合うことによって私は課題は解決できると思うので、一緒に考えていこうではありませんか。ひとつよろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質問ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは次に、3問目を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 次に、農業の未来と食についてお伺いいたします。

農業の未来は、持続可能性の確保へ向けた取組と技術革新によって大きく変革されてくることが考えられます。環境負荷を最小限に抑えながら、より効率的で生産性の高い方法が求められます。今後は、農業技術の進歩により、自動化や人工知能の活用がますます一般的になってくると考えられます。ドローンやロボットが農作業を行い、労働力不足を解消していく必要があります。センサーやモニタリング技術により、土壌の状態や作物の成長をリアルタイムに把握し、最適管理を行うことも可能になってきます。

また、持続可能な農業がより重視されるようになってきます。有機農業や循環型農業が一般的になり、農薬や化学肥料の使用を最小限に抑えた栽培が増えることも予想されます。食に関しては、より健康的で多様な食事が重視され、安全で栄養価の高い食品の需要が増えていくことも考えられ、農業と食は食料の公平な分配がより重視されてくることから、以下お伺いいたします。

1点目、農業の技術革新についての本町の進め方はどうなっているのでしょうか。

2点目、有機農業や循環型農業の本町の考えと進め方はどうなっているのでしょうか。

3点目、農業者の後継者問題をどう考え、取組を進めているのでしょうか。

4点目、農業と食の関係について等、学校教育の中での食育の考えと取組状況はどうなっているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 農業の未来と食についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、後継者及び新規就農者数の減少が課題となっている昨今、持続可能な農業を行うため、ICT技術を活用したいいわゆるスマート農業の普及が欠かすことができないものと捉えております。本町における一部の経営体におきましては、ドローンによる薬剤散布やGPS搭載の田植機、スマートフォンアプリによる圃場の水管理システムなど、農作業の省力化につながる取組が行われております。

スマート農業は、農作業の省力化や効率化、肉体労働の軽減、環境に配慮した農業の実現につながることから、今後は岩手中央農業協同組合とともに、自動収穫機や選別機などのロボット、栽培管理支援システムなどのAI技術に加え、直播栽培技術など最新技術のPRに努め、各経営体から導入の相談があった際には関係機関と連携しながら、省力化、効率化に結びつく支援を行ってまいります。

2点目についてですが、有機農業や循環型農業につきましては、みどりの食料システム法に基づき、本年3月に県と県内33市町村において岩手県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画を策定し、今後、有機農業など環境負荷の低減に取り組む農林業者を支援することとしております。

しかしながら、有機農業や循環型農業への取り組みの際には、農作物の収量低下による所得の減少、大規模化が困難といった課題が挙げられることから、本町といたしましては農作物の収量低下の軽減が図られるよう、農業の基本であります土づくりについて、そして土壤診断に基づく適正施肥等の営農技術の指導など、関係機関と連携して支援をしてまいります。

3点目についてですが、昨年度に本町営農者を対象に実施いたしました農業経営についての意向調査の結果、いわゆるアンケート調査の結果です。今後の農業経営について、明確に後継者がいると回答された方の割合は全体の約1割にとどまっており、農業を担う人材の確保が喫緊の課題となっております。人材の確保に向けた取組につきましては、国の月額12万5,000円を給付する新規就農者育成総合対策における経営開始資金、町の月額5万円を給付する親元就農給付金を活用した資金面による支援のほか、盛岡農業改良普及センター、岩手

中央農業協同組合、町農業委員会と経営、営農資金、農地の3分野で関係機関サポート体制を構築し、矢巾町農業経営改善支援センターにおいて就農希望者に対する営農計画書の作成等の相談を随時行っているほか、現地訪問による、いわゆる現場に足を運ばせていただいて、営農者の地域生活等も含めたサポート活動を定期的に行っております。また、そのことを強化してまいります。

また、国の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、本年度から新たに県に設置されました農業経営・就農支援センターと連携しながら、農業を担う人材の就農から持続可能な経営まで、きめ細やかなサポートに努めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、農業の未来と食についてのご質問にお答えいたします。

4点目についてですが、食育は子どもたちが一生にわたって健やかに生きていくことができるよう、その基礎をつくるために行われるものであり、各校が家庭や地域社会と連携を図りながら取り組んでいくことが重要であると考えております。現在町内におきましては、栄養教諭による各学校への巡回指導を行っているほか、稲作体験や野菜の栽培を通して収穫の喜びを感じ、農業の大切さを学ぶ取組を行っている学校もございます。

また、昨年度までコロナ禍において開催を見合わせておりました食材生産者との意見交換を交えた給食試食会を本年度は再開し、食に関する関心を高め、併せて地産地消の推進をより一層図ることとしております。このような取組を通して子どもたちが農業の大切さを学ぶとともに、健全で健康な食生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） まず、食についてなのですが、食料の自給率を上げるための取組を進める必要があると思います。その取組の一つとして今が旬の食べ物を食べることで、地元で取れた新鮮な食べ物を食べて、国産の食べ物を応援すること、御飯を中心に野菜たっぷりのバランスのよい食事をする、残さず食べて食べ残しを減らすこと、5つ目に国産の食べ物にもっと興味を持つことなどの5つがあります。いずれの取組も学校を通して進められていると思いますが、小中学校の親は多少そういう意識はあるのだと思いますけ

れども、そこを過ぎてしまうと、あまりそういうことを意識しないように思いますけれども、そこを食生活改善推進員をはじめとした方々が取り組まれているところだと思うのですが、町として食料自給率を上げるためにはどのように取り組まれているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 地域で作られたものは地域で消費するのが一番でございますので、やはり矢巾町産の米、野菜、果実も含めて、そういったものを普及するためにはまず身近なところで食べていただくということで、給食のほうにも当然使われてございますし、今は岩手医科大学のほうでも病院食として米とか、いろいろ様々矢巾町のものが使われているのが現状でございます。

また、矢巾町の野菜、そういったものにも興味を持っていただくために、地元学び塾ということで毎年開催してございますが、今年も年3回ほど、ズッキーニの収穫に小学生等参加して、親子で参加していただきまして、そういった収穫体験、ものづくり等を体験する機会を持ちますし、そういった機会を捉えながら、矢巾町の食に、農産物に興味をいただく機会を増やししながら、国産の自給率となると、非常に厳しい現状、カロリーベースでいっても厳しい現状ではございますけれども、矢巾町内において小さいところからでもそういった自給率を上げられる、向上できるようなものに取り組んでいければなというふうに捉えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 食生活改善推進員協議会の事務局を健康長寿課のほうで担っておりますので、食生活改善推進員の活動についてちょっと答弁させていただきたいと思っております。

食生活改善推進員は、町内で現在会員201名、今年度いらっしゃいます。コロナ禍、そしていろいろ会員の高齢化等もあって、ちょっと会員の減少がございましたけれども、今回の通常総会は参集型で行いまして、食生活改善推進員協議会の活動目標の一つの中にも食料自給率向上のための地産地消に努めましょうということを掲げて取り組む予定でございます。今年度も、地域の会員さんが自分たちの自治会の中でどういう活動ができるかということで、今計画をそれぞれ練っていただいて進めておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 今回の食生活改善推進員協議会、201名ということで、減っているのだけれども、そのくらいいるということなので、活動をもっと進めていただきたいと思います。

それから、これは後継者の問題にも関わってくるのですけれども、食育に関して、小中学校では学校給食にて地産地消を進めて取組をしたり、給食だよりを発行して生産者の紹介をしたり、試食会をしたりして努力されておりますけれども、さらにもう一步踏み込んだ農業の後継者対策をしていく必要があるかと思えます。そうしていかないと、農業の魅力も発信できずに、将来に向けた農業者の後継ができなくなってしまう。その辺のところを矢巾町農林業ビジョンではほんの少ししか触れられていなくて残念なのですけれども、そこでも具体策が見えてこないのですけれども、その辺はどう考えているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 農林業ビジョンにつきましては、今年度変更というか、再策定というか、今回見直しをすることになってございまして、特に今お話がありました後継者問題、これらにつきましても特にクローズアップしながら、今後の矢巾町にとっての後継者づくりをどうしていくかというものをきめ細かく触れていきたいなというふうに考えてございます。

今現在、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、新規就農者の育成並びに親元就農者の発掘ということで、いろいろ育成には取り組んでいるところではございますけれども、やはり一番農業後継者問題の根本にあるのは、農業所得の向上が挙げられるというふうに考えてございますので、その辺もベースに考えながら、後継者の育成について農業ビジョンで見直しを図りながら、その文言を加えていきたいなというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問は。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そこで、労働力の確保としての問題として、農業女子プロジェクトというのをさらに進めていく必要があるように思います。このプロジェクトは、女性の農業者が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵や技術、企業の技術、ノウハウ、アイデアなどを結びつけ、新たな商品であったりサービス、情報を創造したり、社会に広く発信していくためのものであります。昨年会派で視察した秋田県でも進められていましたが、

本町としてこの農業女子プロジェクトの取組はどう考えられているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話がございました農業女子プロジェクトという名目では行ってございませんけれども、地域おこし隊でかなり農業に興味を持った者が、もう卒業した1名おりますし、今取り組んでいる2名、夫婦で地域おこし隊を取り組んでございますけれども、その方につきましてもかなり地域に入りながら、一緒になって、泥まみれになりながら畑に入って、そういった活動もされてございますので、そういった方々がどんどん、どんどん増えていくような形で進めていければ、賛同していただけるような方々が増えていければなということで、現在の地域おこし隊を核にして、そういった方々を巻き込んでいきたいというふうに考えてございますので。また、今お話があった名称をつければ、プロジェクトというふうに名称をつければ、より何かすてきなものかなというふうな、農業も捨てたものではないかなというふうな形に思われる一般の女性の方もいるかもしれませんので、やはり魅力のある農業をいかにPRできるか、その辺については今後検討しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） その地域おこし協力隊の夫婦の方を核にしてといいながら、まずそこを含めてそういう人たちに知ってもらう、県外の、町外の人にも知ってもらうということで、農村コミュニティの将来を考えた上では、グリーンツーリズムというのが私はこの先重要になってくるのではないかなと思います。グリーンツーリズムとは、緑豊かな農村地域でゆっくり滞在し、訪れた地域の人々との交流を通じて自然文化、生活、人々の魅力に触れながら、様々な体験を楽しむという余暇活動であって、新たな旅行の形だと言われております。本町において、産業観光課として農業と観光を所管する課が1つとなっておりますので、より一層このような取組ができやすいのではないかなと思うのですけれども、このグリーンツーリズムについての考えをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） グリーンツーリズムにつきましては、過去、個人でそういった取組をされていた方がいらっしゃったのですけれども、今現在は中止してございます。行政が積極的にそういった取組、マッチング等をさせるのはできることなのですけれども、や

はり個人の力で農業者の方の協力なしではこういったグリーンツーリズムを進めることはできませんので、今は法人、農業法人という形、形態も農業者の中にありますので、農業法人のほうでそういったグリーンツーリズムに取り組める団体があるかどうか、そういったものも、うちのほうでいろいろ積極的にこちら働きかけを行いながら、こういった取組もできないかどうか、今後話し合いを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問はございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 次、食についてももう少しお伺いしたいのですけれども、今から10年前にユネスコ無形文化遺産として和食が登録されております。この無形文化遺産とは、登録されてよかったですね、はい、終わりというのではなく、登録されたと同時に保護措置が求められるということになるのですけれども、重要なのはユネスコへの登録は料理人等の限られた方のもではなく、全ての日本人が実践者になっているということです。そのため、私たち一人一人が自分事として和食の保護、継承に取り組んでいくことが求められるわけですが、この和食の保護、継承については町としてはどう取り組んでいるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 県の取組でございます食の匠というものがあまして、その食の匠に選ばれた方々が郷土料理とか、そういった地元ですっと引き継がれてきているものを食の匠として広げていくというようなこともございますし、新たに自分が地元の食材を使いながら、それを広げていくというような取組が今行われているところでございまして、矢巾町であれば、最近3ちゃん矢次工房の構成員の一人でございます方がみそがんづきということで、皆さんお聞きになったことあるかどうか分かりませんが、そういったものに取り組まれているようなこともございますので、そういったものを通して日本の和食というよりも、地域の和食についても広げていければなというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 地域活性化に食というのは大事な発想だと思いますので、医福食農連携もあります。医福食農連携というのは、機能性食品や介護食品の開発等、医療福祉分野と食料農業分野が戦略的に連携することであって、食の新たな価値創造による食市場の活性

化に向けた取組であります。既に現場レベルでは行われているところではあるのですが、例えば地域の食品企業や医大、医療機関や福祉施設とコラボして商品開発をしていくことをもっともっと進めていくべきではないかと思うのですが、その点についてのお考えを、どう進められているのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 福食というのは、今かなり進められてございまして、例えば社会福祉法人の方々がイチゴを作って、それを実際に商品として販売しているというようなところもございまして、医食となると、矢巾町内には医大があるわけでもございまして、そういったもので数年前には薬草園を造ろうかというふうな検討もされてございまして、土壌的な部分、あとは場所的な部分、そういった部分がありまして、なかなか進んでおらないところではございまして、そういった商品開発につきましては、薬草の部分も含めましてどんなものに取り組めるかどうか、その辺は連携をしながら、それぞれ産業センターなりでも、そういったものも加えながら今後進めてまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） いずれ健康の源となるのは食であります。薬草もそうですけれども、漢方の用語には医食同源といって、食べるものと薬になるものの源は同じであると言われております。ぜひ食というものを通して、何よりも町民の健康を守る取組を進めてほしいと思うのですが、最後に見解をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

農業の未来と食についてということで、多岐にわたってご質問があったわけでもございますが、特にも例えば私ども今年も、岩手医科大学の小川理事長先生、田植をやる予定だったのですが、いわゆる天候が荒れてできなかったのですが、いずれ学校教育の中で、今児童生徒が手植えで田植をしたり稲刈りをしている。あれは、やっぱりつらい作業なのです。そこで、これから農業というのは魅力のある職業なのだということ、それが後継者の育成にもつながる。先ほど女子プロジェクトのお話があったのですが、建設業とか何かでは女性の方がそれこそ機械の操作をやったりして、こういう魅力があるのだと。だから、農業もできるのであれば、機械を操作する危険性もあるのですが、手植えとか手刈りでやるのではなく、田植機

械とか、できるのであればバインダーとかコンバインに乗って、農業というのは楽しいなど。そして、できれば、昔の田園風景にはそういう農作業をやって、お昼にはみんなで握り飯を食べながら、いろんな話をして教えられたわけです。だから、先ほどの多様性のまちづくりで、今そういう会話がなくなっています、大人から子ども。子どもが大人の会話を通していろんなことを学ばせていただいた。だから、もう一度、本町の農業の未来と食についてと、例えば自給率とか、それから3ちゃん農業で、おじいちゃん、おばあちゃん、母ちゃん、ここで黙って女の人たちが仕事をやってきているわけです。食料自給率も今は38%、岩手県なり本町ではあれなのですが、先ほど地産地消、医食同源、だから医食同源のこれを、岩手医科大学の病院食に銀河のしずくを使っていたいただいているわけです。だから、こういうことをどんどん広げていくことが私は大事だと思うのです。

そこで、ご質問にあったいわゆる循環型農業とか、そういうことも包含しながら考えていかなければならないと。だから、私どもは、どうも子どもたちの学校教育でも、まさにほとんど今はなくなったのですが、はせ掛けをさせたり、中学生の子ども、小学生の高学年、そんなことをやっては駄目なのです。例えば秋田の大潟村では、家族そろって、いわゆるお正月は外国で正月を過ごすとか、そういうことによって農業の魅力が発信できるわけです。だから、先ほどの私の答弁で、後継者は1割に満たないと、この答弁書を書いて、まさに落涙の思いです。だから、これからこのことについては、町も議会もあれなのですが、もっと私ども農家の現場に足を運んで、そしてこの間も農業再生協議会の中で、「いやあ、昌造さん、おめえ田植するのに今苗箱、水かけると7キロから8キロ、もっとあれれば10キロだ、年寄りたちの仕事って大変だ、だから直播栽培を町として考えるべきじゃないか」と、強い発信もあったのです。ただ、先ほどの答弁の中にもある収量の低下、それが農業の収入のいわゆる低下にもつながる。だから、そういう最新の技術、農業技術を普及センターとか、そういうところと一緒に考えていかなければならない。

だから、今ここで農業を原点から、ツーリズムとかの話もいろいろ出たのですが、自給率、それから後継者、いろんなことが出たのですが、やっぱり農業は魅力ある職業だということをみんなで盛り上げていきたい。それを農林業ビジョンにもしっかり位置づけをして、そしてやっていきたい。だから、これからの農業をもう一度再興するためには、みんなで力を合わせて、そしてアイデアを出してやっていかなければならない。今国では、食料・農業・農村基本法の見直しがなされているが、果たしてこれが本当に現場に沿った農業政策なのかと。例えば今、5年に1度の水張り減反、それをやったら田んぼとして認めると、1か月水を張

ったら。そんなばかなことを何でやるのかと。だから、地についての農業政策を市町村も県も国も一体となってやらなければ、そしてまさにウクライナで食料安保のことが今言われて、泥沼なのです。今矢巾町は、まだそういう心配はないのですが、これからこういう情報発信をしっかりと現場から通してやっていかなければならないと。だから、昆議員さん、お互いに田んぼに出張って草刈りをしたり、やろうではありませんか。そして、農家、農業者の苦労を一緒になって味わうことで、いろんなアイデアが出てくると思うので、そのことをひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、ここで休憩に入ります。

再開を、ちょっと短いですが、11時30分といたします。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

これより廣田選挙管理委員会委員長が退席しておりますので、報告いたします。

次に、4問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 次に、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進についてお伺いいたします。

DXは、組織や企業がデジタル技術を活用して、業務プロセスやビジネスモデルを革新する取組であります。そのDXを推進するためには、まずリーダーシップの重要性が挙げられます。リーダーとなるべき者がDXのビジョンを示し、その重要性を組織全体に伝える必要があります。リーダーシップの下で組織のメンバーが変革に向けた意欲や取り組むべき方向性を共有することができます。

それから、組織の文化の変革が不可欠であり、DXを推進するためには従来のやり方に固執するのではなく、イノベーションやリスクの需要、柔軟性を重視する文化を醸成する必要があります。組織全体でDXを支える風土をつくり上げていくことが重要でありますことから、以下お伺いいたします。

1点目、テクノロジーの導入やデジタル化への投資は欠かせませんが、今後、どの程度の

費用を見込んで進めるのでしょうか。

2点目、組織内外とのコラボレーションがDX推進には必要であると考えますが、どのようにコラボレーションを図っているのでしょうか。

3点目、DX推進のためのリーダーシップは誰がどう取組を進めているのでしょうか。

4点目、ChatGPTの活用の考えはどうなっているのでしょうか。

5点目、GIGAスクール及びプログラミング教育やAIの活用などの学校での現状と今後の取組はどのようになっているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、テクノロジーの導入やデジタル化の推進については国の方針の影響を受ける部分が多くあり、現段階で詳細な投資見込額をお示しすることは困難でございますが、仮称矢巾町DX推進計画の策定を進める中で試算を行ってまいります。

2点目についてですが、民間企業や教育機関等から、社会課題等を踏まえた新規サービスの導入について、実証実験や無償体験をご提案いただいております。本町といたしましては、ご提案いただいた事項が本格導入に至った場合に、町民サービスがいかに向向上するか、期待される効果やその経費、サービスそのものの将来性を考慮して取り組んでまいります。

町民の皆さんを交えた取組といたしましては、一関工業高等専門学校の学生が起業した磐井AI株式会社が開発を進めております、歩行から軽度認知障がい（MCI）、これはもうご存じかと思うのですが、私、あんまり英語得意ではないので、発音が悪いかと思うのですが、Mild Cognitive Impairmentということで、これを早期発見、予防するデバイスでありますD-walkの開発協力を行っております。このD-walkというのは、一関高専の作品名でございます、歩くことから健康をつくり上げていくということです。町民の利便性や生活の質の向上に資する事業につきましては、今後も積極的に取り組んでまいります。今お答えしたD-walk、これはD-walkシステムという考え方であれば、なお分かりやすいかと思えます。

3点目についてですが、令和4年12月に、本町職員が考える自治体DXの理想像について取りまとめを行ったところであります。現在は、未来戦略課において、国が定めます自治体

D X推進計画の内容を踏まえ、仮称矢巾町D X推進計画の策定を行っており、いわゆるC I O、これはもうご存じかと思うのですが、C h i e f I n f o r m a t i o n O f f i c e r、最高情報統括責任者に副町長を据え、政策推進監の下、矢巾町における自治体D Xを進めてまいります。

4点目についてですが、C h a t G P Tをはじめとした生成A I、いわゆる対話型のA Iについては、多くの自治体で活用方針の検討が進められていると認識しており、利用に当たりましては作業の効率化がメリットとして挙げられる一方で、つくり出される、生成された文章の正確性やセキュリティー上の問題がデメリットとして挙げられております。現行の矢巾町情報セキュリティポリシーでは、C h a t G P Tのような不特定多数に提供され、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となるサービスの利用を原則として認めておりませんが、国から示されたガイドライン等を踏まえ、利用範囲を限定して、利用手順等を定めた上で、外部サービスが利用可能となるよう、セキュリティポリシーの見直しを検討しております。

つくり出された生成A Iの業務利用については、それぞれのサービスができること、得意とすることと、利用に当たってのリスクを正しく把握した上での検討が必要と捉えており、国内の議論にとどまらず、これはもう世界的な動向も踏まえながら、絶えず利用方針の見直しを行ってまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、D X（デジタルトランスフォーメーション）の推進についてのご質問にお答えいたします。

5点目についてですが、G I G Aスクール構想により整備されたI C T環境を生かした学びは、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につながり、学習指導要領にある3つの資質、能力の育成に大きく寄与するものと認識しております。小中学校においては、学習内容に関し、児童生徒が必要とする情報収集、意見交換時のアイデア整理、学習のまとめの場面でのプレゼンテーションを作成しての発表など、児童生徒の思考力、表現力を育むツールとしての活用が図られております。

また、プログラミング教育は、児童生徒の論理的思考力を育成する中核となるものであり、この能力を身につけることは、これからの変化の激しい時代を生き抜くために必要なもので

あると考えております。町内小学校においては、昨年度に音楽の研究授業を実施し、プログラミング教育の実践を広げているところであり、算数や理科においても活用が図られているところでもあります。

次に、A I の活用についてであります。本町で導入しているデジタルドリルは、児童生徒一人一人の習熟度をA I が判定し、児童生徒一人一人に応じた演習問題を提供できる環境が整っており、個別最適な学びを推進する一助となっております。一方、教育における対話型A I の活用については、現在国においても議論が始まったばかりであり、今後の動向を注視し、適切に対応してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） D X の進歩は非常に目覚ましいものがあって、今やD X、A I の言葉を聞かない日はほとんどないような状態です。先日も、A I を活用したがん簡易検査の開発に乗り出したり、近隣市ではA I を活用した人流調査も始められているそうです。ただ、Eメールや会計ソフトに入力したりすることを厳密にはD X と呼ばないのだそうです。D X とは、デジタル技術で商品開発やサービスの付加価値を高めたり、新ビジネスを生み出したりと、暮らしそのものを変革することを指すそうです。

それで、今介護業界でのD X も進んでいるようでして、答弁にもありましたけれども、例えば介護職員の離職率が全産業平均の15%を大きく上回る28%に上っているそうで、その原因は介護が大変ではなく、事務作業が辛いからだということだそうで、介護でお年寄りを支える仕事自体は大変やりがいがあると言い、附帯する業務が職員の心を折っているということでした。その施設では、そのための事務軽減化に向けての情報伝達の簡便化のために情報管理ツールなどを活用したところ、離職率が減ったそうです。このように、今後は各方面でD X によってよりよく変化していくことが考えられるのですが、このような例はほかにもたくさんあると思いますので、ますますD X を進めていくべきだと思うのですが、その支援についてはどう考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えをさせていただきます。

まず、このD X という言葉なのですけれども、最近新しく聞こえたような感じもするのですが、この原点であります言葉というのは、2004年にエリック・ストルターマン教授が書き

ました「Information Technology and the Good Life」という論文に書かれている言葉です。その中で、デジタルトランスフォーメーションは、技術が起因しまたは影響を与える私たちの生活のあらゆる局面における変化と理解することができるのだというような訳ができると思うのですけれども、今議員おっしゃったように、ここでできるというのが付加価値を高めることではなくて、時間を短縮することで付加価値を高めるという効果がここに指すのだということが言われています。

まさしく今介護業界のお話がありましたけれども、附帯する業務に時間を割いて心が折れるという話は、まさにこの話に通ずるところがあるのではないかなと思いました。ここに対する支援でございますが、実は様々なことが挙げられています。議論したことがあるのですが、例えば介護職員であれば、実は仕事が奪われてしまうのではないかとといったようなことを現場サイドの方から直接伺ったことがあります。まだまだこのDXに関する恩恵というものが、どちらかという社会に対する希望と同時に、自分自身の生活が奪われてしまうのではないかとといった不安もあるということを各業界で聞いております。

そのような中で、私ども自治体DXの分野で取り組んでいるのですが、各方面とこのDXに関する考え方、あるいは新技術の導入に関しましては様々な協議会がございますので、そういう協議会の場で普及促進のこと、あるいは正しい理解、そして進むべき方向といったもの、それぞれのビジョンを持ちながら進めていくことが重要だと考えておりますので、そのような地道な努力を続けてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問はございますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） まさしくそのような状況で、そう遠くない時代に自分たちの仕事がAIによって奪われるのではないかとという不安感と、逆に今の生活がますます便利になるといった期待感を抱いている人も多いとは思うのですけれども、もしかしたらこの議会で、AIが質問してAIが答弁するという時代がやってくるかもしれません。しかし、絶対に人間しかできないこともあるはずで、そここのところの教育を今大事にしていかなければならないことだと思うのですが、その点について何か考えがあればお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 教育ということでしたので、私のほうからお話をさせていただきたいのですけれども、まさにこのDXの取組というのがAIとか、そうい

ったものの技術ということではなくて、あくまでヒューマンセントリック、町民の皆さんが中心であって、それをいかに活用していくのかということによって、その不安感というものが排除されるのではないのかなと思っています。ですから、この活用をどうしていくのかというのは、やっぱり自分がこういう活用をしたいという意思があって初めてのことで、それは個人によって違うものなのではないかなと思っています。今教育の分野でも様々取り入れられていくことが想定されておりますし、行政分野でも制度化が進んでおります。そうした中で、この分野活用について丁寧に説明をし、皆さんがこれを使ったらこんなふうになるのだというようなところをイメージできるような形で仕事を進めればいいのかと思っています。

せんだって私ども書かせない窓口というものを、昨年度、デジ田の交付金を使ってさせていただいておりますけれども、それはいわゆる過程の一つでありまして、なかなかその恩恵を享受できない方々も、ああ、そうだ、役場へ行っても書かなくてこれだけ楽になるのだなといったところをサポートする仕組みでございます。これは、デジ庁でも進めているところなのですが、そういったところを丁寧に段階を踏みながら、一足飛びではなくて、丁寧に町民の皆さんが理解できるように進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） DXの推進をするのも非常にいいところもあるのですが、コロナ禍で見えてきた技術というのもありまして、リモートワーク、それからオンライン会議を開いたり研修を受けたりと、新しいツールを使えるようになってきましたけれども、その一方でデジタルディバイドの問題も生じてきました。これでインターネットなどの情報通信技術を利用できる人とできない人の格差のことをデジタルディバイドと言うのですが、情報弱者と呼ばれる人たちは経済的にも貧困している場合が多いのだそうです。ですから、例えばタブレットを配付されてもネット環境が脆弱な状態でオンライン授業を受けた学生の中には、途中で授業の映像や音声途切れたり、システムの不具合を直すことができない場合もあります。DXが全ていいこと尽くしではないことは、皆さん承知だとは思いますが、そのようなデメリットもデジタル技術の進歩を埋めてくれるようになるかもしれませんけれども、このデメリットの部分こそ、生身の人間でしかできないようなことだと思うのですが、このDXの負の部分、デメリットをどう補おうとしているのかをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） まさにDXの中の、あらゆる社会の局面において変化していくというのを理解していくという中で、その理解が進まない方、あるいはそこに届かない方というのは一定数いらっしゃる。それが今議員おっしゃったご指摘のことだと思いますけれども、そうした中で、これ実は様々な方面で議論されているのですが、先ほど私、一部触れましたけれども、地道に一つ一つ積み重ねていくしか方法がないと言われていています。例えばAIスピーカーのようなものを使って、それは本来はITに、そういうものを使いにくい人のために活用したのですが、実はヘビーユーザーが便利に使っているというものがあります。

そういう意味では、開発したものが最後の現場のところとマッチングできていないというような現状もあると思うのです。デジタル社会が及ぼすメリットというのは、包摂性だと言われています。今誰一人取り残さないというのが国の示すところでございますし、目指すところであるのですが、本当であればそういうふうになるはずなのですが、さっき言ったような形でアクセスできない方々が取り残される。これは、恐らく国ではなくて、地方自治体の責務だと思っております。一番町民の皆さんに近い地方自治体であるがゆえに、そこで丁寧な例えば勉強会だとか、そういったものを使っていくことによって、そういう方々を一人でも少なくできればいいのかなと思っております。

感覚的なもので、どの方がどれだけスマホを持っているということは、正確な数字は把握していないところではあるのですが、以前国のお金をいただきまして、そういう取組をした際に、かなりの方がスマートフォンをお持ちなのです。スマートフォンはお持ちなのですけれども、買ったときはおじいちゃん、おばあちゃん、教えてあげるからと言ってライン入れて、その使い方だけ教えてもらったのだけれども、あとは結局通話しか使っていないよとか、ラインもなんちゃってでしか使っていないよという人たちがほとんどだったのです。そういったところを丁寧に教えていくだけで、かなりの部分というのは改善されていくのではないかなと思っておりますので、そういう機会を設けていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、この項の最後となりますけれども、今の若い人たち、そのようにスマホを自由に扱える人が多いとは思いますが、先ほど申しあげましたデジ

タルディバイド、つまり年配者や障がいをお持ちの方も誰一人取り残さないようなICT機器の学習会、それから使い方の説明会などの取組も同時に進めていただければと思いますけれども、その点くれぐれもよろしくお願ひしたいのですが、見解があればお伺ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） まさにこのDXの恩恵は、町民の皆さんに享受していただきたいことですし、それによって社会が変わっていくといったところの中で、みんなでいい町民生活が送られればいいなと思っておりますので、そのような機会を設けながら進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 私のほうからもちょっと補足させていただきます。

いずれこのDXにつきましては、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上する、それは先ほど説明あったとおりですが、いずれこれを推進するに当たりましては、住民とその意義をしっかりと共有して進めるということが重要と思っています。さらに、今デジタルディバイドのご説明がありました。当然DXを推進するに当たっては、今のデジタルディバイドも一つの課題だというふうに捉えておりますので、この辺についても併せてしっかりと対応、検討を進めながら、前に進めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） 私からもお答えをさせていただきます。

文化スポーツ課の実施事業としまして、昨年度スマホ、ラインの使い方講座というものを開きました。参加者はとても多く、20人ぐらいいらっしゃいまして、今回続けて開催したいというふうに思っておりますので、こういったことを続けることによって高齢者の方々が使えるようになるというふうに思っておりますので、引き続き行ってまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは次に、5問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 次に、いじめと自殺のないまちについてお伺ひいたします。

行政の役割で特に重要なのは、住民の命を守ることであります。そして、いじめはその命

を脅かす行為であり、決して許されるものではありません。それから、心の病は当の本人も家族もつらく、自殺の要因となるものでありますことから、その予防が大切であります。そこで、住民の心にそっと寄り添っていく支援が重要でありますところから、以下お伺いいたします。

1点目、いじめによる被害は、いじめを受けているときだけではなく、その後も長く続くと言われております。精神上病状にとどまらず、肥満、心筋梗塞、糖尿病といった身体のリスク、社会との関わり、就労不安や貧困など経済的な困難にまで及びます。この現状をどのように町としては認識しているのでしょうか。

2点目、町内学校でのいじめ防止対策の現状と今後の対策はどうなっているのでしょうか。

3点目、町内の自殺の現状をどう捉え、特にもどこに重点を置き、自殺防止施策の推進を図っているのでしょうか。

4点目、自殺の要因として挙げられる鬱病であります。この予防が大切であり、早期受診、早期治療が重要であります。この予防、早期発見、早期治療について、町としてどう考えて進められているのでしょうか。

5点目、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が重要であると現在特に言われています。本町としては、現在どのようにこのシステムの構築がなされているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） いじめと自殺のないまちについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、個人で対処できないほどの強いストレス体験によりもたらされる心の傷は深く、トラウマとなる経験によって様々な心身の反応が生じることとなります。トラウマの経験が繰り返されることにより、感情のコントロールや対人関係に障がいが生じ、生きづらさを抱えることもあります。様々な理由でお困りの方の背景を理解するように努め、配慮ある対応を心がけ、課題の解決に向けて丁寧に支援していく必要があると認識をしております。

3点目についてですが、本町における自殺者数、自殺の数は、平成17年までは1年間で10人を超えておりましたが、その後は減少傾向となっており、令和3年には自殺者数がゼロとなっております。自殺死亡率では、5か年平均死亡率を見ると年々減少傾向ではあります。

全国や県内の自殺死亡率を上回る状況が続いております。性別と年代別で見ますと、60代の男性、20代、30代の男性、80代の女性が多くなっております。特にも全ての自殺者数のうち、60代以上の割合が、平成29年から令和3年の5年間で約半数を占めております。このことから、第2期矢巾町自殺対策計画におきましても、重点施策としてシニア世代、高齢者の対策を掲げており、高齢者の孤立予防や地域における気づき、見守り体制の充実を図ってまいります。また、国の自殺総合対策大綱において、新たに女性の自殺対策が重点施策に追加されたことから、本町におきましても女性への対策も含め、町内外の関係機関と連携し、自殺対策をさらに推進をしてまいります。

4点目についてですが、本町では心の健康相談を年5回開催し、精神科医師による相談会を開催しております。様々な心の悩みや対処方法などについて、専門家に相談する場を設けております。また、町ホームページに、心の状態を気軽に確認できるこころの体温計を導入しており、心の状態により、各種相談機関の連絡先を掲載することで、スムーズに相談窓口へつなげております。福祉課におきましても随時相談内容をお聞きし、関係機関と連携し、早期受診、早期治療に向けた支援を行っておるところであります。

5点目についてですが、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向け、欠かせないものであります。精神障がいの程度にかかわらず、誰もが自分らしく暮らすことができるようなシステムを構築する必要があることから、現在本町では重層的支援体制整備事業により、介護、障がい、子ども、生活困窮者等、身近な相談機関がお一人お一人の相談に寄り添い、適切な支援を受けることができるよう取り組んでおります。今後さらに事業を発展させ、精神障がい者が地域の中で安心して生活することができるよう、医療、障がい福祉・介護、地域が連携し、地域包括ケアシステムの構築を図ってまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、いじめと自殺のないまちについてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、いじめは子どもの尊厳や人権を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を与えるものであります。それは、決して許される行為ではないという認識の下、本町では平成29年に矢巾町いじめ防止対策に関する条例を制定いたしました。町内小中学校においては、いじめ防止基本方針をそれぞれ策定しており、学校、保護者、教

育委員会、関係機関等と連携し、いじめ防止対策に取り組んでおります。

また、児童生徒が望ましい人間関係を構築し、自己肯定感の醸成を目指し、いじめを生まない風土づくりに努めております。具体的には、児童生徒や保護者に対し、年複数回のアンケート調査を行い、未然防止、早期発見、早期対応につなげているほか、各学校のいじめ防止教育や対策の取組が形骸化しないよう、教育研究所専門員が定期的に学校を訪問し、適宜指導、助言を行うとともに、各校からの報告を集約し、支援が必要な事案については学校や関係機関等と協議し、対応しております。教育委員会といたしましては、今後も各校が継続して、いじめ問題の解消に向け適切に取り組めるよう支援をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はあろうかと思えますけれども、今12時を回りましたので、ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を13時、午後1時といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田清実議員） それでは、再開いたします。

再質問からでありますので、再質問ありますか。

昆議員。

○15番（昆 秀一議員） 命というものは、何よりも大切であるということは皆さんが感じていることであって、その命を自ら絶つということはとても悲しいことでもあります。その命を守る取組が何よりも優先させてほしいことであり、命を守るためのより一層の対策が望まれていると思うのですが、教育の中で命の大切さをどのように学び、大人になっても命の貴さを感じてもらえるようにすることは重要ではないかと思えますが、教育全般の中での命の大切さをどのように子どもたちから大人まで伝えているのかをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） ただいまの質問にお答えいたします。

学校教育の中では、命の大切さにつきましては各教科の中で取り扱っております。例えば理科の教科でありますとか、あとは保健体育、そういった中でも取り扱っております。

また、自殺対策基本法でありますとか、あとは自殺対策大綱、その中で学校教育に求めら

れております自殺予防に係る取組として3つ示されてございます。1つ目が、児童生徒が命の大切さを実感できる教育というもの、それにつきましては先ほどご説明いたしました教科の中ということになってございます。

また、2つ目の取組といたしましては、SOSの出し方、また受け止め方に関する教育、これも学校のほうで求められているものでございます。これにつきましては、子どもたちに、全児童生徒に対して心と体の健康観察を実施してございます。子どもたちの心、それが可視化されるアンケートのようなものというふうに捉えていただければよろしいかと思えますけれども、それを実施し、それを基に先生方が一人一人に個別のケアに当たるといったものでございますが、その中でも担任のほうから子どもたちに対して、困ったときにはSOSを出していいのだよというような話をしますし、また友達同士でSOSを友達から出されたときには信頼できる大人につなぎなさいと、そういった話も信頼の置ける担任から子どもたちに対してしております。

また、取組の3つ目といたしましては、心の健康の保持に係る教育ということで、こちらにつきましても教科のほうで扱うと。そういったことを学校教育の中では継続して実施しておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 今ご説明あったように、命の教育というのは大変大事だと思いますので、引き続きお願いしたいと思っておりますけれども、そこでいじめについてですけれども、いじめとは命の尊厳に関わることであります。特にも本町では、8年ほど前に悲しい出来事がありました。このことは、決してただ風化させてはならない、二度と同じようなことを起こしてはならないと思っております。そのために本町ではいじめ防止の条例を施行し、なおかついじめ見逃しゼロを目標にいじめ防止に取り組んできていますが、いじめはなくなりません。ただ、いじめはなくなりほしくないというのは、本来のあるべき姿ではないと思っております。理想だと言われるかもしれませんが、どこにもいじめのない世界をつくることこそ本来のあるべき姿であると思っておりますので、このことについて本町の考えを改めて、いじめ自殺事案から8年を前にして、ご所感をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。風化させてはいけませんし、そしてこのような悲しい出来事を二度と起こしてはならないというふうに捉えております。これをするために本町では、いわゆる重層的な対策の構築を行っております。具体的には、学校と教育委員会、教育研究所が一体となって現在の取組を点検し、そして検証し、そしてそれに対しての指導、助言、または支援というのを日常的に行っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、自殺についてなのですけれども、先日、有名歌舞伎役者親子の自殺報道がありました。町では第2期になります自殺対策計画を策定して自殺防止対策等を行っているわけですけれども、その中で第1期と第2期でどのような形になったのか、変わったところがあるのか、その点をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

今年度から第2期ということで計画に沿って活動してございます。第1期、第2期につきまして、大きな変更点というのはないのですけれども、国の大綱の内容に従って策定しているところもありまして、第2期では女性に関する自殺対策について1項目増えてございますので、そういったところを重点的に取り組むということで計画のほうに加えて取り組んでいるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それから、何の計画もそうなのですけれども、PDCAサイクル、つまりプラン、計画を立てたらそれをドゥー、実行して、チェック、評価し、アクション、改善して回していくことが必要であると思うのですけれども、この第1期の自殺対策計画はどこでどのような方法でチェックしたのだろうかと思うのですけれども、次の第2期の計画に反映させているのかというところがちょっと疑問なのですけれども、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

自殺対策計画につきまして、その評価ということですが、自殺対策計画審議会というところ

ろで計画策定からその評価等も行っているところでございます。内容につきましては、指標等に基づいた評価とか、あと取組の内容について実施ができたか、できないかというところも併せて評価しているところでございます。それに伴いまして、第2期のほうに継続した形で指標等を設けて取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 確かに第2期の75ページにも及ぶ計画の中で僅か2ページ、指標に関して検証、評価しているのですけれども、その内容を十分に検証、評価がされているとは思えないのですけれども、そのところをどう考えているのか。これで十分なPDCAサイクルの計画が推進されているのかということをお考えをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

確かに項目によってこういった事業に取り組むという形で、それができたかというような評価の方法になってございます。ただ、全般的に計画の内容等については、おおむね実施ができていくということで評価しているところでございます。ただ、それが十分かと言われると、なかなか難しいところでございますが、そういった事業に取り組むことによって、少しでも自殺で亡くなる方を減らしていくという取組を進めていくということでご理解いただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 矢巾町の自殺の現状というのは、令和元年、2年と全国や県の平均を超えて高かったのですよね。この現状を踏まえて、第2期の自殺対策計画が本年3月に策定されたのですけれども、この計画の中で一次予防策の一つとしてゲートキーパーの養成が挙げられています。ゲートキーパーを増やすのもいいのですけれども、認知症サポーターも同じように数を増やすのも一緒に、認知症サポーターからおれんじボランティアができて、えんじょいセンターという拠点施設までできたわけなのですけれども、数も大事なのですけれども、質を高めていくようなフォローアップ講座のようなものを作ってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

ゲートキーパー養成ということで、人数だけではなくということですが、私考えるに、こういった見守りをするのが一番大切ではないかということで、やはり多くの方がそういった意識を持って、そういった方がいることを察知することも大切ではないかと思えますので、まずは多くの方が見守るという意味で人数的なところも増やしていきたいし、また内容につきましてもいろいろな方、保健師とか、あと民生委員とか、あと最近では教員とか、保護者の方とか、そういった見守りの中でもいろいろな角度から見ていただくような形でゲートキーパーを多くしていきたいと思えますし、またフォローアップの研修につきましても今後増やしていくような形でいきたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質問。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） フォローアップも増やしていくといっても、今までやっていたのかなというふうな感じに考えるのですけれども。

それで、自殺予防のための7か条というのがあって、以前にもお話ししたのですけれども、これは非常に大事だと思うので、ぜひとも皆さん実践していただきたいのですけれども。まず第1点目に、罪深い価値のない人間と考えることは性格などのためではなく、病気のためであることを知らせる。2点目、消えてなくなりたい、生きている価値がないと言い出したら自殺願望を抱いている証拠、目を離さないようにする。3点目、自殺願望は病気が原因であることを理解して叱咤激励は避ける。4点目、一人で悩まないでいつでも相談するようと言ってあげる。5点目、自殺、死を口にしたら、ちゅうちょしないで主治医に相談する。6点目、自殺はしないと約束させる。ただし、数日間しか効果がないので、繰り返し約束させる。7点目、一人で孤立しているのではなく、いつも気にかけている人が必ずいることを認識させる。この7か条を皆さんが知って実践されれば、自殺者は少なくなるのではないかと思うのですが、ぜひ皆さんに実践してお願いしたいのですけれども、見解があればお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） 今昆議員さんの言ったとおりでございます。この7か条を皆さんがご理解いただいて、実行していただければ、自殺によって亡くなる方はどんどん少なくな

っていくと思いますので、そういった面で皆さんのご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 自殺予防の対策として、本町では従来から久慈モデルに取り組んでいて、一次予防で住民全体のアプローチ、二次予防ではハイリスク者へのアプローチ、三次予防では自殺遺族の支援、それから精神疾患へのアプローチ、職域へのアプローチ、この6つの骨子による自殺予防事業を推進しているところでありますけれども、これが具体的効果につながっていくかは町全体へのアプローチにかかっていると思ひますので、まずここにいる皆さん、ぜひともさっき言った7か条であったり久慈モデルの取組を理解していただければと思ひます。その辺の町民への周知、理解についてはどうしていくつもりでしょうか、お伺ひします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

やはり町民の方々にこういったことを周知することが大切だと思っております。ゲートキーパーにしろ、いろいろな活動で周知活動は行っているのですが、やはり地道に、自殺によって亡くなる方があるということ、この悲しい現実を町民の方にも理解いただいて、小さな事業になるかもしれませんが、ゲートキーパー及び心の健康相談とか、S O S の出し方教室とか、こういった様々な事業を通して町民の方々に理解をしていただくように取り組んでまいりたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） ちょっと自殺に対して見方を変えてみますと、自殺というのは自らの意思において自らを殺人していかうとする殺人行動にほかなりません。いじめで苦しんでいる人は、想像の中で何回もその相手を殺したという話を聞いたことがあります。他者は殺せない、ならば自殺のほうが選択肢としてはいいというような同列視する考え方があるそうです。殺人までいかななくても、ナイフで傷つけるだけなど、相手にダメージを与えるだけでも留飲を下げることもあるそうで、だからいじめと同時期に起きた自殺や殺人、ナイフの殺傷事件、それから不登校もひきこもりも、それから緘黙もほぼ同じような意識が根底にある

と言えるそうです。ですが、殺人に対してはあからさまな価値観はみんな共有していますが、自殺、自死については一種美意識のように捉えていく伝統があります。武士の切腹はもちろんそうですし、一矢をもって償うというような自己完結性の美意識が意外と根強く多くの人々の常備の世界に定着してしまっているのです。そういう皆の意識をすぐに変えることは難しいかもしれませんが、少しでもその意識を変えていこうとすることで、自殺、それからいじめさえも防げるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

確かに自殺を美意識ということもあると思いますが、今回の計画をつくるに当たってアンケート調査したときに、その内容で、自殺をとどまったという内容にやはり家族のことを考えたとかいうこともございました。やはりそういったところで、自殺をとどまる内容について考えていただくというか、そういった家族の方が今後苦しむと言えればあれなのですけれども、悲しい思いをするというような、そういったところも町民の方々に周知していきながら、自殺を少しでも減らしていきたいと考えてございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そして、いじめなのですけれども、どんな形を取ろうとも、いじめは人権侵害であります。暴力だということをみんなに知ってもらうことが必要でありますけれども、子どもの場合のいじめの克服の基本は学校づくりにあります。教師と子どもと保護者を含めた信頼関係を築いていくために、子どもに耳を傾け続けることが必要であります。先ほどSOSの伝え方などがありましたけれども、子どもたちのチクリとヘルプの違いを教えることも大切なのだと思います。そのための教職員の学習もさらに必要になって、大切になってくると思いますけれども、そういうことを本町の教職員はどのように学習し、いじめのない学校をつくり上げようとしているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 本町の教職員のいじめに対する認識等についてでございますが、初めにいじめというのは理念として人権侵害、絶対あってはならないということがまず前提にあります。一方、実際問題として、ではいじめがない学校がつかれるかということは、これは難しいでしょう。つまりいじめの定義というのが非常に広範囲にわたっています。定義、

4つの条件を満たせば、児童生徒であること、人間関係があること、そして有形無形の力が働いたこと、そしてその本人が嫌だと思ったこと、そうすると学校生活の中で小さなトラブルというのは必ずあるわけです。そのトラブルを通して学ぶのも子どもたちの世界にあるわけです。小さなトラブルのうちに、こういうことをしてはいけないのだ、そしてこういうことがあったときには大人につなぐのだ、そういう意識を醸し出していくということは大切なことであって、このことについては本町の教職員は年当初に、いわゆる学校のいじめの基本方針、対策基本方針を通しながら、毎年度確認をさせていただいているところであり、本町の教職員は、いじめに関する感度というのは高い位置にあるというふうに認識してございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、最後にしたいのですけれども、いじめだけではなく、現代社会において人々は多かれ少なかれストレスを抱えて生活しております、子どもだけではなく大人も。その中で、心の病気を発症されてしまわれる方もいます。そうならないようにするためには、心のケアが必要になってきます。町では、ゲートキーパー講座を数多く開くなどして心の病の理解を広める取組をしていますが、ちょっと調子が悪いくらいで精神科であったり神経内科を受診したりはしないでしょう。ですが、放っておいて重篤化させてしまうことも考えられますので、まずは気軽に相談できる場所をさらにしっかりと確保していけるようにすべきだと思うのですが、その考えについてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。今昆議員のおっしゃったとおり、相談する窓口と、また相談できる方、そういったところがやっぱり必要というか、重要だと思います。福祉課でもそういったことで取り組んでおりますが、福祉課だけでなく、事業所というか、紫波地域包括支援センター等でも、専門的な事業所で相談業務を行っておりますし、こころの体温計ということで、自分でちょっと調子がおかしいなという、何かどうかなというときは、まずそういったところでチェックしていただいて、その次の段階に行くか行かないか、自分の中で考えていただければと思います。できるだけ相談に来やすい環境をつくりながら、相談を受けながら、そういった方々に対応していきたいと考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） その他ございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で15番、昆秀一議員の質問を終わります。

次に、14番、村松信一議員。

1 問目の質問を許します。

（14番 村松信一議員 登壇）

○14番（村松信一議員） それでは、質問の1 問目、高橋町長に政策についてお伺いをいたします。

高橋町長は、4月の選挙において共創のまちづくりの継続を掲げて当選され、3期目の行政運営を担うこととなりました。共創のまちづくりとして10の公約を掲げておりますが、今後の行政運営にどのように反映させ、町民福祉の向上に努めるのか、令和5年度施政方針の内容と併せて伺います。

1 点目、公約にある未来につなげる産業（農業・商業・工業・観光）の振興について伺いたいと思います。公約には、農業振興センター設置によるオール矢巾町での産業活性化に取り組むとありますが、センターの構想内容と設置時期、規模、現在の進捗状況はどうか。また、6次産業化は、本来第1次産業が第2次の加工、第3次の流通、販売まで取り組むことで第1次産業の活性化、所得向上を図ることではありますが、町長の掲げる生産、加工、流通、販売の連携による6次産業化の強化とは、地域で第1次、第2次、第3次の業者が連携し、地域経済を活性化すると捉えております。現在計画中の業種連携による取組内容について伺いたいと思います。

矢巾町の特産品開発についても、今までの結果を考慮して従来の方法をやめ、生産、加工流通、販売の連携による開発に切り替えてはどうか。また、県内の各市町村が開発した商品を矢巾町地域情報発信ステーション等で取り扱うことも考えられますが、検討の余地はあるか。

2 点目、令和4年、5年度の施政方針に、減災の取組として煙山ダム2杯分の効果がある田んぼダムの拡大を進めるとありますが、現在の取組状況を伺いたいと思います。また、本町におけるダム化のための水量調整器具は、どのようなものがふさわしいと考えているのか。

3 点目、令和5年度施政方針に、農業以外の土地利用との調整を図りつつ、集団的な優良農地を確保するため、農業振興地域整備計画を更新するとありますが、農業以外の土地利用として新たに工業団地等の造成は考えているのか。

また、公約にあります市街化区域拡大、地区計画等による企業誘致の推進について、スマートインターチェンジ付近の土地利用計画も含まれるのか、伺いたいと思います。

4点目、多面的機能支払交付金事業の交付金の使途に係る留意事項に、購入、リース費、外注費等に係る業者選定に当たっては、少額の場合などを除き複数の見積りを徴収し、比較検討の上、決定するとあります。県では、10万円を超える場合は複数見積りが必要となるので、各市町村の基準なども参考にしよう記載がありますが、矢巾町の基準を策定する考えはないか伺います。

次に、5点目、令和5年度施政方針で、中小企業振興基本条例に基づいて地域住民と中小企業をつなげ、新たな仕事や雇用が創出される体制をつくるとしておりますが、企業の努力義務として子育て、育児等の支援に関する項目を明記し、安心して子育てと仕事が両立できるような企業努力を促す項目を追加してはどうか。

6点目、本町はごみの分別収集や資源化に積極的に取り組んでおりますが、持続可能な社会の構築に向け、脱炭素政策として新たに取り組むごみ減量化及び資源化の促進のための事業は何か。

7点目、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進について、庁舎内外での様々なDXの取組により、町民生活の利便性が高まっております。次のステップとしての計画を伺いたいと思います。

次に、8点目、令和5年度の事務事業について、国や県等の補助金や交付金を見込んで事業計画を立てたが、補助率等の変更により計画を変えざるを得ない、または停滞している事務事業はあるか。

9点目、町長は町政運営の基本として、対話をベースとしたまちづくりの推進を実施されておりますが、このたびの選挙では対話をベースにし、あらゆる政策を具現化する方法を追求すると公約しておりました。新たに取り組む対話の方法とは何か。また、令和5年度予算編成方針の指示事項により、他所属課の事業についても積極的に情報交換を行い、総合計画の枠を超えた組織間連携により、効果的な事業展開に努めたと思いますが、情報交換や組織間連携の効果があったものはあるか。

以上、9点についてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 14番、村松信一議員の高橋町長、私への政策についてのご質問にお答

えをいたします。

1点目についてですが、仮称産業振興センターの設置目的は、町民がやりがいを持って主体的に活動することで地域内の経済循環を促し、そして地域内の再投資力を高め、成長につなげることにあります。そのために農業、商業、工業及び観光といった個別分野ではなく、本町の活用できる地域資源を総動員し、オール矢巾町で取り組むための仕組みづくりを行っているところであります。具体的には、有識者からアドバイスをいただきながら、出口戦略の確立と本町の環境に適した高収益作物による産業振興を足がかりとして進めてまいります。設置時期や規模については、早期にお示しできるように努めてまいります。

6次産業化事業につきましては、町単独事業であります6次産業化推進事業補助金を活用した事業を推進しており、町産の農産物から付加価値のある加工商品を製造販売する農業者に対し、補助金を交付しております。過去に活用した事例といたしましては、真空乾燥機を導入した乾燥カット野菜の製造があり、本年度につきましては米粉を使用した商品のレシピ開発事業の申請があったところであります。

ご質問の6次産業化の強化及び計画中の業種連携の取組につきましては、関係課で進めておるところであり、産業振興センター設置構想の内容を踏まえ、例えば農業者において市場に出回ることのなかった規格外野菜等について、加工業者がカット野菜として販売し、飲食業者及び医療福祉施設等において購入、利用者へ食事の提供など、事業者間の連携を図るための仕組みづくりを考えております。矢巾町の特産品につきましては、議員承知のとおり、南昌山をはじめとする日本酒、やはばおでん、山ぶどうジュースがあり、町内外の方々から好評をいただいているところであります。従来の特産品開発につきましては、特産品に関わる先人たちの思いや知恵、製造事業者の協力の下、各種商品を世に送り出したところではありますが、嗜好の変化や時代の流れの影響もあり、継続販売できなかつた商品もあることから、今後の特産品開発におきましては、議員ご指摘のとおり、生産、加工、流通、販売を念頭に置いた仕組みづくりが必要と捉えております。

また、県内市町村の特産品販売につきましては、今後、特産品取扱事業者との協議が必要となりますが、まずは友好都市であります普代村の特産品につきまして、本年3月にオープンいたしました矢巾町地域情報発信ステーションにおいて試験販売を行うこととしております。

2点目についてですが、本町における地域の防災・減災に寄与する水田貯留、いわゆる田んぼダムの取組につきましては令和3年度から実施しているところであり、令和4年度は平

成16年度に完工いたしました圃場整備事業煙山西部地区のうち、耕作者にご同意いただいた約13ヘクタールで田んぼダム事業を実施したところであります。

北上川水系流域治水プロジェクトにおける重要な取組でもあります田んぼダムの特徴といたしましては、農業者への負担が少ないこと、安価で管理しやすく受け入れやすいこと、耕作への支障が最小限であることが挙げられます。今後につきましても、農業者の協力をいただきながら面積拡大を進めるほか、現在事業が進行しております町内2地区の圃場整備地区内での導入を目指してまいります。

なお、水量調整器具につきましては、圃場の状況及び落水口によって異なりますが、本町の圃場整備状況を踏まえますと、水位、流出量を一体で調整する機能一体型が比較的管理しやすいと考えております。

3点目についてですが、本町の発展と持続可能性を維持していくため、農商工が一体となり、調和の取れたまちづくりを推進していく必要があることから、本年度は農業上の土地利用につきましましては農用地の有効利用を促進し、生産性の高い農業の確立と競争力を高めていくため、矢巾農業振興地域整備計画の見直しを進めているところであります。

また、同時に都市計画マスタープランの一部改定を予定しており、ご質問の工業団地等の造成につきましては、その見直しの中で検討をしております。また、市街化区域拡大、地区計画等による企業誘致の推進について、スマートインターチェンジ付近の土地利用計画も含まれるかにつきましては、このエリアは現行の都市計画マスタープランにおきまして、都市的土地利用を検討する区域と位置づけておりますことから、様々な活用の在り方を検討してまいります。

4点目についてですが、多面的機能支払交付金事業における購入、リース費、外注費の業者選定につきましては、効率的かつ透明性を確保するため、複数の見積りが必要であると認識しております。また、岩手県多面的機能支払推進協議会が告示をしております基準がありますが、本町といたしましては当該協議会が示す基準のうち、より明確にすべき事項について、複数市町にまたがる活動組織の混乱が生じないように、関係機関の示す基準と整合性を図りながら、一部基準の明確化につきまして今後検討してまいります。

5点目についてですが、地域経済の発展及び町民生活の質の向上のため、地域と一体となった中小企業の振興を図ることを目的として、令和3年6月に矢巾町中小企業振興基本条例を制定し、さらに条例の具現化を図るため、本年3月には矢巾町中小企業振興基本計画を策定したところであります。

ご質問の子育て、育児等の支援に関する項目の明記につきましては、中小企業振興基本計画において、働きやすい職場づくりに向け先進的な取組を実施している町内優良企業について、町として幅広く紹介及び評価する事業を計画に盛り込んでいるところであります。本町といたしましては、安心な子育てと仕事の両立が可能な職場環境の構築のため、企業の魅力向上と町内における新たな雇用の創出が図られるよう、今後も中小企業者と一体となって取組を推進してまいります。

6点目についてですが、ごみの分別推進による減量化及び資源化の推進は、焼却するごみの軽減に資することから、焼却による二酸化炭素の排出量を抑制することとなり、結果的に脱炭素化につながっていくものと捉えております。今年度からの取組といたしましては、本町は事業系ごみの排出量が多いことから、事業者が排出されます新聞、雑誌、段ボール、OA紙、雑紙など古紙類を盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターへ搬入するのではなく、資源回収業者へ直接引き渡すことで、事業系ごみの資源化及び分別による燃やせるごみの減量化を狙った事業系古紙類の搬入規制を行っておるところであります。

7点目についてですが、当面は、本年度中に導入を予定しております自治体アプリを核とした取組を進めてまいります。また、来年度以降につきましては、本年度中に仮称矢巾町DX推進計画を策定し、令和7年度に実施を予定しております情報システムの標準化、共通化を一つの期限として、マイナポータルを活用したオンライン申請、いわゆるぴったりサービスをはじめ、来庁することなく、かつ時間にとらわれず受付可能な手続の拡大を図るとともに、この機会を一つの契機と捉え、業務手順の見直しやICTの活用等による一部業務の作業量の削減を図ってまいります。

8点目についてですが、補助率の変更ではありませんが、社会資本整備総合交付金などは予算要求に対する内示率が半分程度であったことから、認められた事業費の中で効果的な事業実施に努めているところであります。

9点目についてですが、地域懇談会などの従来の方法によるもののほか、フューチャーデザインを活用した未来視点を取り入れたワークショップによる町民の皆さんの意見の反映も進めており、アンケート調査におきましては紙以外にもウェブアンケートによる回答も可能とするなど、回答者が自分に合った方法で回答できるような取組を行っているところであります。また、町民の皆さんのみならず、関係人口を含めた住民に対するアプローチにつきましても、住民総合ポータルアプリを活用するなど、時代に合わせた方法を併用しつつ、取り組んでまいります。

予算編成方針における情報交換及び組織間連携につきましては、特にも地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業は、各所属において要求のあった関連事業を計画として取りまとめ、交付金事業として実施することにより、町財政的にも有利となる効果的な連携が行われたところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、まず初めに6次産業化について。町長の10の公約では、未来につなげる産業の振興として、生産、加工、流通、販売の6次産業化の強化を掲げているわけですが、平成31年の施政方針では、6次産業については農畜産物の強みを生かした特産品ブランドを確立し、それから農商工の連携を図るとありますが、令和2年、3年、4年、5年度の4年間におきましては6次産業という言葉は全くないわけでありまして、それで、特産品の開発を支援し、矢巾ブランドの確立を図ると、こう明記されております。町長は、今回の公約で6次産業化という言葉が使われておりますが、施政方針にある特産品開発を支援する矢巾ブランドの確立との違いは何なのか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 冒頭の質問のほうにもありましたとおり、6次産業化の強化というのは、第1次産業が第2次の加工、第3次の流通、販売までを取り組むことで、第1次産業の活性化、所得向上を図ることというふうな形になってございまして、それに加えて、お話がありました各分野での活躍している方々、こういった方々の連携をもって矢巾ブランドの確立というふうな形になります。過程と仕組みは同様でございますので、表現上、6次産業化の強化と、特産品開発を支援し矢巾ブランド確立と言ってございませうけれども、目指すところは同じものというふうに捉えてございませう。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 分かりました。

それでは、矢巾町は開発に当たりましてメグミプランニングと契約をしておるわけです。令和3年度198万ほど、それから令和4年度179万ほど、それから令和5年、今年度は100万であります。そもそも特産品や矢巾ブランドの開発、または6次産業化の取組として、この方と、この会社、あるいは開発の会社ですか、とどのような契約をされているのでしょうか、

伺います。まず、それを伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） これまでメグミプランニングは、令和3年度から令和4年度ということで、まずは令和3年度はいろいろ業者等との調整役に回っていただきまして、実際実になったのは昨年度、令和4年度から、3つの商品開発が結果として生まれたわけでございます。これまでメグミプランニングと契約した内容でございますが、町内の農産物を使用した特産品の開発ということで、3つの商品につきましてはいずれもヤマブドウが使われてございます。それをビネガー、酢にしたり、ヤマブドウ酢にしたりして、そういったものを加工しながら、お菓子業者とか、そういったところとコラボをさせていただいているところであります。そういった特産品の開発、あとは商品発表のPRということで、大々的にメディアも巻き込みながら商品PRをしてきたところでございますし、あと販売促進ルートの構築ということで、販売に当たってはある程度、売れるものであっても売れる場所がないと、やはりそれは皆さんに認知されたというふうな形の特産品にならないものですから、そういったものを含めて契約内容の一つとさせていただいております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 関連して、開発に着手した特産品として、いろいろ取り組んだわけですが、結果として撤退した商品のほうが多いわけがあります。それで、この場合、課題とか、問題点とか、反省等についてどのように取りまとめているのでしょうか。開発について、よくPDCAサイクルに取り組んでいるのか、よく行政の方が言いますね、PDCAサイクルを回すとか。そういうことについて、撤退した商品であるとか、その問題点だとか、先ほど申し上げましたとおり、何かまとめているものはあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） これまで撤退した商品につきましては、議員各位にも惜しまれながらなくなりましたゆくたがりとか、さんさジュース、そば、ひまわりクッキー等ございますけれども、これはいずれも長く愛された商品でございます。ただ製造者の事情とか、あとは消費者のニーズというものは時代とともに変わってきているというふうな結果でございます。販売撤退を決断されたというふうなことでございます。いろいろこういったものの検証をより細かく、どうしてそういう撤退に至ったかという問題点、課題点を確かに検証して、次の特産品開発に役立てるといったことが必要かと思っております。今までそういった細か

く検証はやってこなかったわけでございますので、今議員お話しのとおり、そういったものも含めまして、今後の特産品開発に役立てていきたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 要するに検証してください。私がもし現役だったときには、この件をもう一度質問したいと思いますので、準備をしていただきたいと思います。

それから、答弁にありましたように、生産、加工、流通、販売について仕組みづくりが必要だとしております。令和5年度もメグミプランニングと契約を交わしておりますが、この仕組みづくりにどのように関わりを持つのか、伺いたしたいと思います。そしてまた、この仕組みづくりについて、どうやって行うのか。この2点についてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今年度の計画をお話しさせていただきますと、昨年度製造販売した商品を継続展開するための仕掛けを行っていくものでございまして、加えていろんなバリエーション、そういったものを増やすための新たなお菓子等の製造を同じ事業者に依頼するものとなっております。2種類を展開することで、相乗効果のある商品の販売促進を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 分かりました。今販売しているやはばおでんについてちょっとお伺いしたいと思います。同僚議員でも、あれまだ作っているのですかという、そういう人も確かにおりますし、私も作っているのかやめたのか、全然判断はできませんでしたが、結局今作っているのだそうでありますので、現在も販売を続けておりますやはばおでんは、管理費も含めて採算が合っているのですか。町長は、以前の施政方針で、選択と集中の言葉を使用しておりました。このやはばおでん、どうなのでしょう、やめたらどうですか。まず、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

実はですね、やはばおでんは評判がいいんですよ。実は、NHKののど自慢、田園ホールで開催されたとき、あのときもやはばおでんが紹介されて、私自身もびっくりしたのです。もっといいものがあるのだけれども、なぜNHKでこのやはばおでんをと。ところが、村松

信一議員、食べたことがあると思うのですが、おいしいのです。ただ、値段、価格勝負したとき駄目なのです。

そこで、まず今選択と集中ということがあったのですが、先ほどこのメグミプランニングについても、実は岩手医科大学附属病院に銀河のしずくを取めたので、今度は岩手駐屯地の自衛隊の隊舎にお願いできないかと真っ向勝負したのです。そうしたら、価格では絶対負けるのだと。あそこのいわゆる駐屯地司令、そのときに暗示かけられたのは、レシピのお話があったのです。レシピだったら、矢巾町の特徴を出せるのではないかと、それでそれを隊員の御飯として出せるのではないかと。そこで、今メグミプランニングの委託料の問題があったのですが、先ほどの答弁の中にも普代村のお話ししたのですが、今普代村と葛巻町と私どもで、このメグミプランニングがどちらにも関わっているのです。そして、今ここでいる、いわゆる2町1村の取組として、例えば今言った自衛隊とかのレシピとか、それから葛巻町でヤマブドウを搾ったかす、これすごいことに山ぶどうの会の人たちが搾りかすを使って商品を開発しているのです。ただ、矢巾町から出るものは、搾りかすはもう量が決まっています。そこで、そういう連携、海産物とか何かも含めて。だから、いずれ今矢巾町独自としていろんな取組をしておる中で、必ずヒット商品を出していきたいと。今その過程でございますので、だからおでんなんかも、おでんの一品勝負でやるのか、それ以外で考えていくかも含めて今内部で調整しておりますので、ここは少し辛抱強く待っていただければ、必ずどきとするような商品が出ると思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 分かりました。

それでは、答弁にありました米の粉を使った開発事業に対する申請があったということで、これに対する補助金の交付が今度されると思いますが、今まで多くの開発事業が失敗しているわけでありましてけれども、今回の申請に対する失敗しない工夫は何か考えておりますか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今失敗というお話ありましたけれども、過去にやったものについても特に失敗というふうには捉えてございませんで、こちらとしては1次産業である農家さんがいろいろ知恵を絞りながら加工、販売まで取り付けられている、この補助金を使いながら続けられているというふうには捉えてございますので、これが一つの起爆剤となって販路拡大等に進むよう、ただいま申請上がっている部分についてもフォローしていきたいなど

いうふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 何か感覚が違っているような感じがします。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） いやいや、そうだと思います。失敗したと思っていないのですね。では、なぜお菓子とか何か途中でやめるのですか。どんどん売れてもいいのではないですか。あるいは、ずっとつくり続けるとか。はっきりしたらどうですか。いや、もう少し売ればよかったとか、そういう言葉がないので、どんどん、どんどんまたつくるのですね、新しく。でも、売れなかった、ではまた新しいのをつくろうとか、そういう感覚なのでしょうか。

次の質問に移ります。昨年発売のヤマブドウサブレは、10月に8,000個限定で販売しましたがけれども、結果をまずお聞きしたいと思います。途中でこれはかなり、つくるというその時点で、つくるというのは難しいというような考えで、前お話をいただいたと思いますけれども、まず8,000個の限定販売した結果を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） このヤマブドウサブレにつきましては、使用しているのはヤマブドウのビネガー、酢なのですけれども、これがやはり数量が、当然ヤマブドウの取れる年と取れない年、あとはヤマブドウを酢にする原材料の問題等ございまして、どうしても期間限定で、しかも8,000箱というふうな数量限定となつてございましてけれども、今年度も取り組む予定でございまして、取りあえず今年ヤマブドウの取れ高によって、あとはヤマブドウ酢を作っている醤油屋さんになりますけれども、そちらとの調整によって個数が増えたり減ったりということはあろうかと思っておりますけれども、これをやはり皆さんに認知していただくためには、やはり通年で売れるような状況が一番好ましいわけございまして、そういう方向で私どものほうも支援をしていきたいというふうに考えてございます。

（「8,000個はどうなったわけ」の声あり）

○産業観光課長（佐藤健一君） 8,000個につきましては、完売してございます。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） では、3点目の質問に移りますが、農畜産物を生かした矢巾ブランド化のため、産業振興センター設置と、それから中小企業振興基本条例を計画的に推進するための仮称矢巾町地域産業お役立ちセンターというのがあるわけですが、仮称であります。こ

これは、別々の組織なののでしょうか、それとも同じなののでしょうか。もし違うということであれば、お役立ちセンターの設置の計画の内容を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 1年ほど前からの答弁におきましては、産業振興センターというふうな同じものとして捉えてございましたけれども、3月に策定した中小企業基本計画の中で、役割もすっきり、どういった内容かというものが、お役立ちセンターの全体像がいろいろな策定をしていく中での話合いの中で決められたものですから、今では別なものというふうにご捉えてございます。

このお役立ちセンターの主な事業計画というものは、経営者と社員の自主的な学びの場をつくりたいと、活動としてつくりたいというふうにご捉えてございまして、あとは事業者と住民からの相談に応えられるような窓口を設置したいなど。ワンストップで、例えば町内の企業を紹介できる等、そういった窓口を設置したいなどというふうにご捉えてございまして、あとは次世代の人材育成に向けた共に学び、育ち合う場づくりということで、そういったものも提供したいというふうなことでお役立ちセンターを考えているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、4点目の、次の質問に移りたいと思いますけれども、第7次総合計画の基本の前期計画では6次産業化の推進を掲げておりましたけれども、7次の後期計画では6次産業化、特産品の開発、矢巾ブランドの確立等の記述はしていなかったわけでありまして。それで、町長の10の公約には、今現在生産、加工、流通、販売の連携で6次産業を強化するということが掲げております。それで、特産品、矢巾ブランドの確立について、今後も本町では開発を続けていく意向のようでありまして、ぜひとも8次総合計画の中には生産、加工、流通、販売あるいは連携でもいいですし、特産品、矢巾ブランドの確立、こういった言葉を盛り込むべきと考えるがどうか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

まさにそのとおりでございまして、それで仮称産業振興センターについては、いずれこれまでも農商工の連携、これをさらに進化させていくということでひとつご理解をいただきたいと思います。それで、矢巾町でせつかく、この町内もそうなのですが、盛岡という一大消費地もあるわけでございますので、そういった消費地に対して農業、商工業、またはできるので

あれば観光も包含しながら、今お話があった6次産業化とか特産品の開発、そして矢巾ブランドの確立、これはもう第8次の総合計画の中にしっかり位置づけをしてやってまいりたいと。そして、いわゆる今ご指摘あったとおり、何か継ぎ足しとか、ちぐはぐな対応ではないのかと、そういうことを言われないように、しっかり柱を立てて対応していきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、次の田んぼダムについて再質問であります。令和4年、5年度の施政方針で、煙山ダム2杯分の貯水効果のある田んぼダムの取組を進めると町長が申しております。平成25年8月の豪雨災害のような被害を繰り返さないようにと、取組の拡大を進めると、こう申しております。それで、令和3年7月の矢巾町農業対策会議発行の「矢巾町田んぼダム事業のお知らせ」の記事によりますと、実証実験の結果が報告されております。それから約2年たつわけではありますが、現在の田んぼダムの取組について、事業が進行している2地区の圃場での導入を目指しているということについて、これは地元との協議はなされているのか。

また、多面的機能支払交付金事業に取り組んでいるほかの組織への働きかけは、この田んぼダムについてなされているのか。それで、矢巾町にもこの組織がないところもあります。農業をやっていて、農業の組合組織とかある中でも、多面的機能支払交付金事業に取り組んでいない組織もあります。この組織のないところにはどうするのか。

以上を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話がありました2地区、圃場整備事業2地区になりますけれども、こちらの実施主体とは正式な協議は、田んぼダムに係る協議はまだ行ってございませんが、排水ますの詳細設計が固まった段階で、それこそ圃場整備の実施主体と、あとは多面的組織、あとは推進協議会、あとは営農法人等と協議を行いながら、協力をお願いいただける方々に順次面積を増やしていく考えでございます。同じ圃場整備地区内でございますので、統一できればいい話でございますけれども、なかなか協力していただけない部分もあるかと思っておりますけれども、そこはやはり町のほうからも啓発しながらやっていきたいというふうに考えてございます。

なお、矢次は30.5ヘクタール、広宮沢については29.8ヘクタールになりますけれども、多

面の組織のほう、こちらの意向調査の結果を聞いたところであれば、圃場整備後であれば協力したいというふうな回答をいただいているところではございますけれども、できれば圃場整備の中でやっていければいいのかなというふうには捉えてございます。

あと、関連する2地区以外の部分についてでございますけれども、以前に多面組織宛てにアンケート調査を行ったところ、積極的に実施してもいいと回答いただいた河川沿いの組織について中心的に働きかけを行っているところではございますけれども、多面も実施していない、もしくは実施できないところもあるわけでございまして、まずは面積の大きい組織、そういったところにご協力をいただきながら、順次組織のない、そういった多面組織のないところにもアプローチをかけながら、有効な治水の活動ができればなというふうにご考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 多面的にもう一つ質問ありますか、まだ。

（「田んぼダムはあります。結構ありますね」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 今のダムのところで切れるのであれば切りたいのですけれども。

（「いや、ダムはあります」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それで、田んぼダムの対象要件は、圃場の面積の50%に器具を設置するという条件を満たすわけでありまして、これは稲作圃場の50%であります。水張りの圃場ということになります。ところが、今は転作で、大豆、野菜等、それからその他の野菜等でこれをローテーションするわけでありまして、3年、4年で。野菜ももちろん連作障害が発生しますので。ということは、水稻栽培の面積を50%常に確保しなければならないということになりますと、この設置は全圃場の50%ではなくて、65%くらいの面積に設置する必要があるわけでありまして。

ということで、大体ただではないわけでありまして、今多面的機能支払交付金から、条件にもよりますが、10アール当たり400円のところもありますし、それから300円のところもあるわけでありまして、この300円は設置後ずっと半永久的に、10アール当たり300円は補助金として交付になるわけでありまして、管理費だけでもうとって300円は、周りの草刈りとか、いろいろあります。それから、それをよく見に行ったりとかすることで300円以上はかかるのです。初期にこの装置を設置するというか、その装置を開発する、そして設置するというふうにごとに大体1個当たり2,500円かかります。これは、地元負担になる

わけでありますので、お願いというか検討いただきたいということは、要件を満たすまでの間、町からの特別な、製作費用について幾らか、1個当たり2,500円ほどかかりますので、これに対する町の独自の補助金を検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 村松議員もご存じのとおり、内水氾濫と外水氾濫、氾濫については、この流域治水プロジェクトは国土交通省が今一生懸命やっているのです。ところが、田んぼダムは農林水産省の管轄なわけで、どちらかというとな国土交通省が先行して、農林水産省がなかなかその気にならないというようなところがあるので、国においてここがしっかり連携、共同連携構築ができるようお願いしていかなければならないということで、今農林水産省もこの田んぼダムについては、あともう一つは、本町にとっては防災機能も兼ねているわけです。だから、そういう防災機能のあれで、今私ども町村会で今度国に、政府に要望行動あるのですが、そのときにできるのであれば、防災、交付金なんか使えないものか、ちょっと相談してみたいなど。そして、100%国に頼ることではなく、足りないところは町でもサポートさせていただくが、これを全部本町で抱えるということになれば、これは大変なことになるので、今そのことを進めていきたいなということ。

やっぱり私どもは、忘れてはならない平成25年の8月の大雨洪水、このときに内水氾濫で市街地が大変な状況になったわけでございます。そういう経験から、この田んぼダムには、そしてこの間は彰徳地公園で彰徳まつりがあったときに、この仕掛けを村松信一議員からもお示しいただいたので、いろんな取組をみしまの、いわゆる集落営農でもこういうことに取り組んでいるということで、びっくりしたのです。今本町で、面積の割合もそうですが、田んぼの数で、いわゆる畦畔で限られている。何ぼ田んぼがあつて、そのうち田んぼダムが何ぼあるかと。これ今担当課長から答弁あると思うので、いずれこれを少しずつ拡大していく。面積よりも田んぼダムですので、田んぼ1枚1枚を増やしていくことが大事だということで、このことを国にもしっかり要望していきたいということでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） まずは、村松議員への答弁のほうからお話しさせていただきますと、装置につきましては今進めている煙山西部地区について、ひとまず100円程度で対応しているところがございます、2,500円だとちょっと、高価で半永久的に使えるものではございますけれども、そこまで我々の技術ではなかなか対応できないところがございます。

て、100円も安価であって、逆にデメリットからすると壊れやすいというふうなところがございまして、2,500円程度の装置であれば、かなり頑丈なものというふうに捉えてございませうけれども、やはり金額的な部分も含めまして、あとは効果的な部分も含めまして、こういった排水ますの装置、排水ますによってもまた装置が異なるという部分、大きさとか形とか、そういった部分もありますので、そこは全国的な取組の情報を収集しながら、矢巾町に合った装置がないかどうか、検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、町長からお話があった部分につきましては、今進めているのは約13ヘクタールの田んぼダムを進めてございませうけれども、町内にそういった対応ができる部分につきましては、排水がしっかりできているところであれば、町内全域でも田んぼダムが可能ではないかなというふうには考えてございませう。

○議長（廣田清実議員） 村松信一議員。

○14番（村松信一議員） その100円なんていうのは、いわゆる田んぼダムの初めに効果があるかないかということを試すために100均で買ってきたのでしょうか。そういうのを私らがつけているというのは、いわゆる半永久的に置かなければならないのです、10年とか15年とか。あんなの例えば風とか何か吹いたりしたら、どこかに行ってしまってなくなります。そういうことで、一時的に効果を試すためのものなのです。だから、100円ではできないのです。大雨降っても、それから集中豪雨でも、あるいは風の強いときでも頑として動かないような、水の比重より重いパイプがあるわけです。すごく重いやつ、それに穴を空けて置くのです、ただそれだけなのです。それをやると、少なくとも4メートルのものを買って、それを10個に切りまして、それに穴を空けるといって2,500円かかるのです。だから、100円というのはやめたほうがいいと思います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） いいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） では、ちょっと本当に途中なのですけれども、ここで休憩に入ります。

再開を14時25分、午後2時25分といたします。

午後 2時11分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（廣田清実議員） それでは、再開いたします。

他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、多面的機能支払交付金事業について伺いたいと思います。

多面的機能支払交付金事業の一部基準の明確化について今後検討するということでもありますので、その関連したことについて伺いたいと思います。質問で取り上げました矢巾町の基準を策定してはどうかということに対する答弁では、複数市町にまたがる活動組織の混乱が生じないように整合性を図り、一部基準の明確化について今後検討するとあります。

そこで、交付金事業に大きく関係しますので、町の事業について、町が行う工事、発注、それから物品購入の場合についてちょっと伺いたいと思います。本町で、一般的に30万円くらいだろうと思われるような工事を発注する場合、どのような手続が必要でしょうか。大体概算で30万円くらいになるだろうと思われた場合の概算見積りです。その場合の町の業者は何者必要でしょうか、見積りのための業者は何者必要でしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 町で行う場合には、一般的には3者以上の見積り合わせを行っているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それは、30万でそうでしょうか。分かりました。

それで、県の方針というか、県では10万円以上ということで、10万円以上の場合は3者見積りが必要ということでもありますけれども、現状で工事業者は矢巾町でも少なくなっておりまして、社員がほとんどいなくて、大きな工事が入ったときにいろんなところから寄せ集めというか、依頼して、そこで工事をするわけであります。

そこで、10万円以上で3者ということになりますと、今お断りされる場所もあります。いずれ無料なわけでありますので、10万円ということになりますと、3者になりますと、1社当たり現場に行って確認をして説明をしていただくと、大体2万円くらいかかるのです。ですから、10万円の工事をやるのに、2者は落札できないわけですから、10万円の工事でも14万円必要になるわけであります。ですから、かなり無駄になるのです。人がいないのです。見積りは10万円くらいのものであれば、あまり乗らないのです。ですから、一部でやっております、矢巾以外でもやっております30万円にしてはどうでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 確かに見積りを断られるケースもあろうかと思えますけれども、それでも一応見積り依頼をしたというカウントには含まれると思えますので、例えば3者頼んで1者断られても、それは仕方ないかなと。2者で結果的に見積り合わせしたことになっても、それは仕方ないのかなというふうには捉えてございます。

先ほど町長の答弁の中で、複数市町にまたがる活動組織の混乱が生じないようというふうな話がありましたけれども、矢巾町の南側の土橋、高水寺に当たる部分がそうなのですけれども、本町には組織があっても補助金の交付決定は属地で行うこととなっているため、県の基準の10万円というものをお願いしているところがございます。またがることで基準が異なるというと、やはりうまくない部分もございまして、近隣市町とそこは統一させながら、県の基準に準拠した形でやらないとうまくないのかなということで、推進しているところがございます。

○議長（廣田清実議員） 村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 今まで、令和4年度までは、一部矢巾町の中の数年前の説明では30万までということで、1者で30万でいいということで、この矢巾町には二通りあるのです。10万円でやっているところと30万でやっているところ、これがありまして、どっちかに統一すべきだということで、何回も質問しているわけでありましてけれども、結局今の答弁であります。30万にしてくださいということで統一するということでよろしいのでしょうか。その場合は、文書等の発信をお願いしたいと。よろしく申し上げます。

（「10万円でやってるって言った」の声あり）

○14番（村松信一議員） 間違えました。10万円以上の場合は3者見積りが必要であるということを確認した文書を発信していただきたいと思えます。どうでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 先ほど30万と言ったのは、町で進めている見積り合わせのほうでございまして、こちらの多面的機能支払交付金の見積りにつきましては、10万円という金額の統一化に向けて、皆さんに広報できるように前向きに考えていきたいというふうに考えてございます。

（「文書化はしないってこと」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） では、次の質問に移ります。

中小企業振興基本条例について伺いたいと思います。条例に子育て支援についての項目を追加する必要があるのではないかと思っ、再質問するということになります。平成27年12月一般質問において、矢巾町中小企業振興基本条例の制定が必要ではないかとして、この場で一般質問で取り上げました。そうしたら、令和3年6月1日に条例が制定となりまして、その約2年後の今年の3月に矢巾町中小企業振興基本計画が策定されて、現在に至っているわけでありませ。

それで、矢巾町中小企業の状況の企業アンケートによりますと、事業展開で最も大切にすることは人材の育成、それから確保で30%、次に多いのは販路拡大で22%で、この2つが際立って多くなっておりますが、人材の育成・確保に関する、子育て支援に関する条項を中小企業振興基本条例の中に追加していただきたい。この振興条例、それから基本方針等にもこれはうたっていないのです。それで、うたうことを何とか条項に加えてほしいということの理由を申し上げたいと思います。

今年2月に岸田総理が子育て支援として先進地であります岡山県の奈義町を視察したとテレビニュースで流れました。奈義町は、過去合計特殊出生率が日本一となったこともあり、子育てのまちとして令和元年の合計特殊出生率が2.95で、毎年全国の市町村で特にトップクラスの町であります。出生率を上げるには、一つの支援策ではなく、総合的な対策がもちろん必要なわけでありませけれども、重要な点として結婚、出産を機に退職することもなく夫婦ともに働き、たとえ一時的に休職などをしたとしても、職場が温かく迎え、安心して復帰できる。そして、保育園や幼稚園に入園しているときでも、例えば熱を出した、元気がない、急に電話が来るわけです。こんなときにも職場をすぐ離れられるというような、その対応。個人的な用事など、少々の時間が欲しいときなど、職場の温かい対応ができることが子育てに必要で、思いやる心を大切にできる職場環境がとても重要であると、奈義町の担当者が申しておりました。

そこで、中小企業振興基本条例に子育て支援や両親で育てる男性の育休も盛り込むべきと考えませ。中小企業振興基本計画の中では、社員が生きがいと働きを十分に得ることができる雇用関係の充実に努めませとうたっているわけです。それからまた、多様な人材が活躍できる就労環境を整備することにより、矢巾町で働きたい、働き続けたいと思う人を増やしていくための取組を進める必要があると明記されております。この2点だけが子育て、それから育児に関することで関連しているのかと思います。直接に子育てとか、育休だとか、育児

だとか、こういうことの手葉はないのです。ですから、私はもう少し踏み込んで、職場での育児環境に配慮した文言を明記していただきたい。特にも条例の13条の4にあります、町長は必要があると認めるときは、基本計画を変更できるとあるのです。町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

それは、もう条例事項ですので、そういう環境になれば当然改正ができるわけですので。ただ、今スタートしたところで、スタートした時点から、またすぐ見直しするというのもあれなので、この状況をしっかり把握しながら、必要があるのであれば、これはもう改正は前向きに検討してまいりたいということで、条例事項で変更はできない、改正ができないのだということではないので、そこは柔軟に対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 次の再質問です。脱炭素社会についてを伺いたいと思います。

町長の10の公約では、持続可能な社会構築に向けた脱炭素政策の推進の中で、公共施設のZEB化の推進を掲げております。今後どのような調査を行うのか、そして現在の取組状況はどうか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

昨年度におきまして、文科省による文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業についてという研究事業を実施させていただきました。文科省のほうに、年度末におきまして調査報告書を提出いたしまして、可とされましたので、しっかりとした報告書につきましては、皆様にできるだけ早い時期に、7月なり8月、いずれ9月の議会前にはこういった調査報告書ができましたということで、将来の方向性についてご説明できるようにいたしますので、お時間はいただきたいと思います。

今後の予定といたしましては、この研究事業を通しまして、官民連携の基本的な枠組みをつくりましょうというような方向性になってございますので、町、それから町商工会、金融機関、大学関係者、民間企業等、様々な皆様と今回いろいろな情報連携、それからいろんなルートができましたので、この枠組みをしっかりと生かしながら、将来の公共施設における

Z E B、ゼロ・エネルギー・ビルディングの有効な方向性について研究もしながら、現実的に将来の教育施設、それから公共施設に生かせるように、確実に前進できるように研究を続けていくということで、今模索している状況ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、ごみの減量について伺いたいと思ひます。

町長は、ごみの減量について、3月の議会のときの施政方針でありましたけれども、早速このたびは事業系の紙類の資源化に取り組んでいただいておりますけれども、このことにより、かなり減っているのだらうと思ひますけれども、このことによりまして、環境施設組合のごみの搬入量のどの程度の減量につながっているのか、それを年間に直すとどれくらいになるのか。そして、それがもともと焼却に回っているわけでありまして、焼却した場合、それはどれだけの減量効果になっているのか、その辺のところを今見積もっているものがありましたら伺いたいと思ひます。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、古紙の搬入規制につきまして、取り組むに当たって、ちょっと明確にこれだけの量を削減したいという目標を当初設定できませんでした。といいますのも、環境施設組合のほうで組成分析をしたのですが、事業系のごみの中に相当量の紙類が入っているというのは分かったのですが、その中に、例えば個人情報とかがある機密系の書類もあれば、リサイクルできない紙類もあって、なかなかどれくらいに設定していいかちょっと分からなかったもので、まずは取り組むことに意義があるということで、今年度から取り組み始めたところでございます。

実際今年度から始めて、つい先日も環境施設組合のほうで搬入されたごみの検査をやったところ、やはりまだ資源物に回せる紙類もあったということで、そういう排出業者さんに対して注意文書を発出いたしまして、取り組んでいただきたいなと思ひ、そういうのを地道にまずは続けていきたいなと思ひております。

なお、全ての古紙類を搬入規制にやったからという、その効果だけではないと思ひますが、いろんな企業活動の中でごみが減っているという影響もあるのかもしれませんが、昨年度と今年度の4月、5月の事業系ごみ搬入量を比較したところ、まず4月ですと昨年度に比べて

約36トン減っておりますし、5月ですと47トン減っているということでございます。これが全て古紙類の影響であればいいのですが、恐らくそうではないと思いますので、先ほど申し上げましたとおり、地道に検査等を通じて、ご協力をいただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） ごみの減量について、もう一点お伺いしたいと思います。

生ごみの回収について、令和2年度からバケツにバーク入り、それで2年度からその回収をしているわけでありまして。それで、2年前のバーク入りではないときの汚水がたくさん入っていたときと、それから2年後にはかなり減っているという報告なのです。前バークの入らない時点での2年前と、令和2年度からバーク入りで減少になっている、この2年間の違いというのはどれぐらい減少になっているのか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃったとおり、令和2年度からバーク入りのバケツが始まったわけですが、その前の年と2年度のコンポストセンターでの汚水量の数字をちょっと比較したところ、令和元年度だと1,712立米、令和2年度だと848立米ということで、約半減しているというふうに数字として表れておりますので、バークを入れたことによって、実際汚水の処理量が大幅に減っているということでございます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 再質問。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） では、次に移りますが、DXの推進についてです。

全国的に今問題になっておりますマイナンバーカードやマイナポイントをめぐるトラブルが多く全国で発生しています。毎日ニュースで取り上げられておりますが、本町でのトラブルはなかったのか伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今、毎日のようにニュースで報道になっておりますけれども、本町でマイナポイントの支援窓口等を行っておりますけれども、本来決められた手順で本町の職員が来庁した方に支援

をしておりますので、現在本町において、そういうトラブルは特に報告はされていないところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、Wi-Fiについて伺いたいと思います。

株式会社ウェルソック東北は、ウェルソック岩手を1月31日に吸収しまして、今一緒にやっているわけで、会社が大きくなったのだと思います。それで、過去に矢巾町の主要施設にWi-Fiのアンテナを設置しましたがけれども、その後はこの会社が申込みあった方に無償でアンテナを取り付けるということなのです。もちろん契約します。そして、増やしているのが現状なのです。

そこで、このことについて伺いたいと思いますけれども、行政でいろんな主要施設に当初は設置したと思いますけれども、予算の関係とかいろんなことで、途中でこれをやめたと思うのですけれども、主要施設に今後とも設置する予定はあるのかどうか。それともなくて、今私が話したように、一般的なこの会社が無償でつけて、一番近くの電波から拾って使えるようにしているのです。それは無償なのです。それで、もちろん年齢によって契約の金額がありますけれども、それは安いのです。そういう方法をずっと続けていくのかどうか。それとも、主要施設に行政でアンテナをつけるのか、そのことについて伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

矢巾Wi-Fiのアンテナですけれども、町内では公共施設、公民館、集落センターとか地域の集会所とか、こういったところを中心に66か所に設置してございます。こちらのほうの新規の取付け予定は現在のところはないという状況で、ただ66か所によりまして、人口のカバー的なものを考えますと約77.87%、これくらい達成しているということで、電波は大体300メートルの範囲で届くというふうな計算で、77%ほど行っているというふうな状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） では、DXに関する再質問でありますけれども、3月の施政方針のときに、それと町長の公約でありますDXの推進に係る計画の中の、市街地循環バス利用者向け電子掲示板の設置をするということで計画されていたわけでありましてけれども、これ

は令和5年度に予算化されましたけれども、その計画の進捗状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

市街地循環バス利用者向けの電子掲示板、デジタルサイネージということで、矢幅駅と岩手医科大学のほうにそれぞれ1か所ずつ予定していたわけなのですが、ちょっとこちらのほうが我々の見込みに反しまして、地域公共交通活性化推進事業費補助金というものがあるのですが、こちらの補助金の予定が10分の1の金額になってしまいまして、ちょっと2か所への設置はなかなか難しいのかなというふうな状況になっておりまして、見直しを迫られているところなのですが、何とか矢巾町としての玄関口であります矢幅駅、こちらのほうにだけでも設置のほうをしていきたいというふうな感じで、今徐々に準備を進めているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） DXの推進について、行政と自治会でウェルソックWi-Fiを使用して会議をするということが当初計画されたわけでありまして、THE WEB（ザ・ウェブ）の会議の在り方について伺いたいと思いますが、当初自治会に対して端末を提供して、それでTHE WEB（ザ・ウェブ）の行政と自治会による会議を実施することが計画にあったわけでありまして、これは会議を実施したことがあるのでしょうか。

それから、Wi-Fiは災害時のときに有効に使えるようにという使用方法が考えられておったわけでありまして、この仕組みづくりはどの程度進んでいるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

行政と自治会とのWi-Fiを活用した会議なわけですが、なかなか実施が難しかったのですが、今年の3月にコミュニティ連合会の役員会というもののオンラインで初めて実施させていただいたところでございます。こうやってできることが分かったと。やがて全体の会議もできればやっていきたいなと思っているところでございますし、あとはコミュニティからの要望で、連絡事項はメール等でいただけないかというふうな要望等ございます。あと、

資料配付もできれば直接端末のほうにやってもらえないかというふうな要望もありましたので、できればこういった要望にも徐々に応えていければというふうに思っております。

災害時の有効活用なのですけれども、Wi-Fiの設備を利用いたしまして、災害時には全国統一のファイブゼロジャパンというふうに俗に言われておりますけれども、ゼロが5つでジャパンがローマ字というか、英語といたらいのかな、というふうな感じの災害時用の統一のSSIDというWi-Fiの仕組みの中に入るパスワード的なもの、そういったものが、一般社団法人無線LANビジネス推進連絡会というふうな団体があるのですけれども、こちらのほうの特別会員ということで、令和3年6月に矢巾町が会員になってございます。これによりまして、災害時に無償で町民の方がファイブゼロジャパンというふうなSSIDのWi-Fiの仕組みの中に入ることができるというふうなものを用意してございます。震度6以上の地震の発生時には、自動的に無料で開放になるような仕組みでございまして、災害時にはこういった仕組みを活用して、皆様が不安なく情報を取得できるような仕組みというふうにしているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、次の事務事業について伺いたいと思います。

社会資本整備総合交付金につきまして、予算要求に対し、内示率が半分程度であったということですが、この計画事業は何なのか、それと減額分はどのような方法で効果的な事業とする予定なのか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

社会資本整備総合交付金につきましては、岩手の医療というものが内示率で52.32%、岩手の通学路等安全確保、こちら歩道の整備でございまして、内示率31.4%、岩手の社会資本の事前防災、減災対策と戦略的な維持管理、こちらは舗装の長寿命化でございまして、内示率が0%となっております。町の歳出で言いますと、道路新設改良事業のうち防災安全対策事業となっております。

どのようにこの減額分を効果的にということですが、ちょっとそのとおりの内示率でございまして、まずは医療と通学路、こちらを優先して進めてまいりまして、今後国の補正予算等、こちらのほうを活用しながら事業を推進してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） そうしますと、当初計画しているのがかなり遅れるということでもろしいですね。分かりました。

対話をベースとした町政運営について、次にお伺いしたいと思います。地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業について、各所属の要求を計画としてまとめた交付金事業の実施計画及び地方財政に有利となることの具体的な効果を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

実際この交付金を活用した町民環境課のほうでお答えさせていただきたいと思います。まず、この交付金を活用するに当たって、昨年の夏ぐらいから、脱炭素に向けて本町でどういった取組ができるかというのを、検討をスタートしたところでございます。それに当たっては、当然昨年6月の条例改正で、脱炭素について本町でも取り組んでいくというふうに盛り込んだことが一番の大きなきっかけかと思っております。

いろんなメニューを考える中で、まず今回の交付金のほとんどは、95%ほどは個人の方ですとか、事業者に対するいわゆる間接補助事業でございますが、残りの5%ぐらいは町の公共施設に対する様々な改修とかの事業になっているのですけれども、公共施設に、例えばLED化の省エネ改修ですとか、あるいは太陽光発電設備を設置する、再エネの推進といった大きく分けて2つあったのですが、特にも省エネの部分なのですが、当然町民環境課だけでは分かりませんので、秋からの翌年度の予算編成に向けて、各課から、例えば照明を改修したいのだけれどもという財政のほうに要望があったら、そういったのを当課につなげていただいて、それが交付金のメニューに合致するものかどうかというのをちょっと情報共有しながら進めてきたところでございます。それによって、特にも今年度の予算でいきますと、学校給食共同調理場の一部分の照明のLED化工事なんかは、まさにこの情報連携によって、今回交付金のメニューに採択されたものでございますし、今後予定しておりますほかの施設の一部のLED化なんかも、そういった予算要求の情報を基に環境省に要求したところでございますので、昨年度の取組は非常にいい取組できたのではないかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ないようなので、次に2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、2問目の質問に移りたいと思います。

私立教育施設等への支援について、町長にお伺いをいたします。SDGsの誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会という目標に向け、矢巾町としても様々な取組をしていると思いますが、それぞれの個性、特質に応じた配慮の下、少人数での学びの場を提供している学校やフリースクール等への支援も必要と考えます。

町内には、義務教育段階の学校教育において、何らかの理由で普通教育の機会を十分に得られなかった子どもたちが入学している高等専修学校もありますが、町からこのような私立教育施設への支援策について伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 私立教育施設等への支援についてのご質問にお答えをいたします。

本町では、財政支援策といたしまして、物価高騰による影響を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した私立学校物価高騰対策緊急支援金の給付により支援を予定しているところであり、本議会において補正予算のお願いをするものであります。ほかにも、経常的な財政支援につなげるため、県の運営費補助金が全日制私立高等学校並みの増額が図られるように、今後も引き続き支援をしております。

また、矢巾町民総合体育館及び矢巾町公民館の使用について、町内の小中学校と同様に減免措置を行っているほか、利用予約について配慮を行っているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 中学生のときは不登校、現在の高等専修学校に入学後、休まず勉学に励んでいる生徒もいると聞いております。中学時代、何ら問題がない生徒が、とても楽しい学校であると聞いて入学した普通の子も、生徒も今学んでおります。

SDGsの理念を大切にすれば、全日制私立高等学校並みの運営補助金が得られていない今、町からの特別な支援というものを考えてもいいのではないかと。学校からの要望を聞いてからにはなりますが、例えばICT関係の補助等の支援ができるのではないかと。思うのですが、いま一度この支援の考えについて伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからお答えさせていただきますが、実はこの間、又川理事長さんと田中校長先生がおいでになって、今言ったようなことがやはり議論になりました。そこで今、私、大変あれなのですが、星北高等学園、田中校長さんが今年入学する方が多くて、これまでは受入れしたのだそうです。ところが、今回は学校の規模の関係もあって、あんまりいい表現ではないのですけれども、ふるい落としをしなければならなかったと。そのときに条件として、毎日学校に来ることができるのであれば、やはり生徒として受入れすると。この間、5月の末においでになったときに、4月、5月、今年入られた新入生が誰一人欠けることなく学校に登校していると。そのお話をお聞きして、小中学校、不登校なりひきこもりで、そういうお子さんを星北高等学園で受入れしているわけです。

それで、これは端数があるのであれなのですが、今これでも増額していただいて、星北高等学園には7万円ちょっと超える。ところが、全日制の私立の高等学校には35万。分かりやすく言うと、それでも5分の1なのです、今回増額していただいてもです。だから、こういうことは私どもも、星北高等学園には矢巾町のお子さんだけでなく、盛岡広域、それ以外からもおいでになっているわけです。だから、そういうお子さんをやっぱり私どももサポートしてあげたいということで、今後このことについては、県議会でもいろいろ何か議論されておるようですが、私らは町村会がありますので、町村会のほうからも県のほうに全日制の私立高等学校並みの補助金を構築していただくようお願いしていきたいと。

そこで、今回補正をお願いしておりますが、金額の多寡にかかわらず、矢巾町からも議員の皆さん方のご理解をいただいて、ご支援いただくということで、そこの輪を今後議会と一緒にあって、いろんな意味でソフト、ハードの面を含めて検討していきたいなど。そして、私そのときお聞きしたのが、教職員の先生方の給料も本当に気の毒なくらいの給料で対応していると。だから、私どももそういうことを考えた場合、できることは町としてサポートしていきたいなど、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で、14番、村松信一議員の質問を終わります。

次に、16番、赤丸秀雄議員。

1 問目の質問を許します。

(16番 赤丸秀雄議員 登壇)

○16番 (赤丸秀雄議員) 議席番号16番、新誠会、赤丸秀雄です。

1 問目の質問は、小中学校生活の課題について伺います。町民の方々から、小中学生が学校生活を送る過程において、多くの課題、要望を耳にします。特に安心安全に学校生活をつつがなく満了することをご家族の皆さんは期待していると強く感じました。そこで、学校における安心安全を中心にした取組状況について、以下伺います。

1 点目、通学路の安全対策として歩道設置が望まれますが、今後の整備計画と生徒の安全対策をどのように考えているか。また、秋の夜長の帰宅時間には路上が暗く、不安であることから、防犯灯の設置を強く要望されるも、町は地域、地元自治会の設置判断に委ねていると答弁するが、それでよいと考えているか伺います。

2、いじめ件数は全国的に増加傾向にあります。町内も内容をより深く行ったことで、把握した件数が増えているようではありますが、町で重大事故発生から8年を迎えるに当たり、学校及び教育委員会の人員も人事異動など、この間大きく刷新された現在、いじめ防止対策に力を入れるべき点はどのような点であるか。また、取組内容をマンネリ化させず、風化させないためにどう取り組んでいくつもりか伺います。

3、本町のICT教育状況を伺います。タブレット端末利用の授業は、週の授業時間の約何割程度でありますか。小学校低学年、高学年、中学校ごとに実態をお知らせ願いたい。また、授業を進める過程で専門的補助者の配置と関わり方に関する状況はどうでしょうか。それと、宿題や家庭での利用状況、ご家族からの意見、要望状況はどうであるか伺います。

4、特別支援教育の充実が必要と考えることから伺います。町内小中学校の特別支援学級数の現状はどうであるか。現状から見た課題と、学校等からの意見、要望などはどうであるか。支援学級(中学校)卒業後の進路状況はどうなっているか伺います。

以上です。

○議長(廣田清実議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 16番、赤丸秀雄議員の小中学校生活の課題についてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、通学路の今後の整備計画と生徒の安全対策につきましては、今年度は高田地内の町道島線、間野々地内の町道谷地線の歩道整備工事を実施しているところで

ありますが、今後も各地区から整備要望のありました路線について、矢巾町交通安全対策協議会で検討し、ここは生徒も含めてあれなのですが、児童生徒の安全対策を最優先に考えた上で優先順位を定め、国の交付金等を活用しながら、通学路の整備を含めた安全対策を推進してまいります。

また、防犯灯の設置についてですが、町が設置しております街路灯は、交通量の多い市街地の幹線道路や交差点等に偏らざるを得ない状況にございますが、一方で防犯灯の設置につきましては、地域住民の方々が地域内のより効果的な設置場所、また真に必要な設置場所を検討いただいた上で設置しており、設置のニーズが反映されているものと捉えております。これは、自治会が設置と管理の両方を担っているからこそ実現できるものであり、町といたしましては、これまで自治会からの補助要望の全てに対応してきております。補助内容といたしましては、設置費用及び電気料金の半額補助を実施しております。

全ての通学路に防犯灯を設置することは、安全上理想的ではありますが、その経費の全てを町で賄うことは大変難しく、地域の皆様方のご協力もいただきながら、今後もみんなで本町の安全が守られるよう、協働により努めてまいりたいと考えております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、小中学校生活の課題についてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、本町においては平成29年に矢巾町いじめ防止対策に関する条例を制定し、町内小中学校においてはいじめ防止基本方針をそれぞれ策定し、二度と同じような悲しい出来事が起きないように、いじめ防止対策に努めているところであります。

いじめの件数は、議員ご案内のとおり増加傾向にあります。この増加の要因の一つは、ささいないじめも見逃すことなく認知している結果だと肯定的に捉えております。いじめを早期に発見し、適切に対処することが、いじめの解消に導くことであると認識しております。

なお、本年度の定期人事異動により、教育委員会事務局及び各学校においても教職員が入れ替わっておりますが、本町においては、いじめ問題対策連絡協議会において、1年間のいじめ問題対策について総括し、年度当初には、教育委員会においては校長会議で当該年度の重点的な取組の確認をするとともに、教育研究所の教育相談員等が定期的に学校を訪問し、各校の取組状況の把握や、その対応への助言及び支援を実施しております。また、各学校に

においては、年度当初の職員会議等でいじめ防止基本方針を確認し、いじめ見逃しゼロをキーワードとして日々実践しているところであります。このように、いじめ問題については、不断の改善を図っており、形骸化することがない取組となっていると考えております。

3点目についてですが、本年5月現在の状況を各校に聴取したところ、小学校低学年は2割から3割、高学年は3割程度、中学校は4割程度であるとの回答を得たところであります。また、専門的補助者の配置は現在行っておりませんが、昨年度は教職員に対して、個々の活用レベルに応じた研修会を二十数回開催しており、本年度はさらに回数を増やし、教職員のICT活用能力の向上を図ることとしております。

宿題や家庭での利用状況についてですが、本年2月に町内全校一斉にタブレット端末の持ち帰りを試行し、各家庭で利用できることを確認しております。本年度においては、町内5校においてタブレット端末持ち帰りによる家庭学習を実施しております。

なお、このことに対する保護者等からのご意見、ご要望は、現在のところございません。

4点目についてですが、本町における本年度の特別支援学級は、小学校は12学級、中学校は7学級であり、全ての学校に設置しております。

なお、課題といたしましては、障がい種に応じた専門的な指導を行える教員が不足していることが挙げられます。本町においては、この課題を解決すべく、特別支援教育支援員を全ての学校に配置し、教員の負担軽減を図っております。しかし、特別な支援が必要な児童生徒が年々増加傾向にあることから、学校からは支援員の増員を望む声をいただいているところでございます。

また、昨年度の中学校特別支援学級在籍生徒の卒業後の進路状況についてであります、県立の特別支援学校高等部及び県内高等学校への進学となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） まず、防犯灯の設置について質問させていただきますが、地域住民の方々が効果的な場所へ設置し、地域ニーズが反映と答弁では言われております。本当にそうでしょうか。設置負担金は町では半額出しておりますし、ランニングコストである毎月の電気料金は、当然半額助成しております。ただ、地域によっては自治会費の負担額が、昨年度、2か月前です、そのときには3倍の格差があるのです、徴収金額が。そういう状況においては、防犯灯設置、安全は必要とは考えますが、とても自分たちの行政区だけでは負担で

きないという話も聞きます。はっきり言えば、煙山小学校、北中学校近辺とか不動小学校近辺のところからお話を伺っております。こういうところは、やっぱり町で何とか考える必要があるのではないかと。特に東小学校のところは、すごく明るい通りもあります。また、情報によれば、県道であるからでしょうが、停車場線から北中学校のほうに抜ける道路については、不來方高校前の交差点とか矢巾中学校の交差点に今年街灯がつくという情報もあります。あまりにも地域によって格差が出るのではないかと。町内には6校しかないわけです。そういう面から、もう少し町でも考えたら……以前同僚議員から、お金がなければ広告塔的な防犯灯を設置して、広告塔から経費を捻出するとか、そういう話も出ましたよね。そういうところも考慮してやるべきと考えます。本当は、先ほどの内容の質問にもありました歩道設置率の31%、これをもっとやればいいのですが、これはとつても期間とお金がかかるものですから、1基20万円とか、簡易的な防犯灯のソーラー使用であれば、15万からでもあるような状況であります。まして町道に設置するのであれば、許可も町で与えることでありますから、設置は可能かと思えます。その辺で、防犯灯の設置について再度見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

防犯灯の設置に関しましては、町長答弁にもありましたけれども、これまでも地域の皆様のご協力と町からの費用の半額助成というふうな互いの応分の負担によって、これまで推進してきてございます。今後もこれまでの補助を維持できるように努めてまいりたいというふうに考えております。今のところ、町独自の設置につきましては検討していないというところでございます。

議員から今ご指摘いただいた場所につきまして、今度コミュニティのほうからも改めてご意見のほう伺ってみたいと思います。ちょっと我々のほうに声が上がってきているかといいますと、決してその部分がなかったものですから、改めて地域に今度お邪魔する機会がございますので、声のほうを伺って、やれることは検討してまいりたいと思いますが、ただよその地域との兼ね合いとか、こういった部分もございまして、おいそれとすぐ小学校の周りだから、中学校の周りだから設置しましょうというふうなことはなかなか難しいかとは思いますが、あとは街路灯との関係の問題もございまして、提案いただきました広告がついた防犯灯というのですか、ちょっと私はあんまり分からない部分がありますけれども、そういうところも含めて、改めて検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 各地域の負担相応と言いますが、町内も過疎化のところもありますし、そういうところもやっぱり考慮する必要があると思うのです。当然行政区に負担という部分、私は町村の広さによる道路維持メンテのお金、国からの交付金ありますよね。ああいうところをやっぱり考慮する必要も、防犯灯とか歩道には、歩道は町で設置するからいいのだけれども、防犯灯にも適用させていただきたいなと思っております。事故起きてからでは遅いですから、ぜひそこはお願いします。

それで、いじめの防止のことで質問させていただきます。いじめ防止対策ですが、今年は教育委員会主導で7月に強化月間とか設定した取組、それから重点項目を年度当初には設定しているというお話でありましたが、この部分のところ、8年もたって人員が刷新されていることから、このような取組の強化というのはいらないのでしょうか。再度ご質問させていただきます。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

これまでいじめ問題対策といたしましては、未然防止はもちろんでございますけれども、積極的認知を含めた適切な対処というところを掲げて取り組んでまいりました。今年は、過去の痛ましい事案を踏まえまして、いじめ見逃しゼロということ 키워ワード、キャッチフレーズに、いじめ対策に当たっているところでございますが、そのポイントといたしましては、大きく3つ考えてございます。1つ目です。法にのっとった適切な対処、これは経験則だけによらないよといったこと、そのメッセージでございます。

2つ目は、開示に耐え得る記録と。それは、それまでの対応について学校がしっかり客観的にそれまでの取組を振り返り、そこにつなげてもらおうといったものでございます。

3つ目は、法にのっとった記録の保存と、その3つです。未解消を曖昧にしないと、学校もはっきり責任を持ってもらおうと、そういったメッセージ、こういった3つをポイントに掲げて、今年度スタートしております。

ただ、単に校長会議の場で、こういうふうにやってくださいということではなく、そういった取組を行うに当たっての趣旨でありますとか、具体の取組方法等について、経営者でございます校長先生方にもしっかりと当事者意識を持ってもらい、またその音頭を着実に、確

実に校内の職員に伝えてもらうというようなことで周知徹底を図っております。

あわせて、先ほども触れましたけれども、教育研究所の教育相談員が定期的に学校のほうを訪問させていただきまして、記録の確認、また記録から見て取れる対応等々について、適宜助言指導する体制を、重層的な体制を整えておるところでございます。繰り返しになりますが、法にのっとりた対応をと、開示に耐えられる記録、あとは記録の保存、当事者意識を持たせるということ、それと取組状況のチェックと、そういったところでもって、日常の対応を確実に行うということで、形骸化の抑止に当たってまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 矢巾町のいじめ対策、当然重大事故が起きた後の対策ですが、早期発見、早期対応を実施しているこの構造については評価しております。

ただ、今年というか、先月末に昨年度の児童生徒の自殺数が発表になりました。514人、過去最大、これは当然高校生も入った数字になっていまして、高校生が7割近い69%という形。この要因は、やっぱり学校関連で54%、健康関連で25%、家庭関連で22%というような内訳になっております。ちなみに、15歳未満の死亡者の3割、これは自殺だそうです。この辺は当然ご存じかと思えます。

やっぱり自殺を防ぐには、先ほど取り組んでいる早期発見、早期対応が一番ですが、早期の中にはやっぱり相談窓口の電話、子供SOSダイヤル、0120—078—310、悩み言おうという語呂合わせの番号でいいなと思っておりますが、これの徹底は、やっぱり相談と周知を何度でも繰り返すことがマンネリ化を防ぐことになると思えます。

また、半年前には現教育長が「守るは人権、防ぐは自死」と、この言葉を胸に取り組んでおりますということですから、来月丸8年になりますが、重大事故からぜひこのことを踏まえて、教育委員会、教育研究所一丸となって取り組んでいただきたいと考えます。

次に、GIGAスクール取組についてご質問します。今年2月から全校でタブレットの持ち帰りをして、試行的に実施したとあります。本年度は、5校で持ち帰って家庭学習を実施とありますが、要は6校のうち5校、1校はやらないと。やらなかったところに何か問題がある、課題があったのかなど。差し支えなければ、学校名と理由等を教えていただきたいのですが。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） ただいまの質問にお答えいたします。

残りの1校につきましては、大変申し訳ございません、ここでの紹介は差し控えさせていただきたいと思っております。ただ、できなかった背景といたしまして確認をいたしました。教職員の事情でありますとか、小学校1校なのですけれども、できなかったところが職員の事情あるいは児童の実態等、総合的に見て5月までの時点で実施ができていなかったものであります。6月以降、持ち帰りができる体制を整えますというふうな回答を得ているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） G I G Aスクール、時間もないのであれですが、今全国的には当然どこでも導入されているような状況で使っているようですが、使い方によって学習レベルというのですか、使い勝手のところのレベルが出ているというのが、やっぱり導入なって4年、5年たてば、このような状況というのは当然であります、そういう形になっています。研修もよくやられて、専門的補助者もなく、それから持ち帰りも導入し、今年から本格導入している。前向き、前向きに手を打ってやっていることは、大変よろしいかと思っております。

全校で持ち帰って家庭のインターネット環境を確認したということですが、全部の家庭で使える状況だったのでしょうか。例えば7割程度しか使えないエリアに対して、町でもWi-Fiを張り巡らせたのですが、やっぱりどうしても2割程度漏れているような状況。それでいっても、小学生、中学生にお持ち帰りいただいたところでは、100%近くはというか、家庭で別回線を使っているからやれたということなのではないでしょうか、確認させてください。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） ただいまの質問にお答えいたします。

今年2月に端末の持ち帰りを行いますよと、町内一斉に行ったところでは、その際には、家庭内で接続ができるかどうかの確認をしてくださいますということと、あとはどうしても家庭においてWi-Fi接続ができない、例えばルーターがないとか、そういったご家庭についてはご連絡をくださいというようなことで案内をし、実施をしたところでは、その結果、各学

校に回答が来ることになっておったのですけれども、接続ができないという家庭はなかったというふうに聞いております。

ただ、そもそも我が家には接続環境がないというような申出があったところが11件ございました。そこにつきましては、無償でのモバイルWi-Fiルーター、その貸出しを実施しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） ぜひこのWi-Fi環境において使える部分、これは先ほどのDXの部分の回答にもありましたが、やっぱり主体的に対話的で深い学びができる、これにつきますと思うのです。ですから、ぜひタブレットの授業については、使える部分ではよくご利用いただきたいと思っております。

では、この項目の最後に、支援学級の件でちょっと質問させていただきます。町内の支援学級では、小学校12、中学校で7、19の教室が完備されているという答弁であります。全国では、ちょっと古いデータですけれども、1学期当たり3.6人とか。それから、やっぱり答弁でもありましたように、課題は教師の特別支援に携わる免状ですか、この部分がないと。全国のデータでは、古いのですが、30.5%、これはあまり変動がないようなのです。この辺は、総体的でいいのですが、当町の位置づけとしてはどうなっているのか、お話をお願いします。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

本町の小中学校におきまして、配置となっております教員の特別支援教育に係る免状を所有している割合でございますが、22名おりまして、割合といたしますと、全体に占める割合は約14%というふうになってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に。

○16番（赤丸秀雄議員） 1学級あたりは何名程度になっているのですか。概算でよろしいです。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） 1学級当たりの在籍児童生徒数でございますが……1学級当たりでよろしいですか。平均いたしますと、小学校が4.2名、人ですから.2というのもあれですけども、中学校が3.8名となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） この項目の最後にします。

それで、支援学級についてはそういう形で取り組まれて、今児童数が全国では毎年1万人ほどずつ増えているという状況なそうですが、当町もそれだと思います。そういった意味で、本当に大変な社会環境というのですか、学校環境になってきて、教師等の方は大変だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、単純な質問ですが、昨年度卒業した方全員が県立の特別支援学校高等部とか、県内の普通の高校に入ったという話ですが、これ総数というのは教えていただけるのでしょうか。最後の質問にさせてください。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） お答えいたします。

昨年度、中学校特別支援学級を卒業した生徒、全部で10名おります。10名のうち、公立の高等学校に進んだ生徒1名、私立の高等学校に進んだ生徒8名、それと特別支援学校の高等部に進んだ生徒が1名、計10名となります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、ここで休憩に入ります。

再開を3時45分、15時45分といたしますので、よろしくお願ひいたします。

午後 3時35分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 2問目の質問は、町内公共交通の利便性向上について伺います。

自動車等の運転免許がない高齢者や、18歳未満で移動に苦慮している方々に安価で移動できる交通手段の構築が必要と思ひ、質問をします。交通手段の確保は、今や全国の市町村の課題として、マスメディアでも大きく取り上げられており、それぞれ取り組まれている運行内容を紹介しています。私も、昨年度3か所の行政視察において調査研究を重ね、3度一般質問をしましたが、町は抜本的改善を行いませんでした。ただし、町は公共交通のマスタープランを示して、長期的計画に基づいて交通システムを構築する意向を示したことから、以下について伺います。

1、町のマスタープラン内容をかみ砕いて説明しても、町民の方々からは、利用したい今使い勝手のよいものに改善願いたいという声が圧倒的であります。町は、このことをどのように捉えて、今後町内の公共交通システム構築の早期実現を図るつもりであるか伺います。

2、全国や近隣自治体では、住民評価が高い交通システムを構築しているが、住民ニーズに応えるためには、ある程度の経費をかけています。本町が現在運行している予約型乗合バスは、経費を抑え、施策を導入したとするスタンスに見えます。住民本位の交通移動体制には程遠いものと私には思えることから、町の見解を再度伺います。

3、町内移動交通手段の運行改善について、以下提案します。ドア・ツー・ドア運行に制限付半額助成券発行を行う考えはないか。高齢者のフレイル、それから認知症予防等を図るために、土日祝日運行の考えはないでしょうか。

2問目の質問は以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 町内公共交通の利便性向上についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町で行っております市街地循環バス及び乗合バスは、運転手の成り手不足や採算性の問題から、徐々に撤退を余儀なくされているバス路線を補完するものとして実施しているものであり、福祉の視点や、既にあるタクシー事業に乗り替わるものとして実施している事業ではないことから、夜間や早朝に対応するものではなく、限りある資源を有効に活用しつつ、できる限り便がよいものを構築しているものであります。

市街地循環バスは、JRの発着に合わせた運行時間の調整や、ICカードの導入を行っております。一方、乗合バスは、利用者からの要望による乗降所、乗り降りするところの追加設置など、利便性の向上に努めております。また、懸案事項でありました町外への移動も、

現在盛岡市と滝沢市と相互に乗り入れを目指し、協議を進めているところであります。今後も周知と利便性の向上に注力し、利用しやすい公共交通を目指し、適切な地域公共交通の環境整備に努めてまいります。

2点目についてですが、まずもって公共交通事業は、民間事業者が撤退した部分の補完的
事業であり、性質上民間事業を圧迫するものではあってはならない点については、ご理解を
願いたいと思います。このことから、関連法にのっとり、また民間事業を圧迫しない範囲内
での最善の方法を模索することが必要であり、運転手の成り手不足問題などもあり、無制限
に財源を投入すればできるものではなく、公共交通事業で福祉対策まで賄えるものではない
こともご理解をいただきたいと思います。

その上で、本町で実施しております乗合バスは、その移動の方式からタクシー事業と競合
するものであり、タクシーとの違いを明確にするため予約制とし、乗り降りする場所から目
的地への移動とすることにより、乗り合いと低廉な料金、格安の料金による町内全域の移動
を実現しております。また、適切なルート設定を可能とするシステムを導入することにより、
できるだけ短時間での乗車時間と予約配車の対応を実現しております。乗降所も利用者の方
々の要望にお応えする形で徐々に増やしており、周知によって新たな利用者也獲得して
おりますことから、今後もさらなる周知と、乗り降りするところの乗降所の充実により、利便性
が向上していくものと考えております。

3点目についてですが、1点目でお答えいたしましたとおり、公共交通は採算が合わずに
撤退を余儀なくされているバス路線やタクシーの運行を補完するものであり、その目的は福
祉車両としての利用ではございませんが、現実には移動が不自由な方々の日常の足としての期
待もいただいておりますことは、十分認識しております。

乗合バスは、既に低廉な金額での運行としておりますことから、半額助成券発行の予定は
ございませんが、障がいをお持ちの方には割引を行っており、日々の利用者の負担軽減のため、
定期券の発行も検討しているところであります。

なお、土日の運行につきましては、働き方改革や運転手確保の問題等により、乗合バスの
事業での実施は難しいところではございますが、平日の高齢者のフレイル予防は、乗合バス
以外の手段でも実現していることから、今後も継続してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今回の答弁書で、撤退を余儀なくされたバス路線を補完するものであり、福祉の視点や既存タクシー事業に乗り替わるものではないという表現であります。したがって、夜間や早朝に対応する運行ではないと明確におっしゃっている。よその自治体では、自分たちの環境を鑑みて、町民のニーズに即した町民の福祉向上を目的に町内公共交通の運行をしておるのです。そういう取組をしていることに対して、矢巾町は何を目的にやっているか、再度確認しておきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

町長答弁にもございましたとおり、撤退されたバス路線を補完すると、そしてなおかつできる限り少ない資源を投入しながらも便利なものと、町民の利便性を向上するものというふうな考えで運行しているものでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今の課長の答弁によれば、運行していた路線が廃止になったから、そこに代用すると。町内運行路線、昔はあったのだけれども、ここを七、八年、10年前からなくなっている、そういうところで今不便でどうしようもない方をどのように救済しようとするのか、お答えをお願いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

こちら補完するために路線そのものを復活するのではなくて、町内全域を移動できるようにするというので、デマンド型乗合バスを代行というか、それに代わるよりよいものとして運行しているというふうに考えてございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今課長のおっしゃった答弁であれば、やっぱりある程度、日中いる方は高齢者が多いのです。そういう方を対象に、やっぱり買物なり、金融機関なり、病院なり行くと思われます。そういう方へ利便性を図るために、再三質問しております乗降場所を300メートル程度に設置する、これが普通乗合バスの定義だと思うのですが、よそではみんなそういうふうにはしています。その辺についての答弁をお願いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

乗降場所につきましては、我々であらかじめ設定させていただきました297か所がございますが、地域からの要望をいただきながら、徐々に徐々にこちらの乗降場所増えてございます。実際お使いになる方につきましては、地域を通して我々にぜひ要望をいただいて、そうしますと300メートル以内に設置しなくても、300メートル以内にほぼごみ捨て場は大体地域にあるのではないかとというふうに考えます。ですので、目立つ施設として、自分のうちが難しければというか、自分のうちの前に設置というのはちょっと想定していないわけなのですけれども、地域のごみ置場といいますか、ごみ捨て場といいますか、そちらのほうを乗降場として指定していただくということで、十分300メートルという補完はできるのではないかとというふうに考えるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に質問は。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 何か答弁に対して、どんどん、どんどん質問になりますが、ごみ集積所を乗降場所に行っているというところは、私はあんまり見ることないのですが、特に私は地区ではごみ減量推進員をやって、ある程度巡回をしているつもりであります。郊外に行ってもそういうところ見当たらないのですが、具体的にどことどことどこは、合わせれば300メートルになりますよとかという例出せるのですか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 私の説明があまり望ましい説明でなかったようで、大変申し訳ございません。

300メートルの一つの例として、地域のごみ集積所は、ほぼそれくらいの距離の間隔であるのではないかとというふうな例でお話ししたところでございます。実際に、地域として要望いただいで設置したところは、かつてバス停留所であった場所とか、こういったところが実際は多いというふうなことでございますし、集積所そのものには、実際はごみ処理場の車以外は、駐停車のほうは普通はできないというふうなことです。ちょっと表現がよろしくなかったのはおわびさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） それで、やっぱり各自治体見ても、調べても、聞いても、まず住民の足確保という意味で設置しているのが、300メートル範囲をやっぱり乗降場所としております。それから、これによっておおむね8割以上の町民の足を確保できるシステム構築にしております。それから、高齢者の行動を把握した上で考慮した乗降場所。だから、300メートルはあくまでも目安であり、高齢者の多い地域についてはそれなりに対応している。そういうのがほかの自治体の共通した乗り合いの運行バスのシステムがほとんどです。

それで、ちょっと確認させてください。乗降場所を追加したとあります。私も今、課長答弁の297か所、これは前回の部分でありましたが、何か所か追加して300か所を超えておりますが、これはニーズがあったからでしょうか、例えばどういうところにあったのか。それから、私が以前からお話ししている南昌台団地の住民ニーズ、ここはいまだに1か所しかないようなのですが、あの高低差を考えれば団地の中に五、六か所必要と思うのですが、その辺の考えについて伺います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

赤林地区につきまして、崖（がっけ）周辺に古いバス停留所があったのですけれども、こちらのほう要望を頂戴しまして、設置のほうさせていただいたところがございます。

なお、南昌地区につきましては、まだ地域要望を頂戴していない部分がございますので、今後要望いただければ300メートルと言わず、50メートルでも100メートルでも、十分設置できるかと思っておりますので、地域と協議のほうを進めてまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） ぜひニーズ把握に努めていただきたい。ですから、次回の自治会長会議、コミュニティ会長会議ですか、そのときにぜひお願いしたいのです。私、半年前にニーズ把握しました。41自治会のうち28自治会長の自宅に行って、書いていただきました。まず、地元のリーダーはフットワークがいいものですから、バス要らないみたいな話ばかりです。私、役場の職員さんも、多分町内出身の方がほぼ8割以上を占めていると思うのです。そうすると、実家から近い、もしくは実家に住んでいる、だからそこをやりくりして移動手段を確保している。ところが、前回もらった資料では、今回データ要求しなかったのが半年前のデータになりますが、町内の75歳以上の単身世帯数、単身といたって、ご夫婦で75歳以上であれば世帯数は838世帯、うち85歳以上の世帯が416世帯あるということです。まず、

少なからずこの中で車運転されなくて、移動が必要な方、少なく見積もっても15%か20%あると私は想定しています。多ければ3割ではないですか。

今、全国で免許返納者77%です。矢巾町では考えられません。交通の便のいい方も含めた77%ですから。6割の方は、80歳になれば返納しています。これが全国のデータなのです。矢巾町では、こういった内容でありますから、なかなか免許返納できない。85歳までは元気であれば運転したいと言っています。時間あれば後で紹介しますが。それから、75歳以上のいる世帯数は、半年前で2,802世帯、75歳以上の人口は3,500人を超えています。この人たちは、日中に家族の方が共稼ぎでいなければ、この人たちもそれなりに10%なり15%なりが、やっぱり移動に足の不便を感じている方たちと想定されます。やっぱりそういうところに目を光らせて、ぜひ公共交通を充実させてほしいのです。

それで、なかなか改善できなかったから、今回タクシーチケットの助成の話しましたが、私はこれ既存タクシー会社を侵害するものではなく、逆に利用が増えることによってタクシー会社はチケット利用が増えるので、チケット使ったから値引きしてくれという話ではないから、私を逆に増えると思う。ただ、町の持ち出し財政は増えます。そんなことを言ったのですが、当然考えていませんということだから、私はこの質問はやめますが、今後盛岡市と滝沢市への乗り入れを考慮して検討されているということなのですが、これは途中からでも乗車をお互いにできるという話ですか。私が研修させてもらったところは、やっぱり隣の町村、またいだ町村まで当然行っているのですが、途中に乗降場所を設けて、お互いに乗り入れして経費を削減しているのです。この考えは、今後検討されていく、もしくは検討中でしょうか、どういう方向性を持っているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

確かに議員のおっしゃるとおり、今検討中のところですので、こうなるというふうなことはちょっと申し上げにくいところなのですけれども、我々の狙いとしては、市町の境に乗降場を設けて、乗換えではなくて、できれば一気にここから例えば盛岡市内まで行けるというふうな感じ、滝沢市内のほうまで行けるとか、お互いに相互乗り入れできるような形を何とか目指してはいきたいというふうに考えています。

ただ、大変申し訳ありませんが、実現できるかどうかまでのお約束はちょっと、現在ではまだできないところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） この乗り入れの部分がですね、今陸運局、支部、この辺も柔軟に考えているらしいです。私2月行ってきたとき、あれ、東北さんではできないのですかねと逆に言われました。帰ったら勉強しますと繕ってきたのだけれども、もうみんなそうです。ですから、今課長の言われるように矢巾町の境から出て、例えばですよ、日赤病院まで行きます。その間に、人が乗るようなところに乗降場所を相互につくればいいのです。乗り合いしてやれば、300円でも200円でももらえる形というのが、よそではやっていますということをお話ししておきます。

次に、答弁にありました適切な運行ルートの設定を可能とするシステム導入により、短時間の乗降時間と予約配車の対応を実現していると言いますが、確かこれ年間80万近くシステムの経費やっていますよね。ところが、利用者は2,000人弱ですよ。1利用当たり2,000円弱の料金です、千九百幾ら。80万払って、この矢巾町の狭いルート、また1社、それにこれ払うというのはちょっと、私から見たら、この分を本当に足の不便な方にチケットとして渡すという部分が私の考えなのです。これについては、やらないという話だからあれですが、年間80万払わなければならないシステム構築費、メンテ費、これどうにかならないのですか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

このシステムにつきましては、確かに議員のおっしゃるタクシーチケットのほうが大変いいのではないかというふうなお話も、分からないではないのですけれども、まずルートに關しまして適切なルートを設定して、少ないリソースでできるだけ効率的に回るというふうなことも、利便性の一つではないかというふうに考えるところでございます。車にタブレットを置いて、本局のほうは営業所のほうに置いてと。そして、我々役場のほうにも置いてというふうな形で、他社と比べまして非常に格安なシステムではございます。

ただ、確かに安い金額ではないというのは承知しているところでございますが、こちらに關しましては、これからも乗合バスの方向、継続していく中で、必要な費用であるというふうに解釈しておりましたので、継続させていただきたいというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 時間もあれなので最後になるか、そういう形で質問させてください。

まず、視察行ったところの2か所のお話を紹介させてください。まず1つは、どちらも愛知県ですが、知多半島にある南知多町と武豊町のお話しします。南知多町は2万人弱、2万人ちょっといたのですが、今2万人切っている町でありまして、名古屋まで90分ほどかかる町であります。ここは、当然300メートルの範囲に81%のカバー率で、ここの特徴は高校生、大学生に、名古屋の学校に通う人のために無償化の定期券を配っている。それから、当初は5,000万円台ぐらいの経費で始めたのですが、経費がかかり過ぎて今1億超えましたと。1億超えたら、やっぱり町長も考えたらしくて、利用料金を150円から300円に上げてもらいたい。住民は何て言ったか。上げていいよ、その代わり高校生、大学生、この無償化は続けてくれ。なぜかという、若い方がいると町が活性化する。

時間がないので、武豊町は4万3,000人の町です。経費は、町民負担100円のバス走らせて、ここは名古屋までの通勤は約60分から70分のところにありまして、運行代がきめ細かいのです、ここは。そして、当然他の町村まで乗り入れしてやっています。我々も100円負担で乗ってきました。ぜひ乗ってくださいと、ごみ集積所のところまで、そこも見学場所だったので、そちらまで乗っていただきたいということで、実際に役場の職員の方と乗ってきました。こういう形で、やっぱり地域性もあるのですが、そういう形で町民の足として考えていました。

最後の質問です。高齢者のフレイル予防、確かに平日はどうかのこうのと言っていますが、イベントって結構土日祝日にあるではないですか、町の行事もそうですが。これにやっぱり参加させたい、していただきたい、まして健康長寿課でやっているエンジョイ、私のところで、自慢で言うのだけれども、2年半やっていますが、一回も休んだことありません。これは、コンセプトはしゃべる、笑う、食べる、これが健康の秘訣です。自治公民館まで来る自体が、これ歩いてこなくたって、うちから出る自体が運動なのです、お年寄りには。そういうことがやっぱり必要だと思います。ですから、土休日にどこにも出られない、うちの人がいなければ出てこられないような交通機関というのをやっぱりちょっと考えてほしい。それだけ要望して、この見解をお聞きして終わりとします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、赤丸秀雄議員の町内公共交通の利便性の向上について、どうも私ら職員とかみ合わないところがありまして、そこで私なりに論点

整理をしてみて、まず1つは公共交通の基本となる法律、平成25年に交通政策基本法というのが制定されておるわけですが、第16条から第31条までの間に今赤丸秀雄議員とやり取りしたような中身があります。例えば日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保など、高齢者、障がい者、妊産婦等の円滑な移動のための施策と。

また、例えばです、地域の活力の向上に必要な施策、あとは総合的な交通体系の整備。もう一つ、公共交通を通してのまちづくりからの観点からの施策の促進ということで、この法律を読み解いてみて、やはり私は、1つは先ほどから議論になっております交通弱者、そういう人たちをしっかりとサポートしていく仕組みをつくっていかなければならないということで、そこは赤丸秀雄議員と私らは、まず考え方が一致しているのですが、次に2つ目の論点を整理したところで、今バスとかタクシーは民間事業者なのです。先ほどの答弁の中にも、運転手さんの確保が難しいとか、いろいろな問題を抱えておるわけです。そういった中で、例えばです、名前出して恐縮なのですが、県交通なんかの経営も非常に厳しくなってきておると。そこで、そういう厳しい状況の中で路線廃止をしたり、今そういうものが大変な問題になって、その穴埋めのために、私どもが地域コミュニティバスとか何かを運行して穴埋めをしておるといふことをございます。

そこで、この論点整理の最後に、だったらこれを解決していくためにどのようにしたらいいのかと。先ほどから赤丸議員もおっしゃっているとおり、やはり町民本位の交通体系を構築していかなければならない。だから、そのために、だったらやはり町民の皆さんのいろいろな意見とか要望とか、ご提言もあると思うのです。そういうことを私ども、やはりこれからしっかり聞く場を設けてやっていかなければ、公共交通体系の問題は解決しないのではないのかと。そこで最後に、私もいろいろ文献も調べてみたのですが、これができるほどなど思ったのは、いわゆる何を達成したいのか、目標達成のためにどのようなサービスがよいのかと。そして、どのようにして町民の皆さん方にサービスを提供していくか、この3つの論点なのです。これを今言われているSTOで考えるマスタープラン、これをつくり上げていかなければ駄目ではないのかと。STO、一応参考のために、戦略、ストラテジーと、それから戦術はタクティクスと、そして運行、これはオペレーションと、この3つの頭文字を取ってSTO、これをみんなで、町民の方々も入ってもらって、できるのであれば行政主導ではなく、町民主導でこのことを考えていかなければ、解決ができないのではないのかなということ、先ほど赤丸議員からも話あった行政区長会議とか、コミュニティ会長会議とか、そういう場で議論を積み重ねて、そしてよりよい公共交通サービスの体制を構築していきたい。

いずれ公共交通体系については、赤丸秀雄議員さんからなかなか三重丸、四重丸、五重丸の丸を頂戴できないので、何とかそのようにできるように努力をしていきたいということで、今後こういう擦れ違いのないように、当局もしっかり取り組んでまいりますので、ひとつ今後とも大所高所の立場からご指導、ご助言賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 次に、3問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 3問目の質問は、町のさらなる活性化と町民の声（広聴）対応の必要性についてです。

町民の方々から、コロナ禍などで町や議会との懇談会がなく、町政動向や要望などを聞いてもらう機会がめっきり減ったという声を耳にします。また、4年ほど前までは、町職員が行政区担当として自治会とのパイプ役を担う時期もあったが、自然消滅となったようであり、自治会内のコミュニケーションも少なくなり、都会的な近隣の付き合いとなることに懸念を感じる昨今であります。町は今後、町内会の活性化、在り方をどのように考え、そのため町民の声をどう吸い上げ広聴活動を行い、対応していくのか、以下伺います。

1、減少傾向にある老人クラブの会員構成は、自治会活動衰退のバロメーターと考えます。今手だてを施さなければ活性化は難しいと思うが、町の見解はどうであるか伺います。

2、私の知っている自治会内の自主防災組織も、高齢者が中心となる対応となっていると感じます。活発な組織の町内展開を考え、安心安全は自ら守ることの精神を定着させる考えを伺います。

3、身体の不自由な方や病弱な方、精神的に問題を抱える方々等の把握に努め、手を差し伸べる取組が必要と思うが、把握方法の考えについて見解を伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 町のさらなる活性化と町民の声（広聴）対応の必要性についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、矢巾町老人クラブ連合会のクラブ数及び会員数の減少傾向につきましても、高齢者の就労や趣味、教養を学ぶ講座の参加などにより、お住まいの地域にこだ

わらない個人同士の活動を行う方が増加している社会の傾向によるものと認識しております。地域のつながりを持ちながら行う老人クラブと活動内容について、会員の声をお聞きしながら、若い方々への入会について、町老人クラブ連合会事務局であります町社会福祉協議会と活動内容を検討していく必要性を共有してまいります。

2点目についてですが、議員ご指摘のとおり、自主防災組織の構成員の高齢化は、今後の自主防災活動における課題の一つと認識しております。町といたしましては、これまで自主防災組織や防災士育成講座の複数開催や、新たな防災士の養成を通じて、地区の防災リーダーの育成を図りつつ、矢巾町安全・安心の日や総合防災訓練等の各種防災イベントの開催並びに地区防災訓練への講師派遣等、地区自主防災組織の活性化を図ってまいりました。

しかしながら、3年間にわたり新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、町民の皆様が地区における防災活動への参加に制約を受けたことに鑑み、自主防災組織の高齢化と相まって、いかに現役世代の方々の参画意識を高めていくか。また、自助、共助の発揮を促していくなど、喫緊の課題であると認識しております。

今後につきましては、自助によるご家庭でできる防災・減災対策と、共助のうち隣組等の近助の精神の浸透と、活動に資するため、各種防災対策の周知をはじめとした最新の防災関連情報の提供など、適切な広報による町民の皆様への参画意識の高揚に努めてまいります。また、自主防災組織のさらなる活性化を図るため、防災士養成講座への参加も含め、現役世代や子育て世代、そして女性の方々の地区防災活動への積極的な参加を促し、地域における実効的な防災コミュニティの形成に資するよう、引き続き町が地域の活動を最大限に支援してまいります。

3点目についてですが、生活の困り事や不安など、様々な相談に対応する生活相談係を福祉課に設置しております。本町では、重層的支援体制整備事業に取り組んでおり、介護、障がい、子育て、生活困窮など、あらゆる相談に対し、関係課や関係機関と連携し、支援を行っております。お一人お一人の相談内容を丁寧にお聞きし、町民の困り事の把握に努めておるところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 答弁書に、お住まいの地域にこだわらない個人同士の活動の増加、これは非常にいいことだと私も思っておりますが、これをやられると、要は隣近所の付き合

いもなくなり、老人クラブにも入ってもらいたいというのが現実なのです。ですから、この隣近所の共助が今ない状況、特に私の地区は3割が50年も住んでいる方、あと30年弱、25年ちょいから10年ぐらい前におうちを建てられた方がいるのだけれども、そういうところに、今は特に個人情報の関係で名簿も自治会に入っていない状況では、誰が住んでいるのか、同居しているのか、全然分からないという状況もあって、この辺が防災で一番私が危惧しているところでもあります。

あと、まとめてお伺いします。それから、困り事の相談は、福祉課の生活相談係で対応ということでもあります。先ほどのいじめの相談ではないのですが、今特に初期対応が大事なので、一步踏み込んで、町の相談ばかりではなく、各地区に出向いて相談をするぐらいの気持ちが必要だと思えます。ただ、役場職員も数に限りがあります。ですから、私はいつも考えているのだけれども、自治会長や民生児童委員、各種委託している委員の方に有償ボランティアをお願いしたらどうかと私は思います。シルバー人材等に登録されても肉体労働ばかりで、とって70過ぎてから稼げないという人が多いのです。結構頭脳的に、60過ぎれば頭脳的な業務について退職される方がいて、そういう優秀な方が、役場の業務に委託として携わる方がいるので、そういう方をもう少し活用する考え、これらを、今の2つの部分の見解をお聞きして、もし何もなければ終わりますが、最後にお答えお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 今お話があった役場職員が出向くという点ですが、矢巾町に地域の居場所、今議員お話しの中のえんじょい、それからこびりっこサロン、また通いの場体操くらぶということで、町内に今年の1月現在で46か所ございます。中には、居場所が全くない自治会さんもあります。そういう場所には私ども、毎回ではないのですが、健康長寿課の職員が行ったり、あと社会福祉協議会の職員が行ったりということで、そういうような対応もしております。そういう中で、やはり皆様のお声をどう拾い上げるか、お声をお聞きするか、そういう点も大事なかなと思っております。

また、有償ボランティアに関しましては、1つはおれんじボランティアのほうからのチームオレンジの中で活動しているものもございますが、また改めてそういう人材をどう育成してつなげていくかということは、矢巾町にとっても非常に課題だと思っております。コロナ禍を機に本当に、老人クラブの現状も記載しておりますけれども、やはり私どもがどのようにつながるか、そしてつながる場をどう仕掛けていくかということが、今年度私ども、令和

5年度、非常に課せられている部分かなと思っております。コロナの前と同じような活動では、なかなかうまく進まない行事もございます。コロナを機につながる場を改めて考えさせられたのは現実でございますので、そういう点を皆様の声を生かしながら進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それで、今の質問で、町民の声を聞くと、広聴、広く聴くと、これは赤丸秀雄さん、これはこのとおりだと思うのです。この間日報に、耳に目を書いて心、そして心の声も聞くことが大事だと。耳と目と心、まさに今日赤丸秀雄議員さんがおっしゃっているこのことだと思うのです。今コロナ禍によって、隣組でもマスクをして、お互い警戒して、だからこれからそういう……私があえて今度の施政方針でも近助と、隣組と入れると戦前の隣組、「とんとんとんからりん」のあれで、ちょっと悪いイメージがあるので、本当は分かりやすく隣組にしたかったのですが、近助と、いわゆる自助と共助の間にそういう広く聴く広聴、それはもう大事だと。

そして、これは有償であろうが無償であろうがボランティアで、そういうことを地域でつくり上げていくことが非常にいいのではないのかな。だから、今日ご質問いただいたことを、これは企画財政課が地域コミュニティの担当なので、ここは恐らく花立課長は赤丸秀雄議員のご質問を今日お聞きして、第一歩を踏み出すはずですので、そしてこれを、輪を広げていきたいということで、広聴を通したまちづくり、これがこれから本当に私どもにとっては大切なまちづくりの核になると思います。

また、そういうものを、一つ一つのあれでは力は弱いのですが、これを41の自治会の固まりにしたら、すごいことになると思うので、このことについては前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で16番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 4時35分 散会

令和5年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第3号）

令和5年6月9日（金）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高橋 恵	議員	2番	高橋 敬太	議員
3番	横澤 駿一	議員	4番	佐々木 暢宏	議員
5番	吉田 喜博	議員	6番	藤原 信悦	議員
7番	齊藤 勝浩	議員	8番	小川 文子	議員
9番	木村 豊	議員	10番	小笠原 佳子	議員
11番	山本 好章	議員	12番	高橋 安子	議員
13番	水本 淳一	議員	14番	村松 信一	議員
15番	昆 秀一	議員	16番	赤丸 秀雄	議員
17番	谷上 知子	議員	18番	廣田 清実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高橋 昌造 君	副 町 長	岩 淵 和 弘 君
政策推進監 兼未来戦略 課長	吉岡 律司 君	総務課長	田村 英典 君
企画財政課長	花立 孝美 君	税務課長 兼会計管理者 兼出納室長	佐々木 智雄 君
町民環境課長	田中館 和昭 君	福祉課長	野中 伸悦 君

健康長寿課長 浅 沼 圭 美 君

道路住宅課長 水 沼 秀 之 君

農業委員会
事務局長 田 口 征 寛 君

教 育 長 菊 池 広 親 君

子ども課長 田 村 昭 弘 君

産業観光課長 佐 藤 健 一 君

文化スポーツ
課 長 高 橋 保 君

上下水道課長 浅 沼 亨 君

教 育 次 長
兼 学 校 教 育 課 長
兼 学 校 給 食 長
兼 共 同 調 理 場 所 長

南 幅 正 勝 君

農 業 委 員 会
会 長 中 川 和 則 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉 田 徹 君

主 事 渋 田 稀 結 君

議会事務局長
補 佐 高 橋 俊 英 君

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ちょっとお願いがありますけれども、昨日質問と答弁がかみ合わない部分がちょっとありましたので、質問者は質問を明確に、そして答弁者は質問に明確にお答えできるようにお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

1番、高橋恵議員。

1問目の質問を許します。

（1番 高橋 恵議員 登壇）

○1番（高橋 恵議員） おはようございます。議席番号1番、町民の会の高橋恵でございます。これから初めての一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、第7次矢巾町総合計画後期基本計画の観光まちづくりの推進にありますひまわりパークの活用推進、西部地区の活性化などについて伺います。

例年矢巾町のシンボルである南昌山や紫波町の東根山を背景に、一面美しいヒマワリが咲き誇るフラワーパークを楽しみにしている観光客が多くおり、またSNSなどを活用した情報発信が注目を浴びていることから、少しでも絶景の撮影ポイントを見つけるなど、それぞれ楽しんでいると思います。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、5月8日から季節性インフルエンザなどと同じ第5類に移行いたしました。観光の面でもコロナ前に戻るには時間がかかると思いますが、今後どのように観光振興に取り組んでいくのか伺います。

1点目でございます。平成28年から令和2年まで復興庁主導で行われた「新しい東北」交流拡大モデル事業を参考に、矢巾町産の食材を使った新しい食の創出や、温泉、自然を活用して旅行事業者や商工会等と連携し、観光誘客できないでしょうか。

2点目、煙山のひまわりパークや和味のフラワーパークのほかに、西部地区に設置されている施設を活用して観光誘客事業を展開する計画はあるでしょうか。

3点目、フラワーパークについて、写真に投稿した際に、見栄えがよくなるインスタ映え等するような、例えば物見台のほか、特色のある机と椅子、ベンチ、ブランコなど、撮影スポットとして複数置く予定はないでしょうか。

4点目、春は菜の花、夏から秋はヒマワリのほか、それとは別にヒマワリを中心にコスモス、ケイトウなどを彩りよく並べて植えるエリアを設けることはできないか。また、ひまわりパークやフラワーパークの定期的な手入れの状況はどうなっているでしょうか。

5点目、フラワーパークのフォトコンテストを再開し、広く周知する予定はないでしょうか。また、1年間に1回、矢巾町内を撮影対象にしたフォトコンテストを開催し、入賞作品は広報やはばの表紙に採用してはどうでしょうか。

6点目、産業技術短期大学の平成30年度卒業研究で、産業デザイン科の4名が煙山ひまわりパークのリニューアル計画について研究成果を発表しましたが、その後その提案はどうなったでしょうか。

以上、6点について伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 1番、高橋恵議員の西部地区の観光振興等についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、復興庁が平成28年度から令和2年度までモデル事業として提案がありました新しい東北につきましては、東北への外国人旅行者の誘客につながる民間の新たな試みを支援する事業であると承知しております。

ご質問の矢巾町産の食材を使った新しい食の創出につきましては、町産食材としてお米や原木シイタケ、ズッキーニ、ネギ、リンゴといった農産物が豊富でありますことから、季節ごと、いわゆる旬ごとの農産物のメニュー化について、町食生活改善推進協議会や食のアンバサダーから提案をいただき、今年度4年ぶりに開催を計画しております矢巾の恵みを味わう夕べなどの食のイベントにおいて披露するなど、広く町農産物のおいしい食べ方を提案し

てまいります。

また、温泉、自然を活用いたしました旅行事業者や商工会と連携した観光誘客につきましては、矢巾温泉郷唯一の入浴施設であります矢巾町国民保養センターを最大限に活用し、具体的には、指定管理者が毎月開催しております自主事業の湯っこ市に合わせ、商工会員のノウハウを生かしたイベントの開催、町産食材を活用したお食事の提供、西部地区の地形を生かしたレクリエーションの提案など、新しい滞在型観光を展開して、さらなる観光誘客を推進してまいります。

2点目についてですが、西部地区には国民保養センター、町営キャンプ場、屋内屋外ゲートボール場があり、指定管理者運営の下、様々な誘客事業が展開されており、先ほどの湯っこ市に加え、5月21日にはマグロの解体ショーと普代村との物産交流を実施し、好評をいただいております。今後は、サッカー教室など、誘客につながる独自の事業を実施することと、町といたしましてもPRを含め、協力をしているところであります。

また、旧南昌グリーンハイツのジャンパランドにつきましては、今年も民間事業者によるお祭りなどのイベントが計画されており、町観光協会とともに地域活性化に向けた事業展開を図ってまいります。

そのほか観光誘客事業といたしましては、南昌山の山開きにおける南昌山展望台の落成イベントを実施したほか、煙山ダムにおける湖面利用イベント、城内山の初日の出参拝ツアーなども企画したいと考えております。

3点目についてですが、フラワーパークにつきましては、個人あるいはブライダル等の業者によります撮影許可の申請が多数あるなど、これも既に取り組んでおります見晴台やスロープ設置による成果と捉えております。また、ひまわりパークでは、加えてパーク内の周遊コースやベンチを設置するなど、民間事業者の発想を生かした取組により、矢巾町と言えばヒマワリという印象が広く浸透しているものと考えております。今後も引き続き、いろいろなご提案をいただきながら、誘客につながる撮影スポットとなるよう進めてまいります。

4点目についてですが、ひまわりパークやフラワーパークについては、季節によって菜の花やヒマワリといった花の種類を統一することで見応えがあるものと考えており、ご提案につきましては、明確にエリアを分けるなどの工夫が必要と考えております。花の見頃の端境期を利用し、一年を通じて花の観賞が可能なエリアとして今後検討してまいります。

また、定期的な手入れの状況につきましては、地元農家組合等の協力をいただきながら、播種、種をまいたり、施肥、肥料を施したりなどの定期的な管理を行っておりますが、今年

の菜の花の生育状況から観賞に至らなかったことは、天候不順に加え、土壌改良の必要性や管理方法の課題もありますことから、専門家の意見をお伺いしながら今後の事業に生かしてまいります。

5点目についてですが、令和2年度に煙山ひまわりパークで過去に撮影されました写真を募集する「ひまわりノスタルジア～思い出の風景～」を企画し、60枚を超える写真を町内4か所に展示しております。本企画には、県内外から約30名の方々から写真の提供をいただきましたことから、今後も矢巾町内を撮影対象にしたフォトコンテストや広報やはばの表紙への採用と併せて、西部地区の観光振興につながる取組について検討してまいります。

6点目についてですが、産業技術短期大学校の学生による煙山ひまわりパークリニューアル計画につきましては、貴重なご提案として一部でも事業に取り入れようと検討いたしましたが、その後の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、誘客事業を積極的に展開することが困難な状態となり、ひまわりパーク自体の大規模なPRも行っていないのが現状であります。学生の皆さんによるミニチュア作成による観覧休憩施設も参考となりましたが、キッチンカーなどによる誘客のきっかけとなる取組をアフターコロナの中で前向きに検討をさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 1点目について、「新しい東北」交流拡大モデル事業を参考に観光誘客できないかと伺いましたが、参考までに令和2年度ですが、普及展開対象地区は、青森、岩手、宮城で、提案名「みちのく潮風トレイルを世界に発信。～海外からのハイカー等を誘客するためのルートづくり、仕組みづくり～」。対象マーケットは、欧米やシンガポール、事業概要としては、地域の観光資源を活用しながら「トレッキング+体験＝ここにしかないルート」をつくり、地域の観光事業者と連携し、世界に売れるコンテンツをつくるという令和2年度に実施した事業でした。

成果実績としては、ハイキング、アドベンチャーラベルに強みを持つ旅行会社と商品開発に向けた現地視察を行う。2番、旅行会社5社を招聘し、商品造成のためのトレイル視察などがあります。せっかく盛岡市がニューヨーク・タイムズに2023に行くべき52か所の一つとして紹介されましたので、国内の観光客はもちろんのこと、インバウンド需要を何とか生かす取組が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ただいま令和2年度に実施されましたNPO法人みちのくトレイルクラブについての参考例をお示しいただいたところでございますけれども、やはり一町村ではなかなかこういった取組というのが難しいのが現状でございます。今盛岡広域連携ということで盛岡広域8市町村が一体となって、そういった外国人客などを誘客するための取組を实际行っているところでございますので、今後そのイベントを通しながら、広域で行うイベントを通しながら、そういったインバウンドに期待してまいりたいというふうに考えてございますし、今高橋恵議員からお話があったとおり、そういった企画も一つの提案として矢巾町から盛岡広域に提案することで、広域の事業として展開できるようなことも今後検討してまいりたいと思いますので、いろいろなそういったご提案を議員各位からもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 2点目についてですが、答弁の中で今後はサッカー教室など誘客につながる事業を実施するとありますが、スポーツ関連ですと、過去にはロードレース大会が西部地区で行われていました。現在は矢巾町役場庁舎前発着で行われていますが、10キロの折り返し地点には、現在開発中の田中地区などがあり、将来的にレースに影響が考えられる一方で、西部地区には国民保養センター、町営キャンプ場、ジャンパランド等があります。山の景色や田園風景を見ながら走ることや矢巾町産品や普代村の販売コーナー設置など、また前泊でキャンプ場や温泉を利用してもらおうなど、西部地区の特色を生かした大会が行えると思いますが、現時点で考えはないか伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

ロードレースにつきましては、今年度も昨年度同様に矢巾町役場を終着とした予定で進めております。議員仰せのとおり、以前は山のほうでやっております。今年度からゴールデンウィークのときにワールドランということで、レッドブルが主催となったマラソン大会を行ったところでございます。それは来年度も引き続き行ってまいりたいというふうに考えており、今ご提言がありました例えば入浴券の発行ですとか、そういったものはワールドランにて開催のほうを検討していきたいというふうに思っております。

なお、今行っているロードレース大会の場所につきましては、陸上競技協会の皆さんと協

議を進めて、果たして今の場所でいいのか、あるいは元の山のほうに戻すのか、また違う場所にするのか、そういったのはこれから協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 3点目、4点目、6点目について併せて伺います。

答弁で、個人あるいはブライダル等の業者による撮影許可の申請が多数あるなどのお答えをいただきましたが、写真撮影のためや一人の時間を有意義に利用する一人旅の需要もあると思います。そして、さらに多くの来場者がSNSを活用して情報発信することに期待するのですが、それにはその場所でしか撮れないような景色で、産業技術短期大学の学生の卒業研究にもあるように、四季を通じて4つの黄色が幸せを咲かせる場所をコンセプトにエリアをつくり、四季色の町と呼ばれるように名づけたり、小道具を利用し、SNS映えする撮影スポットなど、経費や駐車場の回転率の問題もあると思いますが、ほかのヒマワリ畑とは少し違った、さらに魅力のあるヒマワリ畑の計画が必要だと思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今ご提案のありました魅力のあるひまわりパークということで、これまでも様々民間のアイデアを生かしながら、ひまわりパーク内の回遊性を図られるような取組を行ったりとか、これまでやってきたわけでございますけれども、やはりそこにしか行けないというのは確かに議員仰せのとおりでございます、そういったことが元で、いろいろSNS等で拡散された情報が、矢巾町に行けばこういった特別なことができるといったものが味わえるのかなというふうに考えてございます。

今後もしろいろな皆さんからのアイデアをいただきながら、また町としてもアイデアを出しながら、そういった取組ができるように、駅ナカに観光情報発信ステーションもできましたことから、そういったところも含めまして、情報発信がうまく多くの方に伝わっていただけるような状況も創造しながら、よりよい観光スポットとして認知されるように努力してまいりたいと思いますので、先ほどいろいろ産業技術短期大学で平成30年頃にご提案があったことにつきましても参考にしながら、逐一整備できるところは手をかけていきたいなというふうに考えてございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 次に、2問目の質問を許します。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 次に、少子化対策について伺います。

政府は異次元の少子化対策を掲げ、2024年度から3年間かけ、こども・子育て支援加速化プランを集中的に取り組むと発表しました。この取組は、主に新生児から大学や大学院を卒業するまでのお子さんがある家庭に向けての対策ですが、根本的な問題は、母親が子どもを産む数が少ないからではなく、その前提となる父親になる男性の数が減少している少父化、母親になる女性の数が減少している少母化ということが問題だと耳にします。

国勢調査の資料によりますと、本町の女性の人口を平成22年と令和2年の10年で比較すると、15歳から24歳まで平均して112%、人数にして平均13%と増えたものの、25歳から34歳までが88%、35歳から44歳までが93%と、転入、転出等により、人数にして平均約20人と女性の人口は減っています。この結果からも母親になる女性の数が減少しており、これから出産する女性や、その周りの方たちにだけ少子化問題を負担させるのではなく、社会全体で対策を考えるべきだと思います。また、結婚や出産は個人の自由であり、押しつけるものではありませんが、一方で結婚したくても機会がない人への支援も必要だと考えることから、以上のことを併せて伺います。

1点目、人口減少対策について、どのように考えているのでしょうか。

2点目、国立社会保障・人口問題研究所の人口統計資料によると、北東北地方の生涯未婚率が高いが、本町の未婚率はどれくらいか。また、その原因をどう捉えているのでしょうか。

3点目、いきいき岩手結婚サポートセンター、iーサポの入会登録料の補助など、現在行っている婚活支援などのほか、JAいわて中央や商工会と連携し、婚活イベント等を積極的に取り入れる考えはあるのでしょうか。

4点目に、過去婚活支援の実績としては、どのようなものがあるのか。

以上、4点について伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 少子化対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、少子化を含む人口減少問題につきましても、我が国における人口減少の流れに起因しているものと認識しており、本町においても喫緊の課題と認識しておりますし、また捉えておるところであります。

課題解決に向けて各種施策を実行していくに当たり、多くの方々が住みたいと思うようなまちづくりを推進することが鍵となると捉えております。

町全体の魅力を高めながら、一時的な支援のみならず、中長期的な支援、施策を継続し、人口の自然増、社会増を図ることによって、人口減少に歯止めをかけられるよう引き続き努力をしてまいります。

2点目についてですが、本町の未婚率は、国勢調査の数値を基に平成22年度は約29%、令和2年度は約33%と捉えております。その要因につきましては、本町特有の問題ではなく、我が国全体の問題として、非正規雇用の割合が増加していることに起因する低所得者階層が増えている結果、結婚したくてもできない、あるいは結婚そのものを諦めざるを得ない状況にあるものと捉えております。

3点目についてですが、町の婚活推進ネットワーク会議を中心に町共催の婚活イベントであります「矢あコン」の企画立案を進めてきたところではありますが、今後は矢巾町商工会をはじめとする地域の企業や団体等と連携することにより、活気のある婚活イベント等の実施に努めてまいります。

4点目についてですが、近年の婚活支援の実績といたしまして、婚姻届の受理日から1年以内の新婚世帯を対象に、町内に定住するための住宅購入費や家賃等を補助する結婚新生活支援補助金に関しては、令和2年度が9件、合計額で262万9,000円、令和3年度が8件、合計額で201万4,000円、令和4年度は7件、合計額で275万8,000円と、ほぼ横ばいの傾向にあります。また、ご承知のいきいき岩手結婚サポートセンター、iーサポの登録料1万円に対する補助につきましては、令和2年度が1件、令和3年度が3件、令和4年度が2件の実績となっております。

今後いずれの補助金につきましても、町の広報紙、そして同じく町のホームページに加え、各種SNSやラジオ番組等の様々なメディアを通じて、広く町民への情報発信に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 1点目と3点目に関して併せて伺います。

人口減少問題の対策について、答弁で課題解決に向けて各種施策を実行していくに当たりとありますが、参考ですが、佐賀県の武雄市では、お結び課という課が2010年9月からあり、

縁結び、1対1の見合い、紹介、婚活イベントの開催、結婚や婚活に関する相談をしており、登録費用や紹介料は一切かからないそうです。登録者数は、令和5年5月16日現在、男性173名、女性131名、計304名。内訳は、うち市内在住が97名、市外在住が207名となっております。そして、同課のサポートによる成婚数が2021年度は10組となり、成果を上げているようです。

また、佐賀県において、合計特殊出生率が令和2年が1.59、令和3年度は少し下がりましたが、1.56の全国8位。一方で、岩手県は令和2年が1.32、令和3年が1.30の36位と大きく差があります。この合計特殊出生率の結果からもですし、政府は新婚夫婦の新生活を支援する事業の補助をするなど、婚姻数を増やすための対策を急いでいることから、今後晩婚化、未婚化への対応策の推進が重要だと思いますが、現段階で婚活支援課や係などの設置を考えてはいないでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 吉岡推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 組織のことではないのですが、今の質問についてちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

先日6月2日、厚生労働省発表の2022年の人口動態で合計特殊出生率が1.26になったというのは、多くの皆さんが衝撃を受けたことだと思っております。今高橋議員のおっしゃいました合計特殊出生率はそのとおりだと思うのですが、私のところで分析している中で、注目すべきはちょっと別の指標にあるのではないかなと思っております。それは、完結出生児数というものです。この指標は、結婚持続期間が15年から19年の夫婦で、その初婚同士の夫婦で平均して生まれた子どもの数です。これは、1970年代は2.20、直近で出ている数字でいいますと、2015年に1.94ということです。そうしますと、ここ50年間で結婚して生まれている子ども数、大体2人というのは変わらないのです。ここで初めて合計特殊出生率というのが出てきて、1.26になっているというのは、まさにこれは女性の数全部になりますので、結婚していない方が多いということになります。

この意識調査で、内閣府でやっているのですけれども、未婚の方で、「いずれ結婚するつもり」と答えた18歳から34歳の割合というのは、2015年の段階で男性が85.7%、女性が89.3%、若干の低下はあるのですが、ほとんどの方が結婚したいと思っております。また、未婚の方に独身理由を聞くと、「適当な相手に巡り会っていない」というのが45.3%になります。女性では51.2%と。ここで高橋議員がおっしゃったご質問の趣旨のところになるのですが、まさにそのとおりだと思っております。

なおかつ私どものほうで調べさせていただきましてところで、出生率が1.7を超える100の自治体の政策と1.2を下回る自治体の施策を比較してみました。そうしましたら、出生率が高い自治体と低い自治体の違いというのが大きく出ていまして、どこの町も給付をするだとかというのは当たり前に行っているのです。違いは、出会いの場、結婚に向けたライフステージをいかにつくり上げていくのかといったところが大きな違いがございました。今のところ、その担当する課というものを個別で設置するという考えはございませんが、こういうデータから見るに当たって、まさに議員ご指摘のとおりのことになると思いますので、こういった分野は、オール矢巾町でしっかりと取り組んでいくべき事項だと思っておりますので、まずは担当する企画財政課を中心に、子育て支援、こういった部分をトータルで考えていく今プランを考えておりますので、そういったところの中でしっかりと考えていきたいと思いません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 次に、3問目の質問を許します。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 次に、小中学生の情報モラル教育について伺います。

全国的に軽はずみなSNS投稿や動画投稿によって発生するトラブルが小中学生も含め多く見られ、岩手県警察でも少年の犯罪被害防止について啓発しています。トラブルの被害者、加害者にならないためにも、安全なインターネットの利用の教育が求められることから、情報モラル教育全般について伺います。

1点目です。矢巾町内の小学生、中学生のスマートフォン、タブレット等の所持に関する教育委員会の見解を伺います。

2点目に、禁止か否かを問わず、矢巾町内の小学生、中学生のスマートフォン、タブレット等の所持率の実態調査をしているか。していれば、割合はどれくらいでしょうか。

3点目、情報モラル教育は、新学習指導要領でうたわれていますが、その取組状況について伺います。

4点目、情報モラル教育を行うためには、学校側だけが主体になるのではなく、学校、家庭、地域が一体となって理解を深めるために、教育委員会等主催の研修会を開催する必要があると思いますが、計画や予定はないでしょうか。

以上、4点について伺います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 小中学生の情報モラル教育についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、スマートフォンやタブレットの学校における取扱いは、令和2年7月の文部科学省通信において、小中学校への持込みは原則禁止とすると示されており、本町においては、同年8月に学校を通じ保護者の皆様へ通知しているところでございます。スマートフォンやタブレット等の所持に関しましては、各ご家庭の判断によるものというふうに捉えてございます。

2点目についてですが、町教育委員会として、町内小中学生のスマートフォン、タブレットの所持率の実態調査は実施していないところでございます。

3点目についてですが、学習指導要領において、情報モラルとは情報社会での行動に責任を持つことや情報を正しく安全に利用できること、情報機器の使用による健康との関わりを理解することとされており、その指導は各教科等との連携や生徒指導との連携を図りながら実施することが重要であると示されております。

このことから、本町の学校においては、社会科や道徳科、技術・家庭科等で情報モラル教育を実施するとともに、専門家による講演会の開催のほか、学期末面談時にスマートフォン利用の啓発動画を保護者と子どもと一緒に視聴する時間を設けるなど、親子一緒でのルールづくりにつなげる取組も実施しております。

4点目についてですが、情報モラルに関する問題は、年々複雑多様化しておりますので、町教育委員会では、毎年学校、保護者、地域の代表者で構成される学校運営協議会の場で、この情報モラルを共通取組事項として協議しております。学校、保護者、地域が共通理解の下、連携して取り組むことは重要であると認識しております。今後におきましても、関係する団体等と連携し、情報モラル教育を進めてまいります。

なお、町教育委員会主催の研修会の実施につきましては、先ほど申し上げましたとおり、各学校において、家庭、地域をも巻き込んだ取組がなされておりますことから、現時点におきましては開催する予定はないところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 1点目について、通知は令和2年8月にしているとありますが、既に3年も前になります。現在の中学生では一度も通知なし、小学生ではあまり持ち込まないとは思いますが、現在の4年、5年、6年生にしか通知されていないことになります。周知の事実かとは思いますが、年1回の通知をしてはどうか、お聞きいたします。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） 質問にお答えいたします。

インターネットを介した様々なトラブルがあるところでございます。インターネットを介しての考えられるトラブルといたしましては、様々な側面がございます。健康被害の問題もあります。また、所持、使い方を誤るとという前提にはなりますが、いじめ、あるいは誹謗中傷の加害側になるケース、あるいは巻き込まれる被害側ということもございます。また、使い方を誤るとということになりますけれども、多額の課金をと、本当に様々な問題があると承知しているところでございます。

そういったインターネットにつながるツールとしてスマホがあるわけですが、子どもたちの今の状況を考えますと、スマホのみならず様々なツールがインターネットにつながるというふうな状況がございますので、引き続きそういったことも各家庭にも警鐘、啓発をしながら、各家庭への判断によるものというふうなことで周知はしていきたいというふうに考えてございます。

毎年の通知等につきましては、状況を見ながら判断をさせていただきたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ございますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 2点目についてですが、実態調査の件、内閣府の令和4年度青少年のインターネット利用環境実態調査によると、スマートフォン利用者、調査人数2,370人のインターネット接続機器の専用率を学校種別に見ると、「自分専用のものを使っている」は、小学生が64%、中学生が91%と、所持率が高いことがうかがえます。また、スマホを使ったネット利用は常態化しており、使用時間もかなり長くなっています。この結果からも、子どもたちのネット依存の深刻化が心配されますが、こうした問題について現時点で何か取組されているでしょうか、お聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） 質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、インターネットを介した子どもたちへの影響といたしましては、様々な側面で影響が考えられるところでございます。健康被害に関しましても、学校の様々な教科等々学びの中で触れられることとなつてございます。また、各学校におきましては、専門家をお招きして医療の面から講演等々をしていただくと、そういった場面も設けて適切にインターネット、スマホの利用、インターネット利用の啓発をするような取組を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 同じく2点目ですが、ネット依存症やトラブル等が起きた際に、少なくとも学校は所持人数や所持率を把握していく必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） 質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、インターネットにつながる機器が非常に多様なものでつながる状況になってございますので、今現在スマホの所持のみで子どもたちへの影響ということは判断が難しいのかなと捉えておりました。したがって、町といたしましては、個々にどのくらいのスマホ所持率かというところは、把握はしてございません。今後間違いなく子どもたちは、そういった端末を手にするであろう、あるいは様々インターネットにつながるものを既に持っているだろうという前提でもって子どもたち、あるいは家庭とも連携をして指導をしているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 所持率に問題はないということでしょうか、答えでいいのですか。

他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 3点目についてですが、町内小中学校の児童生徒が関係したトラブルについて、発生件数の割合が高かった内容を、小中の校種別に多いものから表に表し、学校の授業や保護者会、講演会等の資料としたり、また安易なSNS投稿や動画投稿によって心に傷を負ったり、不登校になったり、心身の健康を害する場合もあるので、今まで以上に児童生徒とともに保護者にも周知すべきだと思うが、どうでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、前提として、例えば今GIGAスクール構想で全ての子どもたちはタブレットを持っているということでございます。個人使用か学校用かという違いはありますが、実際にその作業はしていると。学校で使うタブレットについては、フィルタリングをかけてありますので、不適切な言葉が出た場合には、これがきちんと指導に結びついていると。つまり日常的な指導は、そういうふうな体験を通して学校においては行われているということがまず1点でございます。

そして、先ほど所持率の話もありました。今申し上げたとおり、所持は実際には100%、ではその使い方をどのように教えるか。学習指導要領にあるような教え方は、申し上げたとおりでございますし、これに関わっては、ご家庭のご協力、それから関係団体のご協力、地域でのご協力も必要と。よって、今そういう関係組織との連携もきちっと今図っているところと。にもかかわらず、トラブルはあるわけです。なので、このトラブルを未然に防ぐためには、より一層の連携、そして指導が必要であるというふうに認識しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 4点目に関しましては、小学生、中学生だけの枠から出ますが、全国的に簡単に闇バイトなどへ応募し、広域的に強盗や窃盗の犯罪に手を染めています。また、スマホを使っての特殊詐欺も多く、町内でもコンビニの定員がいち早く異変に気づき、被害を未然に防いだ例もあります。IT用語辞典によると、情報モラルとは、人が情報を扱う上で求められる道徳で、特に情報機器や通信ネットワークを通じて社会や他者との情報をやり取りするに当たり、危険を回避し、責任ある行動ができるようになるため身につけるべき基本的な態度や考え方のことでした。若年層でも高齢者層でも、家族が被害者、加害者になる

場合もあります。それを防ぐためにも、情報モラルをショッピングセンターでの街頭活動、目に見える活動やポスター掲示、役場からの配布物等によって情報を町民に提供し、少しでも異変に気づく力をつけてもらい、犯罪防止に取り組むべきだと思いますが、見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

高齢者をはじめとするオレオレ詐欺や、それからスマホ等を使った振込詐欺、こういったものについては、紫波郡管内でも少なからず実際に事件として起きてございます。そういったものにつきましては、我々のほうに未然にそういったことに対しての相談があった際には、しっかりと相談に応じますし、紫波警察署等と生活安全課等としっかりと情報連携もしながら、そういった事案の未然防止につながるような啓発活動もしっかり行わせていただきたいというふうに考えてございます。

なお、そういったものについてポスターなりチラシということについては、何かできることについては検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問ございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1番、高橋恵議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時といたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、12番、高橋安子議員の一般質問をお受けいたします。

12番、高橋安子議員。

1問目の質問を許します。

（12番 高橋安子議員 登壇）

○12番（高橋安子議員） 議席番号12番、町民の会、高橋安子でございます。私の前は高橋恵議員、後が横澤議員ということで、若い方たちに囲まれまして、すごく緊張しております。

初心に返って一般質問をさせていただきたいと思います。

質問の第1点目でございます。高齢化社会に関する今後の対策について町長にお伺いいたします。本町では、令和4年11月、「認知症の人にやさしいまちづくり やはば」を宣言し、超高齢化社会の現代、全ての人々が理解を進め、誰もが住み慣れた地域で希望を持ち、人生の最期まで心豊かに安心して暮らし続けることができる町の実現を目指すことを宣言いたしました。

そのためには、研修事業として認知症サポーターの養成講座を子どもから大人まで多くの方々に受講の機会をつくるとともに、チームオレンジをはじめ、その他のボランティアについて活動が実践され、要介護者への生活支援等では、全国でも先進的な取組を実施しております。

また、地域では、介護予防活動として各自治公民館等を活用したエン（縁）ジョイやはばネットワークやこびりっこサロン、おでんせ広場、通いの場体操くらぶなど、多くのプログラムがあります。行政区によっては、3年前からのコロナ禍により中止していた地域もあったと聞きますが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類へ移行となったことにより、再開する地域も多いのではないかと思います。そのことから、以下についてお伺いいたします。

1点目、認知症サポーター養成講座は、あらゆる機会を捉えて実施していると思いますが、小中学生はどの学年が対象でしょうか。また、学校以外で子どもたちを対象に実施した地域があるのか、お伺いいたします。

2点目、おれんじボランティア登録者数は、現在どのくらいでしょうか。また、おれんじボランティア等での家庭支援を希望している件数は、どのくらいあるのでしょうか。

3点目、エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業への取組について、第7次総合計画後期基本計画では、令和5年度までには41団体、1行政区に1つという計算だと思いますが、そういう目標でありましたが、現在の取組団体数はどのくらいでしょうか。

公民館での介護予防活動では、世話係としてどのような方々が主に行っているのでしょうか。

4点目、現在核家族化が進んでいることから、えんじょいセンターのサロン等開催日に小中高校生のボランティアでの参加について募集する予定はないか、お伺いいたします。

5点目、本町でも、地域によっては独居や高齢者のみの世帯が増加しております。孤独死や災害対策として、今後空き家等を町で借り受けてリフォームし、共同住宅として活用する

考えはないでしょうか。

6点目、2025年には団塊の世代が後期高齢者となることや、近くに親族が住んでいないことで不安を持つ家庭も多く、認知症になるとグループホームを希望する方や親族も多いと聞きます。しかし、施設は待機者が多く、申請しても1年以上待たされる状況であると、この間お聞きいたしました。地域でのボランティア活動にも限界があると思いますが、グループホーム増設の考えについてお伺いしたいと思います。

以上、6点についてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 12番、高橋安子議員の高齢化社会に関する今後の対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、認知症サポーター養成講座は、毎年度町内小学校にご協力をいただき、4年生を対象に実施しております。今後は、小学生のほか中学生も対象に開催できるよう検討してまいります。

また、学校以外におきましては、特定の地域ではございませんが、過去に町社会福祉協議会やPTA活動の一環として開催をしておるところであります。

2点目についてですが、おれんじボランティアの登録会員は、本年4月末現在で50人となっております。おれんじボランティア等の家庭支援を希望する件数につきましては、おれんじボランティアが実施しております生活支援を行う訪問型サービスBの利用者として認識しており、個々の状況により一月当たりの支援回数は異なりますが、一月当たりの実件数は、平均14件となっております。

3点目についてですが、エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業の現在の取組団体は18団体となっております。エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業は、子ども、障がい者及び高齢者を含む幅広い世代が交流活動を通じて健康寿命の延伸と地域での支え合い体制を構築する事業であり、各地区公民館等を活用して活動されておるところであります。

なお、介護予防活動の世話役につきましては、活動団体により異なりますが、自治会の役員や活動の趣旨に賛同した方々で運営に関わる役割を分担しながら活動をされております。

4点目についてですが、認知症サポーター養成講座を踏まえて、大学生ボランティアの育成及び活動につきましては、現在進めているところであります。

なお、小中高校生のボランティア育成及び活動につきましては、今後関係機関または関係

団体とも相談してまいります。

5点目についてですが、独り暮らし高齢者の見守りは、高齢化社会において大きな課題であると認識しております。ご提言のありました空き家等を活用し、高齢者が共同住宅で生活して暮らしていくことにつきましては、孤独死の防止や見守りにつながるものと思いますが、様々な課題もありますので、現時点では考えておらないところであります。

6点目についてですが、グループホームの増設につきましては、令和3年度から本年度までの第8期介護保険事業計画において増設の予定はないところであります。

なお、本年度中に第9期介護保険事業計画策定を進める中で、町民のニーズ及びサービスを提供する介護事業者の状況、高齢者人口等の現状を鑑みながら、介護保険施設等の整備について検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 認知症サポーター養成講座は、現在4年生を対象に実施しているのようですが、それぞれの学年というか、年代で見ると目線が違うと思うのですが、できれば全学年、小中学生あるいは保育園の子どもでもその見方がいろいろあると思うのですが、受講してほしいと思いますが、学校で実施する場合には時間を設定するのが非常に難しいのではないかと思います。行政区でエン（縁）ジョイやはばネットワーク事業の一環として、夏休みとか冬休みの長期休業中に、保護者やエン（縁）ジョイの利用者等も対象に実施してはどうかと思いますが、その考えはないか、お伺いいたします。

実は、この講座を私の煙山地区のほうでも1回受講しまして、そのときに介護ヒーロージュミンジャーという、衣装を着けたジュミンジャーが来まして、子どもたちがとても喜んだのです。それで喜びながら勉強できる、楽しみながら勉強できるということで、本当に保育園の園児も喜んだ経緯もございますので、地域で地域住民を対象に、そういう講座を開いたらどうかと思います。

また、町社会福祉協議会やPTA活動の一環として開催しているとのことですが、コミュニティ会長会議や公民館長会議で周知し、自治会の総会などで地域住民を対象に養成講座を開いてはと思いますが、その考えがありますか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、あらゆる世代の方々への認知症サポーター養成講座、本当に大事だと思っております。コロナ禍の中、なかなか各世代にという部分ができない部分もございましたが、我々のほうもできる限りいろんな場面で周知しながら、この養成講座につなげていけるようにしてまいりたいと思っております。

以前には、PTA活動の中での活動、そしてまた中学生を対象にして令和3年度実施したこともございますが、学校の中でのことはまた教育委員会のほうとも相談をしつつ進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 本当にコロナ禍でここ数年はできなかったというのもよく分かります。ただ、1回受講しても忘れていくことも多いのです。それで、1回やったから終わりではなくて、人も替わると思いますので、各行政区等にも1回やったから終わりではないですよということを周知していただきのです。

それで、機会にあるにつれ、こういう認知症サポーターとかゲートキーパーの全部でなくてもいいですので、少しずつ入っていければと思いますので、とにかく町長もおっしゃっています近助、近くの人たちの協力が必要だということを再三おっしゃっていますので、ぜひ地域の力を引き出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで、2点目についてですが、おれんじボランティアの登録会員は50名ということですが、そのうち男性会員はどのぐらいいるのでしょうか。また、訪問型サービスBの内容について、これは一般の人誰でもできるものなのか、あるいは一定の養成講座を受講してなれるものなのか、お伺いします。支援する場合、ボランティアは1人でその家庭に向うのか、1人で対応するのか。

以上、お伺いしたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） おれんじボランティア50人のうちの男性の数については、申し訳ございません、今ちょっと手持ちで持っていないので、後でお答えしたいと思います。

また、おれんじボランティアの登録に関しては、認知症サポーター養成講座を受け、そしておれんじボランティアの様々な活動の中での一環ということになりますので、そういう講座を経てのボランティア登録ということになります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 訪問。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） すみません。2人で対応しております。

○議長（廣田清実議員） 訪問型Bサービスの内容。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 訪問型Bの内容は、原則として、支援をする対象者ですが、矢巾町に住所のある要支援者等の方々に支援をしております。また、内容としましては、家事援助です。お買物支援だとか、それから洗濯の支援を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） この援助につきまして、家庭支援ということで、2人ぐらいつ行っているらしいのですけれども、時間的には30分から1時間くらいということで、私の仲間も行っておりますので聞いておりますけれども、これは有償ボランティアですか、それとも無償のボランティアなのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 有償となります。謝礼は、1回250円ということで有償となります。

○12番（高橋安子議員） 1時間1回。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 1回ボランティアさんが支援をすると、利用者は1回500円。

○12番（高橋安子議員） 1回1人250円、2人で500円ということですか。

○議長（廣田清実議員） もう一回確認したほうがいいよ。1回が250円。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 1回250円の謝礼をお支払いするというような、従事者への謝礼となります。

○12番（高橋安子議員） 2人に250円。2人で。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） そこを私のほうからもう一度お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） これは、とても素晴らしい事業だと思うのです。本当に独り暮らしとか高齢者のみの世帯にとってはありがたい話で、家庭に入ってきていただいて、話を聞いていただけるだけでも30分、1時間他人と話をすることは、非常に脳の活性化にもつながると思いますので、これはむしろ250円、1回500円というのをお支払いするという事なのですから、これから高齢者にとっても、仕事を持つ機会が多くなっておりまして、

有償ボランティアでも土日だったらできるよという方もいらっしゃると思いますので、ぜひ有償でも構わないと思いますので、大きく進めていただければと思いますので、よろしくお願い致します。

次に、エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業の現在の取組団体、18団体ということでございますが、以前私が資料をもらったときはコロナ禍前でしたけれども、19団体ありましたけれども、どこか1か所やめられたところがあるのかなと思っていました。最初のところでお話しさせていただいたのですけれども、41行政区全部にこういうエン（縁）ジョイやはばネットワークなり、お茶っこサロンなり、こびりっこサロンなりできればいいなということで、目標は41ということだったと思うのですけれども、エン（縁）ジョイ等については、今後どのように、今コロナが終わったところで、これから普通の生活に戻るところなのですけれども、今後のエン（縁）ジョイ等については、どのように周知していくのか。また、できればエン（縁）ジョイやはばネットワーク本来の目的である世代間交流を実施し、近所に住んでいる子どもや大人の顔が見える活動を実施し、本来の支え合い体制を構築できるような活動になってほしいと思いますが、その辺のところをどのように周知していくか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） エン（縁）ジョイやはばの今後の周知の在り方というところだと思います。この件に関しましては、生活支援コーディネーターを中心に、様々今行っておるところです。その一つとして「じょい j o y」、こういう広報紙を使いながら、実際エン（縁）ジョイの内容はこうですというような見える形の広報紙を、福祉目線でのタウン情報紙ということで、これも生活支援コーディネーターがいろいろ活動エリアを決めておりますので、例えばコンビニに置くとか、スーパーに置くとか、多くの皆様が目に触れるような場所に「じょい j o y」を置きながら周知しているのも一つあると思います。

また、私どもも様々な地域のリーダーの方々に、こういう活動について取組がある、そして立ち上げに関して、それから運営に関して補助させていただいておりますので、そういう点も制度の説明が今後必要かなというふうに思っております。

また、私どもだけではなく、先ほど申し上げた生活支援コーディネーターの方々、それから社会福祉協議会とか、あらゆる様々な場面での周知を今後進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） ぜひそのようにお願いしたいと思います。エン（縁）ジョイやはばネットワークは、特に自治公民館でやっているところが多いのです。昔は公民館というと、本当に子どもからお年寄りまで集まって運動会をやったこともあります。それから、いろいろな活動、新年会をやってみたり、敬老会も自分たちでもやってみようということで公民館を使ってやっていたのですが、昨日昆議員の質問の中にもあったように、今そういう人たちが集まって活動するという機会が本当に少なくなっていました。できればこのエン（縁）ジョイを中心に、実は昨日から私の煙山地区でもエン（縁）ジョイが再開しました。それで、ぜひこれを使って昔のような地域交流ができればなど期待しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、大学生ボランティアの育成及び活動について考えているとのことですが、現代は核家族化が進み、2世代、3世代で同居する家族が少ない現状でございます。特に現代は、外に出て遊ぶ子どもたちの姿も少なく、農村部でも隣近所の子どもの顔が分からない時代でもあります。そんな中で、高齢者にとって孫世代と交流するのは楽しい時間でもあると思います。

私が所属しております矢巾町更生保護女性の会では、数年前から不來方高校の茶道部とともに中学校を訪問して、ひまわりサロンというお茶会を開催しております。コロナ禍の影響で3年ほど休みましたが、高校の茶道部のほうから、そろそろ再開しませんかといううれしい便りが届きました。この申出をきっかけにして、中学校のほかに、もしできれば、えんじょいサロン等にも高校生の茶道部をお願いしまして、お茶会などを開いてはどうかと思いますけれども、このお茶会を開くことによって高校生との交流もできると思います。多分この矢巾町だけの子どもではないのですが、「どこから来たの」から始まって、「何で通っているの」と、本当に話のきっかけができると思いますので、もしできるならば、こういう交流会、不來方高校だけではなくて、何か部活動を中心とした形の交流会、あるいはグループ、ガールスカウトとかボーイスカウトを呼んでの交流会なども企画してはどうかと思いますが、その考えがあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

世代との交流の一つのご提案だというふうに受け止めました。それができるかどうか、で

きることを探してみたいなというふうに私思っております。今回学生ボランティアのご答弁をさせていただいた中で、岩手医科大学の看護学生に令和元年度から認知症サポーター養成講座を行っております。さらに、岩手医科大学は4学部ございますので、令和4年度からは、薬学部の学生さんに認知症サポーター養成講座を行っております、その中から、看護学生の中からボランティアが発足しそうな今動きがございます。答弁にありました大学生をとというのは、そういう動きでございます。

これは、岩手医科大学と平成29年に地域医療課題解決演習ということで、地域医療政策に関わる連携協定を結んだ中の一つとして、課題解決ですので、矢巾町のこういう取組に関してご提言を学生からいただくという取組を重ねてきました。令和3年、令和4年は、フレイル予防を目的というか、テーマにした課題演習で、そういう中でエン（縁）ジョイに医大の学生が、それには4学部、37名の学生さんがいましたが、それぞれ受け入れてくれるエン（縁）ジョイのサロンだとかのところに行って、やはり交流が生まれて、卓球バレーみたいな感じで盛り上がったようなことも聞いております。

一つのきっかけとしてできることを、部活もそうだと思いますし、今岩手医科大学の学生と何とかボランティア、そしてチームオレンジ祭りのときもご協力いただいた経緯もがございますので、そういう仕組みが矢巾の強みかなと思っております。そこを進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 矢巾町には岩手医科大学附属病院があります。本当に強みだと思います。ぜひ頑張って続けていただきたいと思います。実は、盛岡のほうでは、県立大学の生徒、そのほかの大学の生徒もそうだと思うのですが、防犯ボランティアに参加しております。それで、子どもたちの指導等にも当たっておりますので、その土地ならではの活動というのがあると思いますので、若い人たちの考えというのは、すごく私たちにも勉強になります。ぜひ一緒に交流していただければと思いますので、続けていただきたいと思っております。

次に、核家族が多くなった現代は、高齢者の独り暮らしで、誰にも気づかれず家の中で孤独死する高齢者もおります。特に隣が遠い私たちのほうの農村部では、危険が高いのではないかなと思っております。実際に何年前か前に、家の中で倒れているのを班長さんが発見したと

きもありました。また、子育て支援等の財源を、高齢者の年金を減額して充てるというような話も聞こえてきております。子育て支援ももちろん大事なことでございます。ただ、僅かばかりの年金が減額され、生活が成り立たなくなる高齢者も出てくるのではないかなと危惧されます。

そこで質問ですが、国民年金で一番低い金額を受給されている方は、1か月幾らぐらいで、どのぐらいいらっしゃるのでしょうか。その中には、独り暮らしの方はいるのでしょうか。

実は、グループホーム等に入所した場合、1か月に十二、三万円ぐらい食費も含めてかかるのだそうです。年金だけでは入所もできない人も多いのではないかなと思っております。それで、一番最初に質問したような、空き家を利用した共同住宅の考えがないかということをお伺いしたのですけれども、今その考えがないということでございます。超高齢化が進む現代、事故が起こる前に対策を検討すべきではないかと思っております。2025年問題がすぐそこまで来ているにもかかわらず、具体的な対策はまだないような気がしております。それで、もしこういうほかに代わるものがあるかどうかお伺いしたいと思いますが、独り暮らしの例えば年金の一番安い額の方は、幾らぐらいで、何人ぐらいいるかということと、それからもし空き家ではなくても、どこか利用しながら、今後一緒に住んで見守り体制を強化していく考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、まず年金の関係についての受給状況、これは私らのほうで、例えば税務課のほうで、これは年金事務所から来ますので分かるのですが、実態はなかなか把握することは難しいと思うので、そこで今日高橋安子議員の先ほどの質問の中に、理解を得ること、希望を持つこと、そして心豊かに安心して暮らせること、まさに高齢化社会に関する今後の対策でございます。

そこで、今論点を私なりにちょっと整理したのですが、まず1つは、いわゆる認知症サポーター、これは小学生、中学生、高校生、大学生もそうなのですが。ただ、今ヤングケアラーの問題もあるのです。そこで、私はこういう認知症サポーターをやることによって、ヤングケアラーというものの実態、今矢巾町でも1件か2件ぐらいしかないということですが、学校に来ないで、そういうふうなのはそのぐらいの数かもしれません。実態は、もっと登下校できない子ども以外にもあると思うのです。だから、私は認知症サポーター、ぜひ小学生、中学生、高校生、大学生にもやってもらいたい。そして、結びつけて、ヤングケアラーをこのことによって解消できないか、そこが1つの論点ではないのかと。

あともう一つは、今私考えるのに、今年施政方針でケアリングコミュニティと、なぜ最初にケアリングを持ってきたかというのは、これは介護とか看護とか、これをコミュニティで支えるために、いわゆるケアリングコミュニティ。今ご質問の中に、矢巾町はえんじょいセンターから始めて、先ほど答弁で18か所ということで、これはもう41。そして、できるのであれば、今西和賀とか何かでは豪雪地帯なので、冬期間はお年寄りさんたちが集まって共同生活をしていると。だから、将来は、高齢化社会にあつては、そういうことも出てくるのではないかと。だから、これからえんじょいセンター、これを拡充して、そして空き家なり、地域の公民館をリフォームしたりなんかして、そして最後はグループホームに。

そうすると、年金のはじかれる方々が必ず出てきます。だから、それをやはり地域でしっかり支えていくと。そのために、私今あれなのは、今町社協は事業型社協から手を引いて、昔は社協はホームヘルパーとか、そういうものをやっておったのです。だから、将来は、いづれ町社会福祉協議会との協議になりますが、やはりもう一度事業型社協ということで、今お話あったようなことを、特にもグループホームなんかについては、それなりの有資格者も必要になってくるわけですので、共同生活の場合はあまりそういうことはないと思うのですけれども、グループホームの場合。だから、そういうことを包含しながら、まさにこれから入りたくても入れない方が必ず出てきます。それを町なり、町社協がしっかり支えていくと。だから、その芽出しをやらせていただいたのが、まさにえんじょいセンター。そして、えんじょいセンターの輪を広げて、地域の輪を広げて、共に歩む、共に暮らす、一緒にそういうことができるようにやっていきたい。

だから、年金の多寡にかかわらず、次の亡くなった方の尊厳とも併せて考えていかなければならない問題だと思うので、これは奥が深い、でも喫緊の課題でもあるということで、しっかり取り組んで考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） アバウトでもいいので、年金を答えられる人はいますか。

田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） 私のほうから、年金の関係でお答えさせていただきます。

先ほど町長から答弁してもらったとおり、矢巾町として正確に把握できる数字はございませんので、あくまで年金事務所からの提供された概況ということでご理解いただければと思います。

まず、その前提で、さらにけんぽ組合ですとか、共済年金を受給している人を除いて、年金事務所のほうで把握できている分として老齢給付ということで、1人当たりの受給額の平

均ですが、105万4,000円ほどになっているということでございます。これは、あくまで先ほど言ったとおり、年金事務所で把握している部分だけですので、ちょっと全ての矢巾町内に住んでいる方の平均というわけではございませんので、そこだけご理解いただければと思います。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 実際に、その年金をもらっている方から、本当にこれでは子どもも遠く離れているし、援助は期待できないという涙ながらの訴えがございましたので、これから本当にそういう人たちが増えてくるのではないかなと危惧しております。高齢社会になって、公民館なんかでも、公民館は私たちのほうでは各行政区にあるわけでございますけれども、もう人が減ってきたから、行政区一緒になって公民館を1つにして、もう建て替えの時期であるから、そこを改装して、みんなが住めるような形、お風呂を造って、食事するところがあって、部屋があればいいなど、公民館で生活できないだろうかという話もいただいております。これから、もう本当に公民館の建て替えもあちこちであると思いますので、それも頭の中に入れて、行政のほうで応援していただければと思っていますので、よろしく願いします。

町長がいつも今からの時代は、自助、共助、公助に加え、近助の精神で地域で助け合う力が大きいと言われますが、地域の自治公民館を活用して、独り暮らしの高齢者の共同生活を支え、地域で見守りをするシステムをつくったらどうかなといつも考えております。エン（縁）ジョイがその始まりではないかなと私は考えております。

そして、認知症の人に優しい町、矢巾から、この優しい町矢巾町から発信してはいかかなと思いますけれども、最後に町長の決心をお伺いいたしまして終わりにしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、今高橋安子議員のご質問のとおりでございます。いずれ少子化対策も大事なのですが、これからは高齢者の数が増えていくわけです。そこで、やはり限られた財源の中でお互い創意工夫しながら取り組んでいかなければならない。そこで、私は何回も言うのですが、ケアリングコミュニティと、そこを起点として、私も人ごとではない、我が事として、特に私は家に帰れば非常に弱い立場にありますので、特にもそれは実感しておりますので、だからこそ、その弱い立場に寄り添う対策をしっかり講じていきたいと思っております。

その優しさのあれをしっかりとスローガンとして大事にしていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） すみません。先ほど後刻ということで、その点についてお答えいたします。

最初に、おれんじボランティアの会員さんの中で男性の会員さんの数ですが、5名です。

それから、訪問Bに関しましては、おれんじボランティアさん2人体制で訪問しております、ボランティアさんに関しましては謝礼250円、それから交通費として250円、お一人に500円をお渡ししております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 利用のほうは。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 利用も1人500円です。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 他に。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 次に、2問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 2問目の質問に入らせていただきます。2問目は、死者の尊厳について町長にお伺いいたします。

近年引取り手のない無縁遺骨が各地に約6万柱も眠っている実態が明らかになった記事が新聞に掲載されました。未婚者の増加や少子高齢化の現在、高齢者の独り暮らしが増えている本町にとっても無縁ではないことだと思っております。わたまるメールで行方不明発見協力の依頼が時々届くことがあります。早く発見されることを祈りながら、車で移動中には、周りに気を配るようにもしております。先日も町内男性が行方不明になりましたが、まだ発見されていない状況のようでございます。

中には、認知症等で自分のいる場所が分からず、電車などで遠くに行ってしまう、名前も住んでいる場所も分からず、遠い地の介護施設で何年か過ごす方もいるとのことでございます。そして、その方が死亡した場合は、無縁遺骨として自治体が火葬し、保管するとのことでございます。また、遺骨の中には、身元が分かっても、親族と連絡が取れなかったり、引

取拒否も少なくないと伺っております。そのことから、以下お伺いします。

1点目、本町では、現在無縁遺骨として保管されている遺骨はあるのでしょうか。また、あるとすれば、保管方法はどのようにしているか。最終的にはどのようにになるのか、お伺いいたします。

2点目、今後引取り手がない遺骨や無縁遺骨が増えることが予想されますが、町として共同墓地を建立する考えはないか、お伺いいたします。

3点目、以前火葬場、斎苑について質問いたしましたが、その後も高齢化社会の影響にもよりますが、この火葬場の利用と岩手医科大学附属病院移転につきまして、検体の火葬も増加している状況でございます。第8次総合計画の検討が本年から開始されますが、火葬場の移転に関して地域住民が移転に理解を示している地区の協力を得て、できるだけ早い移転と合葬墓についても早急に考える必要があると思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 死者の尊厳についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在お一人の方の遺骨を一時的に矢巾斎苑で保管をさせていただいております。今後資産や遺品等の整理が終わりましたならば、遺骨の埋葬を寺院に依頼することとしております。

2点目及び3点目についてですが、現在の火葬場が建設されてから37年経過しようとしており、次期火葬場の整備について検討を始めるべき時期に来ていると捉えておりますことから、担当課において、火葬場、霊園及び合葬墓を一体として整備している自治体の視察を行うなど、現在の傾向または動向について情報収集を始めたところであります。

また、1点目の答弁のとおり、引取り手のない遺骨については、埋葬を寺院、いわゆるお寺さんなどに依頼するところであり、共同墓地を整備する必要性に迫られている状況ではありませんが、様々な事情により墓地に埋葬することができないことで合葬墓を希望する方が増えていくと考えられることから、宗教法人や葬祭事業者など、関係者からのご意見もお伺いしながら、第8次矢巾町総合計画において、次期火葬場及び合葬墓の整備に関する検討を始めることをぜひ盛り込みたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 現在お一人の遺骨を矢巾斎苑で保管しているとのことですが、親族との連絡は取れない状況なのでしょうか。あるいは引取りできない状況なのでしょうか。また、埋葬する場合の費用は町が負担すると伺っておりますが、そうでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

今1体保管している方につきましては、両親、兄弟、あと子どももいないということで、相続人がいないということで親戚の方にもお話をしたのですが、やはり親戚関係、特につながりもないということで、引受けは難しいということで町のほうで対応してございます。

また、この経費につきましては、その方の所持金等がある場合はそこから対応いたしますが、不足するものにつきましては県のほうの対応となってございますので、そちらのほうから交付というか、対応する形になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 以前聞いたところによりますと、行旅病人、つまり行き倒れが発見され、親族が分からない場合、発見された自治体が費用を負担するとのことでした。このような行旅病人が大学病院等に運び込まれることも、これから先多くなってくのではないかなと思っております。また、家族関係が希薄化している現代、また先ほどのお話にもありましたけれども、相続人がいないという家庭もこれから増えていくのではないかなと思いますけれども、独居世帯においても引取り手のない遺骨の増加が見込まれるのではないかと懸念されます。

その場合、県費負担だけでなく、遺骨の収納についても対応を考えなければならないと思います。死者の尊厳を守るためにも大事に扱わなければならないと思うのですが、本町には現在合葬墓はありませんが、次期火葬場整備についての合葬墓を含めた斎苑の検討を始めるということが先ほど町長の答弁でございました。

令和3年11月町議会に、矢巾町営火葬場、斎苑の誘致に関する請願が出され、採択されました。できれば、あまり好ましく思わない火葬場を地域に誘致するというのは、地域住民の思い切った決断だったと思われれます。人口減が続く寂しくなる一方の地域に、少しでも人が集まる施設をとという思いから誘致したと聞いております。矢巾に住んで一生を終えた人たち

が最後にお世話になるところでございます。私もいずれ、もう近いうちにお世話になるかもしれない。第8次矢巾町総合計画に盛り込み検討するとのことですが、できるだけ早い着工を期待し、最後に町長に今後の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、まず火葬場はもう今老朽化して、それから今一番あれなのは、岩手医科大学の遺体の引取り、これが本当に大変で、専門的なことを言うと、いわゆる燃焼装置がもう古くなって、それで黒煙が出たり、だからそういう対策は早くしなければならぬと思うので、老朽化対策も含めて移転を。そのためには地域の皆様のご理解、それから議会をはじめ町民の皆様方からもご理解をいただいて、早期に考えていきたいと。

それから、合葬墓については、我が事でございますが、今子どもたち、何でお墓を造らなければならぬとか、合葬墓でいいではないかとか、それから私ごとであれなのですが、お寺さんにお包みする金額なんかも、何でそんなにあれしなければならないのか、今そういう時代です。だから、合葬墓も時代の要請なのか、もう避けて通れない問題ではないのかなど。

亡くなった方の尊厳、昔は亡くなる時は、みんな家族そろって、そして手を合わせて。今そういうことは、それで病院で亡くなる方が。今お家で亡くなると不審、何かあるのではないとか、警察が、いわゆる検案に来たり、今そういう時代背景もありますが、私どもは死者、亡くなった方の尊厳、もう一度原点に立ち返って。そして、あとは先ほど担当課長が答弁したのですが、親戚の方が分かって、それでも引き取っていただけないと、今そういう時代背景。だからこそ、そのことにしっかり対応できる体制整備をやっていきたいと思しますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で12番、高橋安子議員の質問を終わります。

これより休憩に入ります。

再開を午後1時、13時といたしますので、よろしく願いいたします。

午前 11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、3番、横澤駿一議員の一般質問を行います。

1 問目の質問を許します。

(3番 横澤駿一議員 登壇)

○3番(横澤駿一議員) 議席番号3番、強くやさしい矢巾、横澤駿一です。まずもって、平成生まれとして初めてこの矢巾町議会の議場で一般質問をさせていただきます。フレッシュに、元気にいきたいと思います。よろしくお願いします。

質問1、空き家及び遊休物件の利活用に対する考え方について、町長、農業委員会会長へお伺いします。町民の皆様より宅地開発により振興住宅地が建設される一方では、空き家も増えており、いわゆる跡継ぎがない空き家予備軍と言われている家も多くなってきているという声をいただいています。空き家のみならず、本町には旧マース矢巾等遊休物件もあります。統計的にも5年先、10年先を見据えると、空き家、遊休物件は増加する傾向にあり、改めて具体的な対策を打っていかねばならない問題だと考えております。

また、令和5年3月3日、内閣府が空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案を第211回国会に提出しました。この法案には、空き家対策として固定資産税の住宅用地特例6分の1等に減額を解除すること等も盛り込まれておりますが、生活様式の多様化と核家族化の進行で、より一層空き家が増えることが予想されます。そこで、空き家及び遊休物件の利活用に対する考え方について、以下伺います。

1、矢巾町役場SDGsアクションプラン(第1期)、ナンバー12に明記されている空き家の利活用と適正な管理の促進について、現在までの利活用の実績を伺います。

2、矢巾町西部活性化の土地利用構想の中で、観光レクリエーションゾーンに位置する旧マース矢巾の今後の利活用方針はないか伺います。

3、昨今の社会情勢によって地方への移住定住がトレンドになっています。空き家バンクの登録以外で、もう一步踏み込んだ取組が必要になってくると考えます。地域おこし協力隊の採用やNPO法人等との協力により、例えば移住を考えている方や空き家を探している方とのマッチングアプリ開発等、官民一体で空き家、遊休物件の利活用に向けた取組ができないか伺います。

4、遊休農地の現状把握と今後の利活用に向けた考えについて伺います。

以上、4点について伺います。

○議長(廣田清実議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 3番、横澤駿一議員の空き家及び遊休物件の利活用に対する考えについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本年5月末現在、解消実績は11件となっており、SDGsアクションプラン（第1期）の解消目標件数5件を上回っているところであります。内訳といたしましては、売買による所有権移転が3件、賃貸借や使用貸借による解消が8件となっております。合わせて11件と。

なお、町内に危険空き家と分類される物件はありませんが、将来的に危険空き家となり得る件数は5件と把握しており、今後もパトロールにより注視するとともに、適正管理に向け、所有者に対し、引き続き注意喚起を行ってまいります。

2点目についてですが、旧パストラルバーデンの用地及び建物につきましては、平成20年3月21日に議会のご可決をいただき、売払い処分したものであり、現在は民間事業者の所有となっております。議員ご質問の利活用方針につきましては、都市計画マスタープランによる用途指定はございますが、民間事業者が所有する用地及び建物であることから、所有者から今後の利活用について相談等があった際には、西部地域の観光レクリエーションの活性化に寄与する利活用と一緒に検討してまいります。

3点目についてですが、移住定住を推進する上で、空き家や遊休物件の利活用については喫緊の課題と捉えておるところであります。このことにつきましては、所有者の認識によるところが大きいことから、適正な管理はもとより、処分方法や利活用に向けた情報提供につきましても、積極的に行う必要があると認識をしております。

ご提言いただいたとおり、官民一体による取組として、例えば地域おこし協力隊や民間団体、企業等と協力することにより、地域活性化につながる利活用方法の創出、いわゆるつくり上げていくことが期待できるものと認識しております。

このことから、まずは空き家が利活用できる状態になることを目指して問題改善に注力し、その段階から有効な手段を持った多様な業種との協働を進めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 中川農業委員会会長。

（農業委員会会長 中川和則君 登壇）

○農業委員会会長（中川和則君） 引き続き、空き家及び遊休物件の利活用に対する考えについてのご質問にお答えいたします。

4点目についてですが、農業委員会において毎年7月から12月を調査実施重点期間として、

農業委員による農地パトロールを実施し、遊休農地の現状把握を行っており、昨年度の町内遊休農地の面積につきましては7.7ヘクタール、全体農地の0.28%となっております。

把握した遊休農地につきましては、所有者等に対し、農地利用に係る意向調査を行うとともに、農地は食料供給の基盤であることから、まずは耕作再開が図られるよう対策等も含め、所有者等に適正な農地利用を促してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 1について再質問させていただきたいと思います。

まず、町としての空き家の定義はどうなっているのか伺います。例えば住所は、その家にあるとしても、その住人が施設に入っていて、1年以上実質その家には住んでいない状態など、いわゆるそれも空き家と明記されている自治体もあれば、それはカウントしていない自治体もあるということで、矢巾町としてはどうなっているのか、その定義を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまの質問にお答えいたします。

町の空き家の定義でございますが、まず基本的には1年以上誰も住んでいない状態、もしくは1年以上誰にも使われていない状況のものを空き家というように定義してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 今の答弁に関して、もう一度質問なのですが、住所はそこに置いていても施設に入っていれば、それは空き家とみなすという認識でよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

住んでいないという定義でございますので、ただいまのとおりとなりますが、ご家族等が、例えば毎月来て家の空気を入れ換えたりとか、そういうのをしている場合には、空き家というふうにはみなしていないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） また1について再質問させていただきたいと思います。

今回アクションプランの5件を上回っており、11件解消ということは、大変評価されるものだと私も考えております。そして、この解消の中で、空き家バンクの登録数は現在ゼロということで、必ずしも空き家バンクが空き家解消の促進へつながっていないというふうに私も認識するのですが、どういったプロセスの中で、その空き家を解消していったのか、その11件はどういったプロセスで解消していったのかをお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまの質問にお答えいたします。

どのようなプロセスで解決したのかということでございますが、空き家バンクの登録に至る前に、事前にご相談等にいらっしゃるわけございまして、その時点であっせん等が成立したり、あとは民間からのお話等があったりして解決しているものが多くなってございます。以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 空き家バンクの前に相談で、そこで身内などによる譲渡とか、そういったものと認識させていただきたいと思います。

それと、令和5年3月会議においても担当課からの答弁で、14件、空き家バンクへの登録希望のような相談があったというような答弁をされていたと思うのですが、その中で仏壇等の問題で空き家バンクへの登録までには至っていないと、そこで答弁されていました。その進捗状況について伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまの質問にお答えいたします。

仏壇に限った話ではないのですが、やはり様々な、仏壇に関して言えば宗派によっていろんな考え方がございまして、いわゆる仏壇を処分する際に魂抜きと言われる拝んでからやるとか、やらないとか様々あって、都会から来た方という言い方はちょっと正しくないかもしれませんが、ふだん家に仏壇がなかった方が仏壇のある家に行くと、やはり違和感とは言いませんけれども、特別な感情を抱いてしまうような件があるようでございまして、そうはいましても、仏壇を所有されている方は、そうそう簡単に処分というのはできないのが現状

のようでございます。そのため、それらの物件については、あまり進展はないものと承知してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 仏壇などの件は理解いたしました。ありがとうございます。

いわゆる空き家予備軍と言われている跡継ぎがない家、一人暮らしで身内も亡くなったり、あるいはほかの地域へ出られたりした方の空き家予備軍の実態調査などは、その戸数を把握しているのか伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまの質問にお答えいたします。

私どものほうでは、区長さんなり、様々な情報網でもって把握には努めておりますが、やはり常に最新の情報を把握できればいいのですが、その辺もちょっと限界がございまして、完全に全てを把握しているわけではないと認識してございます。

いずれいろいろアンテナを高くしまして、区長さんのほかにも地域の様々な情報、職員からの情報等を含めて、そちらのほうの把握に努めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 空き家予備軍に関してなのですが、今回内閣府が提出された法律案の概要にも空き家の活用を促進するためと記述されており、皆さんご存じのとおり、家は1年以上放置されると、もう腐敗が大きく進み、余計に住みづらくなってしまいます。移住環境、もし引っ越しするとしても、その空き家に住むハードルが高くなってしまおうと考えます。

空き家が発生する要因は、様々複合的なものだと認識しておりますが、跡継ぎがない等単純な理由の空き家予備軍と言われている物件には、その空き家になる前からの、実際にその方が住んでいる状態のときからのアプローチが何か必要になってくると考えておりますが、こういった取組はあるのか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまの質問にお答えいたします。

予備軍といいますか、一人暮らしの方へのアプローチというのはデリケートな問題ではあるのですが、いわゆる市街化区域、市街化調整区域とかという地域によっても様々な違いがございます。私どものほうで積極的なアプローチというものは特にしてございませんが、傾向といたしまして、市街化区域であればそのまま販売等につながるとか、離れて暮らしているお子さんとかお孫さんが今度来て住んだりとかというのがございますし、調整区域の場合にはすぐに販売というふうにはつながらないのが現実ですが、そちらでも、なかなかお子さんは来ないのですが、それこそお孫さんが来て住んでいるというケースは何件かございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） ぜひ空き家になるその前からのアプローチを一步進めてほしいなと考えております。

2番目の再質問をさせていただきたいと思います。旧マース矢巾の件ですけれども、隣の旧グリーンハイツ、現ジャンパランドの施設には、私も子どもたちを連れて利用しに行くことが多々あるのですが、子どもたちを連れて行った際には、そこを歩くと旧パストラルバーデンが隣にあるわけです。すると、子どもたちからは素直な、率直な意見だと思えるのですが、「あの怖い建物は何、パパ」と言われるのです。確かに楽しみにジャンパランドに向かう途中に隣にああいうふうな、もういわゆる廃墟化されているような建物があるわけですから、何か子どもたちの気持ちに立ってみると、ちょっとどうにかしてあげたいなという思いが強くなります。

そして、やはり町内外からも家族連れが多くジャンパランドには訪れておるので、第2の矢巾のアスレチックの顔となっているような地区だと私は認識しております。そして、旧パストラルバーデンなのでございますけれども、町の財産ではないですけれども、ああいった観光レクリエーションゾーンに位置している物件ですので、所有者から提案があってから利活用を考えるのではなくて、ましてやあれだけの規模の建物ですから、なかなか民間の一存では決めるのには難しいものだと思います。費用の面も含めて、しかも隣には町の施設がありますから、やはりそこは官民一体となって考えていく必要があると考えております。

なので、例えばせっかく隣にああいったアスレチック施設がありますから、これは1つの仮の案として、スケートボード等のエクストリームスポーツを楽しんだり、それに複合した

イベントができるような複合施設にしたりだとか、そういった提案を町のほうからしていくことが大事かなと考えております。これは、単にそこに遊休施設の利活用を進めていくというのが目的ではない、そのように考えております。

先ほどもお話ししましたとおり、せっかくジャンパランドへ子どもたちが元気に遊びに行った際に、隣にああいった廃墟化している建物がある現状で、その子どもたちが大人になって子を持ったときに、再びああいった場所へ連れていきたいと思うか、そういったことを考えたときに隣には、やっぱりあそこに行けば、一日子ども連れでも若い人でも集える場所があるという、そういったことがその地域の活性化、そして矢巾町の若者たちが一日楽しんで暮らせる場所づくりにもつながると考えております。

なので、改めて町として所有者へ利活用の提案をする方針がないか、町長から答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） これは非常に難しい問題でございまして、あそこには今言うように、パストラルバーデン、それから今のジャンパランドが南昌グリーンハイツということで、南昌グリーンハイツについても遊休施設だったのですが、いろんな利活用を考えて、これは町の財産ですので、町で主体的に取り組んで、それで実は正直なところ、ジャンパランドもあのくらい利活用されるとは思わなかったのです、正直なところ。ところが、何か本当に私らにすれば、今考えてみればジャンパランド、そして今横澤議員からもお話あったとおり、今矢巾町でもスーパーキッズとか、いろんな取組、そういう足がかりになるのであれば、非常に私らとしても好ましいことなので。

ただ、お隣のパストラルバーデンは、これは民間に売却したということで、本当はあそこは矢巾町のシンボルだったのです。だから、私もあの当時はおらなかったからあれなのですが、どういう経過であそこを売却をしたのか、いまだにちょっとなかなか解明することができない。そして、跡地利用に、今までいろんなお話があつて、出れば立ち消え、出れば立ち消えで、私らも官民一体というのですが、あくまでもあそこはもう民間の施設なので、そして民間のほうからこういう取組をしたいというのであれば、いつでも相談には乗る覚悟はしておりますが、これまでの経過を見れば、いろんなことが出てきては立ち消えになると。はっきり言って、今座して死を待つような状況になっておるので、正直なところ、あそこはそばには煙山ダムもある、ジャンパランドもある。パストラルバーデンも温泉入浴施設なので、恐らく配管とか、これはもう使えないものになっていると思うのです。だから、あそこをま

た再興するというのは非常に難しいことだと思うので、だから私どもとすれば、今のところは、今民間でそういったいろいろ考えていらっしゃると思うので、その考えていらっしゃる事が非常に町にとってもいいことであれば、今ご指摘の横澤議員のおっしゃるとおり、官民連携で前向きに考えていきたい。ただ、今の状況では、一緒に官民連携ということはできないということだけのご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） ぜひせめて草だけでも刈っていただければ、子どもたちも駐車場で遊ばせたりもできるかなと思うので、そういったソフトなアプローチからしていただければと思います。

次に、3問目の再質問に移らせていただきたいと思います。移住定住の関連から再質問させていただきたいと思います。まず、少し答弁に分かりかねる部分がありましたので、再度お聞きしたいと思います。「空き家が利活用できる状態になることを目指して問題改善に注力し、その段階から有効な手段を持った多様な業種との協働を進めていく」との答弁の部分で、その段階とは、利活用できる状態になった後の段階のことなのか、もしくは利活用できる状態になることを目指している状態の段階のことなのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

空き家バンクに登録の前に、いろいろな手だてを講じているというのは、先ほど水沼課長のほうから答弁があったかと思うのですけれども、そういった形で空き家だというのがうちのほうでも認識できて、そしてそれがまだ何らかの活用ができるのではないかというような状況の際に、できるだけ関係者の方々、そしてそういった物件を必要とされるの方々に関しましてアクションを起こしまして、問題解決のほうに、その業者がマッチングできるように注力しているところでございます。

それに関しまして、やはり住宅メーカーであるとか、そういった方々のほうが我々よりはるかに能力にたけているわけですので、そういった多様な業種というところがそれに当たるというふうに私どもでは思っていたので、こういった答弁をさせていただいているところでございます。まず、そここのところをよろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） きっと適正な管理はもとよりというところが分からない。だから、所有者にそういう促しているという意味なのか、その内容をもう一回説明して。

はい。

○3番（横澤駿一議員） 私が伺った点は、3点目の移住定住を推進する上で、官民との連携を取ってほしいという提案なのですけれども、その答弁の部分で、「まずは空き家が利活用できる状態になることを目指して問題改善に注力し、その段階から有効な手段を持った多様な業種との協働を進めてまいる」とあって、その段階が、まず空き家が有効活用できると決まってからそういった民間業者に頼むのか、それともその前の段階、空き家に、例えば家に誰も住まなくなったという段階で有効活用を考えていく過程から、もうそういった業者に頼むのかという、その段階がどの部分を指しているのかをお伺いしたいです。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

空き家を持っているという認識がある方は結構多いと思うのです。先ほどもありました後継者がいらっしゃらないというふうなことで悩んでいらっしゃる方も多いと思います。ただ、その空き家を実際自分でどうしていいかわからない、判断できない、こういう方もやはりたくさんいらっしゃると思います。実際私たちがこうなさい、ああなさいとは、なかなか難しいのですけれども、いろいろ知見のある方から、どうしたらいいでしょうと、ここにこういうお金もかかりますし、こういう手続もかかりますけれども、こういった情報をその人が判断できるように流させていただく。こういったところに業者さんのお力もお借りして、私だけではなかなか納得いただけない部分もあるので、そのように考えての答弁となっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 再質問。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） そのニーズが持ち主さんからあったら、業者さんとの連携を取りながら進めていくという認識でいきたいと思います。

これは、やはり私も町だけではなかなか難しい問題が多々あると思うので、民間との連携によって、地域の活性化につながるような利活用を望むところでございます。

4の再質問に移らせていただきたいと思います。遊休農地と耕作放棄地は、土地を見ただけでは分かりませんが、それぞれ判断が農業委員会と所有者で別になっていると認識しております。今回の答弁にありました0.28%というのは、農業委員会が認定した遊休農地がこの数字という認識でよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田口農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田口征寛君） お答えいたします。

農業委員会が現地調査をいたしまして判断したものが遊休農地というふうになってございます。

お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） では、耕作放棄地は今回の数字の中には入っていないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田口農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田口征寛君） お答えいたします。

耕作放棄地につきましては、農林業センサスでの調査の定義でございます。センサスにつきましては、調査される側、農家の方の意思というか、自己判断で示しているものでございまして、遊休農地につきましては、農業委員会が主観的に見て判断したものとなります。当然かぶっている部分はあると思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） その点、耕作放棄地はまた別であるというような認識ではないですか。

○議長（廣田清実議員） 田口農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田口征寛君） 耕作放棄地と遊休農地がかぶっている部分もあれば、その土地所有者の方の判断で耕作放棄地だという判断をしているところもあれば、また遊休農地と農業委員会が判断したものもあるという、かぶっているものもあれば、別々の判断をしているものもあると思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 認識は別なんでしょう、そうしたら。

○農業委員会事務局長（田口征寛君） 別です。

○議長（廣田清実議員） 横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 今回水田活用交付金の見直しによって、恐らくローテーションを組んで水張りを行う農地も出てくると考えます。そうした場合、いわゆる水張り後耕作しない、

あるいはしたくてもできない農地が出てくると考えますが、そういったケースに対応する適正な農地利用は考えているのか伺います。

○議長（廣田清実議員） 田口農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田口征寛君） お答えいたします。

その部分、大変私ども心配している部分ではあるのですけれども、今年度、来年度で町のほうで策定する地域計画というものがございまして、その中で目標地図、町内33地域に分けて、その地域の将来の農地の集積計画の素案を策定するのが農業委員会の役割となっております。それを作成するためには、各地域を回りまして地域の方と話し合いながら、当然農業委員さん方も入っていただいでつくっていく計画ですので、その計画の中で議員さんおっしゃったような施策とかも勘案しながら、地域の将来の農地の集積計画を策定したいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） ぜひ農家の皆様も、恐らくそういった土地利用に悩み事を抱えていると思うので、町と農家の皆様と対話を重ねながら、その取組を進めていってもらえればと思います。

最後に、町長へ伺いたいと思います。内閣府が今回提出した空家等対策の特措法の改正には、市区町村が策定する空家等対策計画に空家等活用促進区域及び空家等活用促進指針を定めることができることとしている文脈があることから、町長にこの考え方をお伺いしたいと思います。

冒頭申し上げました町民の皆様より、宅地開発により新興住宅地や商業施設が建設される一方では、空き家、遊休農地を含む遊休物件も増えているという声を多くいただいております。事業が決まれば、技術の進歩で今や新興住宅や商業施設はすぐに造ることが可能です。ですが、これまでの矢巾町をつくってきた何百年という歴史の中で耕され、今日に残る土地や建物は、二、三年でつくれるものでは決してありません。SDGsの理念にもある持続可能なまちづくり、矢巾町という特色あるまちづくり、これから先100年続くようなまちづくりを進めていく必要があると強く考えております。

それには、やはり新しい物件と既存の物件のバランス、この都市と長い歴史をつないできた地域がコンパクトにまとまっているというのが本町の特色であると私は考えております。

そうなった場合、ないものを補填しつつ、あるものを生かしていくようなまちづくり、やはりそこには土地や建物の利活用がキーワードになってくると考えますが、改めてその考えを伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

まさに今横澤駿一議員がおっしゃるとおり、今度も30ヘクタールを超える藤沢第2区、田中、下花立地区、これは住宅用地だけではなく事業用地もあるのですが、一方市街化区域以外の調整区域、特にも不動、煙山、そして徳田の周辺部は、もう空き家が出てきておると。これをいかにして、今お話あるとおおり均衡あるまちづくりにしていくか。

矢巾町は、何ととっても田園的機能と都市的機能のマッチングがうまくできている。まさに田園都市の町。そして、新しく造る住宅もそうですが、これまで古く、私も恥ずかしい話、古民家という、最初古い民家を、何で公民館があれだという聞き間違いをして、とぼけたお答えをしたりしてあったのですが、古い民家には、やっぱり長い歴史とかあるわけです。そこに住んでいらっしゃる思いもあるわけです。だから、こういうものを大事にしながら、これから。

そして、今私よく言われるのは、矢巾町で空き家だけでなく農地つきの家庭菜園をできる、そういうものが欲しいと。今回そういう改正もなされたので、矢巾町の場合はそういった条件にも恵まれて、特にも盛岡市という、昨日の答弁でも一大消費地があるのですが、逆に自分たちの食べる野菜とか果物は自分たちで作ってみたい、そういう方々もいらっしゃる。そこをうまくマッチングしていくのが私らの役割ではないのかなと。

その中で、特にも空き家というのは、イメージ的にあまりよくないのです。だから、これの何かいい表現がないのかなということ、古民家もちょっとあれなので、これは横澤駿一議員のほうからも、次の議会のあたりに、こういう表現だったらいいのではないかなというように、そういう表現であれだったら、矢巾の空き家へぜひ行って、そこで暮らしてみたい、生活してみたいと。何よりも今私どもはセカンドハウスとか、本当にそういうこともできるのであれば、セカンドハウスの機能も空き家で果たしていくことができるような仕組みづくりを考えていきたい。

さっき水沼課長も仏壇の話をしたのですが、こういうことは、やはり町が一緒になって考えていかなければ、なかなか解決のできない問題であるので、仏壇とか、それから神棚とか、そういうそこのお家の歴史を感じさせるようなものは、住んでいらした方、これからお住ま

いになる方々のいろんなことを受け入れながら、うまく町が間に入って考えていきたいなということで、今日もご質問の中に、今やらなければいつやるかと、もう今やらなければ大変な、そしてさっき私の答弁で、空き家が5件あると、もう大変な状況。実際本当は和味辺りにも、大きな地震とか何かが来れば倒れるようなところもあるのです。そこのお家の小屋は、道路側に倒れなくて、後ろに倒れたからよかったです、そういう状態。あとは、空き家と併せてごみ屋敷の問題もあるわけです。だから、これからそういったことも一つ一つ丁寧に行政が関与しながら対応していきたいということで、まさにこれからそういった均衡が取れたまちづくりを考えていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 宿題もらって。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 次に、2問目の質問を許します。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 質問2、子育て支援について教育長へ伺います。

宅地開発が進み、これから矢巾町に子育て世帯が多く移住してくることが予想されます。そんな中で、やはり子育て世代が注目するのは、町としての子育て支援であります。全国的にも各市町村単位で突出した子育て支援が注目を浴びている現状です。矢巾町においては、第3子以降の給食費無償化、保育料無償化の拡大、在宅育児支援金等、中には県とタッグを組み、県内でもトップレベルの子育て支援を実現されています。財政的な支援はもちろん、矢巾町においては、令和5年度施政方針の中で共生で輝く命を守る取組が記されており、発達障がい児やケアが必要な家庭へのソフト的な支援の充実が求められています。そこで子育て支援について、以下伺います。

1、県内でもトップレベルの子育て支援を実現している矢巾町において、これから矢巾町で子育てをしたいと考えている方等へ向けて、第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、矢巾町で子育てするには一体どのくらい子育て費用がかかるのかを示した子育て世代マスタープラン（仮称）のようなものを策定することが継続的に子育て支援を行っていくことにつながると考えますが、こういった考えはあるか伺います。

2、発達障がい児の未就学児の保育園等の受入れ状況について伺います。

3、煙山保育園において、医療的ケア児の受入れが実現しましたが、今後も医療的ケア児の入園希望者があった場合、職員の体制等を含め、継続的に受入れ可能か伺います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

(教育長 菊池広親君 登壇)

○教育長(菊池広親君) 子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、内閣府のインターネットによる子育て費用に関する調査報告書によりますと、義務教育が終了する中学校までの第1子の子ども1人当たりの子育て費用は、年間120万円となっております。本町におきましては、各家庭の状況や考え方の違いにより、子育てに必要な費用は異なると思われることから、現時点では子育て費用の具体を示すことは考えていないところでございます。

2点目についてですが、子どもの発達特性には個人差があり、発達障がい児に係る明確な区分けができない場合もあることから、詳細な人数については把握してございませんが、精神または身体に障がいがある児童に対して手当を支給する特別児童扶養手当の対象となっている児童のうち、発達障がいに該当する児童は、6月1日時点で4名在園しております。

3点目についてですが、現在1名の医療的ケア児が煙山保育園に在園しておりますが、今後も医療的ケア児の入園希望者があった際は、矢巾町保育所等における医療的ケア実施ガイドラインに基づき、環境や体制を整え、継続的に受け入れる方向で考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長(廣田清実議員) 再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番(横澤駿一議員) 質問1について、私の質問が少し抽象的だった部分もあったかもしれないので、もう一度伺いたいと思います。

答弁では、各家庭の状況や考え方の違いにより、子育てに必要な費用は異なると思われる。これは私も同じ認識でありまして、かけようと思えば幾らでもかかるのが子育てです。習い事や、それぞれ家庭の状況が違うので、また立場など違うと思うので。私が今回提案したいところは、やはり固定費、生命保険やライフプランなどのCMであるように、月々幾らぐらいかかりますというような、例えば子育てでかかるのは、保育園だと入園料とか、小学校だと給食費、それと子ども会の費用とか、そういった固定費がやはり、それは変わらずかかってくるものだと思います。あとは、それにプラスして助成金や支援金なども子育てしていく上では入ってきております。それを収入と言うと、ちょっと語弊があるかもしれませんが、固定費の支出等、そういった助成金や支援金によって助けられる部分の、いわゆる会計に言い直すと、収入の部分、それを見える化して、子育て世代のマスタープランとして立てていくこと。それをお子さんの年代と、岩手県の平均年収だと、今様々な年代の親御さんがいる

ので、調べますとデータ的には大体300万円前後。そういった収入だと、大体月々幾ら固定費に一般的な部分でかかって、幾らぐらい余って、そのお金で生活できるかというふうなプランの見通しを立てていく上で、こういった子育て世代マスタープランのようなものが必要ではないかと考えておりました、そういった点で捉えると、これは実現可能かどうかというのを伺いたいです。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

ちょっと質問の趣旨を間違えて捉えていまして申し訳ございません。先ほど横澤議員が申したとおり、ちょっと勘違いしたのですけれども、その世帯によって、例えば子どもの将来のために預貯金に充てている世帯もあるし、あとは学習のほうに力を置いているとか、スポーツのほうに力を置いているとかというふうな、全然違うだろうなということで、こういう答弁をしたわけですが、今横澤議員のご指摘のとおり、固定費とかの話になりますと、またちょっと違って来るわけですが、その辺今は第2期子ども・子育て支援計画というのがありまして、令和7年に改定になりますので、その際とか、あとはこども家庭庁がこども大綱というのをこの秋に策定することになっておりまして、それを踏まえて都道府県こども計画、市町村こども計画というふうな流れになっておりますので、その辺の段階で必要であれば、そういうことを検討してまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） ぜひ前向きに捉えていただきたいなと思います。

というのも、子育てで有名な兵庫県明石市も、まだこれは策定していないです。ホームページではすごく見やすくなっておるのですけれども、やはりそういった固定費、意外と今の私たちの若い世代は、結構財政的にも厳しいところで社会を生きているので、マネーリテラシーというものに敏感になっております。なので、見える化することがとても重要になってきております。

例えば子育てというのは漠然的なイメージで、すごくお金がかかるから子どもを持たない、持たないような選択をする方も中にはいるのですけれども、こういった見える化すれば、町の助成金や給食費の無償化で、意外と育てていけるなというのが分かったら、子どもを産みたい、もしくは多子世帯が子どもを産んでいくのはデータの的にも多いことになるので、もう

一人増やせるなというか、産んで育てていけるなというふうなゆとりを持てると思うので、前向きに捉えていただきたいというところが1つです。

あと、このプランを提案している理由としてもう一つありまして、ひとり親世帯とか、例えばその子どもの親は健常者でありますけれども、その親がちょっと障がいをお持ちで介護をしているとか、そういったことで複合的な問題を抱えているところもあると思うのですけれども、介護とか老後だと、年金とかは定額で入ってきて、かかる費用も大体出ていると思うのですけれども、子育てにはそういった見える化がされていないという部分があるので、ぜひそこを踏まえた上で前向きに検討いただきたいと思います。

次に、2問目の再質問に入りたいと思います。発達障がい児の受入れ人数についてですけれども、やはり未就学児でありますと、私も認識しておりますとお分かりづらいという、いわゆるグレーゾーンという子が多いと。昨日の教育長さんの答弁から、小学校、中学校の特別支援学級の方たちは、大体クラスに4人ぐらいいるような答弁をされておりまして、大きくなってから分かるような事例が多くあります。ですが、専門の保育士免許を持っている方からお話を聞く機会がありまして、その方からは、一番大事なのは未就学児のときの支援だということ、そういった専門的な知識を持っている方であれば、ぱっと見て、この人がこういった問題を抱えているというのが分かる。ですから、小学校になってからだと、その専門的な方から言わせると、もうちょっと早く出会いたかったなというふうな、必要な支援をしてあげれば将来的には普通に生活できる。学生とか子どものときは枠組みを決められていますけれども、社会に出れば皆さん同じ立場で生活しなければいけません。私自身もおやじが車椅子で生活していたこともありまして、そういったものにすごく関心とか身近な興味を抱いておりまして、やはり障がい者と言われる方でも自立と共生が、これからの社会をつくっていく上でとても大切だと考えております。

そういった点から、保育園の先生とか、そういった方の専門的な知識を抱えている職員は何人いるか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

専門的な知識を持っているという職員はいないのではないかなと。すみません、ちょっとはっきりは分からないのですけれども、そう思っています。就学前の発達障がいの支援として、こちらでやっておる事業ですけれども、各施設、保育所4か所、認定こども園5か所、9か所に対して年に2回ずつ巡回相談というのをやっています。その巡回相談には、心理

判定士、心理判定員だったか、どちらかなのですけれども、その先生と、あと健康長寿課の保健師と子ども課の専門職、保健師とか、社会福祉士とかいるのですけれども、3人で前期と後期、年に2回巡回して、心配な子どもさんを見てカンファレンスをして、観察をして、またカンファレンスをして、前期にやって、後期にやって、前期と後期、どのように変化があったとか、あとは担任の先生に、この子はこういう取扱いをしたほうがいいとか、あとは親御さんに対してはこういう支援をしたほうがいいとかというふうな事業をやっておりますので、ちょっと職員の専門性というのではないわけですが、そういった外部から頼んで支援をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 実際は職員の方で、国家試験とかではないみたいなので、もしかしたら知識を持っている方もいらっしゃるかと思うので、まずは調査というか、そういったことから始めていただきたいなという思いでございます。

○議長（廣田清実議員） 次に、3番目の再質問に移らせていただきたいと思います。

煙山保育園で実現されましたが、ほかの園で入園希望者があった場合は対応が可能かどうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

保育所等のガイドラインに、医療的ケア児の保育の実施施設は煙山保育園というふうに記載されております。ちょっと民間のほうは聞いたことがないのですけれども、恐らくできないものと思われれます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 答弁で、やはり町で行っている公立の保育園ということで、そういった点を充実されていることが理解できました。ありがとうございます。

今回は、いわゆる軽度の医療的ケア児だと思うのですけれども、そういった同じような症状の方が来た場合は、職員は同じ人数で対応することになるのでしょうか、それともまた増員して対応するというふうになるのか、その点お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

今煙山保育園では看護師が3名おまして、医療的ケア児1人を見ております。3人が全員医療的ケア児を見ているわけではないのですけれども、全体の障がい児も見たりしているわけですけれども、例えばあともう一人医療的ケア児が来年の4月に入園しそうなのですけれども、その辺は対応可能というふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） ぜひ親御さんもその子のためにもなると思うので、どんどん、どんどんこういった社会に出る場をつくってってもらいたいと考えております。

最後に、教育長さんへ伺いたいと思います。今回医療的ケア児や発達障がい児のことを質問させていただいたのですけれども、というのは昨日町長からも答弁ありましたとおり、障がいを持っている方でも、支え合ったり足りないものを補うというような形がこれからの明るい矢巾町をつくっていくものだと考えております。誰もが今を生きていて素晴らしいと思える社会、これが矢巾町からつくられるためには、やはり子どもたちからそういった教育をしていかなければなりません。という考えでいきますと、頭であの人、あの子障がいを持っているからどうしようとかという考え方ではないと思うのです。未就学児においては、経験から学ぶもの。例えばあの方は暴れているなどと思ったら、ちょっとなぐさめてあげようとか、経験に勝るものはないと考えておまして、そういった発達障がい児の方や医療的ケア児が身近にいる環境で子どもたちが育つことによって、様々な経験から体で覚えるような教育、私は教えて育む教育ではなくて、共に育んでいく共育こそが、これからの時代必要になってくると考えております。その辺の認識が教育長さんはどう考えているのか、その見解をお伺いして最後にしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） お答えいたします。

発達障がい児があるない、障がいがあるないにかかわらず、教育の果たす役割というのは、その子どもたちが社会的に自立して生きることができる、これが教育の狙いであります。そして、いわゆる共に生きる共生社会というのは、先ほど議員ご案内の社会であろうというふうに思っております。

発達障がいに限って言えば、この人数は今どんどん増えている傾向にあります。一般的には、1クラスの6%と言われた時代から、今10%というふうな時代になってまいりました。よって、先ほど子ども課長のほうから専門的な人はいませんという答弁がありましたが、いわゆる見立てができる方はいない。だから、その分を専門家で巡回して歩くと。基本的に学校教育の中でも同じことが行われています。ですから、その特性をどのように克服して、またはそれを共に助け合って、そして社会的自立に向かっていく、これが我々の果たす役割かなというふうに考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で3番、横澤駿一議員の質問を終わります。

ここで休憩といたします。

再開を2時15分といたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

ここから中川農業委員会会長が退席しておりますので、報告いたします。

次に、17番、谷上知子議員の一般質問を受けます。

1問目の質問を許します。

（17番 谷上知子議員 登壇）

○17番（谷上知子議員） 議席番号17番、矢巾未来の会、谷上知子でございます。通告に従いまして質問をいたします。

質問の1、特定健康診査と遺伝子検査導入について、町長さんより答弁いただきます。本年度も特定健康診査が始まります。受診する町民は、検査結果で身体の状態を知り、また検査結果の数値により、再検査の通知で2次検査を受けることで、健康な生活を維持することに寄与しています。改めて健診の実情を検証し、発展につながることを願い、以下伺います。

①番、特定健康診査受診率が第7次矢巾町総合計画後期基本計画の目標値である70%に満たない要因について伺います。

②番、1人当たりの特定健康診査に係る費用について伺います。

③番、個々の疾病リスクを認識し、健康づくりに役立てるため、遺伝子検査の導入について伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 17番、谷上知子議員の特定健康診査と遺伝子検査導入についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、第7次矢巾町総合計画後期基本計画には、目標として受診率70%を掲げておりますが、このうち矢巾町国民健康保険被保険者では、本年度までに60%を目標値として掲げております。

なお、受診率が目標値に達していない要因として、新型コロナウイルス感染症禍における受診控えや、令和3年度から健診実施体制を集団健診から個別健診のみの実施に変更したことによる周知不足が考えられますが、健診期間の延長や複数回の受診勧奨を行うことで受診率の向上に努めてまいりました。

また、今後も健診実施機関との打合せを密に行い、年度途中のチラシによる周知やナッジを活用した対象者に合わせた勧奨はがきの送付などにより、受診率の向上に努めてまいります。

2点目についてですが、特定健康診査に係る1人当たりの単価は1万1,180円となっております。

3点目についてですが、脳卒中や糖尿病、高血圧などの生活習慣病は、生活習慣などの環境要因と複数の遺伝要因が関わると言われておりますが、遺伝要因に基づいた生活習慣病の発症リスクの高さや食事などの環境要因による影響に関して、岩手東北メディカル・メガバンク機構をはじめ、多くの機関で研究が進められている最中であります。

このことから、遺伝子検査の費用対効果や検査結果の告知等に係る倫理面の検討結果を踏まえて、国のがん検診実施のための指針等に基づきながら実施をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 国民健康保険被保険者の受診率の目標値が本年度までに60%であるとのことですが、私が用意したグラフの年代のところですが、令和元年の70歳代から74歳の年代によっては、既に60%を達成しています。改めて健診の業績の大きさに驚きました。何

事も目標までには王道はないと言われておりますし、私の経験値からも実感することが多くあります。地道な取組の成果であることと健康日本一の町の実現性は近いかと思っております。

個人的なことですが、私も今年度で受診対象から外れます。ちょっとした寂しさと、受診機関でいただくおにぎりが食べられなくなる寂しさがあります。保健推進員さん、食生活改善協議会の活動も大きく寄与した成果と思っております。さらに、かなり前から朝早くから健診現場で働く保健師さんがいるなど感心しておりましたが、現在の浅沼課長さんであることに感慨を深めております。

①について、実施状況のグラフを参考にご質問します。地区別受診率については、受診率が40%台から30%台に落ち込んでいる地域がありますし、全体的に受診率が低い地域がありますが、どのように分析していますか。

また、逆に受診率が高い地域についての分析のお考えも伺います。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずもって、特定健診は確かに年齢から外れたかもしれませんが、後期高齢者の健診の対象でございますので、ぜひとも後期高齢者の健診のほうを受けていただければなと思っております。

地区別の分析についてですが、今議員仰せのとおり、特定健診の対象者によって、やはり幅がございます。令和3年度、受診率も高いところで68.42%のところもあれば、低いところで30%すれすれの自治会もあるというふうに捉えております。私どももこの特定健診、今計画は第3期特定健診計画に基づいて、国の目標値が70%ということで、総合計画の中にも高い目標値を掲げましょうということで70%を掲げ、矢巾町のデータヘルス計画・特定健康診査等実施計画では60%、市町村国保の目標値を超えようということで掲げているところでございます。

そういう中で、代々私どもも行政区ごと、以前は集団健診で地区ごとに検診車を、がん検診と特定健診と細かく回って、健診の体制を組んでおりました。そういう中で地域の皆様に声をかけながら受診率を何とか上げていくということで、特定健診の受診率向上の表彰ということで自治会表彰を現在も行っております。それを5年ごとに、強化する地区を設けていこうというような計画の取組の中で行ってきたところでございます。

分析については、本当にコロナ禍で非常にこの前後も自治会だけでは言い難い要因もあるかなというふうには思っておりますが、今回私もこのご質問をいただいて、改めて年代のと

ころも見てみました。年代で見ると、矢巾町の課題は、50代のところが実は40代よりもちょっと低いパーセントで、その年代に少しターゲットを絞った、特にも令和3年度、男性は20%でしたので、そういうところのナッジを、いわゆる心を動かすような受診のお知らせの仕方とか工夫していかなければならないなと思っております。

自治会ごとに関しましては、保健推進員さん、この方々に周知等のポスター掲示等を行っておりますが、以前のような自治会単位での健診の取組というのが、呼びかけ、そしてイベントのときに声をかけていくというような形で、以前とちょっと健診体制を大きく変えた関係で、難しい部分もあろうかなというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） ただいまの件についてなのですが、地区を挙げると大変失礼な部分もあるのですが、例えば南昌地域とか、岩清水地域とかが比較的、総合的に、年代的に低くなっているところを見ると、アクセス等の関係もあるのかなと、私は単純にそういうふうに判断したのですが、そういったことはないのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 受診率の低いところの分析について見たときに、アクセスの問題は確かに要因はあるかもしれないです。ただ、私ども健診体制で対がん協会のほうに、今年度全てがん検診も個別委託となりました。期間も6月から12月まで、昨年に関しては受診状況を見て、少し延ばして行ってきたところなんです。アクセスの問題もあるかもしれませんが、様々全国紙等の未受診の理由を見ると、時間がないというのが一つの要因で、時間がないというところのどういうふうな対策を打っていったらいいか、今の健診の仕組みの中で、どういうふうなことができるかということを私どもも検証しなければならないかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） ただいまと同じことなのですが、逆に桜屋さんとか、上赤林さんは、非常に受診率が高いのです。ちょっと失礼ですけども、駅周辺とかに比べれば、あまり近くもないような気がするのですが、非常に高い受診率なのです。それで、私も実は高田地区

なのですが、藤沢と一緒に健診のとき非常に混むので、上赤林の農村改善センターのようなところでずっと受診していたのですが、何かそこに行くと、すごくアットホームで「何とかさん、まだ来てないっけよ」とか、「じゃ、帰り寄っていく」とかというふうな声かけが見られるのです。ああ、いいなと思いながら、座敷に座って受けたのですが、そういった地域の声かけ、保健推進員さんも確かに一生懸命やっているのですが、隣組といったような影響などもあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 議員仰せのとおり、例えば保健推進員だとか食生活改善推進員さんだとか、健康づくりの行政とのパイプ役、サポーターさんも声かけとして重要ですが、やはりご家族の中で、周り近所からという部分も多かろうと思っております。今議員仰せの地域は、以前私、本当に入庁以来、非常にいろんな取組にまともって、いろんなことを仕掛けてきた自治会だなというふうに記憶しております。そういうことも含めて来所したときに、何げなくお声かけながら、そういうふうな受診率向上に結びつくような、受けていなかったから、ではあの人にも声をかけてみるとか、そういう動きが多分あったのかなというふうに受け止めております。

本当に特定健診、がん検診、コロナで大きくさま変わりしました。今までは集団、先ほども申し上げた地域の大きい要所要所を自治会単位で公民館を利用させていただいて回っていたものを、コロナで、特に矢巾町は夏場に健診しておりましたので、非常に暑い、はっきり言って、あまり受診環境としてはよくない状況の中で集団健診を行っていたのも事実でした。そこで、この数年間、対がん協会が矢巾町内にすこや館ということでできたことで個別健診を一気に進めることができました。また、予約制で行えることで、先ほどの時間の問題とか、あとアクセスの問題に関しては、中には後期高齢者の対象の方とか、タクシーの部分もちよっと利便できるような形のことも行っておりますので、そういう部分でのいろんな仕組みを変えたところでの健診を今後も進めていかなければならないのだというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 年代別については、先ほどの答弁の中にもお話がありましたが、やっぱり70代からはもう非常に高く60%を超えているところもあるのですが、一番働き盛り

で子どもも育てなければいけないというような感じの年代がちょっと低いのかなというふうに感じておりますので、今も大変ご努力なさっているようですが、これからも安い健診料で、よい健診を受けて、さらに近いよというふうなことを宣伝して、特定健康診査を進めていきたいなと思います。

男女別の受診率は、どうしても女性のほうが高いのは、男性よりも女性のほうが健康に関心があるからなのでしょうか。その辺どう思っていますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 男性よりも女性のほうが受診率が高いのは、今お話しした健康意識の差があるというところも要因かと思いますが、実は女性の令和3年度の受診率も50代が他の年代より低いのです。なので、やはりこの年代のターゲットを絞ったというところのアプローチの仕方を私どもちょっと進めて、より行動に結びつくようなお知らせの仕方だとか、そこは工夫が必要かなというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） それでは、70%というのは国で求める指標といたしますか、目標値なので、第8次総合計画も70%になると考えてよろしいのですね。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問に関しましては、70%、今矢巾町の最新の昨年度の特定健診の受診率は46.5%ぐらいです。今再度精査しているところですが、そうすると70%、かなり高い目標値になりますので、そこに目標値の接点を当てるか、市町村国保の目標値に接点を当てるかというところは、今年度の検証を踏まえて見直す必要があるかなというふうに思っております。70%、高い目標のままというのも、一つ高い目標を掲げてということもあろうかと思いますが、現実的な数字を見たときに、全体の国で掲げる70%ではなく、市町村国保として国が掲げている目標値の60%にするかというところは精査が必要かというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） ②番の費用のことについてなのですが、特定健康診査の予算

の考え方についてお伺いしたいと思います。

診査の予算額は、個人に係る費用から対象者の人数分として設定するのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 積算の根拠に関しましては、この特定健診は国で決められている基本的な健診項目として、身体計測とか、それから診察、血圧等、決められた項目がございます。それらを委託先のほうの見積りをいただいての積算となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） ちょっと曖昧で、私にはよく分からないのですが、例年予算額が4,000万円ほど出ておりますよね。それで決算額になると2,000万円ほどになっていて……2,000万円まではいかないかな。そうすると、その2,000万円の余剰金というのですか、そのお金というのはどのような方向で使われるのかなというのがちょっと疑問なのですけれども。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 特定健診の費用の予算の段階のときは、目標値を基に設定しております。ですので、被保険者のうち何%を目標とする人数ということで1人当たりの単価を掛けた額を予算としております。決算のときは実績に基づいて、余剰というより、減額するような形で行っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） そうすると、その余ったという言い方はおかしいのですが、その余剰金はどういったことに、全体的に保険料は足りなくなっている感じがしますので、国保などはどういうふうな使い方になるのでしょうかというか、流れていくのでしょうか。その点をお聞きしたいのですが。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 今年度も、令和4年度決算が専決の部分で国保の部分、たしか特定健診の費用を減額したところがございますが、最終的には基金に積み立てるような形

になります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質問ございませんか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 成人病の基礎疾患を予防するために始まったとされる特定健康診査ですが、国の2014年度から開始した検査の結果のワーキンググループの追跡調査によると、3割方の医療費の削減が認められたとされています。大ざっぱでいいのですが、矢巾町においては、どの程度の医療費の減額があったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 私どものほうで特定健診を受診していない方と生活習慣病に係る医療費について、令和3年度の町の国民健康保険の医療費を分析した結果がございまして、これは昨年の広報に掲載しております。たしか11月号だったというふうに記憶しております。その中では、受診していない方は、受診者の2.6倍医療費が高いというような結果でございました。減というより高い状況が、受診者の2.6倍受診していない人は高いというような分析の結果でございました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） それでは、3番目の遺伝子検査についてお伺いします。

岩手日報の5月10日の記事ですが、盛岡市の企業が遺伝子検査の道具を開発し、来年度製品化すると載っていました。遺伝子を検査するという事は、自分だけではなく、家族とか、兄弟とかにも及ぼす影響もあって、リスクは十分にあるのですが、そろそろ遺伝子検査の導入の時期に差しかかっているのではないかなというふうに思っております。一般的に5万円ぐらいはするようですけれども、唾液をぷっと出して、そのことによって自分の遺伝子の中にどういう病気が潜んでいるかというのが手軽に検査できるようになり、それを調べて治すときには、まだ保険が利かないので何百万円というお金を出して治すという話も聞いておりますが、それを一般の人が受けることによって、近い将来そうなるのかなという希望は持っていますが、自分の病に向き合って予防をし、例えば小さい子どもさんがいたときに知らないで病気になってお母さんを亡くしたとかというのが兄弟で続いたりという事例なども聞いておりますし、また私たちの年代になると、なぜだか急に親だったり、兄弟だったりを持

っていた病気を発症することがちょこちょこ聞かれるのです。

そこで、リスクがあってもちょっと怖いなどというものがあるのですけれども、遺伝子検査を導入し、病気を予防し、健康で幸せな一生を送れるようにしたいなと思い、このことをお聞きしてみました。いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 遺伝子検査のことに关しましては、町長答弁にもありましたとおり、様々費用面、それから倫理面、検討を踏まえて国の指針等に基づきながら実施していくという答弁にしております。

今回ご質問をいただいた後に、私どもも岩手医科大学の公衆衛生の先生にちょっと聞いてみました。やはり遺伝子検査に关しましては、倫理面、それから告知を受け取った場合のサポート、そういう部分も踏まえて、公費を投じてやる検査としてどうなのかということの検証をしっかりとしなければならぬと。言葉としては、時期尚早というようなご助言をいただいたところです。

実は、岩手県では、東日本大震災後に岩手医科大学いわて東北メディカル・メガバンク機構のほうで東日本大震災津波後の心と体の健康の強化と病気の予防に役立てることと、遺伝的な体質を解析して、一人一人の体質に合った予防法、治療法を開発、提供するというような目的で、長いスパンでの健康調査を行っております。矢巾町では、内陸なのですけれども、サテライトの、矢巾町の方でもこの調査に参加している方がおられて、平成23年度から始まったのですが、平成25年のときには大体1,300名ぐらいの方が、これは国保に限らず参加している経緯がございます。

そういう中で、いわゆる次世代に向けての医療体制の個別化医療と開発ということで、岩手医科大学のほうでは今研究を重ねているところでございます。矢巾町の方もこの健康調査にご協力いただいて、追跡調査として今第3次調査ということで、令和7年度まで1,353名の方が対象というような状況になっております。

遺伝子検査、様々な検査の方法があろうかと思えます。先ほど議員おっしゃった新聞掲載になった唾液で分かる方法だとか、それから今出生前検査ということで、中には胎児の状況を母体の血液を用いて出生前遺伝学的検査ということで、そういうふうな動きも今、大人ではないのですけれども、母子の部分で行っておりまして、県内でも1か所受入れを行っておる医療機関がございますが、やはり一番遺伝のカウンセリングをしっかりと受けていただくこととか、そういう様々な決め事を受ける方も守っていただいての検査体制を今行って、始ま

っているようなところでございます。

いずれはそのような時代も来るかもしれないのですが、様々な専門的な知見をいただきながら、今の段階では国の状況とかを注視していかなければならない状況というふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） この件に関しては、やっぱり矢巾町単独ではないということなので、これ以上の答弁はできないと思いますので、よろしくお願いします。

他に再質問ありますか。

（「ございません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 次に、2問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 質問の2番目、挨拶を交わし、会話をするまちづくりについて。

都市地域も農村地域も、人と人との交流が少なくなっています。生活スタイルの変化や少子高齢化によってもたらされた社会は、会話のない生活になりがちで、孤立感を深めます。挨拶を交わし、会話の弾む地域づくりを進めることは、有効な地域づくり、まちづくりになると考えます。

本年度の方針として、地域のコミュニティや健康福祉の成果を上げていくために、自助、公助、近助によるご近所の活動を活発にすると提案されています。簡単なようで難しい挨拶や楽しい会話のできるまちづくりについて、以下伺います。

①、ご近所の交流を活発にする取組をどう考えているか伺います。

②、挨拶と会話のある生活をつくり出す取組をどう考えているか伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 挨拶を交わし、会話をするまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、これまでの数年間は、新型コロナウイルス感染症の影響により、コミュニティにおける交流の機会が大幅に減少しておりましたが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行となったことから、新型コロナウイルス感染症禍の以前のような交流機会の創出と、それに起因するにぎわいの回復に努めてまいりたいと考えております。

そこで、地域内の交流をより活発にするため、例えば地域のお祭りや運動会、伝統芸能の

伝承活動などに子ども会、婦人会、青年部、老人クラブ、自主防災会、消防団等、それぞれの団体に属する人材が団体の枠を超えて参加することにより、地域全体の活性化にもつながり、結果として持続可能なコミュニティ形成が図られるものと捉えております。

2点目についてですが、挨拶はコミュニケーションの最も基本的なツールであり、小さなお子さんから大人に至るまで、どの年代においても相手への尊敬や親愛の気持ちを表す動作や言葉を指し、気持ちを交わしたり会話を交わす上での第一歩であります。そのため、家庭や学校、地域や社会において大変重要なことと考えております。

1点目でお答えしたとおり、新型コロナウイルス感染症禍で交流が減少したことから、挨拶の機会も減少してはいましたが、交流が戻ってきている今こそ改めて挨拶の重要性を理解し、地域内における挨拶運動、それに基づく交流がより活発になるよう啓発活動等に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 現在ある地区の社会団体、地域の交流活動をお願いしても、大変難しくなっている実態があります。まず第一に、組織が消滅しかかっていますし、少人数になり活動が行われていない団体があります。ワークショップやフューチャーデザインの参加者が増え、地域に反映することが望ましいのですが、多くの町民は、まだワークショップとかフューチャーデザインに参加できないと考えていると思います。

ご近所の形成は大切です。交流の場をつくっていくことで、ご近所の助け合いが生まれると思いますが、具体的な、現実的な交流のつくり方をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

地域における具体的なというのは大変難しいのですが、今日のいろんな答弁の中でエン（縁）ジョイのお話とかがございましたので、エン（縁）ジョイの活動がだんだん復活するというふうなお話もありましたし、これから普及もしていくというふうな中で、あとは我々も地域のほうにこれから徐々にお邪魔して、いろいろ要望なり、ご意見をお聞きしたりする場があるわけなのですけれども、そういった中でも改めて最初第一声の挨拶から始めて、挨拶の必要性、重要性。結局挨拶というのは、挨拶をしますと相手にいい印象を持たれて人間関係がよくなるであるとか、既に分かっていることなのですけれども、会話のきっかけ

になるとか、緊張もほぐれるとか、こういった効果があるのだよということを改めてその場をつかみながら周知啓発に努めていきたいというふうに考えるところでございます。

まずは、近い機会にコミュニティに入ってお話しする機会があると思いますので、その機会から始めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） 私のほうからもお答えをさせていただきます。

文化スポーツ課では、教育振興運動、いわゆる教振というものを管轄しておりまして、先般、第1回目の事務局長会議を開催してございます。各振興区、いわゆる小中学校、そして高校、あとは保育園、こども園の皆さんが会員となっておりますが、今年度は目標を挨拶と触れ合いということにしております。昨年度まではコロナ禍でしたので、挨拶ということで、今回はプラスで触れ合いも入れさせていただいております。この触れ合いのほうにつきましては、例えば郷土芸能ですとか、地域での取組、そういったものにも取り組むというものでございます。

挨拶は引き続きやるということで、いわゆる大人のほうから子どもたちに声がけをすることによって挨拶が返ってくるというような仕組みづくりをつくっていかうということで、これは後々コミュニティ・スクールと連携するものというふうに思っており、今年度進めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） かつて教育振興運動のときに、挨拶運動と触れ合い運動が盛んに行われていて、私は矢巾東学区なのですけれども、それから北中学校学区なのですけれども、子どもたちが向こうから、子どものほうから挨拶をしてくれて、朝からとてもいい気持ちになったことを毎日経験しておりますし、現在もその状態は続いております。

そこで、まちづくりは、例えばこれを大きくやったから、ここの町がよくなるのだなということも確かにあると思いますけれども、やっぱり日常生活の中で単純な繰り返しを長く続けるということがすごく強い力になると私は思うのです。

お金がなければできないとか、建物がなければできないとか、何か設定しなければできないというのも確かにあってもいいと思いますが、自然に出てくる挨拶とか、それからお天気の話とか、そういったことが続けられる地域というのは、何か大きく崩れないような気がす

るのです。例えば人で言うと、私も97歳になるまでの姑を送ったのですが、やっぱり亡くなるまでお箸を持って食べるということを忘れないのです、相当認知も進んで分からなくなっているのですけれども。だから、人間の胆力というのは、ふだんからの単純な繰り返しを長く続けるというのがすごい精神力になるのではないかなと、そのときにも思いました。

この挨拶運動も、何か今黙って下を向いている人が多いのですけれども、私はどっちかというとお調子者ですから、実践しようと思って挨拶を繰り返してきました、ずっと。必ず皆さん返してくれます。ジョギングして苦しいのだけれども、「おはようございます」というふうに。これがまた大変うれしく思っていますが、ただやり過ぎたときは、1回失敗したのは、絶対挨拶してくれない人があるけれども、何くそと思って何回もやったら、今度は違う道を通られましたので、やり過ぎもいけないのだなということを深く反省しております。

私は、町でも今度こういうことをやって町民の意見を聞く、コミュニケーションから対話をするというのも大変ありがたいし、必要なことだし、政治とか自治とか、そういった大きなものにつなげるには必要なことだと思っておりますが、その前にやっぱり私たちの毎日の暮らしの挨拶とか会話とか、そういったことが繰り返される地域づくりというものに重点を置いていかないと、また同じようなことができて、さっぱり物も言わないで、むつむつと歩いている町になっても悲しいなというふうに思いますので、これからも単純な繰り返しで明るい町、明るい農村と私は勝手につけているのですが、そういったことができるまちづくりを進めるように、お金もかからないし、町民の参加で幾らでもできるわけですよ。町民参加型のまちづくりは、挨拶運動かなと思いますが、運動というと、学校のところのがらっと並んで挨拶なんかされると、これもまた重いものがあるのですが、多くの人に挨拶をしようねというふうな啓蒙、周知をして、矢巾町はあまり大きくない町だけれども、いつ、どこで会ってもみんな挨拶できていいなというのがコミュニティの根幹になると考えておりますので、この辺についてもぜひ施策といいますか、啓蒙、周知をして、明るいまちづくりに努めてはどうでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 谷上知子議員の選挙公報を見させていただいて、明るい挨拶、そして子どもの声が響く会話、そのとおりだと思うのです。そこで、実はこの間も黄色い羽根の配布活動で不動小学校に行ったのですが、ちょっと私悲しかったのは、校長先生も一緒にいるのですが、普通だったら子どもたち、「ああ、校長さんいたぞ」と言って声をかけてくれるのかなと思ったら、そういう会話がなかったのです。それで、まず例えば固有名詞を出して

あれなのですが、矢巾東小学校の交通安全活動をやっている渡辺英夫さん、みんなに親しまれて、そして小学校を卒業していくときには感謝の言葉を述べられると、そのことがあるから街頭活動がやめられないと。そして、もう古い話ですが、矢巾北中学校には村上校長先生、生徒の名前を全部覚えて、朝、学校の校門に立って声かけ、何々君、何々さん、そういうことを。だから、私もできるのであれば、そういう学校なんかで、学校の児童生徒であれば選挙運動にもならないので、議員の皆さん方に助けられもして、各小中学校に分かれて挨拶運動を実践してみたらどうなのかということで、この間私不動小学校に行って、私らのときだったら、「校長さんいた」と、「校長先生」と言って、みんな集まってくるわけです。そういう光景が見られなかったというのがちょっと寂しかったと。やはり教育の現場もそういう状況になっているのだということだから、ただ言うのではなく、自ら行動を起こしてやっていかなければならないのかなということ、私も機会があったら学校に足を運んで声かけをやってみたいなど。

ただ、1つは、私も夏は自転車であれなのですが、自転車で声をかけて、後ろから不動小学校の子に「おはよう」と、そしてただそれだけならいいのですけれども、「しっかり勉強しろよ」、「けんかするなよ」と、変なおじさんに見られてしまって、それで声をかけても返事をされない。後から、おじいさん、おばあさんが雨降りそうなときに車で送っていくわけです、それで教えてくれるらしいのです。そうすると、次から会えば必ず挨拶をしてくれる。だから、粘り強く私らのほうから挨拶運動を仕掛けてやっていくことが大事だなと。待っているのではなく、こっちから声をかけていくと。

だから、よく何だ、会っても挨拶もろくにしないというようなことではなく、人と会ったら必ず挨拶をすると、これは大事なことで、まさに選挙公報に出ている明るい会話、声が弾む、そういうことをやっぱりやっていかなければならないなど。それは自ら実践していきたいと思いますので、みんなでそういう挨拶運動、そして併せて見守り運動とかやっていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） やるということで、よろしくお願いします。

他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 次に、3問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 質問の3、熱中症対策について町長さんと教育長さんにお伺いいた

します。

気象庁の暖候期（6月から8月）予報（2023年2月21日）によると、令和5年度の見通しは、暖かい空気に覆われやすいため、気温は北、東、西日本で平年並みか高いでしょうとなっています。2022年以降、その前からだと思いますが、夏は高温の日が続いています。一方、コロナウイルス感染症の予防対策も引き続き必要なことから、熱中症とコロナウイルス感染症、それぞれの適切な予防、症状、対処を知り、快適な夏を過ごして健康な暮らしができるようお願い、以下伺います。

①、熱中症とコロナ感染症の大きな相違点をどう認識し、それぞれの予防をどう周知していくか伺います。

②、教育機関、保育園、幼稚園、小中学校での熱中症対策について伺います。

③、障がいをお持ちの方、また独り暮らしの高齢者の方の熱中症予防対策について伺います。

④、エアコンなど冷房機器のない独り暮らし高齢者への冷房機器補助支援は、ますます必要性が高まることを見込まれることから、導入の考えがないか伺います。

⑤、熱中症対策情報として発信されている今日明日の暑さ指数、WBGT、熱中症リスクカレンダー等の活用について伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 熱中症対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、熱中症の初期症状は、めまいや立ちくらみ、大量の汗などが挙げられ、一方で新型コロナウイルス感染症の初期症状は、発熱、喉の痛み、鼻水などの風邪症状と言われております。

なお、引き続き、新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、換気や必要な場面でのマスク着用など、気温が上昇し、熱中症のリスクが高まる中、適切な予防対策が図られるよう、町ホームページや広報やはば、やはラヂ！、データ放送、ラインなどのSNS等を活用しながら周知してまいります。

3点目についてですが、障がいをお持ちの方や高齢者の方は、暑さや喉の渇きを感じにくく、思いどおりに伝えられないなど、熱中症のリスクが高いことから特に注意が必要であり、ご家族や周りの方々が声を掛け合って、熱中症の予防をより一層心がける必要があると捉えております。

障がいをお持ちの方や独り暮らしの高齢者の方の中で、福祉サービスや介護保険サービスなどを利用されている場合は、施設の職員など周囲の方々が衣服の調整や水分補給を促すような声かけや、小まめにご本人の体調や様子の確認を行うとともに、直射日光が当たっていないか、湿度や温度は高過ぎないかなどの環境の確認を行い、ご自宅においても熱中症予防対策の取組ができるよう、関係機関を通して働きかけを行っております。

また、地域においては、民生児童委員やおれんじボランティアなどが家庭訪問の際に熱中症予防リーフレットを配布しながら、具体的な注意点についてお伝えをし、身近な支援者による熱中症予防の取組を行っております。

4点目についてですが、独り暮らしの高齢者への冷房機補助支援について、現在のところ導入の予定はございませんが、年代や属性を問わず、熱中症の予防対策を広く周知するよう努めてまいります。

5点目についてですが、暑さ指数、熱中症リスクカレンダーは環境省から発信されておりますが、暑さが増す夏の期間、活動を計画する際に活用するとともに、個人向けの暑さ指数メール配信サービス等について、町のホームページ、やはラヂ！、データ放送、ラインなどのSNS等を活用してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、熱中症対策についてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、町内の保育施設では、環境省の熱中症環境保健マニュアルや厚生労働省からの通知等を参考に、適度な水分補給の実施、定時の体調確認、冷房を使用した室温管理を行うなど対策を講じております。

また、小中学校におきましては、普通教室、特別教室等に空調機器が設置済みであり、適切な温度管理ができる環境が整っております。あわせて、教育委員会においては、水分や塩分の補給など、熱中症対策に係る国や県の通知を周知するなどの支援を実施しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 今日の質問を提出してほっとしていると、6月分の行政からのパンフレットの中に熱中症対策の分かりやすいパンフレットが入っていました。町長さんのお言

葉を借りるようですが、私と健康長寿課はぴったりです。

①と③についてお尋ねします。熱中症とコロナウイルス感染症の初期症状での分かりやすいというか、大きな違いは、大量の汗とか、筋肉のこむら返しが熱中症の判断基準になると思いますが、とっさの対応はなかなかできないと思います、私も一度経験がありましたので。

国の消防庁での統計で、熱中症の患者は、高齢者が圧倒的に多いと出ています。高齢者はまず最初、この辺の言葉で言うと、「どうしたの」と言うと、「あんべ悪い」と発します。風邪のときも同様です。発見からの対応ですが、障がいのある方についても同時に近くにいる方たちの適切な対応が大切になります。さらなる啓蒙と周知をし、暑さの中で働く人たちなども含めて有効な対応方法などありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 夏の暑さに向けて、本当に熱中症の対応については、やっぱり何回も何回も私どもが情報を発信して、分かりやすい絵とか、伝わるような、いざとなったとき、ああ、こうだつけど、ちょっと思い浮かべるような、そういうふうなチラシなりを周知していく必要があるかなと思っております。

先ほど谷上議員からお話がありましたチラシ、今回全戸配布させていただきました。全戸配布したチラシの裏面のほうには、熱中症が疑われる人を見かけたらということで、どういうふうな対応をしたらいいかということを経験して記載しております。そういう部分を今回全世帯に配布させていただきましたが、配布したから私どもも終わりではなくて、小まめに何度も何度もお伝えしながら、いざというときにその対応ができるようなことを進めていく必要があるかなと思っております。

チェックしなければならない項目で、自力で水が飲めないとか、応答がおかしい、そういうときは、もうためらわず救急車を呼びましょうねというようなコメントも書いております。万が一のときの対応として参考にさせていただければということで、地道な周知活動を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 令和4年度の総務省消防庁の統計によると、熱中症の発症場所は室内が圧倒的に多く、およそ40%を占めています。また、先ほども言いましたけれども、発生年代は高齢者が多いということでございます。

そこで、独り暮らしの高齢者で、大変失礼ですが、生活の苦しい世帯で冷房機のないご家庭に冷房機の補助のお考えはないか。昨年度もお聞きしましたが、再度お聞きいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ご質問いただきましたことに関しましては、町長答弁にもございますとおり、独り暮らしの高齢者のみならず、弱者の方々への対応については、冷房の支援については現在のところは私どものほうでは、それに特化した補助は考えておらないところでございます。

私も今回改めて関東とか関西のほうはどうかということではほかの自治体の状況を見たところ、やはり弱者に対して、高齢者だけではなくて生活にお困りの方へのエアコンの購入補助、助成ということで取り組んでいる自治体があるのも承知しておりますが、現在のところは周知活動を進めながら、助成ということは考えておらないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 令和4年度の総務省消防庁の統計によると、熱中症の発症場所に教育機関も挙げられております。矢巾町は学校や保育施設に冷房機器もあり万全のようですが、子どもたちの下校後の確認、さらにすごく暑いときに、あめなそうですが、塩タブレットの配布などの対応についてはお考えがあるかどうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） ただいまの質問にお答えいたします。

タブレットを配っているかどうかというところにつきましては、確認はしてございません。その配布につきましては、まず学校での活動におきましては適宜暑いようなときが予想される場合につきましては水分摂取、あるいは活動の制限等々で対応しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ございません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で17番、谷上知子議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日、明後日は休日休会、12日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時17分 散会

令和5年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第4号）

令和5年6月12日（月）午前10時00分開議

議事日程（第4号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高橋 恵	議員	2番	高橋 敬太	議員
3番	横澤 駿一	議員	4番	佐々木 暢宏	議員
5番	吉田 喜博	議員	6番	藤原 信悦	議員
7番	齊藤 勝浩	議員	8番	小川 文子	議員
9番	木村 豊	議員	10番	小笠原 佳子	議員
11番	山本 好章	議員	12番	高橋 安子	議員
13番	水本 淳一	議員	14番	村松 信一	議員
15番	昆 秀一	議員	16番	赤丸 秀雄	議員
17番	谷上 知子	議員	18番	廣田 清実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高橋 昌造 君	副 町 長	岩 淵 和 弘 君
政策推進監 兼未来戦略 課長	吉岡 律司 君	総務課長	田村 英典 君
企画財政課長	花立 孝美 君	税務課長 兼会計管理者 兼出納室長	佐々木 智雄 君
町民環境課長	田中館 和昭 君	福祉課長	野中 伸悦 君

健康長寿課長 浅沼圭美君

道路住宅課長 水沼秀之君

農業委員会
事務局長 田口征寛君

教育長 菊池広親君

子ども課長 田村昭弘君

産業観光課長 佐藤健一君

文化スポーツ
課長 高橋保君

上下水道課長 浅沼亨君

教育次長
兼学校教育課長
兼学校給食
共同調理場所長
南幅正勝君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田徹君

主事 渋田稀結君

議会事務局長
補佐 高橋俊英君

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

9番、木村豊議員。

それでは、第1問目の質問を許します。

（9番 木村 豊議員 登壇）

○9番（木村 豊議員） 9番、日本共産党矢巾町議団の木村豊です。

質問に入ります。質問1です。町道西部開拓線における自動車破損事故についてお尋ねします。町道西部開拓線は、道幅が狭い場所や見通しの悪いカーブが存在する。しかも大型車の通行が多く、一部歩道もないため通行の際には注意が必要な道路であり、穴の発生が高い。そこで以下を伺う。

1点目、令和4年12月26日月曜日と27日火曜日には、同じ場所において自動車破損事故が発生している。いずれも道路上の穴の発見が遅れたためのタイヤ破損で済んでいるが、もしハンドル操作を誤り対向車線に出してしまったら大事故になりかねない。町道のパトロール頻度はどれくらいかを問いたい。

2点目、道路破損は冬場に多いと思われるが、現状での対応で手が回らない場合、早期発見には町だけの対応では限界があると思われることから、行政区の協力を仰げないか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 9番、木村豊議員のご質問にお答えする前に、昨日は木村豊議員にも

ご参加いただいたのですが、令和5年度の消防演習、廣田議長さんをはじめ議員各位にもご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、9番、木村豊議員の町道西部開拓線における自動車破損事故についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町道西部開拓線は、冬期間に凍結等が多発する路線であるために、12月から3月までの凍結が予想される日の前後の午前中にパトロールを行っており、おおむね週1回から4日ほどの頻度となっております。

ご指摘のありました破損事故は、昨年12月26日の深夜と27日の早朝に連続して同一箇所が発生したものでありますが、冬期間の日中に解けた氷雪が路面の亀裂等にしみ込み、夜間に凍結して膨張することにより損傷が一挙に進むことから、パトロールによって損傷を予防することはなかなか難しく、前日の路面損傷を修繕する対応が中心となっております。

2点目についてですが、町道の破損等に対する行政区からの協力につきましては、もう既に情報提供体制が構築され、各行政区長の皆様にご協力をいただき、早期発見につなげているところであります。

なお、特にも当該路線は、日中、夜間とも交通量が非常に多いことから、地元からの情報提供は事故拡大防止に効果を発揮しており、今後も継続してご協力をお願いしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 1点と2点をまとめて質問いたします。

旧名称の志和稲荷街道は、県内幹線市町村の中では最長の約30キロ弱、そして信号が少なく、大型車や通勤車両のバイパス的な役割を果たしているため、夏、冬かかわらず交通量が多いのは間違いありません。その町管理部門が特に道幅が狭く、カーブが多い上、一部にしか道路がありません。念のため私は、車のオートメーターで計測してみました。道路の延長は4.3キロ、歩道の延長が1キロでした。なお、この距離は、盛岡市と紫波町の境の標識がないため正確ではありません。このとき実感したのが民家の点在している部分に歩道がないため、歩いていて恐怖を感じてしまいました。もしかしてこの道路は、自動車専用道路ではないかとも思いました。

冬場には除雪された雪もあり、歩くことはまず不可能です。加えて過去2件の死亡事故の記憶もよみがえってまいりました。昨年2月の事故においては、12月から3月の凍結が予想

される日、午前中のパトロールということであれば、時間的に納得できます。ですが、この地区は南昌山の麓でもあり、標高が中心部より100メートルほど高く、気温が低い上に積雪量も多く、矢巾町の天気情報は通用しません。

パトロール週1日から4日のほか、行政区の情報もありで事故が起こっているのですから、凍結の膨張破損に対応できていないと考えられます。パトロール数を増やすことはできますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまの質問にお答えいたします。

パトロールの頻度をこれ以上に増やすことができないかということでございますが、現状では職員が、いわゆる除雪の対応等もしてございまして、それらの合間を縫ってのパトロールというふうな形になっております。こちらのほうの町長答弁にもありましたとおり、その場で発見した場合には修繕という形で対応できるのですが、どうしても深夜の破損というのが多くなってございまして、そちらのほうに通報等があった場合には対応してございますが、通常時も深夜にパトロールをとというのは、なかなかちょっと難しいところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） この道路自体が滝沢市から紫波町へつながっているため、通勤車両が多い路線でもあり、夏場から、例えば穴ぼこ注意とか、情報提供先の電話番号を記載した看板を設置してみたらいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまの質問にお答えいたします。

道路に注意を喚起する看板ということでございますが、そのとおりかなり交通量も多いところでございますので、今後適切な対応ができるように検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 冬場はもちろんですけれども、人間が道路脇を歩けない状態なので、民家が点在している部分だけでも歩道の設置を検討していただけないでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまの質問にお答えいたします。

歩道の設置につきましては、そのとおり町内いろいろなところでまだ歩道の設置が進んでいないところがございます。私どものほうでも順次計画的に歩道の整備は進めておるのでございますが、何分延長もそれなりのキロ数があるものですから、まだ追いついていないのが現状でございます。

今後とも補助金等を活用しながら、町内の1級、2級町道、特に高速とは言いませんが、通過速度の早い道路のところを重点的に、あとは児童生徒の通学路となっているところを重点的に進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「了解しました」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 次に、2問目の質問を許します。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 質問2です。予約型乗合バスについて。

現在予約型乗合バスは、交通の不便な地域に住む方、買物や通院、運転免許を返納した方のために必要であります。利便性を向上させるために以下を伺う。

1点目、矢巾町の利用料金は、大人500円の設定になっている。矢巾町の面積が67.32平方キロメートル、紫波町が238.98平方キロメートルと、約3倍もの面積差があります。そのため割高感を感じざるを得ない。複数乗車時のときは、例えば300円にするなどの軽減措置を検討できないか。

2点目、北部、南部に住む方は、病院や買物など、矢巾町を飛び越えて行動しています。現在盛岡市飯岡地区では、デマンド型乗合タクシーの実証実験も行われています。公共交通に関しては、近隣と連携して検討を進めると耳にしましたが、今後の盛岡市や紫波町などの隣接市町と連携する見通しについて伺いたい。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 予約型乗合バスについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和3年度に実施いたしました公共交通に関するアンケート調査において、予約型乗合バス、いわゆるデマンド交通を「知っている」と答えた方のうち67.4%の方と、「利用したことがある」と答えた方のうち81.8%の方から、「運賃はちょうどいい」

との回答をいただいております。

交通事業者は、新型コロナウイルス感染症禍による利用者の減少、運転手の成り手不足、さらに追い打ちをかけるように燃料の高騰などが重なり、非常に苦しい経営状況に陥っております。今後も運賃改定が想定される中で、予約型乗合バス、いわゆるデマンド交通事業を維持していくために、本町といたしましても負担金の増額に対応しながら、現状の運賃体系を継続できるように努めてまいります。

2点目についてですが、本年度、盛岡都市圏地域公共交通会議を設立いたし、広域の計画策定を目指し、現在盛岡市、滝沢市と協議を進めているところであります。市町をまたいでデマンド交通の運行を求める需要は高まっていることから、この3つの市と町において広域の計画に位置づけられるように引き続き協議をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 1点について質問します。

コロナによる外出制限の影響もあって、予約型乗合バスを知っている人が少ないと感じています。利便性を追求しても、利用していただけなかったら意味がありません。ぜひ町民に対して再アピールをお願いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

来月、再来月に私どもコミュニティのほうにそれぞれお邪魔しまして、御用聞きといたしますか、要望を伺う機会を持とうというふうに考えてございます。そういった中で、改めて議員おっしゃるように周知のほうを進めてまいりたいというふうに考えてございます。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 利用したことがある方の81.8%の方が運賃はちょうどいいと回答していますが、紫波町で運行しているしわまる号は、自宅から目的地まで送迎、つまり停留所がありません。フルデマンド方式で24時間予約が可能です。しかも、1人1乗車につき500円、乗り合い、または複数名のときは300円で運行しています。矢巾町も同じく500円ではありま

すが、町の負担の問題もあるのですが、これから利用する方が気楽に使えるように1人1乗車につき400円、そして乗り合いや複数名乗車時の料金を300円に軽減できないでしょうか。例えば現在の料金では、夫婦で利用した際1,000円になってしまいます。これは、やはり高いと感じています。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

今紫波町さんの例を挙げていただいたわけなのですが、中学生以上500円、これは紫波町さんも同様でございます。ただ、紫波町さんは確かに相乗り時には若干安くなる。ただ、私どもでは健常者ではなくて障がい者の方、あとは要介護、要支援の認定の方、免許証を返納した方、こちらの方に関しまして500円のところが400円になるというふうな施策で運営させていただいております。こういったところで、それぞれの町の考え方なり、施策の方向というのはどうしてもあります。

あとは、その料金に関しましては、公共交通会議、それぞれである会議で住民代表の方々にも出席していただきまして、料金のほうを決定させていただいておりますので、変更に関しましては、ちょっとこれからまた少しずつ、できるか、できないかを含めて協議のほうを進めさせていただきたいと思っております。

ただ、町長答弁にもありましたとおり、現状大変燃料費も高騰している中で、私どもも何とかこの制度を現行料金のままでできるだけ維持させていただきたいというふうにも考えてございましたので、そういったところを含めましてご了承いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 2点について質問いたします。

盛岡市、滝沢市と盛岡都市圏地域公共交通会議を設立して協議を進めているとのことですが、紫波町から医大へ、または矢巾町を通過して日赤や友愛病院に移動する方もいると思います。この公共交通会議は、紫波町は含まれていますか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

今回の連携の公共交通会議につきましては、盛岡市さん、滝沢市さん、矢巾町、本町と3者のほうで進めさせていただいております。紫波町さんにつきましては、私どものほうからお

誘い申し上げました。ただ、ちょっと政策の違いで合意を得られなかったということで、今回は3者、盛岡市、滝沢市、矢巾町というところで進めさせていただきたいと思っておりますし、まずはこの部分を連携した上で、改めて紫波町さんもお誘い申し上げようというふうを考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 確かに各市町村と料金や運用方法が一致しないと連携は難しいと思われませんが、そこを何とか乗り越えて、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

申し訳ございません、繰り返しになりますが、盛岡市、滝沢市と本町で進める分をまず成功させていただくと。その上で、いずれ紫波町さんにもお声のほうは引き続きかけさせていただきますというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で9番、木村豊議員の質問を終わります。

次に、8番、小川文子議員の質問を行います。

8番、小川文子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（8番 小川文子議員 登壇）

○8番（小川文子議員） 議席番号8番、日本共産党の小川文子でございます。

それでは、1問目の質問に移らせていただきます。1問目は、高区配水塔の廃止、そして新設計画と水道料金の引下げについて町長にお伺いをいたします。

令和4年3月会議におきまして、私はこの問題を質問いたしました。西部地区の高区配水塔の廃止と西部浄水場への新設計画が示されたところでございました。高区配水塔は、矢巾温泉の上部にございますけれども、鉄筋コンクリート製で耐用年数は50年であり、その時点でまだ6年残っている状況でありました。おおよその経費は、施設解体に4億円、新たな建設に6億円、合計10億円であり、国庫補助が受けられないということで全額町負担の事業であるということが説明をされました。理由としては、同地域が土砂災害警戒区域にあること

から、事前防災の考えであるということが示されていました。

その一般質問の中で、私は平成25年の大雨被害を受けて、高区配水塔の上部に県が2基、林野庁が1基、合計3基の治山ダムが建設されていることから、この事業の緊急性があるかについて質問をいたしました。答弁では、令和4年度県が実施する土砂災害基礎調査の見直し結果を踏まえて、今後の整備スケジュール及び整備内容について柔軟に対応していく。あわせて、事業費の負担が短期間に集中することを回避するために、現在予定している事業の一部を後年に先送りするなど、事業費の平準化に努めるというものでありました。

その後、私は今年3月会議でも質問いたしましたけれども、その3月会議の水道会計の予算書に西部浄水場に配水池、配水ポンプ場を整備して、ポンプ圧送によって配水をする計画が示されまして、基本設計及び詳細設計が実施される予定となっております。また、新たな施設建設を先に進め、配水塔の解体を5年後としたために、その際に国庫補助が受けられる可能性があることが示唆されました。そのことから、以下お伺いをいたします。

1番、配水池建設に当たり、給水量と貯水量の関係から、現状では国庫補助の対象とはならないことが示されましたが、現在進められている500世帯規模の宅地開発により給水量が増加した場合は、国庫補助の対象となるのではないかについて質問いたします。

2番目、配水池や配水ポンプ整備に係る基本設計、詳細設計の経費を伺います。また、ポンプ圧送に係る電力の経費はどの程度なのか、お伺いをいたします。

3番目、当事業への国庫補助の可能性があること及び本町の水道会計が黒字であり、過去5年間でも県下1位の高収益率であることから、物価対策として水道料金の引下げができないかについてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 8番、小川文子議員の高区配水塔の廃止、新設計画と水道料金の引下げについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、国庫補助を受けるための要件は、事業認可の計画1日給水量の10時間分を超え、12時間までの容量の配水池を整備する事業とされており、県認可の計画1日給水量が1万3,000立方メートルであることから、12時間容量を下回り、その不足を補う事業に限り補助対象となります。現状におきましては、既定の容量を上回っておりますことから、国庫補助の要件には該当しないところであります。

また、現在進められております宅地開発により、1日の給水量の増加は約500立方メートルであり、現認可の計画値を下回るため、変更の必要はないところであります。

なお、廃止施設の解体費用につきましては、国庫補助の対象となるように、本年度、日本水道協会岩手県支部を通じて国に対して要望を行っており、今後も引き続き要望を行ってまいります。

2点目についてですが、配水池や配水ポンプ整備に係る基本設計、詳細設計の経費は、入札前のため具体的な金額についてのお答えは控えさせていただきますが、他業務の費用も含めて4,875万2,000円の予算を設計業務の委託料として計上しております。

また、配水ポンプ整備後のポンプ圧送に係る電力経費ですが、令和3年度の試算では、年間約510万円程度になるものと見込んでおるところであります。

3点目についてですが、当上下水道事業につきましては、高収益率となっているとは言われておりますが、将来の人口減少などにより減収は避けて通れない状況であり、今後の事業運営において安心できる状況にないところであります。

なお、水道の安定的供給のため、老朽化を迎える浄水施設及び管路の計画的な更新は必要不可欠であり、断減水などのリスクを回避し、安全、安心な水を供給するため、配水塔の解体事業に国庫補助の可能性があり、また高収益率であったといたしましても、料金の値下げを実施することは困難な状況にあります。料金を値下げしたことにより次世代へ課題を先送りすることのないように、物価高騰の現在の状況におきましても、さらに経営努力を怠らないことで、町民の皆さんの生活に寄与していきたいと考えておるところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 今回の計画は、耐用年数が今年度でもまだ5年残っておりますし、厚生労働省が示したアセットマネジメントでも実際鉄筋コンクリートの耐用年数は50年でございますが、実利用数では大体70年ぐらいになっていて、水道の更新基準として地方公営企業法の耐用年数があるけれども、これは会計上の減価償却期間を表したものであり、実際には使用可能な年数としての基準ではないと。法定耐用年数で更新を実施している自治体は少ない。そこで、施設を法定耐用年数よりも長期間使用することを前提として、これを踏まえた実使用年数を設定し、更新を行うものとして費用を算定するということでありまして、大体65年から75年ということで、70年平均ぐらいで使用されているという現状があると思

ます。

そういう中で、本町がまだ45年ですから、5年残っているのを、さらに耐用年数に達していないものを今新たな施設を造るという一番の理由が、やはり土砂災害区域に入っているということと、昨年度では県の評価で急斜面といいますか、急傾斜地に入っているという、この2つの理由がございましたけれども、3月議会でも私もまずご紹介いたしましたけれども、林野庁が造りました県の治山ダムについて、盛岡森林管理署に問い合わせたところ、まず森林管理署部分の治山ダムは5,000万円の予算で造られて、そしてよほど大きな損壊がない限り治山ダムとしての機能を果たすために、治山ダムには耐用年数がないということが示されました。

いわゆる町が言っている国土強靱、事前防災の役割を十分果たせるという考えを示されましたので、県の評価をいただいているということではありますが、実際林野庁に、あるいは盛岡森林管理署に行って、この治山ダムを造ったことが土砂災害のリスクをどの程度止めることができるのか。町長は、熱海のような土砂災害被害が起きないために事前にやるのだという説明でございましたけれども、何事も想定外のことが起きますから、100%起きないとは言えないとは思いますが、3基の治山ダムによるリスク評価について林野庁との交渉はしたのかどうか、お伺いをしたことがあるのかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問内容、リスク評価をしたのかについて回答いたします。

まず、県のほうで昨年度基礎調査の見直しをしました。その結果については、今年6月6日に県の広域振興局のほうから内容について説明を受けました。沢地形そのものについては、変わってはいないということで、結果としては、イエローゾーンそのものについては、再設定はしないというのが今の県の判断になります。

再設定しないということは、現状のイエローゾーンのエリアについては、変更はないという話です。もし仮にレッドゾーンがある場合については、議員おっしゃるとおり、治山施設によってある程度土砂がストップされますので、エリアが減少する可能性はあるかもしれないが、当地域においてはレッドゾーンではなくイエローゾーン、土砂災害の危険性がある地域だということですので、その治山施設における影響というものについては、こっちのほうで影響はしないと。例えば町のほうで林野庁なり県のほうに交渉して、イエローゾーンなり、レッドゾーンなりのエリアを何かの都合で縮小してくれと、こういう施設をやるから縮小し

てくれというのは、土砂災害防止法上、それはやってはいけないことかなと考えます。あくまでも現状を評価して地形がどうなのか、治山施設を設置した場合どうなるのか、それを検証した基礎調査の見直しについては、繰り返しになって申し訳ありませんが、イエローゾーンのエリアには変更なしというのが県の基礎調査の見直しに係る再評価でした。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） そこでレッドゾーンであれば、いわゆる緊急性があるので、すぐにも新たな施設を造って対応しなければならないわけですが、イエローゾーンであれば少し時間があるのではないかと思います。そこで、今年は基本設計を5,000万円弱でもうやられるわけですが、3月の答弁でもありましたように柔軟な対応というものが求められると思います。

私が申し上げますのは、特にまた今物価高ですごく資材費が値上がりしているのです、例えば6億円で造るものが6億円では絶対収まらない。そして、高区配水塔の分の給水範囲が、いわゆる稲荷街道、西部開拓線から上の地域の約300戸でございますので、今後人口減少が特にも起きる地域でもございますので、配水池の大きさをどの程度にするのかについても、今すぐに決められないのではないかと、あまり大きなものを造っても将来に負担になってしまう、そういうこともあるかと思われまます。

そして、今やっけてしましますと、特に電気が令和3年度で510万円でありますから、現在であればもう既に700万円ぐらい超えることになると思います。今後電気料金がさらに上がるにつれて、動力負担が生じてしまします。現在であれば、一応高区配水塔に上げる分については動力を要しますが、それから各民家に配水される分については自然流下ですので、動力の発生がなくて、大変SDGsにかなった施設になっているわけでございます。このように優れた特徴を持っている本施設でございますし、鉄筋コンクリートでもございます性格上、急いで廃止、解体をする、解体は5年後ですけれども、新たな建設についても少し時間をかけて今後の人口動態、それから物価高を見て、もう少し柔軟に対応する考えがないかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、小川文子議員のおっしゃるとおり、誰しも電気料も水道料も、本当に低額で私らも供給できればいいし、またお使いになる方もそ

ういうことであれば理想なのです。そこで、まず1つは、隣で矢巾町と紫波町の境に、前にもお答えさせていただいておりますが、四分の一川という川があるのです。これは、あそこもダムを造って、1回の大雨でもう治山ダムが塞がってしまっているのです。私も当時県議会議員で、このダムを造る当時、紫波町の県議会議員をやられた藤原泰次郎さんが運動して、一番最初に治山ダムを造っているのです。その次に私も運動させていただいて、それはもう未来永劫使われるのではないかなど。ところが、それが一瞬の雨で。そこで、私らやっぱり防災も、もしものことがあったとき、いつも言うのですが、熱海の土石流、今それで線状降水帯というのがもうあちこちで発生しておるわけです。だから、治山ダムを造ったから安心だとか、それからこの間の平成25年8月の大雨洪水、あのときも私らが一番心配したのは、あの配水塔が崩壊しておらないかどうかと、それがまずよかったのですが、ご存じのとおり保養センターが大雨洪水で甚大な被害を受けたわけです。

だから、治山ダムがあるから絶対だということではないのです。それは、これまでの事例を見てきても。だから、今私どもは、これが今度国土交通省に所管替えになるようなのですが、いずれにしても国にお願いして、そしてできるのであれば解体撤去させていただくと。

それから、あともう一つは、西部地域の開発も、プロロジスパーク、今回できれば議員さん方にも見ていただきたいということで、あるいはもう議長さんを通してお話が行っているかもしれませんが、いずれそういう西部地域の開発も始まるわけです。私の先ほどの答弁では、現状では問題はないのですけれども、いずれこれからの企業誘致とか考えた場合に、やはりこれから配水池もそれなりにしっかり柔軟な対応ができるような整備をしていかなければならない。だから、第一には防災対策、何かあったときに、まず責任を問われるのは町なのです。このことをしっかり踏まえて、いろんな対応をしていかなければならない。

それから2つ目には、ご家庭にも企業にも安全、安心、そして何よりも安定した給水ができるかどうかなのです。だから、そういうことを、高区配水塔の今回のこのことだけではなく総合的に判断しながら、町民の皆さんなり企業の皆さんに心配しなくても水がしっかり供給できる体制整備をしていきたいと。だから、場当たりの今の現状だけを考えれば、小川文子議員さんのおっしゃるとおりです。ただ、これからの企業誘致とか、それからまた矢巾町に来たいという方がいらっしゃれば、そういうのにしっかり対応できる計画性を持って対応しなければならないというところだけは何とでもご理解をいただきたいなということでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○ 8 番（小川文子議員） 四分の一川のダムについても町長から説明がありましたけれども、あそこは砂防ダムでございまして、私も視察をしております。こちらの治山ダムに比べると、規模は大変小さいものでございまして、しかも 1 か所ですので、今回の矢巾の場合は、左右の山の斜面に 1 個ずつ、正面に 1 個の 3 か所でございますから、規模も違うし、数も全然違うということがあって、砂防ダムの場合は、埋まってそこで目的を果たすわけですが、治山ダムの場合は、まずそれ以上の役目があるわけで、山を守るという役目がありますし、それだけの高度なものが林野庁からされているということでございますので、同じようなりスク評価はできないと考えると思います。いずれにせよ慎重に時間をかけておやりになったほうが町民の負担が少ないと、そのように考えるものであります。

次の質問に行きますけれども、本町の水道は平成 29 年に値上げをしました。その後も、いわゆる経常収支比率といえますか、収益率は県下でトップでございます。ほかの町村に比べても、料金が大変高いのでございます。よそから、盛岡市辺りから移住してきた方々が、やはり矢巾町は水道料金が高いとおっしゃいます。令和 2 年度でございますけれども、家庭用の水道料金、1 か月に 20 立方メートル使った場合に 4,367 円でございます。盛岡市は 3,550 円、八幡平市 3,476 円、滝沢市 3,755 円、雫石町 3,289 円、紫波町 4,345 円ということで、非常にトップレベルに高い水道料金になっております。

経常収支比率、これは 100 を超えると、まず良好な経営、100 を下回ると赤字ということになりますけれども、同様の市町村の県平均は大体 110 ぐらいのところですが、本町は令和 2 年度 158.9、盛岡市 127、八幡平市 109、滝沢市 116、雫石町 104、紫波町 107 ということで、断トツに高いのでございます。私もちょっとこの 5 年間で調べましたけれども、6 年前は 2 位でした。そして、7 年前は 1 位でした。というふうに、ほとんど 1 位のところに位置しているのが矢巾町でございまして、この平均をはるかに上回っているという状況で、去年は 140 ぐらいでしたけれども、158 とか、そういう数字がずっとつながっているぐらいの高収益である状況にございます。

そういうことからいたしまして、高区配水塔は別にいたしましても、私は値下げは十分に可能と思います。というのは、10% 水道料金を値下げするための費用というのは、私どもの試算では約 7,400 万円で済みます。そして、それぐらいの余裕がまず令和 2 年でも令和 3 年でも収支決算の中で純利益が出ておまして、経常利益、当年度純利益が令和 2 年度では約 3 億 900 万円、そして令和 3 年度では 2 億 4,000 万円出ておりますので、まず 7,000 万円ぐら

い程度のお金を使って物価対策をやることは十分可能だと思います。

ずっとこれが続けるというのではなく、今大変物価対策で困っている、そういう中でやったら大変町民に喜ばれるのではないかということでもあります。公共料金が非常に値上げをしています。水道は、町民も学校も、そして高齢者施設、福祉施設、そして事業所、農業、あらゆるものに水道は使いますので、最低でも今年度値上げを、今始まってしまいましたけれども、短期的でも値下げをすることが非常に物価高対策になると考えます。これは町長の英断にかかると思いますが、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、町の財政運営はご存じのとおり一般会計から特別会計、企業会計、それぞれあるわけですが、いずれ小川文子議員の今の質問も、本当は私はトップの責任としてなければ、みんなもう文子議員のおっしゃるとおりにやりたいのです。ただ、できないのはなぜかという、今よければということではないのです。答弁の中にも、次世代のこともしっかり考えていかなければならない。特に水道事業については、これまでもワークショップでいろんな話し合いもさせていただいているわけです。だから、できるのであれば、私はこういうことを議会の場でもそうなのですが、そういう機会をせっかく設けておりますので、そういうワークショップの中でも。だから、今盛岡広域全体でも水道の関係も、もう広域化を考えるべきではないかというような議論が出ているのですが、ただ広域でやることとできることがあるわけです。だから、私どもはまず今のところ、これから一番心配なのは、人材の養成、技術者も含めて、それがこれから大変になってくると思うのですが、いずれ何か一旦災害とか、または何か非常時の対応、広域であればなかなか対応があれなのですけれども、今私ども直営でやっていることによって、町民の皆さん方の利便性も考えながら、いろんな取組をしておるわけでございます。だから、今の物価の高騰のときだけとか、そういうことではなく、やはり将来予測をしっかりと見極めながら料金は設定していかなければならない。そのところは小川文子議員も一番分かっているらっしゃるわけでございますので、いずれ何回も言うように、水道は安全、安心、安定供給、これがまず一番の根っこの部分、それに係る経費を利用される方々にご負担をいただくということで、そのところをひとつ。

それで、今矢巾町でも一般会計の財政運営もなかなか厳しいわけでございますので、だからそういう企業会計に町として料金の値下げをできるような状況でないということは、もうお分かりの上だと思いますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げるとともに、できる限り企業

会計は企業会計の中で安定した経営ができるように、これからもしっかりと取り組んでまいりたいなど。

今何よりも一番問題なのは、物価高騰もそうなのですが、施設設備の老朽化対策にも力を入れていかなければならないわけで、その投資のお金もこれからかかるわけです。だから、そのこのところをひとつご理解をいただきたいと思います。

あとは、詳細については、担当課長のほうから答弁させますので。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 町長の後で私が言うのは大変議員さんに申し訳ないのですが、私のほうからもちょっとお話をさせていただければと思います。

確かに矢巾町での料金回収率、経費回収率、これについては100円を超えております。100円を超えているということは、いわゆる原価割れをしていない、我々の言葉で言うと適正な料金を皆様からいただいているという考えになっております。では、これがどのぐらいが適正なのかというと、料金回収率100%であるのであれば、収支は本当に同じ。すると、次の更新とかができないという話になります。確かに次の施設更新をするときに、起債等借金をしてやれば、起債を借りてやることはできます。起債を借りるということは、新たに利息を払わなければいけないということが生じます。私たちは、今は内部留保資金なりを活用して、起債を借りないで事業を行っております。ということは、将来に発生する利息も抑えられるという、こういう利点もあります。ほかの自治体においても、なるべく起債は借りないでというのを一つの考えとして行っているというのも、それも事実です。確かに今の物価高、燃料費が高い、電気代が高い、これは私でも実感しております。それを下げるとということは町民の方にすごく有利だということも、確かにそれは分かります。

ただ、この水道施設というのは、我々の世代だけで使い切るわけにはいかないです。我々も、我々の先輩の方々が造って維持管理したものを引き継いでいる。当然私たちも引き継がれたもの、維持管理、更新をして、次の世代に引き渡さなければいけない。それをしなければいけない。SDGsで言うならば、11番の住み続けられるまちづくり。水道も出ないというような町は、発展はなかなか厳しい。やはりそういうのもちゃんと将来でもできますよと、そういう施設を整備して次の世代に渡すことによって、将来的に矢巾町は発展できるものだと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員）　そういうことから私も最後に申し上げたいのは、昭和53年に高区配水塔を建設したわけですけれども、当時としては大変な負担であったと思われまゝ。そして、平成25年の土砂災害でも土砂には埋まりましたけれども、被害はなかった。そして、その下の矢巾温泉のほうが壊滅的な被害を受けまして、その現状は先ほどお話しされたとおりであります。大変な税金を使ってその当時も造ったということでもありますから、やはりそれを大切に修繕、保全しながら使っていくというのは、これは後世への私たちの義務ではないかと思えます。少なくとも耐用年数が切れる50年間はまず使っていく、それがいわゆる税金、大金をかけた先人への責務ではないかと思えます。

イエローゾーンであっても、それはあり得るのではないかと。レッドゾーンでない限り、イエローゾーンであれば、私はその責務はあるのかと思われまゝ。その点についてだけ質問をさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　平成25年8月の大雨洪水で、あそここのところには、固有名詞あれなのですが、幣懸とかの食堂、つりがねの郷の老人ホームもあるのです。さっきも言ったように、まず行って、一番最初私も現場に入ったのですが、今のつりがねの郷のところと、食堂をやっている幣懸の滝の、幣懸がどうなっているかと。イの一番に私は命を守らなければならないということ。だから、小川文子議員、何回も言うのですが、もし熱海の土石流みたいなものが起きて人災が起きたら、誰が責任を負いますか。今ここで、まだ私どもにすればじくじたるものがあるのです。なぜかという、本当は早く撤去して、皆さんに安心感を与えておあげしたいと。でも、財政との両にらみもあるから、そここのところはご理解していただきたいと。

何回も言うように、あのとき保養センターが濁流で流されて大変だったわけです。あのとき、お聞きしているかもしれませんが、もう逃げろ、逃げろで、大変な状況下にあるのも。そして、私あそこを確認して南昌病院に行ったのです、南昌病院は大丈夫かと。だから、私も防災を預かる者の一人として、やっぱり命です。命を守ることが最優先です。そのことだけは分かっていたきたい。

これが小川文子議員のおっしゃるとおり、あと20年、70年も使えるのではないかと。もし何かあったときに、責任を取れますか。今でも私はそういうことを考えながら、本当に財政の厳しい中で、町民の皆さんに安心して安全で暮らせるまちづくりというのを一番の最重要

課題にしておるわけですので、そのところだけのご理解していただきたいと。

だから、私たちの仕事は、命を守ることが最優先課題なわけです。そのところだけのご理解していただきたいなど。今あるのは、幣懸とかつりがねの郷、あそこに行ったことありますか。つりがねの郷にも、あれなのです。私も保養センターに行ったときは、作山さんという人が管理者でおりますが、この人たちが何かあったとき逃げられるのかと、いつもそう思っておるのです。だから、あそこのことも含めて総合的に勘案しながら今回お願いしているので、そこだけはひとつご理解していただきたいということでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 終わりにしようかと思ったのですけれども、私は平成25年の大雨災害のときに議員をしております、今残っている議員は私1人でございます。そのときに私どもは議会で特別委員会をつくりまして、全部調査をいたしました。議会として、議員として。そのときに、大変な被害であって、やまゆりハウスは壊滅的な被害を受けました。さて、どこに造るかという議論になりまして、私は命が大切だから、やまゆりハウスは現状に造るべきではない、場所を変えるべきだと主張いたしました。しかし、当時の町当局は、治山ダムが3つできるので安全だ、もう担保される、再びここに再建しますという決断をされたことだけは記憶にとどめていただきたいと思います。

この質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。答えはちょっと、堂々巡りになってしまうので。

○8番（小川文子議員） もう答えられないと思います、当時の人がいらっしやらないので。

では、1問目はこれで終わります。

○議長（廣田清実議員） 次、2問目に入るわけなのですけれども、1時間経過しておりますので、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

次に、2問目の質問を許します。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） それでは、2問目に移らせていただきます。2問目は、今後の農業施策と農業者、畜産農家への支援について町長にお伺いをいたします。

物価高の影響を受けて、農業、特にも畜産農家への打撃が大きいものがあります。また、肥料、飼料の高騰から堆肥の活用あるいは有機農業の広がり、そして米粉関連への国の補助など、さらに粗飼料確保のための広域的な連携など、新たな取組も始まっておりますことから、以下お伺いをいたします。

1番、6次産業化の取組状況と、併せて米粉の加工、活用の考えはどうか。

2番、農業施策の推進に向けた産業振興センターの取組状況を伺う。

3番、農業、畜産業に対する町独自の継続した支援策についての考え方を伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 今後の農業施策と農業者、畜産農家への支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、6次産業化事業につきましては、町単独事業であります6次産業化推進事業補助金を活用した事業を推進しており、町産の農産物から付加価値のある加工商品を製造販売する農業者に対し、補助金を交付しております。過去に活用のあった事例といたしましては、真空乾燥機を導入した乾燥カット野菜の製造などがあったところであります。

ご質問のありました米粉の加工、活用につきましては、本年度米粉を使用した商品のレシピ開発事業の申請が1件あったところですが、町内における米粉を専門に取り扱っている集出荷業者が現段階では数少ないことから、加工等の取組が進んでいない要因となっております。

今後につきましては、町産米粉の6次産業化も視野に入れつつ、米粉加工に関する情報収集を行い、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

2点目についてですが、（仮称）産業振興センターは、町民がやりがいを持って主体的に活動することで地域内の経済循環を促し、そして地域内の再投資力を高め成長につなげることを設置目的とし、農業、商業、工業、観光といった本町の活用できる地域資源を総動員して、オール矢巾町で取り組む仕組みづくりを進めているところであります。

具体的には、有識者からアドバイスをいただきながら、出口戦略の確立と本町の環境に適した高収益作物による産業振興を足がかりとして進めてまいります。設置時期や規模については、早期にお示しできるように努めてまいります。

3点目についてですが、畜産農家に対する町独自の支援策といたしましては、昨年実施をいたしました矢巾町畜産農家緊急支援給付金事業の給付金額等を一部見直しをし、実施する予定としております。内容につきましては、牛、豚、鶏を飼養している畜産農家に対し、飼養頭数に応じて給付金を支給し、飼料等価格高騰の影響を大きく受けている畜産農家を支援するものであります。

なお、農業者に対する支援策につきましては、本年2月に実施したところであり、今後の農業を取り巻く情勢を見極めた上で、関係機関と連携しながら対応をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小川文字議員。

○8番（小川文字議員） まずは、6次産業化から参りますけれども、魅力ある農業ということで言えば、6次産業化というのは、非常になると思われれます。私も最近東徳田の方で、いわゆるファーマーズマーケットといいますか、自分でお菓子を作っていたら若いお母さんというか農家の方が、とてもおいしいチョコレートケーキを作っておりまして、いろんなものを皆さんがお作りになっているのだなということに改めて知る機会になりました。

こういう方たちの発想といいますか、それがまた次の町の産業にもつながっていくのではないかなと思ひまして、6次産業化を規模の大小にかかわらず支援していくシステム、そして先ほどの米粉のレシピについて支援を決めたということでございますけれども、さらにこれを周知して、多くの方に知っていただくということがまず大事ではないかと思ひます。

もう一つは、6次産業化だけにこだわらず、普通の方、農業者以外の方でも、工夫しているものを作っている方がいるので、6次産業化ではないのですけれども、町産農産物を使ったレシピ開発みたいなものに普通の方も対象としてはどうかと思うのですけれども、そのことについて伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話がありました6次産業化につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、こういった補助金を活用した事業があるということを広く皆さんに知ってもらうことは、議員仰せのとおり非常に大事な事かなというふうに思っております。

ございます。

農業以外の方のレシピ等につきましては、直近ではズッキーニのレシピコンテストを行ったりとか、そういったコンテストを通じて一般の方にも参加できる機会というものを設けることも大事なかなというふうには思っておりますので、今後も引き続きそういった内容のものを検討し、進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文字議員。

○8番（小川文字議員） 特にも今米粉が注目をされておりました、ウクライナへの侵攻によって国際的にも小麦価格が高騰して品薄になっているということで、小麦に代わる米粉の活用というのを国でも強めているところでありまして、今年度はちょっと間に合わなかったわけでございますけれども、米粉に、いわゆるパンとか麺に向けた米の種類が幾つかあるということで紹介されました。ミズホチカラ、笑みたわわ、それから亜細亜のかおりとか、いろいろあるみたいで、それらの米はパンにしたときに膨らみがいいと、そういうふうな新たな開発が進んでいるようでございまして、国がこれに対して補助率2分の1でやるということで示されていますけれども、ただ米粉を使ったときに供給できる体制があるかどうかということも一つの条件になるみたいですし、それからその種を使って米を育てたときに、いわゆる省力化になっているかどうかとか条件があるようです。直播でまくとか、それから土壌改良をして肥料設計をして、肥料を少なく済ませるとか、3つほどの条件があるようなのですけれども、本町の場合は学校給食でパンを特別に作って、盛岡のパン屋さんに作ってもらっているわけで、供給できる場所があることから、これに取り組んではどうかと思います、そういうふうなことをお考えになっているかどうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 議員おっしゃるとおり、米粉につきましては、一部使っているというふうに記憶の中にはあるのですが、確認をきちとした上で答弁させていただきます、いずれそれは検討事項には、間違いなく上がっているというふうに思います。

以上をもって答弁いたします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ただいま米粉の供給体制のお話が出ましたので、私のほうからも答弁をさせていただきます。

加工用米がほぼ米粉のほうに使われるわけでございますけれども、昨年、令和4年産米に

つきましては36ヘクタールの加工用米の水田に関わる面積でございましたけれども、令和5年産米につきましては若干増えまして47ヘクタール、36ヘクタールから比べると11ヘクタールほど増加してございます。

先ほど小川議員からもお話があったとおり、やはりウクライナの関連で小麦が入ってこないということから、そういった小麦の代用品として米粉が利用されつつあるのかなということで、供給のほうもそれに対応した形を今現在取られているということを皆様のほうにもお知らせしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） そこで、米粉を扱う町内の業者が少ないということでございますけれども、10年ほど前だったと思いますけれども、西和賀で米粉を非常に超微粒子にできる施設を造ったということで報道されておりました。当時で1,500万円ぐらいのお金をかけていて、いろんなものに活用できているものと思われまます。これだけのお金をかけるとなると、やはり個人とか団体ではなかなか難しいものがありますが、今回の国の施策でいきますと半分補助がありますので、米粉のいわゆる加工施設といいますか、そういうものを今後考えていっていただけたらいいのではないかなと思います。

特にも産業振興センターの中に、そういうふうな施設を併用する考えについてちょっと検討いただけないかなと考えます。これは米粉だけではなく、リンゴジュースとか、ブドウ、ヤマブドウは私も会員で、今サボっていますけれども、ヤマブドウのジュースも葛巻にお願いしているために大変割高な値段になっていて、贈答品としてはいいのですけれども、日常的に使うにはちょっと高いものがありまして、これ町内でジュースにできれば、もっと安く町民に供給できるのではないかなと考えますので、ジュース類の施設とか米粉の施設を併せて産業振興センターの中で検討できないかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、小川文子議員とはどうもずっと擦れ違いがあったのですが、このところは何となく接点が見いだされたのではないかと。ということは、実は米粉というのは、昔は私らはふかし釜で、クルミを入れたり、ごまを入れて、ふかして食べたのです。今うちの職員たち、私がぶち上げたものですから、産業振興センター、これは農協だの商工会だの、いろんなところを巻き込んでやらなければならないと。うそなのです。産業振興センターの核になるのは、まず生産者であって、消費者である、加工

者である。まず基本的には、農家の人たちが昔から自前できりせんしょを作ったり、米粉パンを作ったりやっていたのです。あとは、例えばきりせんしょなんかは、いわゆる黒砂糖。今でも忘れないのですが、当時あめ玉も買えなかったのです。おふくろがぶっ壊れ戸棚の一番奥に、私まだ50銭使った年代ですが、50銭で大きなあめ玉、それを盗んで、しこたま怒られたことを今でも思い出しますが。だから、今産業振興センターを立ち上げたいというのは、その生産者である、加工者である、消費者、その人たちを中心にした産業振興を考えていきたい。だから、まさに小川文子議員が言っているのはそこなのです。

私、誰かのご質問にエシカル消費、これは外国から入ってくるいろんなものを、今食料自給率38%、そうすれば62%はよその国の、例えば低賃金の労働者で、そういうことをやめましょうと。そのためのエシカル消費なのです。各家庭にその輪を広げていけば、最終的に学校給食でも米粉パンはできます。だから、今は原点回帰です。昔やってきたこと、レシピでも何でも、食改協とか何かを巻き込んで、3ちゃん矢次、じいちゃん、ばあちゃん、母ちゃんたちでやっている、ああいうふうなところとか喜助堂とか、いろんなことをやっています。ああいう人たちが核になるような産業振興を考えていかなければならない。それを、上から目線で産業振興をやろうとしているから、これまで何をやってもうまくいかなかったのです。だから、小川文子議員は、今日はいい質問をしていただきました。いずれ、まずそれをやって輪を広げて、もう一度、自分たちの食べるパンは自分たちで作って食べるのだと、そこをやらなければ。

だから、昨日もテレビに出て、ジャングルで、あんなに長く生きていくことができたというのは、もう本当に奇跡だと。ただ、13歳になる女の子が、あのお姉ちゃんがすごかったと思うのです。だから、今私どもは、食料安保とか何かというよりも、自分たちの食べるものをしっかり自分たちで作って食べられるかと言われると、なかなか今の子どもたちはそうではない。それをもう一度食育という立場で見直しをしていきたいということで、今日は本当にいい質問をしていただきまして、ありがとうございました。

終わります。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） では、いい質問ということで、町長も私も道の駅及び物産館について、私は大変推進したほうがいいという立場で、そこは一致しておりますので、物産館があれば、作ったものを矢巾ブランドとして発信していけると。今まで矢巾町には売るのがな

いというようなお話もございましたけれども、物産館を造れば、それがちょっと追い風になるというか、引き金になるといいますか、そういう関係があるかと思しますので、道の駅ないし物産館についてのお考えについて伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今のところ物産館という大きな枠の中で造るという考えは、まだそこまでには至っておりませんが、今年3月に開館いたしました情報発信ステーション、こちらのほうでミニではございますが、町のものを集めて売ってございますので、ぜひ皆さんのほうにご利用いただき、反響が大きくなれば大きくなるほど、やはり大きな建物が必要だということになれば、それが物産館のほうにもつながると思いますので、皆さんPRのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） では、それはいずれ町民の努力も今後実るように、物産館に期待をするところでございます。

農業への支援ということで、今回畜産への支援がまず決まったことは、大変うれしいことでございます。私も8年ほど畜産の獣医をしておりました関係上、今ちょっとヤギを飼っているのです。やはり飼料が大変高い、牧草はこれくらいで2,500円です。ビートパルプは、まず1袋2,200円くらいで、これはアメリカ製です。あとは、モウ・ジャンプといって、牛がジャンプするようなおいしいヘイキューブと乾草が混じったやつですけれども、これも2,200円くらいするのですけれども、ヤギは食欲がありまして、1つでちょっと足りないくらいなのです。だから、ヤギ1頭でさえ月に最低七、八千円かかります。ですので、牛となると、とても量がまず違うなということでございますし、町内の皆さんは粗飼料を自給していらっしゃるから何とかつながっていただけるのだと思いますけれども、それでも粗飼料の自給も全部できているわけではないと思われま。濃厚飼料はもちろん必要ですので、今畜産農家は本当に助成なしには継続ができない状況にあるかと思ひます。

加えて、今非常に伝染病がやはり、人はコロナですけれども、鶏は鳥インフルが今世界的な脅威でありまして、鳥インフルも専門家からは既に変異が始まっているのではないかと。生きたままウイルスをまき散らすといいますか、すぐ死に至らないで、飛行しながらウイルスを出している、そういう状況にあるのではないかと。渡り鳥から鳥インフルは感染しますので、今期は最大で殺処分頭数が1,200万羽でした。これは、日本の人口の1割に当たりま

すから、それだけの数の殺処分が行われたということになります。

また、豚熱も今ちょこちょこ出ておりますし、それから口蹄疫、あまり聞いたことがないと思いますが、宮崎県で十数年前に出て大変な被害を、殺処分されたわけですけれども、今韓国でも口蹄疫が出ているということでございまして、畜産をめぐる状況は、価格高騰、物価高騰と伝染病の影響で大変なものがあると。そういう中で、本町の畜産農家、乳牛、繁殖牛、豚、そして鶏、卵もございまして、本当に貴重な農家だと思っておりますので、この畜産農家に対する支援ができるということは、継続的な支援が今回も示されたことは、大変よいことだと思います。その規模といいますか、どの程度の規模を考えているのかについてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） まず、規模の課題でございましてけれども、昨年並み、もしくは昨年以上のものができれば理想なわけでございますけれども、ちなみに昨年9月に行いました畜産農家への支援の内容につきましては、大体200万円ぐらいの総事業費でございました。その後の今年2月まで実施した部分につきましては、これは畜産農家のみならず、全ての農家さんの経費の部分を補助したわけでございますけれども、そちらは大体3,400万円ほど、町のほうから支援をしてございます。2回目の補助金については全てが畜産農家へということでは、限ったことではございませんけれども、3回目につきましては、先ほど全員協議会の中でも小川議員からご質問があったので、あくまでも予定ということで答弁をさせていただきましたけれども、今年9月にもしできれば、同じような形で畜産農家に対する支援ができればなということで、その際には、今検討している最中では頭数当たり5,000円ということで、肥育牛と乳用牛の農家に対応してまいりたいと思っておりますし、あとは養鶏農家さんとか、養豚農家さんにつきましては、頭数当たりで、またそちらも考えていきたいというふうに考えてございます。

なお、つい先日、6月7日に県の説明会がございまして、県も新たに配合飼料の価格安定緊急対策費補助ということで、これは価格高騰分の補助率、大体3分の1、1トン当たり上限2,000円ということで、新たに県も国のほかに、国の補助事業もあるのですけれども、県も出してきたということで、それに続いて矢巾町も9月頃を予定して、そういった補助を出すということになれば、段階を踏んでちょうどいいのかなということで考えてございまして、今後とも引き続き支援をしてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今の課長の答弁に補足ですが、実はこの間、町の和牛改良協会の総会があって、私も行って来たのですが、今の矢巾町の現状を心配しておったのですが、まず横ばい。少し増えていると、出荷頭数も、それから雌牛も。それで、これまでの売買価格、いわゆる子牛の市場価格の高いところからで、今86.3%ということで、市況がこのまま推移すれば、まず経営的には成り立つということで。今課長は細かく答弁したのですが、まず国と県の支援の状況を見極めながら町では対応していきたいということで、和牛改良協会の人たちも86.3%の市況、これがもっと下回れば厳しい経営になるけれども。それから、そのとき私挨拶でもお話ししたのですが、みどりの食料システムで、耕畜連携が見直しをされてきているわけです、堆肥活用。だから、そういう意味でも、今飼料とか何かが高騰したからというのではなく、息の長い対策をしっかりと、さっきのあれではないけれども、大型牧場とか農場でやるのではなく、各家庭で耕畜連携できるようなサポート、新システムを考えていかなければならないということで、これは市況も見極めながら適切に対応していきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 私も今まではあまり農業問題を質問してこなかったわけですが、というのは、大変詳しい議員さんがたくさんいらっしゃいまして、私が質問するまでもないなという考えでございましたが、自分も畜産の関係に関わっていた時期もありますので、今振り返って、畜産部門について私も今後勉強もしながら発信をしていきたいと思っているところでございます。

私が今思いますのは、農業女子という言葉が今ちょっと流行にもなっているようなところもありますが、女性の力を借りてやっていくという、女性の視点が非常に必要だなということと、それからやはり食料自給率がここまで下がって、しかも世界情勢がこんなに食料の不安な状況になっている今だからこそ、町民全ての方が食料をいただいていることの感謝と農業への理解を深めることにもっとつながっていったほうがいいのではないかなと思って、私なりの質問をしているわけですがけれども、そういう農業祭みたいなものが秋のところにはございますけれども、や市とかいろいろやっています、町民への喚起をいろいろ工夫されて今後も続けていっていただきたいと考えるものであります。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今回農業に関しましては、昆議員、あと村松信一議員、3人

目の小川議員ということで、今まで答弁させていただきましたが、いろいろそういった質問をしていただく中で、広く皆さんに農業に関心を持っていただいているのかなということで、非常にうれしく思っております。

なお、いろんなパターンを通じて農業への理解を進めるために、前にも答弁したとおり、地元学び塾を通しまして小学生の親子からいろいろな経験をして、農業の楽しさなり喜びというものを感じてほしいと思いますし、あと収穫できたもののおいしさというものは、やはり先ほどあった秋まつりで、昔は農業祭りと言ったのですけれども、今は秋まつりとして収穫の喜びをみんなで味わおうというような機会、あとは今まで矢巾町の恵みを味わうタベということで、過去には盛岡市内のホテルを使って矢巾町産の野菜とか、そういったものを使って皆さんでおいしい料理をいただく機会がありましたけれども、今年も何とかそういった機会ができるように、今調整、検討してまいっておりますので、もしそういった機会がございましたならば、議員各位、町民の皆様にも参加していただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） 私からもお答えをさせていただきます。

去年徳丹城の活性化委員会、地元の人たちのほうで軽トラ市のような感じで地元の食材を売ったイベントをやってございます。今年度も引き続きイベントをお願いする予定でして、さらにはできれば、毎月そういったイベントができればいいなというふうに今検討しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で8番、小川文子議員の質問を終わります。

ちょっと早いのですが、区切りがいいので、ここで昼食のための休憩に入ります。再開を13時といたします。

午前 11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、10番、小笠原佳子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(10番 小笠原佳子議員 登壇)

○10番（小笠原佳子議員） 議席番号10番、公明党、小笠原佳子でございます。通告に従いまして質問をいたします。

質問1は、带状疱疹ワクチンの接種費用の助成について町長にお伺いいたします。带状疱疹は、多くの方が子どものときに感染する水ぼうそうのウイルスが、治った後も体内の神経節に潜んでいて、加齢、疲労、ストレスなどで免疫力が低下すると再び活性化して発症するものです。体の左右どちらか一方に、最初はびりびり、ちくちくと刺すような痛みがあり、そして赤い斑点と小さな水膨れが神経に沿って帯状に現れます。発症率は50歳を境に急激に上昇し、70歳以上でピークになり、80歳までに約3人に1人が带状疱疹になると言われております。

この带状疱疹を発症すると、皮膚の症状だけではなく神経にも炎症を起こし、痛みが現れます。皮膚症状が治っても長期にわたり痛みが続くこともあり、これは带状疱疹後神経痛PHNといい、带状疱疹に罹患した患者のうち約2割がこのPHNを発症いたします。このPHNは、焼けるような、締めつけられるような持続性の痛みが長期間続き、生活の質の低下を招き、苦しんでいる方が多くいらっしゃいます。

また、带状疱疹が現れる部位によって、顔面神経麻痺、目の障がい、難聴、耳鳴り、めまいなどの重い後遺症が出ることもあります。2016年には生ワクチン、2018年には不活化ワクチンが開発され、2種類のワクチンが薬事承認されておりますが、任意接種のため費用は全て自己負担となっております。生ワクチンは、接種費用が1回の接種で8,000円と比較的安価ですが、8年ほどで抗体がかなり下がると言われております。不活化ワクチンは、1回につき2万円からと高額で、2回の接種が必要となりますが、8年後でも予防効果は8割持続すると言われております。50歳以上の方はワクチン接種で予防することができるようになりましたが、高額な接種費用が大きなハードルの一つとなって、接種は進んでおりません。

近年ワクチン接種費用に対し、公的補助を実施している自治体も増えてまいりました。ワクチン接種を行うことにより、病気に対しての免疫力が高められ、発症や重症化リスクを抑えることができることから、予防接種の意義は大変大きく、私も多くの町民の皆様から接種費用の助成を求める声を頂戴しております。当町においても、带状疱疹ワクチン接種費用の一部助成を検討していただきたいと考え、以下お伺いいたします。

①、带状疱疹の町内での罹患者数を男女別、年代別にお知らせください。また、带状疱疹

ワクチンの効果をどのように考えているのか、お伺いいたします。

②、本町では接種の推進はされているのか。また、されている場合の周知方法についてお伺いいたします。

③、一関市、平泉町では、今年度から予防接種の助成金制度を取り入れております。当町での助成制度新設の考えについてお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、小笠原佳子議員の带状疱疹ワクチンの接種費用の助成についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、带状疱疹の罹患者数につきましては、感染症法では届出疾患には定められていないことから、本町での罹患者数は把握できないところであります。

带状疱疹ワクチンの効果につきましては、年齢を重ねることでのウイルスに対する免疫力が低下することから、ワクチンを接種することにより低下しました免疫力を高めることができ、带状疱疹の発症率抑制や、発症しても症状を軽減し、带状疱疹後の神経疼痛を軽減する効果を望むことができると考えております。

2点目についてですが、带状疱疹ワクチンは、予防接種法には規定されていない任意予防接種であることから、個別の問合せに対して効果等をご説明している状況ではありますが、積極的な推進は行っていないところであります。

3点目についてですが、町民の皆様の带状疱疹発症の状況やワクチン接種希望者の状況等について、紫波郡医師会等からの専門的知見をお伺いしながら、助成制度の新設について速やかに検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、答弁の1点目に带状疱疹の罹患者数につきましては、感染症法では届出疾患に定められていないことから把握できないとありますが、これは参考なのですけれども、日本の疫学調査にのっとって、その後の一生において発症する罹患者数の推計が取れるそうなのです。矢巾町で65歳以上の方は7,368名いらっしゃいまして、その方々が亡くなられるまでに带状疱疹にかかれるであろうという生涯推計は1,228名という

ことで、大変に多いなということをご参考までにお知らせいたします。

質問としては、答弁いただきました2点目の带状疱疹ワクチンは予防接種法に規定されていないので、個別の問合せをいただいても、効果等を説明するだけで積極的な推進は行っていないというご答弁をいただいておりますが、やはり50歳以上からは、任意の予防接種であるけれども、予防接種ができること、そういうことに関して……すみません。問合せということがあったのですが、問合せは何件ぐらい、またどんな内容なのかについてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 带状疱疹ワクチンは、電話等でお問合せする場合がございます。数字的には年に数件というところだと思いますが、主な内容は、やはり費用助成がありますかというような内容でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） やはり費用助成があるのかということは、皆さんにとってとても大きな関心だなということをごまた今伺って思いました。

任意接種のため周知はしていないということなのですが、带状疱疹のワクチンは50歳以上になったらワクチン接種ができるのですよ、また矢巾町内でしたらこういう医療機関で接種できますというようなことを町民に周知していくことは必要だと思いますが、この周知の取組についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、これまでは先ほどの答弁で積極的な対応をしておらないのですが、これからは、今例えば東京都としても助成、そのほかにもそれぞれの各23区で助成しているということで、いずれこれまでは当町でもそういう積極的な取組はしておらなかったのですが、これからはそういうことのないように。特に医学的な知見に基づくこともあるので、先ほどの答弁の中でお答え申し上げたとおり、いわゆる郡の医師会、それからご協力いただく医療機関、そういうふうなところともしっかり連携して、そして枠組みをつくって早期に対応していきたいということで。だったら速やかに、いつなのだと、こうなると思うのですが、実はできるのであれば年度内の早い時期に、だから郡の医師会とかの医学的な知見、それから医療機関の協力体制、そしてあとは予算にも絡むことなので、

全員協議会とか議会でもしっかり丁寧なご説明をした上で、できるのであれば早ければ今年の10月からでも取り組んでいきたい。

そして、今のところは、先ほど小笠原佳子議員も2通りのワクチン、どうせやるのだったら選択できるようにやっていきたいなということで、私も身内にもそういう体験をして、本当に火鉢で押しつけられるような痛みなのだそうです。だから、これは実際そういうふうな罹患した者でなければ分からないということをおっしゃっていますので、このことについては、議会の皆さん方からもお許しをいただいて、速やかに対応していきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） いろんなことを用意したのですけれども、町長から何かとても早く、とてもうれしいお返事をいただいて、私はこの先まだどうだ、こうだと言わないといけないのかなということなのですが、せっかく用意いたしましたので、すみません。

今町長が紫波郡医師会等からの専門的知見をとありますが、現時点ではどのような医師会の方々のご意見なのでしょうか、お願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 紫波郡医師会の事務局のほうを通じて医師会の先生方の带状疱疹ワクチンに対する考えとか、それから先ほどの周知のことも含めて協議、打合せというか、連絡を取り合っている段階でございます。

医師会としても前向きな考え方のようですので、我々も先ほど町長が申し上げたとおり、できる限り速やかな対応は考えていきたいなというふうに捉えております。

ただ、先ほど答弁等にもありましたが、全国で今、令和5年度の時点で173自治体がこの費用助成をしているということで、県内でも小笠原佳子議員からのご質問の中にもありましたとおり2自治体がやっています。費用助成をやっている対象年齢が異なるのです。その進め方だとか、どの対象年齢に行うことが、感染予防ではない疼痛緩和も含めた予防的なワクチンをどうやっていくべきかということの制度設計というのですか、それを医師会、それから専門的な知見をお持ちの予防接種の先生方とご相談しながら考えていかなければならないなというふうには捉えております。そこにやはり我々も少しお時間を頂戴して、制度設計をしての進め方をしてみたいなというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 本当にしっかり時間をかけても、一番いい形で決まっていくとい
いのかなということをお聞きして思いました。何かくどくて申し訳ないのですが、1つの
例といたしましては、秋田県の能代市で比較的岩手にとっては近い場所かなと思うのですが、
人口は5万人で、令和2年7月から助成制度を始めたそうなのです。7月から1月31日まで
で接種件数は349件ということで予算は420万円、1,000人分ということで捉えたそうなの
ですが、対象は65歳以上で助成の金額は4,000円、ただしどちらを選ぶのかはご本人の考えで、
生涯につき1回のみ助成をするということでした。

これについての答弁ということでもないのですが、今周知のことも考えてくださるという
ことだったので、この文章もくどいのですけれども、さっき町長が言ってくださったように、
なった者でなければ分からないというような、本当にひどい痛みだということをお聞き
しました。そしてまた、帯状疱疹で問題なのは、皮膚の表面がきれいになっても痛みが続く
ことと、また発症から3日以内に薬を服用すると後遺症を防ぐことができるのですけれども、
必ずしも帯状に疱疹が出ないそうなのです。ですから、こういうことがあるのだというこ
とを皆さんが知るといことが本当に大事、もちろんワクチン費用の助成も大事なのですが、
こういう病状があるということを知っていただきたいということをお聞きしました。

重症化を回避するということが町民の生活の質向上につながります。また、コロナ禍前に
比べまして15%も発症する人が増えたということでもあります。先ほど申し上げたように、
そのことで体力が落ちて仕事を辞められたとか、あと2回もかかって本当につらかったのだ
よということをお聞きしたり、そういうことがございましたので、今町長が前向き
にということをおっしゃったので、ぜひとも、もうここにいる皆さん全部中高年で、健
康維持に大きく貢献するワクチン接種でございますので、早期が一番いい形で助成が導入さ
れたら本当にありがたいなということを感じております。何かお考えがありましたら、よろ
しくお願いたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 先ほども申し上げたとおり、対象年齢をどのようにするか、50歳
以上の対象年齢にしている自治体もございますし、先ほどお話あった能代市では65歳以上、
また県内2自治体では肺炎球菌ワクチンのように65歳、70歳、75歳と、5歳刻みで、一生に
1回の5歳刻みというような形の制度設計なのかなとも思いましたが、いずれにしろ、どう

いう形で進めたらいいかということを検証しながら、制度を何とか早めに導入できるような形を考えていきたいなと思っております。

それにつけても、やはり医師会の先生方のご協力なしには進められませんので、そこは医師会の先生方と本当に密な連携を取って、受入れ態勢、そして今ワクチン接種も非常に大人の部分も多様です。コロナワクチンが始まってから、今国のほうでもコロナワクチンもはっきり来年の4月からの動向がまだ決まっていない状況の中、いろんなことを加味して体制を整えていきたいなというふうに捉えております。

あともう一点、私ども今回带状疱疹ワクチンをいろいろ調べていく中で、先ほど町長が申し上げていた東京都では、実施する自治体に費用助成をする、補助をするというような形で都がやっています。任意予防接種に関して国でも定期予防接種の考えはないかと検討はしているのですが、なかなか進まないというような状況下で、我々もやはりその点に関して県への要望の中の1項目として、費用助成のこと、そして定期化に向けた動きのことも踏まえてご検討願いたいというようなことを1項目加えて進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 最高の答弁だと思います。

その他ございませんか。

（「いいです、終わりです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、2問目の行政サービスの質の向上について町長にお伺いいたします。

行政手続のデジタル化を進めることにより、利用者の利便性の向上、業務の効率化やコスト削減、災害時の行政機能の維持などが図られます。その中でも窓口業務は、町民サービスに直結する業務であることから、以下お伺いいたします。

①、窓口業務の現状について、住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍関係の申請件数、役場、コンビニ交付は、どのような状況にあるのか、お伺いいたします。

②、書かない窓口では、来庁者が身分証明書を提示すると、職員が住所などを聞き取って必要事項をパソコンに入力し、申請書に印刷をいたします。ご本人は、内容確認後署名するだけという申請書の作成を支援する取組です。このことの新設導入についてのお考えをお伺いいたします。

③、証明書のオンライン申請など、行かない窓口についての考えをお伺いいたします。

④、マイナンバーカードの情報を別人とひもづけてしまう問題が発生しておりますが、当町での対策についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 行政サービスの質の向上についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、住民票の写し、印鑑登録証明書及び戸籍関係書類の交付件数は、役場窓口におきまして、令和2年度2万2,620件、令和3年度2万804件、令和4年度1万9,900件、コンビニエンスストアにおきましては、令和2年度1,418件、令和3年度2,606件、令和4年度3,955件となっており、マイナンバーカードの普及に伴い、役場窓口での交付が減少し、コンビニエンスストアでの交付が増加している傾向であります。

2点目についてですが、昨年度に書かない窓口を一部導入しております。これは、転入、転居の異動手続の際に、来庁される方の住所等の内容を職員が端末にデータ入力をし、申請書を出力して署名をいただくことで、可能な限り書かない窓口を実施しております。また、マイナンバーカードを活用した転出、転入手続のワンストップサービスも運用を開始しております。

3点目についてですが、既に一部の証明書につきましては、コンビニエンスストア等に設置されましたマルチコピー機とマイナンバーカードを用いることで発行可能になっているところがございますが、今後はマイナポータルを活用したオンライン申請、よく言われるびったりサービスをはじめ、来庁することなく、かつ時間にとらわれず受付可能な手続の拡大を図り、行かない窓口の実現に向けた取組を今後進めてまいります。

4点目についてですが、本町のマイナポイント申請支援におきましては、申込みサイトへの口座情報等の入力を利用者ご本人に行っていただき、手続後のログアウトも支援者と一緒に確認していただくことを徹底しております。

また、マイナンバーカードと健康保険証とのひもづけは、市町村国民健康保険におきましては、市町村が保有しておりますマイナンバー情報を利用して行うため、手入力により誤りが発生することはないものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、役場の窓口は、一番身近な行政との接点であります。しかし、町民の方々からは、各種申請の手続に来庁した際、記載台にある用紙の内容が難しい、またどこに何を書くのか分かりづらい、住所や名前を用紙ごとに書かなければならず、老眼が進んだ高齢者の方や障がいをお持ちの方、また字を書くことが苦手な方にとっては、とても負担が大きいなど、様々な不満のお声をお聞きしております。本町は、受付カード発行機の設置や待合スペースを広げて椅子を置くなど、町民のために一定の環境整備を進めていると認識しておりますが、この点はどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員からご紹介があったとおり、少しずつ窓口の環境を工夫してやっているところであります。先ほど町長答弁にもございましたが、昨年度書かない窓口ということで、転入のときとかの部分の一部導入しました。手続でいろんな申請というか、用紙に書くことが一番多いというのは転入時なのかなと思っております。転入時だと、多い方であれば、場合によっては10枚くらいのいろんな部署の用紙を書く必要がありますけれども、このシステムを導入したことによって、名前とか住所が印刷できるということで、これはぜひ今後我々の手続の中でも定着していきたいなと思っております。

ただ、どうしても、答弁にも書きましたが、最後ご署名をいただかなければならないと、これは全ての書類にです。これはやはり法令に署名が必要だという記載がございまして、そこはどうしても簡略化できない部分がございますけれども、いずれできる部分はできるだけスマートな形でやっていければなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今答弁いただきまして、ある程度の理解は進みましたけれども、コンビニエンスストアでの証明書が受けられるわけですがけれども、令和4年は3,955件ということで、やっぱり増えているのかなということは感じております。

それで、コンビニエンスストアでの証明書の発行などについて、このぐらいの目標とか、そういうことの取決めがあるのかお聞きしたいです。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

何%を目標というのは特にございませませんが、我々窓口を持っている課といたしましては、やっぱりこれはマイナンバーを担当しているからこそかもしれませんけれども、できるだけマイナンバーカードを持った方は、ご自宅の近くのコンビニエンスストアを使ったほうが近いですし、サービス利用可能時間も役場は基本的には8時半から5時15分ですが、コンビニですと朝6時半から夜の11時まで使えますから、より利便性が高いですので、できるだけそちらのほうで使っていただいたほうがよろしいかなと思っておりますし、それによって今後窓口に来るお客様というのは、どちらかといえば証明書だけを取りに来る方というよりは、何か相談があって来る方に特化していくのがよりいいのではないかなと考えているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今お話をお聞きして、とても納得したのですけれども、やはりコンビニで交付するということは、私もやってみたら、そんなに難しくなかったのですけれども、ハードルがちょっと高いのかなということを感じました。今当町では1階の窓口で、コンビニよりももっと分かりやすい大きなパネルがついていて、すごく使いやすそうだなと思うようなマルチコピー機というのですか、証明書の出る機械があるのですけれども、あの扱いにつきましては、私この間初めて1人、男性の方が使っているのを見たのですけれども、件数とかは結構使われているものなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今1階にある部分だけではなくて、コンビニ交付というくくりでの先ほどの答弁でございましたので、すみません、ちょっと数字はないところでございます。

○議長（廣田清実議員） 小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） ということは、あの部分はコンビニで交付したのと同じ件数に入るということですね。では、件数自体は、そんなにあれなのですけれども、ただやはりコンビニに1人で行ってはいけないけれども、ちょっとやってみたいというような方はいらっしゃるのかなと思うのです。ですから、お客様によっては、窓口に来庁されている方だけでも、この機械どうですかみたいなお声がけとかはされているのでしょうか。もしされていなければ、それはぜひ取り組んでいただいたら、人員的に負担になられるかもしれませんが、割とやったら簡単だという1つの経験になるのかなということをちょっと感じております。

いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今当課のほうでマイナンバーカードの交付も行っておりますけれども、その際もコンビニでも使えますというご案内を差し上げております。あとは、お客様に1階のマルチコピー機のほうもご案内もしたりしておりますので、これから今議員がおっしゃったとおり、できる限りマルチコピー機のほうでやると意外と、私も自分でコンビニで取ったこともございますけれども、やはり慣れてしまえば本当にすぐにできるものでございますので、より一層PRしていきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） そのところは、ぜひとも進めていただきたいと思います。

先ほどちょっと転出、転入のワンストップサービスということで、特に転入、転出の場合は、紙が多いからという話はあったのですけれども、もう少しこの部分でよかったら詳しくお聞かせいただけないかなと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ちょっと町長答弁の中で2つに分けてご説明申し上げたいと思います。まず、書かない窓口のほうのところでございます。これは、昨年度補正予算をお願いいたしまして導入したものでございますが、例えばほかの市町村から矢巾町に転入してきた方が、転入してくる方の向こうの市町村で転出証明書というのを持ってくるのですけれども、その証明書をスキャナで読み込んで、そのデータを基に申請書とかに反映するというものでございます。

それから、先ほど町長答弁の中でワンストップサービスというのがございましたが、これは国全体で取り組んだものでございまして、転出する際に、マイナポータル上でご自分で入力すれば、転出の際の手続はやらないで、転入先の市町村のほうの手続だけでいいということで、今であれば2か所の転出元、転入先、両方に行かなければならなかったものが、転入先のほうだけでいいというふうなサービスになっております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それで、今ワンストップサービスということの中で私もすぐ思っ

たのは、亡くなられた方のご遺族が手続をする際の数多くの申請手続がやっぱり負担になっているという。若い方が手続していただければいいけれども、自分の伴侶を亡くされたご婦人とかが自分で記入したときに、やっぱり負担だったというようなことは、ちょっとお聞きしたこともあるのですが、このワンストップサービスの手続ということに関して、当町での取組はどうなっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員おっしゃったとおり、やはり死亡時のいろんな手続というのは多種多様にわたるかなと思っております。今本町で導入したシステムで、すぐに対応できるものではないのですが、やはりその方が例えば健康保険が国保であれば、国保の手続も必要だとか、いろんなパターンがあって、ちょっと我々自身も一覧といいますか、つくって対応しているところですので、今のお話あった件については今後の課題かなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 本当にやっぱり簡単ではないのかなということをすごく感じますが、ぜひ推進していただきたいということを思います。

それと、初日に昆議員が一般質問をされたときに、吉岡推進監が書かない窓口取り組んでいますという発言がありまして、当町でもすごく今の時点でもできていることがあったのだということを私自身は初めて認識いたしまして、本当に先進性もあるし、利便性もあるわけですから、やっぱりもっと町民の方にアピールされてもいいのかなと思うのですが、この点についてお聞きいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりでございますが、今いろいろ我々市町村の行政窓口は、ちょっと過渡期にあるのではないかなと思っております。というのは、ご承知のとおりマイナンバーカードの普及という大きなプロジェクトもございますし、先日国会のほうでも法律が通りましたけれども、戸籍法とかの改正に伴って、例えばふりがなを振るとか、全国の戸籍のネットワーク化、我々市町村からすると膨大な作業が待っております。それらが最終的に、今それこそデジタル化に伴っての推進だと思っておりますが、これらの最終形がどうなるか、我々もちょっとまだまだ見えないところがございますので、それらを含めて検討して、町民の方の身近な窓

口としてどういうふうにあるべきかというのを検討していくべきかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今お聞きしまして、本当に大変な、自動化と口で言うのは簡単だけれども、やっぱり簡単ではないのだなということをまた改めて伺いまして、ぜひともまたよろしく願いいたします。

書かない窓口ということに関しての先進事例で、2016年から北海道の北見市では、一般的に必要な約200件の手続が自動化しているそうなのです。それで、できることから進めていくのか、申請件数の多いものから自動化されていくのか、窓口は住民課だけでもないですし、現時点での矢巾町での方向性等を教えていただきたいと思えます。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 現段階での矢巾町の方向性ということなのですが、けれども、こちらは本町のDX推進計画というものを本年度策定する予定としておりまして、その中で明確に位置づけていく必要があるのかなと思っておりますが、あくまでも人中心でということのデジタル化といったところが肝になるのかなと思っております。

また、ここでは出させていただいているのではありませんけれども、先般ご議決いただいておりますアプリの関係、こちらのほうの推進というものも図っていく必要があるのかなと思っております。現段階では、ぴったりサービスにしても何にしても限定的なサービスになっておりますけれども、ここは国でも広げていきたいというお話をしていますので、その様子を見ていきたいなと思っておりますし、現段階でマイナンバーカードに付与されている機能というのは3つあって、マイナンバーそのもの、あとは個人証明、そしてデジタルの身分証明ということなのですが、その中で現在認証が主にマイキープラットフォームというものを使って、対接触で個人認証するものなのですが、デジタル庁では今度アプリ上での個人認証というものを提供するということが報道されています。そういった部分もいち早く取り込んで、町民の皆さんの利便性の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 私も次はアプリのことを聞きたいなと思っていたのですが、行かない窓口ということを少し調べたときに、自分のスマホでQRコードを読み込んで、本

当だったら申請手続は役所でなくてはできないのだけれども、そのアプリを使うことでそういうことが完了して、利便性が高くなって、職員側からすれば対象者を検索することなく証明書の作成が容易になるということが出ておりまして、矢巾町でもアプリも導入することで、こういう形なのかなということをおもったのですが、よろしいのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 繰り返しの答弁になりますけれども、やはりやりたいことをきちんとやるためには個人の認証が必要になります。その認証を行うために行うのが、マイキープラットフォームというのはICチップが入っているところ、あそこをマイキーというのですけれども、そこが今接触で、端末に結局行かなければいけないことになっているのです。

（「何とかコーダーということですか」の声あり）

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 必ずそれがあるところに行かなければいけない仕組みになっているのですけれども、今度デジタル庁で提供するのは、本当に行かなくてもいいような個人認証の仕組みを提供するということですので、アプリにそういう機能を実装することによって、来なくてもいい窓口というのが実現できていくのかなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今お聞きしていても、スマホをちゃんと扱えるということが絶対的にデジタルのパスポートはスマホだみたいなことを聞きますけれども、そうなのだなということをもた改めて認識したのですが、最後の質問なのですけれども、本当マイナンバーカードの役割が大きいことを認識しまして、随時保険証とか運転免許証とかの機能も拡大するというふうにお聞きしておりまして、今まで矢巾町ではマイナンバーカードについて大きなトラブルがなくて、丁寧な作業をしていただいて感謝申し上げますところなのです。あとマイナポイントにつきましても、本当に大変親切に対応いただきまして、感謝するところでございます。

そこでなのですけれども、やはり私を含めた中高年の方にとって、デジタル機器に不慣れな高齢者は、スマートフォンの使い方やオンラインの行政手続などを丁寧に教えるデジタル推進委員の配置拡大が全国で進むということが新聞に出ていまして、国が進める事業ですが、

2027年度までには5万人に倍増するというふうに出ておりました。個人が応募するような取組なのですけれども、例えば矢巾町には学生の方がいらっしゃるの、就活にそういうことをされるのがプラスになるとかというアピールをしたりされて、当町でデジタル推進委員という形の推進ができないものでしょうか、お伺いたします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） デジタル社会を実現していくという中では、やはりどう使ったらいいのだろうと悩んでいる人、使えない人というのをどう救っていくのかというのが肝だと思います。どんな格好いいこと、難しいことを言っても、結局使えないとどうしようもないのです。そういう中でこの取組をするときに必ず言うのは、スマホ教室を広げましょうとか、やりましょうとかという話があります。

昆議員の質問に対して文化スポーツ課長のほうから答弁したこともございますが、そういった機会を創出していきながら、一人でも多くの方に使って、ああ、これ便利だねと、1つでもできることがあって、これ使ったら面白いから次もやってみようかなというような形の中で、使う方々を増やしていくという作業が必要なのかなと思っています。

同時にデジタルを実現するためには、必ず大きなアナログの作業が前段であるということなので、そこを丁寧にやってまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、3問目ですけれども、質問事項は矢巾斎苑の運営について町長にお伺いたします。

残骨灰についてお伺いたします。残骨灰とは、火葬後ご遺族が収骨し、後に残った焼骨や棺のくぎなど、骨壺に収めずに残された全てを総称するものでございます。残骨灰の中には、ご遺骨のほかに生前歯の治療に使用した金、銀、プラチナや金銀パラジウム、あるいは人工関節やペースメーカー等による貴金属等の有価物をはじめ、ダイオキシン類ほか有害物質が混在しているなど、繊細で複雑なものであるとされております。

昭和23年5月、墓地、納骨堂または火葬場の管理及び埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の施設の見地から、支障なく行われることを目的に墓地埋葬法が制

定されました。

しかし、この埋葬法において、火葬場で火葬後に収骨した焼骨に関する規定はなされているものの、残骨灰についての規定がないため、処理方法に対する国の統一した基準がない状況であります。そのため、処理方法については火葬場を所管する地方自治体の判断に委ねられています。このことから、以下お伺いいたします。

①、残骨灰の処理について、専門業者が行っていると耳にしておりますが、事業者をどのような選定方法で決めているのか、お伺いいたします。

②、現在の処理方法に決定した経緯と、業者が処理する内容についてお伺いいたします。

③、残骨灰の有価物の取扱いについては、故人への尊厳やご遺族の心情に配慮が必要であり、慎重な対応でなければならないと思います。自治体が売却し、その収益を火葬場整備費用に使用している事例があります。このような事例に対する町の見解をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 矢巾斎苑の運営についてのご質問にお答えをいたします。

1点目及び2点目についてですが、残骨灰の処理は、矢巾斎苑の管理を行う指定管理者が自然サイクル保全事業協同組合に属しております残骨灰処理業者に処理を委託し、引き取っていただいております。引き取られた残骨灰は、骨片、灰と金属に分類され、骨片、灰は寺院に埋葬し、金属は有価物として残骨灰処理業者の収入となり、委託費と相殺をしておるところであります。

3点目についてですが、他の地方公共団体において、残骨灰の有価物を売却し、収益としている取組があることは承知をしておるところであります。これは、残骨灰の所有権に関する判例といたしまして、収骨後に残った金歯などの残留物は市町村の所有に属するとの昭和14年の大審院の判決があることを根拠としているものと思われませんが、残骨灰は宗教的感情の対象ともなり得ることから、適正処理に努めている自然サイクル保全事業協同組合に属しております残骨灰処理業者に処理を委託する現行の方法が現状では最善であると考えておるところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 1点目と2点目を一緒に答弁いただいているのですが、自然サイクル保全事業協同組合に属している残骨灰処理業者に処理を委託して、骨片、灰は寺院に埋葬というふうになっているのですけれども、ここの部分で自然サイクル保全事業協同組合というのをちょっと見させていただいたら、兵庫の住所になっておりました、お寺は石川県とか静岡県とか千葉県が出てまいりました。残骨灰処理業者ということは、矢巾町としてお分かりなのか。また、全ての残骨の有価物以外のものは寺院に埋葬しているとしたときに、相当な量なのかなということも思いまして、その点についてお聞きいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、本町の残骨灰の処理は、組合に属しております会社なのですけれども、会社自体は東京の会社に委託しております。

それから、今議員おっしゃったとおり、その後骨とかは石川県の寺院のほうに埋葬しているのですが、その埋葬する量自体はちょっと分からないのですが、実際矢巾斎苑のほうから処理をお願いしている分の総重量でございますけれども、こちらは昨年度1年間で529キロとなっております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今答弁いただいて、その529キロというのは、すごく少ないのではないかなということを感じますが、そういうふうに、そこはちょっとあれでしたら、またお調べいただけたらと思います。

それで、答弁の中に残骨灰の処理業者の委託料と相殺しているということで書いてあるのですけれども、実際その金額ということはお分かりになるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ちょっと最初の部分、今ちょっと少ないかもというお話だったのですけれども、私もこの担当になって分かったのですが、東日本と西日本、ちょっと文化が違って、こちらのほうは火葬後に骨はほとんど拾っていきますので、西日本だと喉仏と一部の骨しか持ち帰らないで、それ以外の骨は全部火葬場に置いていくというのが西日本のほうの風習だというふうに伺いましたので、意外とこちらのほうは、そのとおり骨はほとんど持っていきますので、残る分は少ないので、先ほどお話ししました529キロというところになるかなと思っております。

ます。

それから、相殺しているという部分なのですけれども、これは矢巾町分が幾らというのは、業者さんのほうから指定管理者のほうにも来ていないようであります。あくまで処理費と収入の分は、矢巾町の分は出ていないのですが、業者のほうでほかの市町村の分もいろいろ請け負っているようでございますけれども、トータルとして無料で処理しているというところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 私も九州の人間なので、今の納骨の骨の形のことは分かるのですけれども、それにしても529キロはやっぱり少ないのかなということをちょっと感じておりました。それで、このような取決めは、いつから矢巾町としてはなっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回のご質問があつて、我々もちょっと過去の書類とかひっくり返して見てみたのですが、こちらのほうでスタートしたときのが見つけれなかったものですから、処理業者さんのほうに指定管理者を通じて問合せをしたところでございます。処理業者さんのほうで記録が残っている限りでは、平成18年からは矢巾町の斎苑の処理をしているということまでは分かったところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 多分ご存じだと思うのですけれども、奥州金ヶ崎のさくらぎ苑という斎場で、今年の1月4日から3月31日まで残骨灰の処理に関するアンケートということで、ご利用の方227人にアンケートを取られたそうなのです。それで、中身を見させていただきましたら、ある一定の方、本当にごく少数の方が、やはりそういう遺骨をお金に換えることにちょっと抵抗があるということをアンケートに載せた方もいらっしゃいましたが、もうほぼそのことに関して、火葬場の運営に、そういうことに使っていただくのならば賛成だみたいな意見のほうに多くて、ああ、そうなのだなということを見せていただいたのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本町で残骨灰の取扱いについてアンケートを取ったということは、今までございませんでした。今回議員からのご質問を受けて、我々もこの問題というのは今後検討していかなければならないものかなと改めて認識をしたところでございます。例えば私自身も、自分の家族を火葬したときに、祖父だったのですが、体の中から戦争時代の銃弾が出てきまして、やはりそういったものが金属として残っていると。そのときに自分で思ったのは、これもうちの祖父の人生だったのだなと思ったこともございますので、やはり一概にこれを市町村として換価するというのも、答弁にも書きましたけれども、宗教的感情というのを持つ方もいらっしゃるのかなと思いますので、そこはちょっと慎重に検討させていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、もう最後の質問なのですけれども、本当に今課長が答弁してくださったとおりかなというふうに思いまして、だから今まで現行のとおりで、このことは平成30年ぐらいに、とても何かニュースになったり、新聞に出たりしたそうなのですが、そのときの時点とまたやっぱり世の中も変わったのかなということを考えまして、残骨灰は本当に宗教的感情の対象となっていると思います。ですが、この間一般質問でお墓のことも金曜日にありましたけれども、矢巾町でも行政が合葬墓を造っていくことを検討しているというような時代になっております。コモンセンスと町長がよくおっしゃいますが、人の考え方というのですか、そういうのも世の中変わっているところもありますので、だからといってすぐこれということではないのですけれども、そういう個人の感情を丁寧にアンケートなり説明なりいろんなことをして、このことに関して考えていただけたらいいと思います。ただ、そこに収益が出るかもしれないということは、やっぱりいつもお金を使うことのお話ししかできないので、ちょっと魅力だと思われました。

また、私自身も、もう両親も亡くし、身近な人たちを亡くして、随分お骨も取らせていただきましたけれども、そのことでもし何か火葬場もこれから新設していったり移転していったりとかいう話がある中で、そういうふうに有意義に使っていただいたら、どこか何も知らない業者の利益になるよりもいいのかなと。だから、相殺の金額というのがどんなものかということが、そこが大前提なのですけれども、そういうことがもし分かれば、ひとつ検討していただく材料になるのかなと思います。このことについていかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、私のほうからお答えさせていただきますが、今小笠原佳子

議員の葬祭の在り方、これから火葬とか合葬墓、このことについてもいろいろ宗教的に、または社会通念上、許される範囲内というのがあるわけです。

今日やり取りして、今残骨灰が昔に比べて減ってきているというのは事実なのです。ということは、昔は亡くなったときにいろんなものを入れたのです。今はもうそういうことはやっっては駄目だと、それで葬儀屋さんもそこは今徹底しておりますので。だから、昔は残骨灰が多かったのですが、今はそういうことで極力火葬場で焼却するのに負担をかけないような配慮もしておりますので、それは感覚的に随分少ないなと思われるかもしれませんが、そのところはひとつご理解していただきたいと。

あとは、何ととっても、こんな事例をお話ししていいのかどうか。私もごみの仕事をやっていたときに、流動床という焼却炉があって、一番最後に灰とお金、硬貨と分かれるシステムがあって、そして年間に100万円を超える収入、それを予算、雑入に入れて。当時管理者であった谷村長三郎町長からは、それはおまえたちに苦勞をかけているから、おまえたちで使ってもいいのだと言われたのですが、額が大きかったのです、もう100万円を超える。だから、そういうことも併せて、やはり町民感情とか、亡くなられた方のそういった思い。今回の質問でも死の尊厳と、そこを考えたときに、私らがどのように対処していかなければならないというのは、もう黙っていても答えが出るわけですので、だから換価できるものを町として今後どのようにしてやっていくかということは、これから町民の皆さんの意識もしっかり踏まえながら検討していきたいということは、そこには尊厳性もしっかり受け止めながら考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で10番、小笠原佳子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を2時10分といたします。よろしく願いいたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（廣田清実議員） それでは、再開いたします。

次に、2番、高橋敬太議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(2番 高橋敬太議員 登壇)

○2番(高橋敬太議員) 議席番号2番、子育ても老後も、高橋敬太です。いよいよ一般質問も最後になりましたが、お疲れのところ恐縮ではありますが、お付き合いをお願いいたします。

では、通告に従い質問させていただきます。大規模宅地開発に伴う行政区再編とコミュニティ構築について。現在藤沢第2、田中、下花立地区と大規模宅地開発がされております。令和6年4月からは、行政区の再編も予定されています。今までのコミュニティが変わるということは、住民にとって大きな負担や影響があるものと推察され、これまで多くの住民説明会や意見交換会を開催してきたところと思います。また、少子高齢化や自治会役員の担い手不足など社会的な変化も踏まえ、今後のコミュニティの在り方について質問いたします。

1点目、これまでたくさん議論をされてきたことではありますが、行政区により人口密度に差があり、中心部は宅地造成により人口の増加が見込まれる。一方で、既存住宅地では人口減少や高齢化が進み、地域コミュニティの維持や環境整備の負担の増加、公共交通に対してドア・ツー・ドアを望む声など、まだまだ課題は多いと思います。そのための近助によるまちづくりだと思いますが、この近助により、どのような事例、分野の課題解決を見込んでいるのか。また、それを促していくために町としてのサポートはどのように行うのか、現状の具体的な方針を伺います。

2点目、宅地開発により、新たにできる予定の(仮称)矢巾6区は、新住民のみのコミュニティとなります。これまで矢巾町にはなじみがなく、また現役世代が多く居住すると見込まれます。地方においては、高校卒業後に地元を離れ、進学や就職をして、そのままアパート暮らしをする若者が多いと思います。その多くの若者は、自治会はそもそもなぜ必要なのか、なぜ自分たちがやらなくてはいけないのかなど理解するところから始める必要があることから、速やかなコミュニティの確立に向けては障害になることが危惧されます。(仮称)矢巾6区のコミュニティ形成について、誰が主導していくのか、コミュニティ会長など役員の選任はどうするのか、現在の方針を伺います。

3点目、行政区の再編により、地番は南矢幅、行政区は矢巾など、分かりにくさが生じております。住所については、事務処理の煩雑さや、これまでなれ親しんできた地名をあえて変更する必要はないと考えますが、新たに開発される(仮称)矢巾6区についての住所はどのようなになるのかをお伺いいたします。

○議長(廣田清実議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 2番、高橋敬太議員の大規模宅地開発に伴う行政区再編とコミュニティの構築についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、近助とは、地域の中でも最も近接したエリア、いわゆる隣組のコミュニティを想定しております。地域において、隣組でしか共有できていないような、例えば災害時の避難において支援が必要と考えられる要支援者がどこにおられるかなど、地域の話合いの中で独自にマップを作成しているコミュニティもあり、また地域の中で自力での移動が困難な方に対し、乗り合いによる移動支援を実施しているコミュニティもあると伺っております。近助における交流が盛んであることにより、例えば災害時の助け合いや見守り機能の強化が期待できる、安心できる環境が整備されていくものと考えております。

なお、先日行われました行政区長会議や自治公民館長会議において、5人程度の少人数での情報交換会の時間を設け、それぞれの地域の取組について情報交換をいただいたところであります。

また、各コミュニティでは、独自に良好な取組が行われていることから、他のコミュニティにおける実践事例等の情報や手法を共有できる仕組みづくりが重要であり、町で行うべきことと捉え、今後も体制整備を進めてまいります。

2点目についてですが、現在町内で進んでおります大規模宅地開発により、南矢幅地域では新たに3つの行政区が誕生することとなっており、広報やはば5月号で、仮称ではございますが、矢巾4区、5区、6区とお伝えしているところでありますが、地元からの強い要望を受け、名称を南矢幅8区、9区、10区として今後進めるよう検討しているところであります。

なお、仮称ではございますが、矢巾6区におきましては、南矢幅10区として検討しておりますが、コミュニティの形成につきましては、徳田小学校区となることから、同じ学区となる隣接しております東徳田1区の皆様からご支援をいただくこととし、東徳田1区自治会からも了承をいただいているところであり、地域コミュニティ運営のノウハウをご教示いただけることを期待するものであります。今後町も連携して、数年間コミュニティの目的や役割、必要性を説明させていただきながら、役員を選出を含め、3年後を目途とした、1つのめどとして独立を目指し、協働により進めてまいります。

3点目についてですが、住所については、現在の大字南矢幅はそのままで変更の予定はないものでありますが、開発された地域の地割地番につきましては、新たに整理された地割地

番となるものであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 近くを助けるという近助というのは、人口減少また高齢化のコミュニティではまさに必要な取組であり、本当に素晴らしい施策だと私も思っております。まさに私の公約の柱の一つでございますので、ぜひ一緒に取り組んで、また覚悟を持ってやっていきたいと思っておりますので、もう少し詳細をお伺いしたいと思っております。

施政方針5つ目に掲げられております近助による新たなコミュニティ形成については、いつ、どのように始めていくのか、今後の計画を伺います。

これまで花立企画財政課長の答弁にありましたように、まずは各地域に赴いてヒアリングをしていくところなのかと思っておりますが、そのヒアリングをした後、隣組、いわゆる私は班単位での交流と理解いたしました。どのようにそのような班単位での住民同士の交流につなげていくのか。実際に主導していくのは自治会かとは思いますが、現段階で構いませんので、何かビジョンがありましたらお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 具体的にいつから、どのようなことをとりますかと、なかなか難しい問題でございますが、今議員からもお話しいただいたように、来月から地域のほうを回っていきたいと考えているところですが、それを皮切りに地域での課題解決、こういったものやっていたらいいのかということも改めて我々と一緒に協議させていただきまして、その中で、より細かい近助としての隣組、班単位の部分を、こういった方法でやっていたらいいのかということも含めて、すみません、まだ答えは全くないわけですが、一つずつ丁寧に一緒にやっていきたいというふうに考えているところであります。

お答えとします。

○議長（廣田清実議員） ゆっくりと、歯切れよくお願いします。

他に質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 自治会の中には班の数も多くありますので、それを全て自治会だけで取りまとめしていくというのは、やはり負担が大きいようにも感じますし、班長任せになってしまうのではないかと懸念もあります。地域だけではなかなか課題解決が難しいとこ

るもありますので、コミュニティ条例にもありますように助言をいただくなど、町のほうから引き続きサポートしていただければと思っております。

また、各地域の住民がそのように取り組む中で、1つの成功体験として何かがあれば、今後の課題解決に向けて力になると思いますし、また新しい施策を進めていく上では、いわゆるボウリングでいうとセンターピンを見定めて、それに全員で取りかかって、1つを解決して倒すことで波及させていくというやり方もあるかと思えます。

そこで、この近所を助ける近助ですが、総合開発計画では第4章第9項のコミュニティの活性化のところに当たるのかと思いますが、第8次総合計画に向けて、隣組の、いわゆる班単位での交流、親睦を深めていくことについて、まちづくり目標値を設定するのはいかがかなと思えますが、どうでしょうか。お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

目標値をとというふうなお話でございましたので、実際まだ地域に入っの要望、取りまとめとか、これからのわけなのですけれども、その中で見えてくる課題があると思えます。そういったのを取りまとめしながら、実際どういったところに注力して目標値を定めていけばいいのかというふうなのが徐々に見えてくると思えますので、その辺りを含めて今後検討していきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） ありがとうございます。防災マップのほかに、何か独自の良好な取組について、もしここでご紹介可能なものがあれば、教えていただきたいと思ひます。

また、自治会長会議や公民館長会議などの情報共有によって浮かび上がってきた、自治会運営について現在どのような問題点があるかなど、町が認識しているものがありましたら教えていただきたいと思ひます。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

防災マップというのがちょっとどの範囲なのか、地域の危険箇所を確認するというふうな解釈でよろしければ、やはり我々の見えないところでも地域の方が分かっている危険なところ、例えばここは水が出やすいところだとか、水路もあふれやすいところだとか、そういうところもあるかと思ひますし、あとはどちらかといいますと、防災の部分もそうで

すけれども、要支援者のマップ、町長答弁にもありましたけれども、やはり今個人情報に関して非常に取扱いが難しい時代になっておりますので、近所の方同士で、ここのお家にはこういった支援者がいますよというふうなのを皆さんで少しずつ情報を集めていただくと、我々よりもずっといい要支援者といいますか、そういった方々のマップというのが出来上がるというふうに思っております。そういったところを含めて、実際地域でそれぞれ近所の方々と話し合っていてというふうな取組がよろしいかなと思っておりますし、あともう一点ちょっと……。

(「区長会議」の声あり)

○企画財政課長(花立孝美君) 区長会議での自治会運営の課題点といたしましては、やはり今私ちょっと途中まで話したように、もうちょっと地域のほうでいろんな行事をやりたいと思った際に、個人情報やはりネックになっているというところの声もありました。なので、こちらにつきましては、私ども個人情報に抵触しない範囲の中で、どれくらいの年代の方が何人ぐらいその世帯にいらっしゃるのだというふうなところのぎりぎりの情報提供のほうをさせていただきながら、地域のほうで行事等を組めるような感じの情報のほうを提供していただく予定で、今準備のほうを進めてさせていただいているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長(廣田清実議員) 情報提供はするということによろしいですね。

(「はい」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番(高橋敬太議員) 公共交通や外出支援について、これは私の個人的な考えであります。やはり全て町でやってくれというのは無理があると思っています。少子高齢化の社会で課題に対して取り組むためには、やはり住民主体、どんな小さなことでもよいので、まず自分たちに何ができるのか、それを棚卸しする。それでもできないことは、町、またほかから力を借りてやるという、これが住民主体、行政参加、これを各地域で実現したいと思っております。

答弁にありました地域の中で自力での移動が困難な方に対して、乗り合いによる移動支援を行っているコミュニティもあるとのことでしたが、これは矢巾町内のことでしょうか、お伺いします。

○議長(廣田清実議員) 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 具体名をちょっとここでお話しできませんけれども、町内でやっていたりやる地域はあるというふうにお聞きしております。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 私もこのような取組をしているコミュニティを知っていたのですが、私のは、町外のコミュニティでありまして、そこでは中山間等直接支払制度を活用して住民が主体となって実現されているところがございまして、しかし住民だけではなくて、しっかりアドバイザーもつけて伴走して実現されています。本町では、このような補助金の紹介であったり、またはアドバイザーを紹介するであったり、実際の困り事に対して働きかけたような事例はございますでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 乗り合いの交通に関してのものではございませんけれども、県のほうのアドバイザーのほうを招聘しまして、コミュニティ会長会議等で周知のほうを毎年のように研修会として行っているところでございます。なので、その中で今後の取組としても、こういった事例紹介なり、取組の方法なり、周知啓発のほうをさせていただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 何かちょっと答えが合っていないような気がするな。

他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、2点目に移らせていただきます。

まず、地元から強い要望を受けて変更とのことですが、もう少し詳細に経過をご説明お願いできますでしょうか。何名とか何件、またどのような要望があったのか、教えていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） もう一回、主語。

○2番（高橋敬太議員） 失礼しました。行政区再編の（仮称）矢巾4区、5区、6区と、当初広報やはばでも周知されたかと思いますが、住民の要望により変更したという、その経緯を教えていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、南矢幅2区の方々の地域の説明会のほうに3回目にお邪魔した際なのですけれども、それまで全て行政区の名前というのは仮称でまずお話をさせていただいておまして、行政区再編審議会のほうで矢巾4区、5区、6区でよろしいのではないかとこのように話合いの結果なりまして、その報告ということで第3回目に南矢幅2区の自治会の総会のほうにお邪魔して説明のほうをさせていただいたところだったのですが、その場で地域の方々、自分たちは南矢幅という行政区の名前をぜひつけてほしかったと、どうしてそれができないのであろうかというふうなところから、非常に地域への愛着を感じるようなお話をたくさん頂戴しまして、実際町としては何とかこれをお願いしたいと、矢巾4区、5区、6区をお願いしたいというふうな方向でお邪魔したわけなのですけれども、なかなか受け入れにくいというふうなお話をその説明会の後もいただきまして、確かに私どもも審議会で決定したとはいえ、町としての最終決定の部分はまだ余地があるのではないかとこのように考えまして、内部のほうで再考したところ、南矢幅でもまず問題ないのではないかとこのことで、再度4回目にお邪魔しまして、地域の方々と協議のほうをさせていただいたところでございます。それで、やはり南矢幅でぜひお願いしたいというふうなことから、既に7区まではございますので、今回の8区、9区、10区と。行政区の区割りににつきましては、全く問題がないと。南矢幅2区さんの内部のほうでも問題ないと、区割りの部分については意思統一できているというふうなお話だったところでしたので、あとはもう名称だけというふうな内容でしたので、では8区、9区、10区で改めて検討させていただきたいということで協議のほうは今は一旦終了としまして、これからこのように進めさせていただこうというふうな状況でございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） その3回目の説明会、総会で行ったときは、私も参加していたのですけれども、線路を隔てて西側が南矢幅で東側が矢巾と、そのほうが分かりやすいので変更はないという答えでしたが、その後4回目の説明会というのをちょっと承知していなかったのですが、その説明会は公式だったのか。または、3回目の後にさらに審議会を経て変更するというふうに決まったのか。または、今後改めて審議会を開くのか、その辺今後の予定等をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

まず、3回目の説明会のほうは4月30日に行ったわけなのですが、町の公民館のほうでやったと思うのですが、その後行政区再編審議会そのものは、それ以前に一旦終了しておりましたので、行政区の名称そのものまでを、必ずこうでなければならないというものではないので、審議会の再度の招聘というか、開催はない見込みでございます。

5月23日に南矢幅公民館のほうで、天候が非常に悪い日だったので、お集まりになった方はごく少数ではございましたけれども、南矢幅2区様とこの日がいいのではないかとということで、南矢幅2区様のほうでは住民の方々に集まりがあるというふうな周知をいただいた上で我々もお邪魔して、その場で協議をさせていただいたところでございます。

その中で決定ではないですけれども、まずこれが最善ではないかというふうなところで今に至ってございます。実際JRの西側に南矢幅が北のほうから1からずっと、そしてJRの東側には矢巾1からずっと、北から順にというふうに、確かに地域として分かりやすいと。私どもでは案として、いい案ではないかというふうに思って提案させていただいたところではございましたけれども、やはり地元の方の声が非常に強いというところで、これは将来に地元の方との遺恨を残して進めるべきではないのではないかとというところで、改めて再考させていただいたところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 最終決定は審議会でやるの、どこでやるの。そこを聞いている。

○企画財政課長（花立孝美君） 最終決定は、もう審議会の予定はございませんので、原則こちらの南矢幅8区、9区、10区のほうで進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） ということは決定したということ。

○企画財政課長（花立孝美君） いや、決定……。

○議長（廣田清実議員） そこだよ、聞いているのは。

○企画財政課長（花立孝美君） 決定したといいますと、あとは町のほうで決めるというふうな感じになってございますので、実質決定したと申し上げてよろしいかと思っております。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） まさに多くの方が納得する形で名称も決まったということで、まずはよかったのかなと思っております。

では、3点目の田中地区及び下花立地区の住所についてお伺いいたします。先ほどもあったように、住民から強い要望があるように、名前というのはすごく愛着が生まれるものだと思います。一方で、開発が進むことで大字が入り組んだり、分かりにくさが生じてしまうこともあり、しっかり将来を見据えて整理していくことも大切だと思います。

先ほどもあったように、住民感情としては、あえてこれまでの名称を変更することはないと思いますが、新たに開発されている田中、下花立地区、ここについては事務処理等の面で大変だとは承知しておりますが、大字でなく住居表示を用いるような検討をする可能性などないのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 現状では、住居表示の予定はないものでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、この住所については最後にしようと思いますが、少し話がそれるようではありますが、最後につながりますので、ご容赦いただきたいのですが、名称変更でいいますと、不来方高校と盛岡南高校の統合により校名が変わるとの報道もありました。県立高校のことですので、新しくできた名前をこれからみんなで大きくしていこうという思いでございますが、不来方高校のこれまでの功績により、不来方高校は町民の誇り、また町民から愛されている高校だと思います。校名の変更において、やはり町民からは大きな悲しみであったり、残念に思う声も多く聞いております。たまたまこの開発の機会と重なりましたので、ちょうど田中地区と下花立地区は不来方高校がある通りですので、この2つの地区については住居表示を用いて不来方通りとするのはいかがでしょうか。

駅から見て駅東があって、不来方通りがあって、医大通りがあると、全体を見渡しても矢巾町はとても分かりやすくなると思いますし、町民の思いもありますし、最後にぜひ検討していただきたいと思い、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 高橋敬太議員には、今どきっとするような質問で、そういったまず不来方高校、今高校1年生の生徒たちが3年生になれば、盛岡南高校と一緒にになると。私ども校名に対する不来方に対しての思いは強いのです。だから、いわゆる学校名を変えられるということについては、町民の皆さん、関係者もこぞっていろいろな複雑な思いもあると思う

し、ただまた新しい旅立ち、出発でもあるわけです。いつかお話ししたはずなのですが、不来方と盛岡南で校名をいろいろ決める際に検討されたということで、南昌みらいということになったのですが、ただ、では今すぐなじめるかという、なかなかそういうところもないのですが、そこでまずこれから不来方と盛岡南が一緒になって南昌みらいと、これはみんなで応援していきましょう。そして、統合再編された南昌みらいが、私はまた大きな一つの歴史をつくっていただけるものと思いますので。

それで、高橋敬太議員は、やはり不来方という校名をまず残したいと、このことについては、私どももこれから住居表示とか、いろんな手続もありますので、そういうところでよく協議して、そしてただ私はそのときはもうこの世にいないかもしれませんのであれですが、いずれあまり時間をかけないで考えていくと。

それで、今よそから入ってきた方々には、まだ南矢幅はいいのです。又兵エ新田に、何で又兵エ新田か。私らにとっては愛着のある地名なのですけれども、前からも言っているのですが、なぜ矢巾町は大字があるのだと。これは、大字の後に南矢幅、又兵エ新田と、明治の合併するときの村の地名なのです。昔は、大字南矢幅であれば、南矢幅という村があった。又兵エ新田という村があったのです。そこで、今大字で残しておるわけです。だから、これも先人、先輩たちが大字を取るか取らないかと、やはり議論したときがあるのです。でも、やっぱり明治からの市町村合併で大切にしてほしいと。だから、矢巾町の場合は、大字もあれば字もあるわけですが、そういった中で南矢幅とか又兵エ新田の地名も残していくことも大事なのですが、ただもう今ご存じのとおり、駅前通り、医大通りと、西側もいずれ考えていかなければならない。住居表示の変更をやるときは、中途半端な対応ではちょっと駄目だと思うのです。だから、やるのであれば一気呵成にやるべきではないのかなと。だから、これはやはり町民、住んでいる方々、またその対象になる方々の思いもお聞きしながら、落としどころを考えて進めていきたいなど。

そして、今日は地域コミュニティ、今度41自治会からまた増えるのですが、各コミュニティの特性というのは、矢巾町の場合は周辺部と中心部ではいろんな地域特性があるわけです。だから、そういう地域特性、または住んでおられる方々の考え方もしっかり受け止めながらやっていかなければならないということで。だから、先ほどからもお話、今回近助と。分かりやすく助け合いということで、そこには助け合いもあれば、認め合いも、困ったときは支え合いするとか、そういうことをもう一度原点に立ち返ってコミュニティというものをつくり上げていきたいなど。コミュニティは、上意下達でやるものではないと思うのです。つく

り上げていくものだと思うので、だから今ある意味では番号をつけているような、南矢幅1区とか。そうではない。もしあれなのであれば、地域を生かしたコミュニティのお名前をつけていただいてもいいわけです。だから今後、今まではそういった上意下達で、トップダウンで決めたようなあいつがあるのですが、これからはそういったことも包含しながら地域コミュニティの在り方を検討していきたいと。

まさに要役になるのは花立企画財政課長ですので、あとは課長がまた思いがあれば答弁すると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） ただいま町長からもお話がありました。ちゃんと気持ちを持って丁寧な説明をして、皆さんで協議した上で進めさせていただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（廣田清実議員） 住居表示の考え。

○企画財政課長（花立孝美君） 住居表示の考えは、今のところやるのであれば、もう町内全部行うような感じの中で進めさせていただきたいと思いますので、ちょっと南矢幅の新しい開発地域だけ行うとか、そういうことではなく。なので、まだちょっと合意形成にはかなり時間がかかるのではないかと思いますけれども、いずれやるのであれば、もう町内を全部やるような勢いでやらせていただければと思いますので、どうぞよろしく願いします。

○議長（廣田清実議員） ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 次に、若者や現役世代の地域活動についてお伺いいたします。

去る4月23日に施行されました矢巾町議会議員選挙の投票率は49.85%と、前回と比較しても低く、また町長選は無投票、議員選もぎりぎり何とか選挙となり、ここでも将来地域を担う人材の成り手不足が懸念されます。投票の結果からは、若さや新しさへの期待が大きかったものかと推察され、若者の政治や地域活動への参加や興味を持ってもらう施策が、地域活性化や後の人口流出抑制、またはUターン増加へつながるものと考えます。そこで、これからの人づくりやふるさと教育について、以下お伺いいたします。

地域への興味は、年少期からの自然や文化、世代を超えた触れ合いが大切と考えます。また、触れ合いだけでなく、実際の課題解決や探求までつなげ、小さい頃から問題意識を持つ

て考えることも大切です。

例えば県内各高校では、総合授業で地域住民や職業人との対話をNPOと連携して行っているところも増えてきております。学校教育あるいは子ども会育成会連合会などの地域コミュニティ活動における本町の取組や今後の展望をお伺いたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 若者や現役世代の地域活動についてのご質問にお答えをいたします。

子ども会育成連合会などの地域コミュニティ活動における取組についてですが、町内の各子ども会と連携しながら、自主的な活動を支援し、子どもの健全育成と福祉の増進を図るため、各種事業を展開しております。特に主要事業の一つであります子ども会、リーダー研修会は、将来を担うリーダー育成を目指し、昭和56年から開催しているもので、リーダー研修会を受けた児童が地域に戻り、学んだことを生かしております。また、この活動に興味を持った児童は、中高生でジュニアリーダーとなり、さらに大学生、社会人でシニアリーダーとして全体をまとめる役割を担い、世代間交流を図りながら人材の育成を図っております。

このような人材育成は、将来の地域コミュニティ活動の中核を担う人材ともなり得ることから、引き続き事業を進めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、若者や現役世代の地域活動についてのご質問にお答えいたします。

小学校低学年の生活科の地域探検活動の授業では、自分の地域を知ること、地域の一員としてのマナーや安全に気をつけて様々な人々と接することを学びます。中高学年の社会科の授業では、地域の施設見学を通して、自分たちの生活がよりよいものになるための仕組みについて学びます。また、自然の中での宿泊研修や地域の方との交流を伴う農業体験も実施しております。このような地域の自然や文化に係る小学校の学びをよりどころに、中学校では職場体験学習や進路学習が行われております。

なお、学校教育では、このような系統的な学びを通して、自分の生き方を考えるキャリア教育が推進されており、この学びが地域コミュニティ活動へとつながっていくと考えております。

また、地域や関係機関等との連携として、デジタル防災マップを作成したり、矢巾町のよさや課題を考え、それらを町長に提言する町長と語る会を開催したりするなど、子どもたちが地域や社会への参画意識を育む取組も実施しております。

今後におきましても、幼児教育から義務教育、そして高等学校まで、それぞれの接続を意識した系統的な学びを通して「時代を拓き次代につながる人づくり」を推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） キャリア教育につきましては、私もとても重要だと認識しております。また、ジュニアリーダー経験者やシニアリーダーの方と触れ合う機会がありますが、彼らからはとてもポジティブなエネルギーを私もいただいております。今年度より子ども会の行事も徐々に行われるようになり、子どもたちが矢巾で明るく楽しく生活し、そこで郷土愛であったり、シビックプライドと言われるものを一緒に育んでいきたいなと思っておりますので、再度お伺いいたします。

子どもが地域で生き生きと活動するためには、子どものみならず家庭や学校など、保護者や教育者の環境に余裕がなければ、健やかに活動していくことはできないと思っております。夫婦共働き、ひとり親世帯の増加、また教職員の長時間勤務問題などがありますが、教職員の長時間勤務問題につきましては、今年度より矢巾町の教職員働き方改革プランの結果を私も注視し、共に現場の意見を聞いていきたいと思っております。

家庭の負担軽減について、矢巾町でもファミリーサポートセンター事業、いわゆるファミサポが始まりましたが、提供会員の都合がなかなかつかない、そのため利用ができない、また返事もなかなかいただけないという声を聞いております。そこで、矢巾町のファミサポの現状と課題をどのように認識しているのか、また提供会員確保に向けた対策などありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

高橋敬太議員ご指摘のとおり、ちょっと苦しい状況になっていまして、令和3年1月にファミサポ事業がスタートしたばかりとはいえ、会員数が伸び悩んでいまして、今80人ぐらいで推移していると思っておりますけれども、その対策としてファミサポの援助会員さんの養成講座とかを年に何回かやったり、あとはホームページとか広報とかでも呼びかけたりし

ているわけですが、なかなかご指摘のとおり会員が充実しないという現実は事実でございますので、今後関係機関、関係課と連携を取りながら、会員が増加するように取組をしていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 他の自治体では、NPOであったり、ほかの事業者と連携したり、それで強化を図っているような自治体もあると見たことがありますが、今後はまずは矢巾町内で頑張っていくのか、またはそういう外部の力に頼ることも視野に入れていくのかなど、現時点で何かありましたら教えていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

当初直営でファミリーサポートセンターは運営しておったわけですが、令和4年度からNPO法人のほうに業務委託をかけております。先ほどご指摘の外部からのNPO法人とかということなわけですが、それは今までちょっと気がつきませんでした。今後検討させていただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 中学校のほうでは、職場体験学習を行ってくださっておりますが、受入先確保が困難であるという話題も耳にしたことがございます。現在町立中学校では、どのような職場で体験をしているのでしょうか。また、中学校を通して、そのような職場体験という機会は何回ほどあるのでしょうか、教えていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

町内の中学校の職場体験の状況ですが、議員ご指摘のとおり、町内の事業所では数が足りないというふうなことも聞こえてきております。したがって、盛岡市内のほうに行っているというふうな聞いておるところでございます。

また、回数については、大変申し訳ございません。今の時点では確認をしておりませんで

した。後で確認の上、お知らせしたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 小学校では、地域の方が入って選挙投票率について対話をしていたということも聞いてあります。また、中学校でも限られた時間の中で、できるだけ多くの職業であったり、そのような体験と触れ合えるように取り組むことが理想だとは思いますが、

そこで1つ事例を提示させていただきますが、北上のいわてNPO—NETサポートという団体では、小学校から高校まで幅広く社会課題について取り組む事業のサポートを行っております。その活動は、どんどん岩手県内で広がり、また県外へも広がっています。その具体的な内容の一例ですが、様々な業種の社会人の方が学校に集まって、大体50名ぐらい、本当に多種多様な方が集まって、それぞれ生徒がグループとなって対話をして回るという、とても有意義な進路学習の場となっております。私も実際ボランティアでこれまで参加してまいりましたが、社会人のほうもそのような機会がなかなかないので、結構ボランティアも多く殺到するような事業でしたので、ぜひこのように多くの社会人の方と対話するような学習が、これまで矢巾町で似たようなことが行われたことがあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今の議員ご案内の北上市の事例ですけれども、とてもいい取組だなと思ってお聞きしていたところです。町内各校におきまして、どのような形で実際の社会人の方と語り合う場面を設けているかということにつきましては、申し訳ございません、まだこちらのほうで把握はしておりません。ただ、こういった事例があるということ町内の各校にもお知らせをしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 職場体験につきましては、産業観光課のほうでインターンシップ事業として執り行っている事業もございまして、昨年度につきましては、不來方高校のほうで町内企業、1つは設計コンサル業者と、あとはちょっと1つは忘れちゃったけれども、

そういった業者の方々をお呼びして、かなり好評だったというふうに高校の生徒さんからは聞いてございます。それを機会に、また今年度も町内企業の興味のあるような業種から協力してくれる会社を選びまして、また引き続き行いたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 先ほどの次長の答弁にちょっと補足をさせていただきます。

社会人が学校のほうに来ていろんなお話をする、また講義をするということは実際やられております。ただ、それが今回の答弁でお示したように、例えば社会との関わり、小学校1、2年生が、この地域はどんなところだろうとって関わるのも社会人との関わりでありますし、また農業体験も社会人との関わり、学校教育課程の中で地域とともに学ぶ、ゲストティーチャーとして学校に招いていろんなことを学ぶ、いわゆるスクールガードの方をお呼びするのもその一環というふうに、大きな枠では捉えられるかなということで補足をさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） すみません。答弁する方は、大きく声を上げてもらえれば、私のほうも後ろに目はありませんから、よろしくお願いします。

その他再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） たくさんの事例、お話しいただいてありがとうございます。子どもと地域の交流について、特に産業観光課の分野になると思いますが、特に矢巾町の事業者と子どもたちが触れ合いの場を創出するというようなことで、やはり矢巾町にどういう仕事があるのかとか、矢巾町で育ったというそういう経験、体験になるのかと思います。

滝沢市や北上市では、商工会などと連携して、それこそ職場体験のイベント、いわゆるキッズニアではないですけども、子どもが模擬体験できるようなイベントに力を入れて行っております。また、企業版のふるさと納税を利用してプログラミング学習を開いたり、ウェブスキルの習得また起業家育成などを行っております。先ほども少しございましたが、矢巾町の農商工各産業と子どもたちの交流は、「時代を拓き次代につながる人づくり」において重要と考えますが、矢巾町の事業者と子どもたちの触れ合いについて、何か今後取組等お考えがありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） かねてより他の議員の答弁にもお話をさせていただいておりますけれども、農業体験につきましては、地元学び塾というところで年3回実施してござい

ますし、ほかの農業以外の業種につきましても、なるべく小学生、中学生、職業体験ができるような触れ合いの場をつくるように考えてまいりたいと思います。

過去には、当時は秋まつりの前、産業まつりと言っていた時期がありまして、そのときには建設業協議会の方が役場の駐車場に重機を持ってきていただいて、高所作業とか、そういった重機の作業をやっていただいたといった、そういった体験的な部分も行われていた実績もございますので、そういった機会も、何かの機会を捉えて開催できればなというふうに思っておりますので、今後考えていきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） 地域との触れ合いというところで、私のほうからも答弁をさせていただきます。

昨年度ですけれども、地元の農業法人、そしてお母さま方のご協力をいただきまして、子どもたちとともに、クリスマスリースあるいはお飾りを作り、またみずき団子を一緒に作ったという事業も行っておりまして、こちらのほうも大変好評でして、むしろ子どもたちよりもお母さま方のほうが喜んで帰っていったということもありますので、これはまさしく地域との触れ合いだなということ、これも今年度も続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 皆様から心強い、将来希望あるようなお話をいただきました。積極的にいろんな団体と協力することでできること、子どもたちが体験できることも増えると思っておりますので、今後ぜひ一緒に私も検討させていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

また最後に、まちづくりワークショップについてお伺いしたいと思います。これも北上市の話でございますが、北上市で開催されたまちづくりワークショップでは、40名の参加のうち約半数の参加者が高校生であったと聞きました。また、そこでのワークショップの内容が総合開発計画に反映されているとのこと。この背景では、やはり先ほども申し上げたように、高校での総合学習に積極的に市役所が関わって、参加してもらうよう働きかけたとの背景があると聞いております。

また、矢巾町では、不来方高校で盛岡財務事務所がフューチャーデザインの手法を用いて、将来の金融についてのワークショップを開催していたともお伺いいたしました。多様性が求

められる社会において、多くの属性の方がワークショップに参加され、いろいろな価値観の中で生み出されるアイデアは、とても有用なものが多いと思います。

そこで、今後第8次総合開発計画に反映される住民ワークショップを開催する予定はあるのか。また、高校や大学に働きかけて、学生が積極的にワークショップに参加してもらうようしてはどうかと思いますが、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） ご提言ありがとうございます。ワークショップのほう、まだ今後行う予定はございます。ただ、今までは対象年齢を18歳以上というふうな感じで募集していた経緯がございましたので、改めて今度は高校生も対象に、年齢を拡大して募集のほうをさせていただいて、やっていければいいなというふうにちょっと今思ったところですし、高校生だけを対象にするというのも、またこれはこれでありなのかなというふうに考えますので、機会のほうをこれから検討していきたいと思っております。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、以上で2番、高橋敬太議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

なお、明日13日は休会、14日は予算決算常任委員会を行う旨、昆予算決算常任委員長からの申出がありましたので、午後1時30分に本議場に参集されますようお知らせいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 3時08分 散会

令和5年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第5号）

令和5年6月15日（木）午前10時00分開議

議事日程（第5号）

第 1 請願・陳情の審査報告

5 請願第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願

第 2 議案第41号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

第 3 議案第42号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について

第 4 議案第43号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

第 5 議案第44号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて

第 6 議案第45号 矢巾町住民総合ポータルアプリ構築及びホームページリニューアル業務委託契約の締結について

第 7 議案第46号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第47号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について

第 9 発議案第5号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	高 橋 恵	議員	2 番	高 橋 敬 太	議員
3 番	横 澤 駿 一	議員	4 番	佐々木 暢 宏	議員
5 番	吉 田 喜 博	議員	6 番	藤 原 信 悦	議員
7 番	齊 藤 勝 浩	議員	8 番	小 川 文 子	議員
9 番	木 村 豊	議員	10 番	小笠原 佳 子	議員
11 番	山 本 好 章	議員	12 番	高 橋 安 子	議員
13 番	水 本 淳 一	議員	14 番	村 松 信 一	議員

15番 昆 秀一 議員

16番 赤丸 秀雄 議員

17番 谷上 知子 議員

18番 廣田 清実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高橋 昌造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
政策推進監 兼未来戦略 課長	吉岡 律司 君	総務課長	田村 英典 君
企画財政課長	花立 孝美 君	税務課長 兼会計管理者 兼出納室長	佐々木 智雄 君
町民環境課長	田中館 和昭 君	福祉課長	野中 伸悦 君
健康長寿課長	浅沼 圭美 君	産業観光課長	佐藤 健一 君
道路住宅課長	水沼 秀之 君	文化スポーツ 課 長	高橋 保 君
農業委員会 事務局 長	田口 征寛 君	上下水道課長	浅沼 亨 君
教 育 長	菊池 広親 君	教 育 次 長 兼学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	南 幅 正 勝 君
子ども課長	田村 昭弘 君	代表監査委員	佐々木 良隆 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田 徹 君	議会事務局長 補 佐	高橋 俊英 君
主 事	渋田 稀結 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 請願・陳情の審査報告

5 請願第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願

○議長（廣田清実議員） 日程第1、請願・陳情の審査報告を議題とします。

教育民生常任委員会に付託しておりました5請願第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

小川文子教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長 小川文子議員 登壇）

○教育民生常任委員長（小川文子議員） 審査報告をいたします。

矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、小川文子。

請願審査報告書。

本委員会が令和5年矢巾町議会定例会6月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

1、付議事件名。5請願第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願。請願者、岩手県盛岡市本町通2丁目1番36号、岩手県医療労働組合連合会、執行委員長、鈴木寿子。岩手県紫波郡矢巾町医大通1丁目1番1号岩手医科大学教職員組合、執行委員長、柴田勇樹。紹介議員、村松信一、木村豊。

2、委員会開催年月日。令和5年6月14日水曜日。

3、出席委員。小川文子、水本淳一、高橋恵、横澤駿一、昆秀一、谷上知子。

4、審査経過。令和5年6月14日午前10時30分から委員出席の下、5請願第1号について、参考人として岩手県医療労働組合連合会書記長、小畑英之氏及び岩手医科大学教職員組合中央執行委員長柴田勇樹氏の出席を求めて趣旨説明を受け、協議、検討を行い、慎重審議した。

5、審査結果。5請願第1号については、採択すべきものと決定した。

6、審査意見。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い医療と介護の崩壊が現実のものとなった。その主要な原因は、医師、看護師、介護職員、保健師の人手が不足していることにある。さらに、人手不足が長年続いている状況の下でケア労働者を取り巻く長時間労働や不適切な勤務間隔などの労働問題の解決は喫緊の課題である。今後自然災害や新たな感染症への対応のため、平時から必要な人員体制の確保と対策の中心となる公立病院や保健所の機能強化を行うことが必要不可欠と考える。

以上のことから本請願の趣旨は理解できるものとし、採択すべきものとした。

議員各位のご賛同をお願い申し上げて、審査報告といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりましたので、質疑に入りたいと思いますが、それに先立ちちょっと確認をいたします。

矢巾町議会会議規則の第55条に本会議においては、2回を超えることができないという規定がありますので、それをご理解の上、質疑をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ないようなので、これから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。5請願第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、5請願第1号は採択することに決定いたしました。

日程第2 議案第41号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

日程第3 議案第42号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第4 議案第43号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（廣田清実議員） 日程第2、議案第41号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について、日程第3、議案第42号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について、日程第4、議案第43号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）についての補正予算3議案については、予算決算常任委員会への付託に関わるものであります。審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

昆秀一予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 昆 秀一議員 登壇）

○予算決算常任委員長（昆 秀一議員） 報告書を読み上げて報告いたします。

令和5年6月15日、矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、昆秀一。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第41号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について、議案第42号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第43号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について。

本常任委員会は、令和5年6月7日付で付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会において審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は3議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) ご異議がないようなので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) ないようなので、これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第41号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算(第2号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算(第1号)についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第44号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（廣田清実議員） 日程第5、議案第44号 監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第44号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の監査委員は、2名で会計監査や事務監査を行っているところでありますが、そのうち1名が任期満了となります。このことから、6月20日に任期満了を迎える監査委員に替わりまして識見を有する者として、矢巾町大字————、沼田由子さんを監査委員に選任いたしたいと存じます。

沼田由子さんは、人格が高潔で手腕、識見とも立派な方でありますことから、最も適任者であると存じますので、監査委員に選任いたしたく、よろしくご審議の上、ご同意賜りますことをお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第44号 監査委員の選任に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6 議案第45号 矢巾町住民総合ポータルアプリ構築及びホームページリニューアル業務委託契約の締結について

○議長（廣田清実議員） 日程第6、議案第45号 矢巾町住民総合ポータルアプリ構築及びホ

ームページリニューアル業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第45号 矢巾町住民総合ポータルアプリ構築及びホームページリニューアル業務委託契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本業務委託は、町民の皆さんが必要とする情報を簡単に入手できる環境と情報を迅速に届けるための仕組みを構築するとともに、ポータルアプリの各種機能の充実を図ることで町民の皆さんの利便性のさらなる向上に努めることを目的に実施するものであります。

主な業務内容は、住民総合ポータルアプリ基本機能一式、ごみ分別及び回収カレンダーの表示、通知機能一式、道路異常の通報機能一式のほか、ホームページのリニューアルと併せコンテンツマネジメントシステム導入一式となっております。

委託事業者につきましては、4月18日付で公募型プロポーザルの公告を行い、受付期限の5月19日までに株式会社JAPAN DXから参加申請があり、5月30日の審査の結果、株式会社JAPAN DXを随意契約候補者として特定し、6月9日の見積り徴収の結果、株式会社JAPAN DXが一金7,512万4,500円に10%の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金8,263万6,950円で契約の締結を行うものであります。

なお、履行期間は、令和6年3月31日までとなっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番、藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 見積り精査を具体的にどのような形でされたのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

見積り精査に関しましては、選定委員会のほうで点数評価する形で多くの項目、すみません、具体的にちょっと今申し上げられませんが、様々な項目につきまして基準を満たしているかというふうな形で精査を行いまして、点数のほうで評価させていただいて、その

中身の金額といたしましては、それぞれ新しいアプリケーションをつくらなければいけない部分、例えばごみの分別とか、こういったところに関しては、全く新規の事業ですので、非常に金額のほうはどうしてもかかるわけなのですけれども、既存の部分を利用してできる部分につきましては、どうしても一定の基準というのがなかなか難しいものですので、見積りの内容の精査というのは、ちょっとなかなか難しいわけなのですけれども、他者の入札の動向といたしますか、こういったのと比較しながら、この金額そのものが適切なのではないかというふうな形で審査委員会の中で検討して、今回のような金額となったものでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 私のほうから審査の内容について補足させていただきますが、今回アプリを制作するに当たりましては、アプリの基本機能とか、ウェブCM基本機能、管理機能、データ移行、運用保守管理、それぞれの項目、多岐にわたって項目を評価しながら、その中身を確認しながら精査してまいりました。そしてあとは、5月30日に直接会社のほうにヒアリングを行いまして、内容の確認をして妥当性を診断したところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 6番、藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） このJAPAN DXさんの親会社は、株式会社エルテスという会社で、紫波町のホームページ等も2年ぐらい前にたしか直しているはずなのです。それと比較して中身的に金額は一致するでしょうか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） ホームページに関しましてのリニューアルの部分に関しましては、中身としては適正な、紫波町と比較しても問題はない金額であるというふうに認識してございます。どうしてもアプリの開発のほうで多額な部分を要しておりましたので、今回の金額につきましては、ホームページの部分につきましては全体の3分の1ぐらいの金額、残りの部分がアプリの部分というふうな形になってございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。その他ございませんか。

2番、高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） このJAPAN DXのほかに申込みが他者あったのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

町長の提案理由の説明にもございましたけれども、募集期間を1か月用意させていただいたのですが、結論から言いますと、1者だけの応募であったということになりました。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

2番、高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） やはり大きな金額ですので、もうちょっと期間を置くだとか、しっかり競合が入るようなやり方を今後も検討していただきたいと思いますと思っております。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

今後につきましては、期間のほうを改めて検討させていただくことはできるかと思っておりますので、できればそのようにさせていただければと思います。

今回につきましては、いずれ競合他者においても十分入ってこられるような形の仕組みをつくっておいたわけなのですけれども、にもかかわらず1者であったということですので、よろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） その他ございませんか。

15番、昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 全員協議会の時も聞いたのですけれども、この中のランニングコスト、それは変わらないのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 今回の契約の中身にはランニングコストは入ってございません。ちなみにランニングコストは、年間700万円を想定ございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

その他ございませんか。

4番、佐々木暢宏議員。

○4番（佐々木暢宏議員） 紫波町のほうでは、もう既にアプリがあるということなのですが、紫波町で、そのアプリの紫波町民のシェア率はどの程度のものなのか、お聞きしたいです。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 申し訳ございません。紫波町のアプリのシェア率といえますか、利用者に関しましては、ちょっと当方では分からないところでございます。申し訳ございません。

○議長（廣田清実議員） 町外のことですから、ちょっと分からない部分があるので。その他ございませんか。

8番、小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 自治体等が契約をする場合には、基本的には一般競争入札になるかと思えます。公募型プロポーザルは、ほかのところではないような大変特殊な技能を持っているとか、そういうときにまず使用される制度でございまして、このアプリの開発は、いまやかなり普及されておりますので、むしろ公募型プロポーザルではなく一般競争入札を取るべきではなかったかと思えますが、その点についてのご意見をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

様々な機能が本当にできるのかどうかと、こういったところを実際に一つ一つメーカーと話し合っただけで検証する必要があると、そういったところで単純に一般競争入札と指名競争入札、こういった形を取らずに、実際にお話を聞く機会を設けるということで今回のプロポーザル方式のほうでやらせていただいたところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 8番、小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 昔でいいますと、駅前開発は公募型プロポーザルで行いました。1者だけの応募でございました。本当に限られるところで行ってはきていますが、公募型プロポーザルで2者が応募したということはあまり今までなかったものですから、やはりかなり限定した事業に限られるべきではないかと考えますけれども、今後公募型プロポーザルにするか競争入札にするかの一番の分かれ目と申しますか、判断の基準をお示ししていただきたいと思えます。

○議長（廣田清実議員） 今回の契約に関してなので、今の契約の仕方についてであれば、ちょっと議題の中にはそぐわないと思うのですけれども、答えられるかは、今答弁できるか確認しますけれども、今やっているのはアプリについての契約をこのようにしたという部分をまず重視していて、そこを議論していただきたいと思うのですけれども、よろしく願います。

(「ちょっと質問を変えますか」の声あり)

○議長(廣田清実議員) もう2回目ですので、先ほど言ったとおり、1議案に対して2回を超えることはできないという部分の会議規則がありますので、よろしくお願いいたします。

岩渕副町長。

○副町長(岩渕和弘君) 今の質問についてと一般的なところでちょっとご説明させていただきます。

入札方式は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約または簡易公募型プロポーザルというふうにあります。標準的な指標の中で業者を選定する場合には、お金でもって業者を決定するというので一般的な入札になってくるわけですが、例えばこういった技術力を要するものにつきましては、当然私たちのほうでも工事発注でも委託でもそうなのですが、あらかじめ特記仕様書というのを作成させていただきます。こういった条件のものでもってそのものをつくってくださいといった場合には、当然各社、各社の技術力がどのくらいあるかを実際に中身を評価しないと業者を選定することができませんので、そういったものについては、こういったプロポーザル方式でもって業者を選定して進めるというふうなやり方をしておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長(廣田清実議員) これは一般質問でまたやっていただければ、中身が深くなりますと思いますので、よろしくお願いいたします。

その他ございませんか。

16番、赤丸秀雄議員。

○16番(赤丸秀雄議員) 先ほど町長の説明では、令和6年3月31日までのような契約になっておるとい話であります、まずこれはポータルの部分のところは、これはやっぱり来年春先まで使えない形もしくは試行実施期間というのがあるのかどうか。

それから、今ホームページリニューアルの部分も経費に入っているということなので、そこを伺いますが、私ホームページを見ているのですが、今でもところどころ古いデータが更新されないであるのですが、そういうところのメンテナンスというのは職員がじかにやっていると思います。これは定期的にチェックしているのでしょうか。

それから、あと年間700万円のメンテナンス料ということなのですが、これはあくまでもシステムの改善とかに要する部分の管理費という考えなのでしょうか、その辺をお伺いします。

○議長(廣田清実議員) 花立企画財政課長。

○企画財政課長(花立孝美君) お答えいたします。

ポータルアプリのほうは、年内の運用開始を目指して進めたいと思っております。11月頃までに完成してテストを兼ねて、できれば年明けからしっかり動かしたいというふうな形で考えているところでございます。

そして、ホームページのほうですけれども、古いデータにつきまして、こちらも改めて見直していただいて、記事も当然古い記事については、もう要らないものもたくさんございますので、そういったところも含めて見直しを図っていただきまして、新しいホームページのほうに、より分かりやすい形で載せるように構築し直したいというふうな形で考えているところでございます。

委託料といいますか、保守管理のほうの700万円のほうは、そういった定期的な記事の見直しであるとか、システムのよりよい運用部分を目指していくところでの保守というふうな形になります。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

16番、赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 再確認です。ホームページのリニューアルは3月31日で切り替わると、そうすると新しいものは新年度からと。それで、私システム上のメンテナンスは、それはそれで業者の方はいいのですが、特に町内のデータ等の改修というか改善、そこはどうしても担当者の手がかかるところなのです。リニューアルも併せてその辺の体制強化も図っていただきたいのですが、それについての答弁をお願いします。

○議長（廣田清実議員） 更新の関係ですよね。

花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） まず、ホームページの更新につきましては、議員のおっしゃるとおり、年度内に更新を済ませて新年度からは新しいページのほうで運用させていただきたいというふうに思っているところでございます。

記事の更新に伴って人員体制というふうな形ですが、まず今のところはメーカーと協議しながら現行体制の中で進めさせていただくつもりで準備しているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） その他ございませんか。

3番、横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 2点お聞きしたいのですけれども、まず1点目なのですけれども、

この契約金額の中にランニングコストが700万円かかると言われたのですけれども、何年分のランニングコストがこの契約の金額の中に入っているのか。

それから、委託契約は、先ほど令和6年3月31日までとなって、その後はまた新しく契約をしなければいけないのかというところをお聞きしたいのと、あともう一点は単純な質問になるのですけれども、これまでのホームページをつくられていた会社さんとはまた別の会社さんということの認識でよろしいのか、その2点お願いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。まず、ランニングコストは、先ほど申し上げたとおり、この中には入っておりません。ランニングコストは、また次年度から発生するというごさいます。

そして、3月31日以降につきましては、そういった保守のほうでの契約が発生しますが、構築及びホームページリニューアルにつきましては、この契約で完了をする予定ということになります。

そして、ホームページの運用会社につきましては、今回の入札で別な会社になる予定でございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

その他ございせんか。

4番、佐々木暢宏議員。

○4番（佐々木暢宏議員） 先ほどアプリのシェア率を聞いたのは、以前もほかの議員の方が質問をして、このアプリを何人の方が使う予測をしてつくるものかという質問に対し、予測していないという答えが返ってきたので、別にアプリをつくること自体が反対というわけではないのですが、金額として約8,300万円、普通に考えたらすごい金額なのです。それを予測せず、あと最初に紫波町のほうでアプリがあるものを何%のシェア率があるかということも調べもせずやっっていこうというところがちょっと疑問に思い、今後ちゃんと、普通の会社であれば、計画を立て、予算を立て、この事業がうまくいくからやろうというふうに進めていくと思うのです。なので、町の行政も一つの会社のようなものだと思うので、あとこの予算も自分たちのお金というよりは預かった税金なので、もっと考えてやっていてもらいたいです。ちょっと質問ではなかったのですが。

○議長（廣田清実議員） それは、提案と認めますけれども、答弁は要らないと思いますので、

よろしくお願ひします。この業者選定についての今の採決ですから、よろしくお願ひいたします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) ないようなので、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第45号 矢巾町住民総合ポータルアプリ構築及びホームページリニューアル業務委託契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第46号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長(廣田清実議員) 日程第7、議案第46号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第46号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律におきまして、新型インフルエンザ等感染症に該当しない5類感染症に位置づけされたことから、新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫作業に従事した際に支給される手当について所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。新型コロナウイルス感染症に対処するため防疫作業に従事した際に、1日につき3,000円を支給することとしております手当に関する規定を削除させてい

ただくものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

16番、赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） これを制定したときも私おったのですが、町内の拡大がそれほどなくてよかったなど、今振り返って思っております。それで、これ削除はするのですが、今まで3年間でこれが適用になったおおよその数なんていうのは教えていただけるのでしょうか、よろしくをお願いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

今回の適用になった事例はございません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第46号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第47号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（廣田清実議員） 日程第8、議案第47号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第47号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、14款国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億9,428万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 議案第47号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明いたします。

事項別明細によりましてご説明いたします。それでは、9ページをお開き願います。歳入補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。また、主なものについて説明をさせていただきます。

歳入。14款国庫支出金、2項国庫補助金196万1,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金196万1,000円の増は、今年度の個別接種に対応した国の補助金で補助率10分の10となります。

次に、歳出の説明をさせていただきます。13ページにお進み願います。歳出補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。また、歳入同様、主なものについて説明をさせていただきます。

歳出。4款衛生費、1項保健衛生費196万1,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の増196万1,000円は、謝礼を753万9,000円減額し、個別接種促進補助金950万円としておりますが、コロナワクチンの個別接種促進のための支援として、今年度は個別接種に協力する医療機関に対し、週100回以上の接種を5月以降の8月末までに4週間以上接種をいた

だいた場合に、1回の接種当たり2,000円の補助を行う仕組みとなったもので、国の制度設計の変更に伴い、謝礼から補助金への予算の一部組替えを行い、不足する分を増額して補正額を950万円としたものです。本町では2つの医療機関に補助を行う予定です。

以上で議案第47号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議がないようなので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

15番、昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 13ページ、補助金2施設ということですが、固有名詞出せるでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町内今個別接種を実施している医療機関10医療機関ございますが、そのうちこずかた診療所と徳永整形外科の2か所となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

その他ございませんか。

16番、赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今10の医院でやって、なおかつ2病院に謝礼というのですか、これを適用させるということなのですが、これ以上増える可能性はないのでしょうか。あったときは、例えばまた補正を組まなければならないとか、そういう状況なのでしょうか、その辺の答弁をお願いします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国の制度設計上、国の実施要綱が週100回以上の接種を5月1日から7月2日までの期間、

7月3日から8月31日のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合、100回以上の週における接種回数に対して支援を行うもので、かつ時間外、夜間または休日に係る接種体制を用意していることというような条件というか要綱がございます。そうなりますと、現時点では2か所の医療機関ということで私ども見込みました。

ただし、今回の補正予算については、予備として若干、292回分等の約60万円ぐらいの予備として見込んだ額でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 2か所しか限定されないということですから。

その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第47号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議案第5号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について

○議長（廣田清実議員） 日程第9、発議案第5号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

（職員朗読）

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明を求めます。

8番、小川文子議員。

（8番 小川文子議員 登壇）

○8番（小川文子議員） それでは、提案理由の説明をいたします。

発議案第5号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、5請願第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願について、教育民生常任委員会において審査報告を行い、本議会において採択されたことに伴い、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものであります。

意見書の概要は、新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院ができない医療崩壊や介護を受けたくても受けられない介護崩壊が現実のものとなりました。これは、医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、ケア労働者の処遇改善が必要であり、16時間を連続で働く過酷な長時間夜勤や極端に短い勤務と勤務の間隔を解消することなど、労働時間規制を含めた実効ある対策は猶予できない喫緊の課題です。

また、毎年のように発生している自然災害時の対応や新たな感染症に備えるためにも平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など、機能強化を要請するものであります。

意見書の提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑がないようなので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第5号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

○議長（廣田清実議員） ここで高橋町長より挨拶の申出がありましたので、これを許します。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田議長さんからお許しをいただきましたので、一言御礼の言葉を述べさせていただきます。

まず、その前に今定例会におきまして、議場の改修工事につきまして皆さん方に予算措置をお願いしたところ、ご可決を賜りました。それで、来月から11月までの5か月間にわたりまして、議長さんをはじめ議員の皆さん方にはいろいろとご不便をおかけいたしますが、その際、特にも9月議会は決算議会で長丁場になるわけですが、どうか議長さんをはじめ議員の皆さん方にご協力いただきますことをまずもってお願いを申し上げます。

それから、今定例会は、今月7日から本日まで9日間にわたって開催をさせていただいたわけですが、特にも今任期、議員さん方には4月30日からスタートいたしまして、特にも5月9日、議長さんをはじめ議会の構成が決まって、そして今定例会で皆さん方に本格的に一般質問を通して論戦を取り交わさせていただいておるということで、特にも一般質問につきましては、昆秀一議員、村松信一議員、赤丸秀雄議員、そして高橋恵議員、高橋安子議員、横澤駿一議員、谷上知子議員、そして木村豊議員、小川文子議員、小笠原佳子議員、そして最後に高橋敬太議員と11名の議員さん方から大きい項目で29項目にわたっていろいろご質問をいただいたわけですが、そのご質問いただいたことで私らも今後しっかり皆さん方の熱き思い、意を体して対応してまいりたいと、こう考えておりますので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと。

特にも、これから町政に求められるのは、スピード感を持って対応しなければならないことですので、職員一丸となって廣田議長さんをはじめ議員各位のそういったご意見、ご提言をしっかりやり抜く覚悟でございますので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと。

今回の一般質問のほかにも条例の一部改正、それから一般会計、水道事業会計、下水道事業会計の補正予算など、合わせて10件の議案を提案させていただいたわけですが、全てご可決を賜りましたことに本当に感謝を申し上げます。

そして、今後の町政運営に当たりましては、先ほどからも皆さん方にお話を申し上げておるわけですが、この議場以外でも何か緊急のことがあるときは、うちのほうの職員にも遠慮なくお話をさせていただいて、そして議会と当局が一体となって町民の皆さんの幸せを守るために一致協力させていただくことを心から願って私の御礼の言葉に代えさせていただきます。

今定例会、大変お世話になりました。そして、ありがとうございました。

○議長（廣田清実議員） 以上をもちまして6月会議に付託された議案の審議は全て終了いたしました。

矢巾町民歌の斉唱を行います。

（町民歌斉唱）

○議長（廣田清実議員） これをもって令和5年矢巾町議会定例会6月会議を閉じます。
大変ご苦労さまでした。

午前11時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員